

# 復元

第 拾 六 號

昭和二十四年十月

諸井 政一 正文遺韻補遺……………一

柏原 源次郎 因縁と戦う……………三

上村 福太郎 古 老 話……………六

復  
元

第  
十  
六  
號

# 正文遺韻補遺

諸 井 政 一

去る昭和十二年刊行した正文遺韻の補遺として、こゝにこれ等の筆録の内容を公表したいと思う。然し乍らこれ等の記事は何れも、政一伯父自らの脳裡を通して新に書き著されたものというよりも、或は本部の記録から、或は古老の傳承を、たゞ書き写して残されたものに外ならぬ点に於て、この遺稿集の補遺として掲げることはおこがましい様に考えられるが、兎も角、故人の刻明な筆によつて詔し留められているものであり、一つの書写した資料としても参考に價すると信ずるが故に、敢て掲げる事にした。

この内各の中、最後の一篇を除いて、他の総ては皆、「最初の由來」と表記された一冊の文書の中に記載せられている。この文書は政一伯父の特に秘藏の記録であつたと推定せられる。それは本人が特に念を入れて上質の用紙で自ら特殊の装丁を施してあることから伺われる。

これ等の筆録は正文遺韻の編纂に当り、一應印刷に附したのであつたが、実は時既に我國には軍部ファツソムによる思想統制の勢強く、この公刊によつて或は累を本教々團に及ぼしてはならぬとの配慮の上から、最後の編入決定の時に、そのまゝ、時除外せられることになつたのである。今こゝにこれ等を公表出来ることは、正文遺韻を全うする所以でもあり、編纂者として寔に有難いことであるが、恐らくは故人の霊も定めし喜んでしてくれることであろう。

この内容の中には、既に一般によく知られ、他の写本によつても十分に親しまれていゝものもあるかも知れぬが、何れにせよ、これ等は写本の一つとしても十分味読せられて然るべきものと思う。例えば「最初の由来」は、この文書のあることは他によつてわかつていても、これが何時にいつて記されたものであるかは、他によつては不明であつたが、この政一伯父の巻頭の記録によつて、始めて明白にせられたのであつた。この意味に於て、この他の点に關しても、少くとも当時明治三十年前後頃の木部を中心とする一般の教理把握の内容を知るべき資料として、役立つことが出来ると思う。

五つの記事の見出しの数字は、便宜上自分がこの復元へ発表するに際し、つけたものに過ぎない。但し語句の見出しのあるのは、政一伯父の筆によつて記されてあつたものである。この中、二及び五は古記写本の一つであり、二は明治十九年本と称すべきものの一つである。三は如何なる種類のものか今わからぬ。四は既に一度本誌上に山沢為次先生により發表せられたが、更に故人の筆による後数年の記録を末尾に附け加えて記載する。

これ等の筆録せられたのは、大体明治三十年頃であらう。但し實際これ等の内容が最初の稿者によつて書き記されたものは、これより相当以前であることは申迄もない。

尙、文中、註とあるのは総て稿者政一伯父自らの加筆である。私自らのものは名前を明記した。用字法は総て草稿のまゝである。但し「甘露台立神樂本勤之訳」は全文片仮名書であつたが、之を平仮名書に統一した。仮名の側点は読み易き爲に附けたものに過ぎない。

読まれる方は以上の諸点を心に置いて之に対して頂きたいと思う。

## 一、最初の由來

此書、明治十九年十二月、本部設立準備運動ノ為、上京シタル今ノ木部員、鴻田、清水、諸井、増野ノ四氏、神道本局へ差出サンガ為、東京木挽町ナル某旅舎ノ樓上ニ於テ、嘗テ、承リノ教理ノ手記ヲ取出シ、互ニ誤無キヲ質シテ、輯録セラレタルモノナリトゾ。本局ニハ、今尙保存セルヤ否ヤ。

附録セル 天理教会由來略記ハ、明治廿四年、郡衙ヨリノ請求ニ應ジ、本部ヨリ差出シタルモノ 写シナリ。草稿者ノ 時ノ木部理事橋本清氏ナリ。

明治三十拾年夏

諸井政一 謹写

天理王命と称する由來ハ、大和國山辺郡旧庄屋敷村、中山善兵衛の妻みきと云ふ。此人、同郡三味田村、前川半兵衛の娘にて、拾三歳の時、中山善兵衛へ縁付致しながら、其頃より、夫に付くことを嫌ひ、無理に親が縁につかせしなり。

幼年の時より信心深く、口比、念佛の有志、又は難遊の者共に、救助する事夥しかりけり。扱、自身、出産する毎にハ乳沢山に付、隣家の乳不自由なるものには、阿三人ゾも乳をのまして助けける。

其中に、男子若人預りて乳の世話致し居る折から、其預り、痘痘に罹り合せ、十一日目より黒痘痘と相成ニ付、医

師にかゝりて承るに 此痘痘で、 迎も助かる事ノハツケ敷と被申ニ付、我、世話中ニ死亡させてハ何とも申わけなしと思ひ付 我夫へも不告して、一心不乱に氏神へ参り 其他 八百万の神様を呼出し、此度、我預り子の痘痘を助け被下 此子の壽命を八十歳まで被下度 無理な願に、あれ共 百日の既し参りを致しますと願ひかけ、右願の通り壽命を被下なら、其代りに 我子三人有之内 掛り子若人残し被下バ あと式人の壽命ノ差上升。

猶又、子供式人で不足なる時ハ 願満の上、 我壽命も差上申すと願ひかけ、其外、奈良二月堂の観世音 稗田村の大師 武藏村の大師 この三ヶ所へ 一年三月の月参りの願を立て、一心不孔に願へ、 預り子無難にて全快致し、此人、今日に至りても存命なり。

其後に至りて、我子代りに差上げたる壽命、 一度に若人迎ひ取りに成り 又その魂を宿しこみ、再度出産し、其子又迎ひ取りに成りたり。此事、 後に神の仰あり。

然るに 天保八酉年、右みき四十歳のとき、十月廿六日 長男善右衛門 農業を致し居るに 俄こ足痛み、早速医師に掛り 可成丈養生致せ共 痛み治まらざるに付、同郡長滝村、山伏市兵衛なるものを雇ひて、護摩を焚き、寄加持をなしけれバ、(同郡勾田村をよと云者を雇ひ幣を持たず) 痛治す。又痛めバ 同人を雇ひ寄加持をす。痛治す。

故に 一ヶ年に十度も護摩を焚き、寄加持をする毎に 痛み宣敷、みき、四拾壹歳の十月廿四日の寄加持に 始めて、みきに幣を持せしに 夫より、みき夢中となり、おそろしき勢にて、我ハ天の將軍なりと云ふ。故に恐れて伺へ、此度ハ みきの心躰を社に貰受に天降りりと云ふ故、皆の者、神とハ更におもはず、是は狐狸の類、附きものしはざと存じ、親類一同寄集りて退ぞかせんと断りけれど、此方、 なかなか退ぞく神ではなし。其方の躰を神の

社に貰ひ受に天降りたり。貰ひ受たる上ハ、此方のまゝにて、三千世界を助け教へて、神の体とす。是を彼是と申すならハ、此家を断絶に及ばず事と仰あるに付、抛なき次第にて、然らば差上申すと、申上げられバ、みき、常の如く成れり。

同じく廿六日の夜、九つ時に、みきの寝間の天井、俄こ音高くひゝきて、身重くなるとおもへば、心にハ覺えあるともなく、耳に聞ゆるにハ、我ハ即ち、國常立命といふ神であると斗り、又神が代りて出ると聞せ給ひ、又身が重くなるとおもへ、我ハ面足命といふ神なり、我が姿を現せば恐ろしきものぞと。又この世を始め出したる元の神々、代り／＼降ると聞せ給ふて上り、夫より、今日に至るまで、月日よりいつといふことなく、刻限々々にをり／＼御咄しあるに、我兩人の神ハ、泥海中より顯れ出し、無き人間、無き世界を拵へたる神である。

今、天降る為に是迄に、寄加持を教へおきて、天より見澄せハ、この屋しきハ人間を拵へたる、最初に宿仕込たる屋しきの因縁あり。又みきの魂ハ、人間宿仕込たる元の親伊邪那美の命の魂を授けおきたる故、何れの人をも助けたいとの心あるなり。

世界中に我子ほどかわいひものハなし。夫に我子三人も差上げ、その上に、我が壽命までも捨てる心ありて、人の子を助ける心底を見るに、其心といふ、世界中の最初の親であるゆへ也。元の道具につかふた魂を、この屋敷へ引寄せたる、夫を天より見澄し、天降りたる事なり。然る上ハ、神のまゝなり。此さき、神の云ふ通りするがよし。就て、今より、この上もなき貧に落切て、夫より世界を助けさすべしと仰あると雖も、親類共、寄集り申に、神やといふて、貧に落切れと云ふ様な神なれハ、何でも敷でも退ぞかさんと、内々、申に及ばず、親類まで晝夜に限らず寄合ふて、彼是と談じ合ひて居る折から、藤堂和泉守殿の役人、同那別所村萩村氏、同郡福住村勝田氏等も罷越

被吳て、神を退ぞかさんと、種々手に手をつくせ、尙も強く成るばかり、中々以て退ぞかず。如何様にするとも我は必退ぞく神にあらずと仰らるるのみ。

又みきハ皆々の者に被責るによつて、井戸、溜池などへ身を投げんと、間近へたちよれば、足ハ動かす。故にあともどりいたせし事ハ度々なり。又親類ハ此やうな神を祈ることなら、附合せずと申せども、神ハをり／＼御降りありて、何でも欺でも、家財を人に施せといひ、然る後ハ、三千世界、珍らし助けをさせると御咄し有之故、内々の者、抛なくして仰に随ひ、相当の百姓で有之処を、神の仰に随ひ、建物、家財不残十ヶ年の間に人々へ施し、身代を皆無にして、難澁いたし居りしに、誰がいふともなく、自然に人々が拜みに参り、何事も天理王命と拜すれば、助かること不思議なり。自身に於てハ知らぬことばかりなり。

ここに、天理王命と名付給ふ事、みきの心、天理に叶ひたれど、人間にハ神名をつくること不能故に、この屋しきの地名に、末代の名に授け給ふなり。

この屋敷といふ、人間を始めし、因縁の屋敷、又助けといふ、元々人間拵へたるも同じこと、無い助けなり。このやうの心実を教へ、珍し助けを教ふるも、誰も知りたるものハなし、元々、最初世界初、人間始めしも同じこと、容易なる事でハないと仰給へり。

## 二、傳

此世の本元なるハ、地天、水土もわからず、世界も無く、人間もなく、泥海ばかり。神といふハ月日なり

月神ハ國堂立命といふ。日神ハ面足命といふ。

月神先に國床を見定め付て。日神に託じ、丸の中に 月日ばかりにて、神といふて敬ふものもなし、何のたのしみもなきゆへ 人間といふものをこしらへ 其上世界をにじめて、人間に魂が入こみ、よろづをしへてかゝり 陽氣ゆさんを見やうと相談さだめ、人間を拵へるに、雛形道具無くて、出来ぬ故、雛形見出すもやうと見澄せば、泥鱸ばかり 其中に魚もみいも 外なるものもまじりゐる。此魚ハぎぎよといふ。又人魚ともいふ。顔ハ人間の顔で、鱗なし、人間のはだ。又みいハ 白ぐつなといふ。此者人間の肌にて鱗なし。横目ふらず一筋なる心姿を見て、之を引よせ、雛形に貰ひ受けやうとて、いやがりてにげあるくものを、無理に引寄せ、樂みのはなしをきかせ、人間を拵へ 世界をこしらへたる上ハ 此世の親神といふて、拜をさす。又此世の年限たちたなら、元の屋しきへつれかへり 陽氣遊參をさすと、承知をさして貰ひ受、人間のたね、なはしろと成し、是に神名を授けて、ぎぎよを伊邪那岐命、みいを伊邪那美命とす。

是にしこむ道具をと見すませバ、巽の方に龜が居る。是を女の一ノ道具皮つなぎとし、是に神名を國狭土命とさづけ、亦乾の方に鱈鱒が居る。(川で鱒と云ふも同じこと。)是を男の一の道具、骨の守護とす。是に神名を月詭命。又東のかたに鰻が居る。是を呑喰出入とす。これに神名を雲詭命とす。又未申の方に鱒が居る。これをいきふきわけとす。是に神名を惶根の命とす。又西の方に黒くつなが居る。是を粒毛一切引出しとす。是に神名を大斗乃辺命と授く。丑寅の方に鰻が居る。是を生死のえんきり よろづきるものとす。これに神名を大食天命とす。又泥鱸が九億九万九千九百九十九居る。是を魂とす。是等を引寄せ、道具の魂に成てくれと頼めばいやがる故、神といふて拜をさす、又世の年限たちたなら、もとの屋しきへつれかへり 陽氣遊參をさすと約束して、承知をさし貰ひ受、喰ふて心姿味ひ見て、夫々道

具魂とす。

月神の喰ふた方を男と定め、日神が喰た方を女と定め、岐魚へ男の一の道具をしこみ、月神の心入り込み、みへ女の一の道具をしこみ、日神の心入込、北枕西向にねて、九億九万九千九百九十九の人数を、三日三夜に 奈無ノと式人づ、宿しこみ、三年三月止まりて、それより岐と美と共々奈良初瀬七里の間へ 七日かかりて産みおろし、残る大和中四日かゝりて産みおろし（此十一日を産明と云）山城、伊賀、河内、この三ヶ國へ十九日かゝりて産みおろし（都合三十半帶屋と云）。 残る國々四十五日かゝりて産みおろし終る（是にて七十五日是を帶屋中と云）。

其産おろし毎に親のいきをかけておき、伊邪那岐命、一度産みおろしまはりてくれてしまい、この人ハ五分から生れて五分ノと成長して、九十九年に三寸まで成りてみなはてたり。又一度教へた守護で、同じ胎内へ元の人数やどしこみ、三年三月と、まりて、元の日数の如く 日本國中七十五日かゝりて産みおろし、此人も五分から生れ、五分ノと成長して、九十九年三寸五分まで成長してはてたり。又元の胎内へ元の人数宿しこみ、三年三月止まりて、元の日数の如く七十五日かゝりて産みおろし、この人間も五分から生れ、五分ノと成長して、九十九年に四寸まで成長す。

是を見て、これならば 五尺の人間に成ると、月日の聞かせ給ふ事を、よろこんでにつこり笑ふて、美かくれて仕舞。

この四寸のりと、につこり笑ふた理をもつて、生れでる穴ハ四寸に二寸、死にゆく穴ハ四尺に式尺と云なり。この人も親のあとを慕ふて、慕はてたり。最初産みおろしの地場を宮地とし、二度目の地場を墓地とし、三度目の地場を原地、又辻々（観音、地藏其他）参り所とす。是を一宮、二墓、三原といふ。

夫より鳥、畜虫、異形の者に 八千八度生れ變れり。夫故今の人間ハ 何の眞似でもできるなり。此年限九千九百九十九年。この年限満たる時、皆死亡す。其中に猿彗つ残る。これ國狹土命なり 此者の胎内ハ月日の守護で男五人女五人と、十人づゝ宿しこみ、十月たちて 此人も五分から生れて、五分五分と成長して、八寸まで成長した時に 泥水中に高底出来かけ、壹尺八寸に成るまでに 子が親と成、元の人數生みそろひ、水土はけかけ、一尺八寸に成りてよりハ 男壹人女壹人と貳人づゝやどしこみ、三尺まで成長したる時に はじめてものいふ事となれり。今の人間も、三歳でものをいひかけ、ちゑも出来る、この理なり。三尺よりハやどしこみを一人とさだめ、順々成長に應じての食物をあたへ来るなり。五尺になるまで人間の成長に應じ、天地、海山 水土をわけ、五尺になりし時速かに分りしなり。

人數九億九万九千九百九十九人の内 大和國へ産みおろしたる人ハ 日本の上に ほか國にて産みおろしたる人ハ 唐や天竺の地へ上りゆきたり。そこで外國といふ。

此年限九億九万年の間水中住ぬ、陸に上りて六千年ハ月日よりよろづ教へ智恵のしこみ、夫より今日まで、四千年乃間文字を教へ よろづ月日がりこんで教へ来ることなり。この年限九億九万九千九百九十九年ハ 四十九年以前こ立ちたるなり。

一 國常立命ハ男神。天にて、月神なり。姿ノ頭一ツ、尾一つの大龍なり。先に國床を立て國を見定めし故、國床立

命と云ふ。又國見定之命と云ふ。又宿仕込の時究故に 月と云ひ、天と云ひ、水と云ひ、南と言ひ、父と云も同じ事。人間身之内目胴のうるほひの守護、佛法にてハ千珠釈迦。

二 面足之命ハ女神。天にてハ日神なり。姿ハ頭十二 尾三筋の先に三ツの劍ある大蛇なり。宿仕込の時身が重く成る故に 面足之命と云ふ。又日々理を増す故に 日輪と云ふ。頭十二 一ツを一月として、一年ノ十二月と定め、一日も十二時といふ。又十二支と云ふ、頭十二の名前なり。火と云ひ、地と云ひ、無と云ひ、母と云ふ、皆同じ事。佛法にてハ 三尊之阿彌陀、又せし観音と云ふ。人間身の内ぬくみの守護なり

一 國狭土命ノ女神。天にて、巽の方にて源助星と云ふ、姿ハ亀なり。亀といふ者ノ皮強く地に附て踏張り強く倒れぬもので 土色なる故に 國狭土命と云ふ。人間身の内 女の一の道具に仕込。夫故におなごと云ふ。おめこといふ。人間皮つなぎ守護。佛法にて、普見菩薩、達摩大師、辨天、結の神 おふばくさん。よろづ津なぎの守護なり。

一 月詭命ノ男神。天にてハ乾の方にて、破軍星と云、姿ハ鯨鉾と云ふ。鯉の幼経たるも同じこと。勢強く へんにしやくばるもの故に 人間身の内男の一の道具に仕込。へんの子と云ふ。おとこといふ、宿仕込の時につく故に 月詭命と云ふ。佛法にてハ八幡菩薩、聖徳太子、人間身の内骨の守護。

一 雲詭命ハ女神。天にて、朝の明星。姿ハ 蝦。頭の方へも尾の方へも自由に出入する。苦をよけるで雲詭の命と云ふ。佛法にて、文珠、龍王、しんのふ、水神 薬師。人間身の内飲食出入の守護。

此五つ柱の神、五倫五体といふ。

一 惶根命ハ男神。天にて、未申の方数ある星。姿は蝶なり。蝶ハ身薄くある故、風の守護とす。人間息のあざや

かなものを かしこひといふ故に 惶根之命と云ふ。佛法にてハ 大日如來、法然上人、人間身の内 息吹分の守護

分  
是にて人間身の内六体といふ。なむあみだぶも六体。なむハ目に温み、あみハ皮に骨、たぶハ飲食出入に 息吹

此世界にハ 水と火とが一の神 風より外に神ハ無し。自ハ風なり。風ハ神なり 如何な悪きも吹拂ふなり。

一 大食天命ハ女神。天にてハ丑寅の方に集る星。姿ハ鰻。是ハ喰て能くあたる故に 生死の時の切る道具とす。此魚ハ大食するものである故に 大食天命と云ふ。佛法にて、 虚空藏、妙見、鬼子母神 龜末、橋詰 宇治の縣、しよふてんぐ。奈良の二月堂、丑寅鬼門ノ神。万切物の守護。

以上七柱の神を、天神七代といふ。國狭土命以下五柱を地神五代と云ふ。

一 大斗之辨命ハ男神。天にてハ宵の明星。姿ハ黒くつな。此者ハ勢強く。引てもきれぬものゆへに 粒毛、その外方引出しの守護とす。今物を引出すにハ をづながいる。をゝとのへんければ、引だされん。そこで大斗の辨の命と云。佛法にて、 不動明王、弘法大師、人間産れる時、引出しの守護。

一 伊邪那岐命、男神。天にてハ 天の川を隔て七夕の星。姿ハ岐魚とも人魚とも云ふ。此魚、横目ふらず、一筋心。顔ハ人間で鱗なし。人間の肌の魚故に 伊邪那岐命と云う。人間種の神。

伊勢の内宮、天照皇太神宮といふ、此神なり。

一 伊邪那美命ハ女神。天にてハ 天の川を隔て七夕星。姿ハ美とも、白くつなとも云ふ。此者ハ 横目もふらず一筋心。人間の肌にて鱗なき故に 伊邪那美命と云ふ。人間苗代の神。

存勢の外（口といふハ）この神なり。

### 甘露臺立神樂本勤之譯

- 一 甘露台。（尾は此世の）下台六角にして 差渡し三尺、厚み八寸。其上に六角にして 差渡し二尺四寸、厚み八寸。其しに六角にして、差渡一尺三寸、厚み六寸十重なる。其上に六角にして、差渡し二尺四寸、厚六寸（何れも五分分のてへせ）右の石都合十三重ね、高さ八尺二寸。是元々十柱の神の謂れ形で、此上に十鉢にて、食物五升備へて木勤する。（尤も勤の人数は心澄たる者揃ふ事なり）備へたる食物に 天より甘露與へ 是は人間の壽命藥となる。
- 此の甘露は、心澄みたるものに 神より與へ 心澄まざるものは、戴かんと手を出せば、引く事出来ぬと聞せ給ふ。此甘露台の場所と云ふは、伊邪那岐の命、伊邪那美の命、種子、苗代にして、人間宿仕込たる其の本真中へ建置。此台の廻りにて神樂勤の趣意は、十柱の神打揃ひて、無ひ人間 無ひ世界拵へたる理を以て、元の親神 籬形、道具、皆揃ふて珍らし助けの勤なり。

一 國常立命は獅の面。胸は白木綿五巾七尺。胸三人。尾一肋 五尺、先は丸。

一 一面足命は、獅の面。胸は白木綿七巾八尺。胸三尺。尾三筋。五尺、先は剣。

一 あとの八柱の神 男神は男の面を冠り、女神は女面を冠り 鳴物数九つ入。

- 一 芽出しの勤
- 一 虫拂ひの勤
- 一 成熟の勤
- 一 雨乞の勤
- 一 雨預の勤
- 一 痘痘除の勤
- 一 悪難除の勤
- 一 子願の勤
- 一 帶屋願の勤
- 一 肥し助けの勤
- 其他勤種々

但 肥の助と云ふは、糞三合 灰三合 土三合 都合九合を一袋一駄の助となる。百駄づゝ一勤に掛る。是は三三九の理を以てす。心の眞実が肥と為る。

帶屋許は、この屋敷へ願ひ出るなら、腹帶いらす、もたれものいらす、毒忌いらす、七十五日の身のけがれなし、常の通りで生るゝ事、又このさきは帶屋自由よふ延しなりとも、早めなりとも、帶屋助は人間を拵へたる神の証拠に 万助けの道明けなるぞや、

又、八十九歳に成る老母に赤き衣服は、天照の如く世界中はあかるくなる 夫故に社の赤き衣中に月日こもりゐるから何事でも見へる、夫ゆへに外なる衣服着くれば身がくらくして着て居る事は出来ず、社であるからいつまで居てもよわるめはなし。

## 一一

此世、無い人間 無い世界、を何の形もなしにこしつへつゝ、なか／＼一寸のことでないぞや。此度の助け教へるも、今までに教へてないことゆへ これまたむづかしきことである。此世、月日の体也、天ノ父、地ノ母、天地だき合の世界也、人間、月日のふところに住居してゐる故、人間のすること月日しらん事は無し、人間ノ神の子、人間に

まさる神ハなし。これまでに神や佛と拜をして居たれども、紙や木や金で拵へたものに月日入こんで教へる事、できぬ故。元の約束あるゆへ 元なる地場へ 元の神の魂を人間と産出し、一に親を顯し出して、万事を教へてかゝる 口ノ月日皆かりて 心ノ月日皆かしてゐる 人間身のうち神のかしもの、めどふうるをいハ月神のかしもの、ぬくみハ日神のかしもの、女一の道具にかはつなぎノ國狭上命かしの、男の一の道具にほねハ月夜見の命かしの、のみくし出入ハ雲読の命かしの、しきふきわけハ皇根命かしの、是で五偏六体神のかしもの、此六柱の神が身の内守護するゆへらくと ぶ。神の守護不足すればらくでないといふ。夫故に他人といふは更になし、皆兄弟なり。此元を知りたるものハないゆへに わがからたハ我物とおもふ。我子ハわが拵へたとおもふてゐる、是が月日残念なるぞや。この世に病ひ、ばげもの、つきものも、必ずあると思ふな、人間に病といふてなけれども、みなめい／＼の心違ひの道があるから、この道ハぼんぶ心に八つある。をしい ほしい かわいい にくい うらみ、はらたち、よくこふまん、これが八つのころちがひや、十五歳までの小兒のあしきハ 両親のほこりを子に現して親の心げけんする。十五歳以上の者の悪しきハ 病む事、災難ハ 我身ノ勿論 家内中のほこり積り重なる。それゆへに 心なをしいけんりつぶく。しいけんもにくさでノない 助けたいから、人間も我子思ふてしやんしてくれ、はらのたつものかわいゆへから。神に助を頼むなら、神の教の通り 家内残らず十五歳よりの心得違を眞実にさんげして、此後ノ神の教の道を守りて、うそをついしよと よくこふまんなきやうに 人のしハわるくいはんやう、かく人を大切にして、人を助ける心と入かへ、其心神がうけとり ちづ助け守護する。今までにこの助け教ができぬから 病といへノ 医者藥 おがみきとうや、まじないゑきはんだん、人間のしゆふりこゑにをしへ未たるで、じうりこゑといふは、作物にたとへて話する。稻でも始めて種を苗代へおろし、成長して田地へ植付、たん／＼成長に應じ、こゑも世舌

もする間ハきくけれども、十分にみのりたらこやしもきくまい。それより刈取うすすりしてとふみにかけて、ほこりと正実とを吹分るである。人間も同じ事で、是までにかみが入こんで、どのやうなことも教へんといふこと、ない。この度の助け教へと云ふハ、これもたゞ事教へ、ほんしんちつををしへて、一れつのむねのそふじにかゝるから、うそとおもへハうそとなる、誠とおもへ、まこととなる、見えぬことをばときおいて、さきで見えたら是が神やで。人間ハあざないものや、先の道筋更にわからん。死行といふてゐるけれど、必ず死行でハなし、身の内、神がしりぞくなり、死行といふ、ふるぎをぬぎすつるも同じこと也。

#### 四、附、天理教會由來略記

天理教會教祖、故中山氏ハ、前川半七氏の長女にして、寛政十年四月四日、大和國山辺郡三昧田村に生る、天性溫良恭謙にして、物に逆ふ事なく、強記にして、幼年の時より、目に触れ耳に聞たる事は、事の大小精疎に拘らず、人に語るに、一も遺却すること事なし。

幼稚の時ハ、終日双親の膝下にありて、能く命に従ひ、命の下るを、己れの娛と爲し、他の少女の如く、無益の遊嬉に時を費さず、朝ハ夙く起き、夜ハ晩くねて、能く父母を扶け、暇あれば、教へざるに裁縫を爲すこと、恰も熟練せるもの、如し、隣俗の人、みを其奇を称せざるものなかりき。

又少時より、既におもしろく物を好むなり、好む一寺院に行り、竹侶の説教を聽聞し、而かも感覺すること、大人に譲らざりきとぞ。

文化七年二月五日を以て、中山善兵衛氏に配す、其の貞操、婦道を守ること、凡庸の希求すべき所に非ず。『つて 夫善兵衛氏の外妾あるに当り 聊か妬心無きのみならず、却て隠然妾某を喚び、己れの衣裳、或、金穀をあたへ 加之、新衣を纏、しめ、髪を結ハしめ、而かして夫と共に諸方に遊バしめたること屢にして、夫に鄭重の待遇あらんことを望みけれバ、妾も其仁慈の厚に感じ、独り涙に咽びけるとなん。

嘗て夜盜あり。倉庫を穿ち、綿を盗む。村人之を認めて、為に報ず。教祖之を聞き、その懇情を謝し畢り泰然として、徐ろに曰く 人好んで盜をなすものなし。困苦に堪へざるの余り、偷常を敗ふるに至る也。且、人の綿を盜むと思へ、惡むべきなれども、翻て能く考ふれば 宿縁のあるありて、借りたる物を返すべき時、未れる成るやも、り難し。実に天理ほど恐ろしきものハ無し、何ぞ、その非を鳴らし、其惡を警むるに足らむや と敢て門ふ所なかりき。

文政十二年、教祖三拾式歳の時、富乳にして三兒在るにもか、ハらず、乳余れるをもつて、隣家なる足立源四郎の嬰兒を預り育す。然るに この時、諸方天然痘を患ふるもの多く 該兒照之承も又感柔す。時に四月二日也。乃ち近郷の医を聘し、種々治療を加へたりしも、其効なく 同月十二日に至り、黒痘に變じ、醫師匙を棄て、病狀岌危なり。教祖乃ち意を決すらく 今此兒に万一の事出未せば 彼両親の慨嘆如何斗りにやあらん。己れ又如何にしてか答ふることを得ん。今や躊躇するの時にあらず。先づ我身命を捧げて、神明の冥助を受くるより他に策なしと。

則ち身には白衣一重を纏ひ、徒跣産土之神の庭に祈り 又嘗て信奉する十柱の大神を祈り、己れ乃小兒の生命を以て、該兒に代らんことを乞ひ、祈言をらざりけれハ 數日こして嬰兒の快復を見るに至り 遂に哺育を全ふして、返戻せりとなん。後數年、女兒式人病を以て死す。天、教祖の真心に感應し、祈請を容れ給ひたる結果とこそいふべけれ。

天保九年、教祖四拾壹歳の時、十月廿六日夜、神憑り告げて曰く汝の慈悲心深を愛し、汝に憑て以て神教を布き、世道人心を濟はんとす。汝曾て信奉する所の神あり。今より天理王命と唱へて、神の教を奉すべしと。教祖は爾末神教を奉じて、背戻せず。神教を傳へて、怠らず。十数年間にして、悉く財産を貧困の人に投じ、遂に世の困苦の限りを身に試み、而して後、信仰の徒、除々に出で未れり。

嘉永六年、教祖五拾六歳の時、式月廿式日 夫善兵衛氏六十八歳にして死す。これより教説一層進めり。

慶應三年、教祖七十歳の時 一、二下り神樂歌を草し給ふ。而して、嘉永八年後、今年に至るの間 神官、僧侶或、山伏の如きもの、時に来りて、質問を試み、或ハ躁暴の狀を呈せしことも、間々ありたりと云ふ。然れども教を奉ずるの徒、日に増し、月に加ふるを以て、此年、教祖の長男秀司氏、京都なる吉田殿に願ひ出で左の辞令を受けられたり。

和川山辺郡庄屋敷

秀司

右依頼

天理王明神玉串納ノ事所申請如件

神祇管領家

慶應三年七月

公文所

木綿手纏之事許交

大和國山辺郡庄屋敷村秀司治繁訖向後可懸用狀如件

慶應三年七月廿三日

神祇管領

正文遺韻補遺

一七

身曾貴被祝詞

高天原丹神留坐寸、皇親神滌岐神滌美神遠以天伊邪那滋尊日向乃橘乃樽原丹禊被比給比志時丹生坐留大神等、諸々乃汚穢遠被比給辺清米給辺止申寸事乃由迂 八百万乃神諸共丹平介久安介久所聞食止白寸

慶應三年七月廿三日

神祇管領

參詣次第

先 前 濟(早旦行水)

次 社 參

次 進 神 前

次 身 曾 貴 被 祝 詞

次 三 種 被 祝 詞

次 心 中 祈 念

次 拍 手 口 傳

次 一 揖 退 下

右授秀司治繁訖謹莫怠候

慶應三年七月廿三日

神祇管領

明治元年、政府の改革と共に 神祇管領も廃せられ、随而右の辞令も無効に属せり。然れども、信奉するもの、月

に増加し、参詣する人、日々間断無かりければ、警官の禁止すること嚴なり。秀司氏大に之を患へ、一時口実の爲め宿屋業、蒸氣湯等を営みたることあり。

明治八年、教祖七拾八歳の時、故なく人を参詣せしめ、祈禱を成したりとの廉を以て、奈良監獄署に拘留せらるゝ事数日なりき。爾後此故を以て、拘留、或ハ科料に処せらるゝ事、幾回なるを知らず。而かも、教祖ハ聊かも之を苦むの顔色なく、又官吏を敵視するの動作なし。信徒ハ彌々盛大にして、詣者彌々増殖し、帰依するものの赤心、又止むべくもあらず。爰に於て、秀司氏囹りて、明治十三年九月、金剛山慈福寺住職、少講義日暮宿貞を會長に聘し、佛式なる一の教会を開設せり。

明治十四年三月一日を以て、秀司氏帰幽せらる。齡六十巻歳。

同一五年九月、先年設置せる佛式教会を廢せらる。是、故秀司氏が一時の策に出しものにして、教義に悖り、神意に背き、教祖の意向とハ、永炭相容れられざればなり。

同拾六年夏、旱魃なりければ、村人の請に依り、祈雨祭を為す。時に天一点の雲もなかりしに、俄然雨、盆を覆すが如く、雷鳴さへ起りて、三嶋領地ハ十分の霑を蒙りぬ。而かも他村領にハ、一滴だも及ばざりしぞ不可思議なりける。然るに、突然警察官吏出張せられ、祭事に従事せしものを拘引し、祭具を沒收し、教祖にハ、水利妨害主唱者たるの犯罪ありとて、式田四十錢の科料を申付け、其他十数名、皆五拾錢以上式田以下の罰金に処せられたり。

同拾八年四月廿九日、世の神道に従事するもの二三輩来り、計りて天理教会本部を設立せんことを、大阪府廳に出願し却下せらる。

同年五月廿三日、神道本局へ直轄教会たらん事を願出。

同年七月三日、本部設立の儀、地方廳へ再願し、亦又却下せらる。

同十九年五月廿八日、神道本局より役員内海政雄、古川豊彭の二教正を派せられ教旨を取調べらる。

同式拾年、教祖九拾歳にして幽界に帰し給ふ。やに臨み、諸子に遺言し給はく我巾幗の身を以て、今を去る五拾年前より神の教を奉ず。其間艱苦を堪え、屈辱を忍び、以て此に至れり。汝等よく此旨を体し、正義正道を取り、艱苦と忍耐とを資木として、斯の道に従事し、斯道をして、地に墜すこと無からんを勤むべしと。棺を、大和國山辺郡勾田村善福寺内に歛め、眞道彌廣言知女命。

明治廿一年一月廿六日教祖の一年祭を執行す。此日や、信徒絡繹參拜し、殆んど立錫の地無し。忽ち奈良警察署標本分署より警官出張して、信徒を解散せしめ、祭式を中止せられたり。

同年四月十日、中山新治郎氏上京し、神道本局諸教正と謀り、本部を東京市下谷区北稻荷町四拾貳番地に設置せんことを、東京府廳に願出、認可せらる。

同年七月廿三日、東京市に設置ある本部を、奈良縣山辺郡三島村五番地に移轉せんことを奈良縣廳へ届出で、即日聞届けられたり。

同年十月卅一日、言て教祖が編著し給ひし、十二下り神樂哥を印行し、版權所有たらんことを内務省に願出で、稟准を得たり。表題をみかくら哥といふ。

同年十二月陰曆十月廿六日を以て本部開筵式を執行す。

慶徳註 以下数年の記録は、故人自らが記したものであるが便宜上、此所に追録することゝする

同二十二年五月十日、神道直轄三等に昇等す。

同二十四年陰曆一月二十六日、教祖の五年祭を執行す。此時 献燈 献旗を為す。数百を以て数へき。是れより年々春秋大祭及、節会には 旗 高張を献する事となれり。

同年四月六日、神道直轄一等に昇等す。

同二十五年、本部の北、豊田村なる、西の森丘に新墓地を築き、陰曆十月二十六日を以て、教祖の遺骨を改葬し、当日其式を執行す。此日祭服着用の教師、式に列するもの五千人。

同二十九年陰曆一月二十六日、教祖十年祭を執行す。

同年 月日、征清軍人奈良縣内戦没者の弔慰祭を執行す。

同年十二月教導職取調左の如し。

「教正」四人「講義」「正權訓導」「教導職試補」「諭亡免職せしもの」五十三人。

「懲戒條例に照らし免職せしもの」拾五人。

## 五、

此世の元始まりへどろの海、それよりでけた人間であると、御聞かせ下されまして 此世の元々ハ どのの海、其中に月日二神がまし／＼とて、人間つくるもよふに おか／＼り被下ましたのでござります。

さて神様のお咄し、さとしさとりと聞かせられますから、何事もようさこるのが肝要であります、とりわけこの元始まりのおはなしハ なかく人間で、うか、ひしることのできる筈ハござりません。又今日の有様から比較する事もできますまい。故に今日の言或で、云ひあらわせぬ様な事実も、あつたらふとおもハにやなりません。それ

を、神様ハ現今の言葉<sup>を</sup>を以て、御示し被下のでありますから、よほどあじようにさとらにやなりますまい とおもへ、  
れます。

たとへハ、どろうみと申したところで、今日海へどろを入れてにござせ、どろうみになりますが一かいにそふと  
さとつてしまつたでハ、まだく事実とハ違ましよふかと思ハれます。つまりどろうみといふより外に言葉がないか  
ら、どろうみと仰られますのであつて、今日海をにぞしたやうなどろうみと、略にたやうなものにハ違ありますまい  
が、そこハ云ふに云ハれぬ有様で有たるふと想像せねバなりません。

すべて、この世ハリでせめたる世界なりと聞せられます、皆御はなしも理でありますから、其理を味ハ、んけ  
れバ、何もわかりません。只言葉の上へのみ心をおくと、まことにへんな咄しのやうに聞えますから、言葉ハ現今の  
言葉にて通じるやうに、御聞せ被下たのでありますによつて、その言葉の奥の真理を味ふ事に、心を注いで聞かねバ  
なりません。

註、「よがおもて」とも聞せらる。(榊井先生に承る)

さてこのよといふハ、夜から始めたからこのよといふこのひるとハゆはんでと、聞せられます、実に神様のりハ  
違ません。今日でも、一日の日ハ夜がはじまり、又子をやどしこむのも夜である。夜がはじまりであるから、この世  
といふのであります。此の世の元はじまり、どろの海、その中に月日両神いたばかりと、聞せられます。

月様日様と申せバ、今にちく夜々に拜まれますが、今日拜まれる所の月様日様が、どろ海にぶか／＼しておいで  
被遊たやうに聞いたでハ、おかしなものでござりましょふ。

月日様といへハ、陰陽でござります。世上に陰陽二氣と云ふて、傳ハりておるのも同じ事。陰ハ月さま、陽ハ日さ

まと聞せられますによつて、陰と陽との神さまがござつたと、さとりして頂いたら、よくわかりましょふ。そこで、元最初の時の月日様の御姿の事も、聞せられましてござります。それ八月様ハ 頭一つ、尾一筋の大龍である。日様ハ 頭十二 尾三筋のその先に劍のある大蛇であると、聞せられます。

そこでむかしから、龍や蛇といふもの、あるやうに傳ハつてをりますが、誰も実地見たものハありませんまい。なれど、文字にもかけバ、絵にもうつして、龍ハ天へのぼり、蛇ハふちにすむやうに 傳ハつてをります。又龍ハ水ふく、蛇ハ火ふくと、いふ事も、傳ハつてをりましょふ。この辺からよく考へてごろふじませ。月さまハ水の守護で、天と聞せられ、日様ハ火の守護で、地と聞せられる所の理と理とを味ふて思案さしていた、くとなるほど、いふりがわかりましょふ。

そこで、日様の十二の頭といふハ、十二支の方にとりまいて、一時がわりに守護すると聞せられます。又この理をもつて、一日ハ十二時と定まり、一年ハ十二月といふのであると聞せられます。

十二支といふハ、頭々の名前と聞せられまして、子丑寅卯辰巳午未申酉戌亥と、これ十二の頭の名前につけてある。かよふの名をつけるといふりは「ねをうしなうても、とらハれんうんをひらいてたつてゆく、そのみうまれて、くるほどに、ひつねんせざるなとりてもいぬである」といふ理であると聞せられます。

これハ順当なる天の理を御示し被下たので有て、逆にゆくと、天の理にせまらにやならんといふ理をも、是に示して被下たのであります。則ち逆によめバ、子亥戌といくのである。そふくると「ねにゐるものいぬで、とりはらハれ、さつてひつねんう、まれたみがた、ん、うんをとられうしなう」と聞せられます。

さてかやうに、このよハ、理で成立てをる所のこの世で有て、水ももらぬやうに、あゐもくんだようにきちんと

理がつんであります。すべて世の中に 理といふ事がなかつたなら、世へくらやみです。一時ハ非が強くても遂に理にうち勝事ができませんといふの、此世が元来理からたりたつてあるゆへでござります。

註、此世ノ理のよやから「りよふ」といふ。

そこで月様の御姿を、龍といふハ、是ノ理の世やといふ事を、あらはしてあると聞せられます。又日様の御姿を大蛇といふ、たいである。此よのたいじやでといふ事をあらはしてあると聞せられます。この土地を大地といひ、又どだいというたり 何かのたいなどといふたいと同じ意味であります。つまり、理がだいと成て、だんく、天然自然に 神様の御力によつて、世界といふものが、でけたちて来たのであるといふ理を、あじょうにさとらしていたたかねばなりません。

註、月様カさきに立ち給ふ故に日月とノハはず月日といふなりと聞せらる。

さてだんく申上ます通りの次第で、どろうみ中に 月日二神がましくて、月様がまづ國床を立て、國を見定めつけて、そこで日様に御談じあそばすにハ、月日二神いた斗りでハ、何の樂しみも無きゆへに 人間こしらへ 世界をはじめて、人間にたんく、と仕込みをして、重宝なものと成し、陽氣ゆさんをさしてたのしまし、多くの人間がたのしみくすのをみて、たのしまふで、ないかと仰られた。日様もそれ宣しからふ、相談調ひて、さて其もよふにかゝるに、道具雛形を見出さねばならぬと 泥海中を見澄せば、多くどじよふ斗りである。猶よくみすますと、岐魚が一つに 美イが一つゐる。岐魚と云ふハ、人魚ともいひて、今の人間のやうなかは、美イハ白くつなともいふ。どちらも今の人間のやうな肌やいで、鱗がない。少しも横目をふらず、真すぐにゆく一筋直のものであるによつて、是を雛形にしよふと思召して、いやがるものをたんく引寄せ、人間をこしらへ 世界を初めて、人間に神といふて拜を

さす。又年げん立未つた上ハ、人間の体をうけさして、陽氣ゆさんをさすと、たのしみをきかして、得心さし貰ひうけ、岐魚を種とし、みいこ苗代とし、是にてひながたハ出来たが、是に仕込処の道具ハと見すませ、巽の方に龜がゐる。又乾の方に鯨が居る。東の方に鯢が居る。未申の方に鰈が居る。西の方に平くつながゐる。丑寅の方に鯢がゐる。この六つの者を引よせて、道具の魂に成てくれと頼めバ、皆いやがる故に、雛形に聞いた通り、たのしみの咄しを聞いて、得心さし貰ひ受けて、喰ふて、心姿を味ひみて、夫々の道具の魂と成されたと聞せられます。

註、岐様のひれに五つの筋が有た。是ハ五本の指と成たと聞せらる。岐ノ正直の心、美ハ一筋のまつすぐなる心、女の一人岩でも通すと云ふやろ、女は一筋に思ひつめるものやで、人間こしらへ、その上ノ此世の一の神とさづけ人間に親神といふて拜をさすと仰られしそのゆへに、伊勢大神宮内宮ノ岐様、外宮ノ美杉と聞せらる。

そこで、龜といふものハ、土色をしてゐて、上についてふんばり強きものである。依てこれを皮つなぎの守護とし、女一の道具の守護と成された。

鯨といふものハ、へんにしやくばるもので、勢つよき者で有故に、是を骨突張りの守護とし、男一の道具の守護となされた。

鯢といふものハ、頭の方へでも尾の方へでも、つるくとしていりするものであるゆへに、是を飲喰出入の守護となされた。

鰈と云ふものハ、身うすきもので、風を動かすにハ、重宝なものであるゆへに、是をしきふきわけの守護となされた。鯢といふものハ、大食して腹をふくらすもので、くへハあたるものであるゆへに、是を生と死のゑんぎりの守護と

成された。

黒くつなといふものへ、勢つよく引張てもきれぬ者ゆへに、引ばり引出しの守護と成された。

註、道具よせる模様はなみたいていやない、今いふたら落ちあるもの拾ひ集めたもの、様に思ふゑる、なか／＼そうやないで道具へみな一つだけはかゝるやせなんだでと仰らる。(梅谷先生御咄)

註、此どじよふ今のさしでさすと三寸やと聞せらる。(梅谷先生御咄)

是で道具もそろふたから、多くゐる所のどじよふを、月日様がこと／＼喰ふてしまふて、是を人間の魂と成された。人間は男斗りで陽氣やない、女斗りで陽氣やない、男に一人の女を授け、女に一人の男を授け其の中へ子を授けて陽氣たのしみさそふとの思召。月様の喰ふた方が、男の魂と成り。日様のくふた方が女の魂と成り。この数が九億九万九千九百九十九である。この魂をみイの腹へやどしこむには、岐へ男一の道具をしこみ、月様の心入こみ、美イへ女一の道具をしこみ、日様の心いりこみ、夫婦のまぐはひをこゝに始めて、三日三夜になむ／＼とやどしこんだと聞せられます。

註、北まくら西向にねて、やどしこんだと聞せらる、このやどしこみのドシンか甘露台のすはる所、なむ／＼と二人つゝやどしこむと聞せらる、なむとノあうんの事と聞せらる。今に於きなんにも云ふ事なく、安樂にしてゐる事をなむなむしてゐると云ふノこの理也と聞せらる。命といふノみが此よの始まり、みがことの始まりやで、みことと云ふ。ここ人間からだを身といふ、元の親のみを台としていふて居るのや、身の内といふ身かたと云同じ事、又身上がたいとも聞せらる。

さて月様ハ 初めに國床をおたち下遊たから、國床たちの命といふ。

日様はやどしこみに 美へ入こんで、にち／＼身が重くなつてたりてくるりを以て、面たりの命と云、  
繩ハ國土の色をしてゐるものゆへ 國さつちへの命といふ。

繩ハつく道具となりたる理を以て、月よみの命といふ。

岐美は何れもうろこのないものゆへに いざないぎ、いざない美といふりを以て、いざなぎいざなみの命といふ。  
以上六柱の神様のりを、六台はじまりと聞せられるので有ります。

さて三日三夜に宿しこみに成つた魂ハ 三年三月胎内にとまりて、生れ出られたハ、五分からやと聞せられます。この分といふハ 岐様の尾ひれの先の厚みを一分と定めて、五分といふ。今のくぢらざしの分と同じ事やと聞せられます。

註、是までアツケンメウワウといふて居る、此三神を云ノしてあるのやと聞せらる。

そこで又生れ出すにハ 胎内ゑんきりの守護と、引出しの守護と、皮つなぎの守護と、三神の守護で生れ出しますから、今日でも産と云はしてあるのやでと聞せられます。このゑんきりの守護ハ前申上た通り鯨である。

鯨といふものハ 大食するもの、人間も大食すれば てんとこのよを去らねばならぬでと聞せられます。此理を以て大食天の命といふ。

引出しは黒くつなといふ。黒くつな、勢強く 引張てもきれぬもの、今ものを引出すにハ をづながいる。をゝとのへん事にハ 引だされん、そこをゝとのへの命といふ。

つなぎハ前に申上た通り國狹土命の守護。

さて、美様が、多くの子数を産おろしますにハ、岐様がつきそひて、只今の和國奈良初瀬七里の間を、七日かゝりてうみおろし。あと大和國中へ四日かゝりてうみおろし、山城伊賀河内三ヶ國へ 十九日かゝりてうみおろし、それより日本國中へ四十五日かゝりてうみおろし、九倍九万九千九百九十九の子数を、ことくくうみおろしてしもふた。そのうみおろした子へハ、そのたびごとに親のいきをかけをして、それでそだつたものやで。それゆへに今におき、子供がげがしても、すぐに親のいきをかけてなるといふハ、このりであると、聞せられます。そこで只今でも、産を致しますと、七十五日の間、帯屋中と申してつゝしみます。

又三十日を半おびやといひ、十一日と産明といひ、七日を七夜といふ、皆元々最初のりをいはしてあると聞せられます。又このあした、はら<sup>を</sup>び<sup>を</sup>し、もたれもの<sup>を</sup>し、どく<sup>い</sup>み<sup>を</sup>して、たべたいものも、たへる事ハできず、なみの人のやうに、であるきもできず、身をつゝしんでぬねならぬといふハ、是、最初元始まりの親が、くろふした理に對して、恩を報じさす為にそふいふ事にしてあるのやでと聞せられます。

さて岐様ハ産おろし相済むと、それにてお暮れに成りまして、み様のみおのこりなされました。そこでうみおろしたる人間ハ、五分くくと成長して、三寸まで成長致しますると、皆しんでしまいました。その間の年げんが、九十九年と聞せられます。

又それから伊邪那美様の胎内へ、一度教へた守護に依而、元の人數やどしこみ、三年三月止まりて七十五日かゝりて、日本國中へ元の通り<sup>に</sup>うみおろし、此人間も五分から生れでて、五分くくとせいじんをして、九十九年に三寸五分まで成し長して、皆しんでしまふた。そこで又元の通り、も一度産おろしに成つて、九十九年に四寸まで成長致しました。

そこで月日様より 是ならバ 五尺の人間に成ほどにと聞せ給ふのを、美様ハきいてよろこんで につこり笑ふて おかくれなされた。この二つこりといふりと 四寸といふりをもつて、今に人間が死亡すると四尺に三尺の穴といふ。又生れ出すも、四寸に三寸の穴からといふ。依而四二といふ寸法、よい方へハ用ぬぬのであります。

又人間といふ事ハ、人魚のにんと、げんがよいといふげんとをとつて、人間とつけ給ふと、聞せられます、そこで 而申上げ升た、生おろしの場所といふ、一宮二墓三原や、三度三原是まゐり所、と聞せられまして、最初産おろしの地場、宮地と成り 二度目の地場ハ墓地となり。三度目の地場が原地と云て、野原の参り所や、辻々の堂宮 参り所と成つたと聞せられます。

そふいふはけで、三度まで一つ胎内へやどりて、同じ様に御世話を受た人間ハ 四寸まで成長しましたが、美様がおくれ成されたに就て、そのあとをしなふて皆しんでしまいました。それからして、虫や魚や鳥獸のやうな異形の体をうけて、八千八度出かはりをした。此年間を、九千九百九十九年と聞せられます。それゆへに 今の人間ハ何物のまねも出末る事やで、と聞せられます。

さて八千八度の出かハリすんで、みんな一時に死たへてしもふて、たつた一疋猿がのこりました。この猿ハ國獄一命様の魂。この猿の胎内へ 男五人女五人と 一度に十人づゝやどしこみ、十月たつて生れ出した。是れもやはり五分からや、と聞せられます。この人間がだん／＼成長して、八寸に成りますと、それからこの人間も子を産むやうに成て、やはり男五人女五人、一人づゝ一ツ胎内より産おして、たん／＼人間の数がふへ 子が親と成り 親が子と成りして 老尺八寸になるまでに 元の人教九億九万九千九百九十九人が、皆揃うたと聞せられます。

夫からは一はらへ 男一人女一人、式人づゝやどしこむ事と成り 生れかハリ 出かハリもして、たん／＼と成

長致し、三尺に成し時より 始めて物をいひかけた。そこで今の人間も、三歳にてものがはかりかけるのやで、と聞  
せられます。

さてどろ海中は、人間八寸になりし時から、高いひくい<sup>い</sup>がでけかけて三尺の時から、天地海山別れかけ、人間の成  
長に應じて、天地も分れ、陸地もあら<sup>ら</sup>れて来た、五尺の躰となる時に 天地海山速か別れた、と聞せられます。天  
地といふものハ、一時にハツと別れたのでハない。天ねんじせん<sup>ん</sup>のりをもつて、長の年げんの間に たん<sup>ん</sup>と別れ  
たもの、てうど、かんぶくろに 風を入れるやうなもの。風のはいるほど、たん<sup>ん</sup>ふくらむが如くや、と聞せられ  
ました。さふいふはけで、たん<sup>ん</sup>海と陸の区別もついで、五尺の人間と成つた時に 速か別れたから、そこでこの  
人間が、陸地へ上つてすむやうに成りました。人間にハ 第一食物が必要で是を一のたのしみとも聞せられ升。たん  
<sup>ん</sup>と、人間の成人に應じた、けの食物ハ 月日の守護でどろうみ中へ支へて来た。その食物を人間三尺に成りた時  
分からして、よくがついてきて、あちらこちらくいまはりて、むかふへ<sup>へ</sup>と食物のないほふまで尋ねていつて、く  
ひまわした。そのものが、皆からてんじくの地へ上りた、と聞せられます。そこで、この日本の地へ上りたるもの  
ハ、大和國中へ産おろした魂のものや、と聞せられます。外國へうみおろしに成た人間が、皆くいまはりて、から天  
竺の地へ上りたのござります。

そこで世界一れつ兄弟むつまじうなるやうに このよおさむるしんじつの道をつけるといふ、けつこふなる大きい  
お咄しのござります。故に、ちいさい心をすて、しまい 大きい心をもつて、元の親の通り 一筋のまこと心をふ  
りをこして つとめさして頂かねばなりません。

# 因縁と戦う (一)

柏原源次郎

私は、生家天満母の身上より、入信直後大患發生、親神様の御加護により救われたが、十六才で有つた。此の大病より漢文学校通学を休みて、父母や祖父母に交わりて、二ヶ年間農業見習した。祖父は棒一本より辛苦を嘗めて田地二町五反に七棟の家をも建てていた。天満の兄が現役兵にして入隊するのを見送りて、其の翌日、天満兄の代理として撫養分教会に青年として勤めさせて貰う事に成つた。其の頃は、青年は撫養では私一人で有つた。毎朝暗がり起きて、三町距てた山の麓迄飲料水二荷を担いに行く。次いで、洋燈の掃除をする。隔日には、唐臼にて米麦を踏む。午後には事務所に上りて書記をさして貰う。毎月月次祭には三百人以上の参拜人が有る。私は必ず説教の前席を一席させて貰う。

撫養分教会長初代土佐卯之助先生は、毎月本部に登られた旅費は、會計より金三円を呈上していた。会長様は、三等の汽船で本部に登り下り本部神饌や宿料迄支拂つて、残り金五十銭を會計へ返しているのを見ました。其の頃の会長様の室は、疋き六畳の一室の戸棚一本、四つの抽出には、着物は沢山入つて居なかつた。本部上りも撫養に御座つても着替も持たれないという愈々細道で有つた。土佐初代会長様は、草鞋にて山間の部下を巡教せられた。部下は、其の頃の撫養は、六ヶ所で有り、名東は其の一つで有つた。私は通学の頃、漢文を詠んだので、教会の説教に論語の

説教すると会長様より叱られた。今日参拜の信徒は、孔子や孟子を拜みに来た人は、一人も無い。説教は、教祖様の教で有る貸物借物の説教せよといわれたが、私は青年の心として貸物借物は一度聞いたら何度もくり返す事は要らないといふ考より会長様の注告に満足出来ないので有つた。或る時、会長様より八の拓いた信徒に説教するのは役に立たないといわれた。

十九才の時、七月初めて他の人に加わり本部に初席参拜した。徳島より大阪に六時間の船渡りに大波に遭うて、船よいして、大阪に上陸、港町に歩き、港町駅より法隆寺迄乗車、同所より三里歩いて三島に宿入りした。本部別席場に入りたが、前夜の船よいの爲に、被勞したので一席は眠つて終りた。本部先生より叱られました。二席目三席目は、食事を半減して、眠らぬ用意して別席を頂いた。其の頃の本部別席場は八疊敷二室取放しの望が、三ヶ所有つた。

明治二十六年の三月 本部より橋本教正が撫養及香川県撫養部内所々お巡教せられた。私は、同教正の説教は、其の頃、大道説教というて、対外講演の如き形にて青年の私共には非常にお拜して、各地に行き、同教正の説教を筆記する事にした。

明治二十八年五月、私共二十一才にて、授訓を頂いた場所は、本部旧東の門長屋八枚敷の押上窗の一室にて木席様より頂きました。私は、撫養会長様より道は、草生えの中からの仕込みにより 単独布教に決心して生家の父に申出たが、父は、兄が日清戦争に出征中の故に 凱旋す迄許されない。同年六月、兄は、無事に丸亀に凱旋したので、

父より金十円貰つて行李を荷うて明治二十八年七月上旬、伊予の國に友人が七戸の信徒を拓いて有るのを貰つて、單獨布教に出発した。撫養より六里距てた香川支教会に一泊した。同所は、名東と同しの撫養の先である。香川会長

は、私よりは十一才の年長で、三十二才の血氣の人で有り、私に辛抱せよとの一言の仕込をして貰えた。讃岐高松迄十里を、一人歩んで、一荷の行李を片荷には二貫目の石を片荷にして、夕刻高松の船宿に入り、草鞋を脱いで、風呂にも入らず、夜十時乗船、三等満員三日目に豊後別府を船の上より遙かに見て宇和島港に向うた。私は、高松迄西は、初旅の一人旅で有つた。宇和島に上陸安宿に一泊す。木賃安宿一泊五錢で有つた。三里を歩んで、石松町の友人を探して、木賃宿に入る。翌朝より六戸の信者を探し、草鞋にて谷の間を東西に歩いて、病人探し、三十五日間に三十五戸の信徒入信名簿を貰つた。九月に入つて撫養より帰れとの未仁に、私は帰る事に成つた。恰も名東の初代柏原友吉氏病氣重患につき、相続人として撫養へ貰ひに来たというので有つた。撫養会長様より私に名東行きを下命せられた。私は、親神様に佑けられ撫養の一青年なれば、召命是從うというので有つた。撫養よりは、私生家の両親や入営中の兄に私の名東柏原入込の相談の爲に、撫養の副会長麻植先生が、二人引の車にて急行せられた。両親の承諾、兄の賛成あり、六日目に私は、名東柏原の家に入込みした。私の生家は、三反の宅地に七棟の家と倉も在りたが、柏原の宅は、五十錢の借家で有つた。養父は重病で在つた。四十四才で有つた。私は、柏原の家に娘の有るや無しも知らずで有つた。私の生家より名東迄は、一里程なるが、出かけに柏原の家には私の相手になる娘が有るのかいなど、撫養副長様に問えば、それは有るといわれた。私の伯父一人は、養子に行く日に先方に娘が有るか無いか知らんという事が有るか、と笑われたが、其の日、入り込みで有つた父は、十日目に四十四才の養母を残して出直した。私は、当惑した。二十一才の私、何の経験もない。養父の五十日祭終ると、私は、中老の教師一人を同行して、再び九川唐津に卓独布教に出発した。家には四十四の養母と、私妻十六才と残して、明治二十八年十一月六日名東を二人にて出発し、九川門司港に初めて上陸した。博多に下車、唐津市迄十三里を、二人は徒歩、互に行李を荷うて行く。

中、或る町に入り 日は暮れ、木賃宿に止宿し、傘直しや猿廻しの人等と同宿した。一疋七錢で有つた。十一月十二日、日暮鳥が唐津城趾に帰る頃、唐津市に入り 一疋し、天満兄の拓いた町助役某を訪いて、援助を乞うて、隣家の一室一円の家賃八枚敷一室を借入れて、布教に着手せり。私と同行せし中年教師は、少し経験の有る教師で有つた。

私は、毎朝暗がりに起きて、麦飯をたく。夜明けると草鞋にて山村を歩いて病人を探し歩いた。知らぬ人の家に入り 病人有りませんかと問う。家人出て来て 病人を探すは、薬を賣る人かという。私は、否 薬ではない。天理教というて、病人を助ける神様の道を拓くのだ といえは、他の家人出て来て、汝は、何をいうている、出て行け、つかみ出すぞ、と、声高にいわれる。又、其の隣りの家に入り 病人は有りませんかとい、又、其の家人に叱られる、四十日間一人の病人にも廻りあわない。毎日宿に癒り 神床に向い 病人與えて貰いたしを祈願した。連行の人は、中老人にて、朝起きは出来ない。四十日間には東松浦郡全体より佐賀地方迄も歩き廻りた。四十日目に有名なる松浦佐用姫の巾振山下の村に入り 家毎に立ち入りた。七軒目の家は、小さき家にて、入口に病人床にあり 何病なりや、と問えば、六十の老女七ヶ年の胸痛病なりという。私の母は、此の胸痛病が此の神様の信仰より助けられたと申せば、何神様ですかという。神様の咄し有ります聞きますかと云えば、聞かして下されという。私は、四十日目に初めて草鞋を解して座に上り 貨物借物一條を取次ぎ、御授を取次ぐ。即座に胸痛病は御助けを頂く。老女喜びて曰く 貴下は、言葉かちがう、何所の人かという。私は、阿波の徳島と答える。老女曰く 十郎兵衛さんの國かという。何の爲に神様の咄をするかという。私は、此の神様から助けられたので、御禮奉公として神様の道を廣めるのだという、黒住教の例をいえば、老女も了解する事になつた。三日目毎に一里の道を通うた。次の日には、老女の主人

は、仙癩病、長男は、胃病、同妻は、子宮と輕き病人の取次、其の次の日に 三四戸隣家に匂いかかりて、病人集り

來たか 村惣代より天理教は、村内に入れられ無いと断りて未たといし 私は、折角道のつきかけた所を断り曰われた。病老婦人は、氣の毒といし乍ら、他の村に案内せられた所は、三里南の牟田部炭山の杉岡貞助大工の妻三十三才、三ヶ年産後脚氣にて足立たずの病人で有つた。私は草鞋で三里行く 病人夫婦に教理を取りつぎ、祈願する。四日目に再び杉岡病人の家に行く 病人は、昨日三年目の足が立つ御救げが頂かれました。杉岡夫婦は、泣いて喜び、私を迎えて呉れた。それより村内外に拡張し、二ヶ月にして五十戸の信徒が出来、二人の木部登參人も出来た。二十九年五月には十二里南方なる佐賀市に廣がり 同市より更に筑後一ツ木村に廣がる。佐賀市横田という家に 夕刻着いて一宿したが、家族八人蚊帳一垂れしか無し。私には 一夜、蚊張無しに床に入る。土地柄蚊軍多く襲来、私は、自分の單物を、頭の上に踏台をすえ、單物かけて蚊を防いだ。蚊は、袖の間より入り来り 終夜眠られずで有つたが、今にも蚊帳の有難味を忘れられない。筑後一ツ木村へ 伊賀市より五六回通うて四五人救かり 天疴病七ヶ年が、一回にて助かつたが、村惣代より反対せられて 中止する事に成つた。一ツ木村へ 八月田植頃大雨の中に夕刻着いて、宿を求めんとしたが、信徒は、天理教教師に宿賃すなどの村の反対より 晝夜大雨の中に二里ある柳川町に宿取りに行つた事もあり 一ツ木村にて御助に係りある時、反対者は、私の首筋を捕えて、引廻された事もあつたが、私は、反抗せずして、無事で有つた。二ヶ月間は、二食布教も試み、三日断食布教も試みました。

其の年、八月に 一度名東に帰つた時には、私の肌衣には、虱が七十匹出来て居りて、家の母を驚かした。其の筈、佐賀郡にて一時家借り 毎日自炊したが、二ヶ月風呂に入らずから、虱が出来たので有つた。

其の年九月、再び唐津に下りて、唐津市を根本として、東松浦郡にては、宇木、徳須恵 呼子、牟田部 原、相知、ハヶ村より佐賀方面にては、藤原、牛津、久保田 北方、鍋島 佐賀筑後方面にては、一ツ木、間の一ヶ村に廣

がり、雑病の御救もありた。唐津に魚の産地にして、水鳥賊魚七八寸位ある者十匹が二錢であつた。が、單獨布教の私は、一ヶ年魚無しで在り。隔日に芋と麦とを炊いて、食用とした。一ヶ年四ヶ月自炊せし御蔭にて、爾来六十年間、食物の不足を取する事が出来た。二食布教の時、十二時頃には空腹を與えるが、生水三升呑めば、一時空腹は止まる事も実験しました。空腹には、茶は駄目なる事も知りた。此の單獨布教より生涯布教着物に付ても飾りは要らぬ。寒くなければ良いという決意も固まりし。一ヶ年四ヶ月にして二百戸の信徒と十人の授人出来、私は、身上を頂きて帰國、單獨布教を引上る事に成つた。此の二百戸が根本となりて、現在唐津市に船宮分教会が出来、十五ヶ所の教会が発展し、其枝先は、東京市や名古屋に及ぶ事になつた。

名東に帰りて、大病半年も全快して、名東及び部内山口縣周東防府及名東部下十ヶ所を巡教する、名東役員としての御用に係る事に成つた。山口縣地方も、防府支教会は、明治二十八年に設置し、二十九年には、佐波、都濃、吉敷、徳地の四ヶ所周東支教会には、熊毛、山代、周陽、周南の四ヶ所出来、名東には、國名、勝浦、高志、名高、上板の五ヶ所の名称が三十年に至つて出来た。私は、名東の古き役員に加わりて、巡教する事に成りた。山口縣にては、一ヶ所の教会にては、三四ヶ所宛の講元巡教する事にし、名東の地方にても、二十ヶ村内に在る講元巡教をする事にして行く事に成つた。此の講元巡教にも單獨布教の心持が必要とする事は、病人を探し、布教する心持あれば、講元巡教にも愈々の正味の巡教が出来るので有る。

私は、毎月必ず名東より上級撫養分教会月久祭に通わして貰うた。其の頃は、汽車も無い船便も無い四里の道を、必ず草鞋にて四時間を要して徒歩で有つた。途中に、吉野川橋六厘、北村橋鯛浜橋は、各々三厘の橋代を必要とした。往復二錢四厘にさえも困るといふ時代で有つた。私の生家に立より、生母より金一円の小使金を貰うたが、撫養

分教会にて一夜泊り 其れが紛失したので、生母より一円の小使錢貰うのは、神意に反する事を悟り 爾未貰わぬ事にした。

或る秋祭りに 私は、生家の村氏神祭に行き、一夜生家に泊りた。生母は私と兄の布教着物木綿四反宛を、手織に仕上げた所、祭礼の夜、一家満員の夜に盗人忍び入り 他の着物は盗まず、兄と私との新調布教木綿着四反宛が盗まれていた。是も、親神様が、生母より布教着物を貰う事は、神意に反すると語りて、爾未は、何一つ生家より貰わぬ様にしたが、其の頃、私共名東役員の一ヶ年の小使錢が、僅かに一円五十錢で有つたので、私の家に 私夫婦母と三人なるが、教会にて食事を成すが、小使錢一ヶ年一円五十錢では、私家に小供出産にも二円の産婆も雇えず、二円の祖母車も買えないのは、其の時で有つた。私は、撫養の會長奥様より笑われた事は、柏原の身には、一円の物が身の廻りなりと曰われた。木綿浴衣四十錢、蟬地夏羽織古手物二十錢、帯夏真田織十五錢、下駄十五錢で有ると迄言われた。私は、單獨布教と、次に身上不治の病とを重ねたので、世界の憂き世の放浪華美の生活とは全然別世界の中より教会内外の狀勢と、上級より流れ来る教理一本の中に生息して来た。

孟子曰ク天ノ將ニ大任ヲ此人ニ下サントスルヤ必ス先ツ其ノ心身ヲ苦ンメ其ノ体膚ヲ飢ヤン其身ヲ空乏ニス 是は、私共が十三才の頃に 漢文先生より聞かされた孟子の講義で有つた。

孔子の徒、三千人、孔子が常に賞められた事は、顔淵で有つた。

孔子曰ク破レタル温袍ヲ着テ狐カク(貉 上村註)ヲ着タル者ト立ツテ恥チナル者ノ、顔回カト

私は、此の孔子や孟子の講義を、十三才より耳にしていたので 私の一家に欠乏の時代に不自由を樂しむの心理を、私の心中深く持ち続けていた。教祖五十年の御苦勞の教理よりも、私の心の中には、論語や孟子の語は先入主と

なつたのか、私の心の戒は、此の聖人の一言を日々の心に放さずて在つた。此の壯年の頃、逆い易き此の頃にして、貧苦と戦い、欠乏に打ち克つ心の根本には教祖の教え給う因縁一條の教理という萬古不變の者は在れども、私の若年の頃には、其れは心の中には、不充分で有つた事を思うので有りませんが、名東役員三ヶ年間は、上級撫養の仕込みと、單独布教と、其の土に子供生れたが乳も無いという仕込みを天より頂いて、愈々親神様より鉄鏈の御仕込みと現れまして、愈々着のみ着の儘にして、早起働きに只日も足らずして廿四、五才を巡教に、其の日を送りました。撫養先生の巡教の隨行を、毎月致し、名東修理に従事するので有りました。

私共二十六才の春、名東初代会長正木先生身上と成り、二十日絶食の大患が本部にて神様の御さしづより、撫養初代会長様御下り、神様の御さしづにより、取次ぎを下されましたが、一夜にして、御守護が下され、名東会長退任して、撫養の役員に昇任せられ、私共は、先代柏原の理によりて、名東支教会二代会長に就任の御下命を頂きしが、愈々神の用木の使命が、是より真劍となりました。

# 古 老 話

上 村 福 太 郎

昭和二十三年九月十七日、嵐のあととて、仲秋明月の日のひときわすが／＼しく晴れ渡つた午後、丹波市町三島本通りの足達あした堀さんを訪ねました。堀さんは、慶應二年十月二日生れの当年八十三歳ですが、耳が少しく遠いだけで、実に元氣な爽やかな感じの人でありました。

この人は足達照之丞さんの二女でありまして、足達家の分家をおこし、古くから今も尙、天理本通りにて神具店をやつておられ、天元分教会に属し、一家を尊げて熱心な信仰ぶりであります。数少く古老の中でも、庄屋敷はえぬきの人だけに、左記聞き書きは、短い乍ら誠に貴重な史料であると信じます。

特に、明治初年頃の中山家の表通りの状態を後世に残さして頂くべく、足達家の表構えや、中山家の前の景色等に就いて、委しく聞くことの出来ましたことを、我がことの如く喜ぶものであります。

其の後十月五日、深秋に入つたとはいえ、何処からともなく蛙の聞えて来る蒸し暑い朝の間、同町三島の天理教校運動場の西北隅外にある煙草屋の北田竹松翁を訪ねました。翁は先の足達堀さんと同じ慶應二年三月二日生れの当年八十三歳であります。眼も耳も未だ不自由のない由でありまして、若い時から派手な生活をし、三島の顔役であつ

たという大柄な翁の達者な話ぶりには、未だ五十代の若さが身体の何処かに残されているような感じが致しました。翁の話は、秀司様、こかん様から、さては人づて乍ら教祖様の神憑りの御時のことや、それ以前の御ことに迄も及び、私をして心から喜ばせました。

因に翁は、四十歳の時、脱腸を不思議に御守護頂かれてから十年間、眞剣な布教体験の持主でもあり、一時は、初代眞柱様のお言葉により、東京教務支廳にも勤められたことがあつたとか、今も尙、天元分教会に属して、熱心に信仰を続けておらるゝ由であります。

まことに手遅れ乍らも、古老の聞き書きを思い立つて以来、柏原源次郎先生、清水由松先生、小西定吉翁（昭和24  
9 8 出直上村追記）大竹芳松翁の聞き書きに次いで、今回は又、足達梶媼、北田竹松翁の聞き書きを掲載させて頂きましたことは、私として、誠に喜びとする処であります。未だあと教祖様御在世中の頃の人として、三 四人の方々に、一日も早くお話をお伺いする筈で御座いますので、何卒御期待の程お願い致します。（昭和28 10 26）

### 足 達 梶 媼

私の父は足達源四郎（幼名照之丞）と申しまして、私の兄弟は四人ありました。姉をケイといひ、兄を勝三郎、妹を松枝と申します。家は、姉のケイが養子をとつてあとをつぎ、兄勝三郎は、身体が弱く百姓が嫌いで、耳成村の東市の田宮という家に養子に行つて、ずつと学校の先生をしました。

私は、大泉の森本という家にかたづけましたが、三十三歳で夫と死に別れて、男の子供を連れて実家足達に帰り、

分家をしました。

妹の松枝も離縁なつて歸つて来て分家しました。

私の小さい時分、庄屋敷を西のはしから申しますと、城といううちがあつて、次に中西いうちがありました。この中西といううちは、小さいうちでした。それから私の足達のうちがありました。次に石西（三五郎氏上村註）さん、中山さんで、その隣が、相当ない、うちの北村（平四郎氏上村註）さんであつて、それからちつこりした今西（茂吉氏上村註）のうちがありました。そこから北の方に向つて、すし（小路）があつて、中側（中通のこと上村註）に行きますと、つきあたりが、城（作治氏上村註）さん、それから西の方に 稲田（源治郎氏上村註） 中川（勳平氏上村註）さんが、くつついて、それから畠があつて、小さい田中（忠藏氏上村註）のうちがありました。私等南側のうちで、中側迄つき抜けたうちは私のうちと、中山さんと北村のうちだけでした。石西の裏には大西（半三郎氏上村註）いううちがあつて今西の裏には、中川（嘉平氏上村註）いううちがありました。今西のうちの横のすしの東側には、鈴木（梅次郎氏上村註）いううちがありました。鈴木のうちから又、小みち一つへたてて東側には、すぐ宮池（鏡ヶ池）がありました。

その時分、庄屋敷には、うちが、何ぼ二十二 三軒位のもんだつたですやろか、ほんとにさむしいとこで、もの買う店もなか／＼ありまへんでした。（復元第二号の山沢為次先生の教祖様御傳稿案（一）五十九頁参照）

私の家の向いも、中山さんの家の向いも、みんな畠でみはらしがよろしかつた。中山さんのまあ前のすつと向うの街道（今の木通り）の北側のきわに 南向になつて、しもの車といつて、水車がかつていました。これは、綿種をはたいて油をつくる処です。毎日どんつきで、どん／＼いわしていました。上で、大きなとうしがまわつていました

のを覚えています。その時分、どこのおうちでもよけ（沢山）棉を作つた。んです。

この水車は、前裁の松本いう人がやつてしまして、いつも、きかない油たらけの着物きものを着た男の人を一人やとつてありました。綿種の油かすは、みな百姓屋がこうて、い、こやしになりました。

水車の水は、今の本通りの川の水を、ほんの一寸北にひいて、つこた水は、又、もとの川に流れるようにしてありました。

このしもの車の北へらくつつして 上志（兵次郎氏上村註）いう百姓屋がありました。今は、三島で、呉服屋をして居られます。

つまり 中山さんの家のすつと前には、このしもの車と、上志の二軒があつただけで、鎌子山や布留山や、龍王山や、三輪山は見通して、毎晩狐が鳴いて、本当にさむしかつたもんです。

その時分から三島と庄屋敷の宮はんは一つこでした。

中山さんの門屋（中南の門屋上村註）の西側の十畳の間の窓の下の二尺位の高台に座蒲團をひいて、教祖はんは、いつも襦袢も着物も唐縮絹のいい色の赤いのを着て坐つておられました。一寸うしろをむかれたらすくその窓から外を眺められることがお出来になりました。

私の十歳位の時分でした。一軒おいて隣だし、私の父は、教祖はんからお乳を頂いた位ですから、私のことを、いつも孫みだしにおもわれて、窓の下で遊んでいますと、窓のところから、よう遊びにきい／＼とやさしく仰有つて下へつて、高台の下座にいきますと、金米糖やらお菓子を頂きました。又教祖はんのお膝元で、よく遊ばして貰いました。

又、教祖はんは、お細工もんがお上手で黒い布くろいぬでつくつた犬の玩具やらもよう頂きました。眼や髭までつけて、ほんまに上手につくつてありました。いつゝにこゝして「さあやろ」といつて下さいました。こんなこと知つてる位なら大事になおしとくねやつたのに、何いつても小さいときやつたので、おもちゃにして何時の間にやらこわしてしまいました。

教祖はんは、通る人を、よく窓のところから呼びとめて、「一寸おはいり」とおつしやいました。

教祖はんは、面長で、一寸やつせりしておられました。背もえ、かげんで、えろ小さいおまへん、高い方でした。赤い着物を着ておられて、美しい白髪は茶せんで、何やらやさしい中にも神々しいようなお方でした。

私の家（木家）には、教祖はんの赤いお襦袢を頂いて居ります。

教祖はんの息子さんの秀司さんは、人を寄せなはる方便に、門屋の入つた少し行つた処で、から風呂をやつておられました。私は息苦しいてこわくて、から風呂にははいつたことがありまへんが、ちよこゝみんなに行きました。大きな釜二つを焚いておられて、とゆみたいなもんで、こつちやへ湯氣を送つておられました。みんなのはいる処は、戸棚みたいに閉めてありました。

櫛本分署というのがありまして、人を寄せなはるにつつて、たん／＼八釜しいいうて来まんね、とう／＼教祖はんを、櫛本分署へ連れて行くようになりましてん。

そやけど、只、人寄せたらあかんいうだけで、何も悪いことをして居られませんか、二日三日したらじき帰つて来られます。行く時もお帰りも何時も人力車でした。そやけど、一、ん二へんと、警察から帰らはるごつとに、お迎

えの人がふえますね。一へん二へんと度重るごとに止まる処か、尙全盛になつて行きますね。そら不思議におもいました。

警察に居られる間は、只 差入れのお湯の外は、何も召し上らなんだということです。

或時、中山さんに警察がやつて来ましてん。又やおもて私はこわ／＼見んに行きましたのです。すると教祖はんは普通のやさしいお声で、「はい／＼行きます」と仰有つて居られたことを聞いたことがあります。

又、六角の甘露台の石が二段迄出来ていましたのを、丹波市分署から警官が五、六人もやつて来て、荷車一台に積んで帰りよつたこともありました。私は、こつそりうちの門屋から見えました。（明治十五年陰曆三月二十五日上村註）  
初代管長さんの眞之亮さんと、私とは、同じ年位（慶應二年五月七日御出生上村註）で、小さい時からよう中山さんに来て居られましたので、中山さんの門屋を出たりはいつたりして一緒によく遊びました。それは丈夫なやさしい方でした。

又新泉の良助さん（山沢良治郎先生上村註） 豊田の忠よみさん（辻忠作先生上村註） 豊田のさよみさん（仲田儀三郎先生上村註） 豆越の忠七さん（山中忠七先生上村註） 樺本の伊藏はん（飯降本席様上村註）とかが、いつも来てしやはりましたのを覚えています。

私の足達の家の屋敷は、一反七畝程ありました。代々十八ヶ村の大庄屋で、檜一すじに米十石の扶持がついていました。扉のついた大きな門構えで、門には錠が四つついてありました。これは、私の父源四郎が、奈良の此方の藤堂家の古市の代官所づとめをしてしまして、古市から扶持米を持つて来た時の馬を繫ぐものやつたそうです。父は毎日

大刀小刀の二本を指して、籠か馬で古市に通いました。馬が大変好きでした。門の上には、男の籠二つと女の籠一つがつるしてありました。男の籠の一つは、父の古市づとめ用で、女の籠は、私の母が、八木から腰入れた時の籠です。大きな籠と並んで、これ又大きな村の太鼓が、つってありました。

門をはいつた突き当りに大きな式台があつて、それから八疊の間の玄関があつて、この玄関には、ようけ（沢山）の槍や、なぎなたが並べてありました。そしてそれから奥に、木綿の一尺位の高さで、二間があつて、その向つて左手には書院づくりの立派な間やなんかありました。門のはいつた処には、かみ風呂という風呂があつて、めつたに焚かれん風呂でした。子供の時、何する風呂やと聞きますと、これは、毎年古市代官所から稻の検見ひきみに来る時、役人の方に湧かして入つてもらう風呂やと教えてくれました。

大庄屋の入口では、出入りの者は草履をぬいではいつたということをよう聞かされましたが、村の大庄屋で、えらい見識の高いもんやつたそうです。

飯降伊藏さんが、中山さんに参拜せられるようになってから建ててもらつたそうで、今でも足達の本家の屋敷の中に移轉の時一しよに移した六疊の供部屋と三疊のおとし部屋と廣い柴部屋と一斗からすを据えたからす部屋の長屋が残つています。

こんなこというのいきませんが、本席さんは、余り大工の方はお上手やなかつたそうですが、誠に正直なそれはそれは心のいゝ人でした。

今の足達の本家（現当主隆之助氏上村註）の本宅は、移轉の時の新築です。

私は、寺小屋は知りません。私の八つの時、川原城にはじめて学校が出来たので行きました。私等が、ほんまの学校のはじまりでした。学校は、一級から八級迄あつて、一級は一ヶ年間でした。

学校にあつた処は、今の奈良街道の四つ角から北の方に四、五軒行くと、松尾という大きな家があります。其処からまあ少し北へ行つて、野中に建つてありました。

昔は、他所へ行くでも、歩くか人力車でした。それで、一寸奈良へ参るにもそれはく／＼大層なことでした。

本当に私の子供の頃を思うたら夢のようです。何処へ行かんでも、毎日賑やかに結構見せて貰つて、有難いことです。

私の只今の家は、中山重吉さんの屋敷あとで、本部の拡張なるについて、私の家と、重吉さんの家とかえことして貰つて、此方に移らして貰いました。

私の息子の嫁のスエノは、足達の本家から貰つてますが（梶さんの姉ケイさんの子上村註）その姉のタカは、指柳の堀内芳造にかたづけしてあります。カミさんは、七十一歳で亡くなりましたが、私の姪に当るタカは、今の中山さんのお母さんのたまへさんとは、大のお針友達で、毎日伴よく布留のお針屋大西（今でもあり 本通りから石上神宮への下り坂の角上村註）に通いました。タカの嫁入りの時、たまへさんは、わざ／＼足達の家に来られてお祝の膳に坐つて下さ

いました。

## 北田竹松翁

今の三島の南都銀行のある処が、私の生れた処です。北田の家は、三島でも五本の指を折る位の家やつたのですが私は、若い時から本当に放蕩者で、城（家）を賣つてから此方のことを思うと、全く穴に入りたい氣持です。

私の十五、六歳頃の子供の時分、中山さんの宅へ夜学に行きました。私と初代管長さんとは、同い年でした。

その時分、三島辺り 庄屋敷の神さんには皆反対で、私の夜習いに行くのを、とても笑つていました。只 三島で北田嘉一郎さんだけが熱心にお屋敷へ行つていました。この人は、ふく病（肺病に近い病氣との由）でした。（竹松翁の家とは何等関係なき由上村註）

然し、中山家は庄屋敷で役を持つておられるし、私の家は、三島で役を持つていた關係上、代々中山さんと北田は懇切でありました。

古い書物を見ますと、私の家が伊勢参口をした時等、中山家から留守見舞として、しんご五升を頂いて居ります。

中山さんへ行きますと、北田のヨノノと教祖さんからも何時もお菓子やら何やかを頂いて大事にして貰いました。中山おまささんが、豊田の福井から離縁（明治四年の由上村註）して帰つて来ておられて私の家の向うに住んでおられました。この人が、眞之亮さん一人で困つてるので、あんた一緒に来てくれというて来られたので、三島の皆は笑いましたが、毎晩中山さんに通つた訳です。

夜学といしますと、豆越の山中彦七さんから文章軌範を読んで貰いました。その時分、山中はんは、もう小学校の教員をやめて、お屋敷に詰めておられたのかと思います。

夜学の部屋のランプの傘に 眞之亮さんは、筆で、「君子は文韻を好む」と書いておられました。

夜学の時 眞之亮さんは、よく「わしは学問も大してないのに 外から来るのは（反対の僧侶、神主、新聞記者等の由上村註）皆世のすれからしばかり 何べんも櫛本へ帰ろかしらんとおもう、といわれますので私は、「そんなこというたらどうもならん、こゝの眞柱として、神さんから貰われたのやないか、何処迄もつゝばらないかん」といつて励ましました。

それで、眞之亮さんは、本当によく勉強せられました。

夜学に通っている時分、よく夜更けてから刻限話といつて、神さんがおさかりになつて、皆門屋の教祖さんの処へ集まられました。私は、何時も家に帰りました。私は、その時分、全然信仰心というものがなかつたのです。

私は、「七、八歳頃から放蕩しました。そして早くも十八歳で梅毒を患いました。丁度、大阪の堂島や北浜で、米相場をやつていた時分です。身体の皮がずるけて全く動きのとれん時でした。両方の手をとつて貰つて中山さんに参りますと、教祖さんは、未だ門屋（中雨の門屋上村註）の二疊台にのぼつて、じつと坐つて御座つた時です。

教祖はんは、「ぼんどねんなつたんのや」とおつしやつて、わざ／＼二疊台から降りて来られて、息を吹きかけて下さつて、三日の願をして下さいましたが、三日目で、ずるけた皮が、かんわりなりました。それは不思議でした。

教祖さんは、実の子のおまささんとも何処かよく似ておられました。お顔は面長で、なか／＼相당한美人であられました。

中山さんの門に よう巡査か番につきよつたことを覚えています。

或時 櫛木の巡査が、私の家にやつて来て、「庄屋敷のおばあさんに 一寸手首をにぎられたら、手全体がしびれてしもた」と、感心していたことがありました。

何しろ、水飲んでも生きておられるのですから、全く不思議なものです。神さんならこそです。

私の家は、七代も続けて布留の内人ちびとつまり石上神占の神官でした。それで神道のことを、よく初代管長さんは相談に求められました。

明治二十五年、頭光寺から今の豊田山への教祖さんの御改葬の時にも、管長さんは、「君、祝詞書いてくれ」といわれました。「いや、あんたしんになつて書いてたらーと私は申しました。

もとお歌所にいた荻原という人や、又、伊勢の神宮にいた大川眞彦という人が未出してからぼち／＼祝詞も出来かけました。それ迄は、祝詞を書く人もいなかつたのです。

教祖御改葬の頃だつたと思いますが、私の作つてみた祝詞が、今でも家に保存してあります。(竹松翁は、わざ／＼奥の間から出して来て、紙魚のついたのを見せて下さる。万葉仮名にて綴られあり 何等かの参考にもならばと、次に写さして頂くこととす。上村註)

空御津大和國足檜木乃山辺郡眞須鏡三乃里朝日刺豐田山乃下津石根爾鎮坐天我教祖神止祢奉流眞道彌廣言知女命乃御前爾皇美敬比天白左久汝命夜言欲毛惶介礼止天地初發乃時成坐流大御神等乃文爾寄志支神靈乎惟神御心爾ト天此現世爾生出生志天下乃人草乎始メ生止志生立流乃乃物百乃草木爾至万天大御神乃奇志久妙奈流靈德爾因利天生ト志生立流天津理乃道乎悟利惟神奈流御心乃任爾此御教乎立此現世乎救比此人草乎教諭古拾閉流廣支厚支高支尊支御惠波内津皇國波更奈利海原乃外奈流國乃人々爾至万天其道乎仰支其教乎慕比朝爾日爾異爾大御前爾打群參未集侍利天拜奉流御神德乃眞盛爾彖行久今日爾世閉流乎仰支喜美辱美津々忌頼爾奉報良武止信徒乃北田竹松某愼美敬比惶々美毛白須

私の父、北田貞治が、よくいうて聞かしてくれましたが、天保九年の教祖さんにはじめて神がかりの時 心やすい間柄から祖父が、中山さんへ行つていたそうです。

教祖さんは、もう死んだみたいにお息をひきとつて御座つて、皆寄つて葬式の準備をしかけていました。それに教祖さんは、ふと眼をひらかれて、「神が、よるす救けの旨にするのや」と、おつしやつたそうです。側にいた人達は、皆嘘みたいに思うてびつくりしたそうです。

教祖さんの神がかり以前のことを、私の祖母お信が、よくいつておりました。昔、中山さんの綿島が、今の上の郷詰所の処辺りにあつて、教祖さんは、夕方迄綿摘みをしておられて、北田と島が隣同志だもんで、よく話をしたそうです。祖母は、大変美しい優しい方じやつたと、いつておりました。

この辺は、皆藤堂家の領分でありまして、今では綿の木なんか見とでもありませんが、昔は、一町口姓に 綿三段二町百姓に 糸八段といつて、強制的に綿を沢山作らせました。

中山さんといえは、米の百石もとれる家だつたのですが（これは竹松翁の調べにより確かなる由上村註） ふせこみ柱をする迄といつて、すつくり難儀な人にふるまつてしまわれました。

もとの中山さんの賣られた本家が、櫟木の向うの永井という村にありました。汽車が出来てからちよつともそんな方の道を通つたことがあります。今も未だ残つていると思ひます。姓は忘れましたが、行けば、すぐ分ります。

（これは調べさして頂こうと思ひつつ今回の復元發行に間に合はず上村註）

幾ら落ちぶれられても、こかんさんのことを、いとくといひました。なかくの美しい人でした。私等のほんの子供の時分、皆してかつちん（櫟の実）を拾つて、こかんさんの処に持つて行きますと、こかんさんは、錢を一文二文と下さいました。中山さんでは、それを團子にしたり 粥にませたりして食べておられました。こかんさんは或る時、かつちん粥でさえ、乞食がやつてくると、お母さんがやつてしまえとおつしやる、といつて御座つたことがあつたそうです。

こかんさんが、「私等の食べるものではありません」といわれますと、教祖さんは、「いや、又、神さんから與えて貰う」と、おつしやつたそうです。

## 編輯後記

本号には、諸井政一氏の筆記になる古文書「正文遺韻補遺」、之は「正文遺韻」公刊当時、当然採録さるべくして、保留されていたもの、今こゝに時句の御守護を得て、皆さんのお目にかげさして頂きます。

柏原源次郎先生の御手稿下さつた覚書「因縁と戦う」、之は一個人の体験記

のようにも見えますが、將來振り返つて見れば、只い教会史の史料と成るものです。

上村福太郎氏の聞書「古老話」は、庄屋敷の一老婆、足達照之丞の娘さん等の昔話です。教祖傳の参考資料として興味深く味わつて下さい。

以上いずれも、貴重な資料を揃えてお目にかげさして頂く事が出来ました。

(Y U)

昭和二十四年十月二十日印刷  
昭和二十四年十月二十六日發行

代 謄 写

奈良縣丹波市町三

編輯兼 發行所 上 田 嘉 成

奈良縣丹波市町三島

發行所 天 理 教 義 及  
史 料 集 成 部

奈良縣丹波市町川原城

印刷所 天 理 叻 報 社

奈良縣丹波市町川原城

印刷者 岡 島 善 次

- 復元刊行の目的は、教義や史料に關する研究乃至調査の養物を饒め他日の集大成を知するにありませう。
- この目的を達成せんが爲、歴々諸賢の御執筆を仰願します。執筆者には掲載號五部と爾後一十年毎號一部宛無料贈呈致します。
- 種彦は既に發願せし贊助の意味で御希望の方は申入書に記入の上一ヶ年約二百圓、上ヶ年約一百圓、一部約四十圓の割で貯蓄機算拂にて御申下さう。前發切の節は、其都度御通知申上げます。
- 「おぼはに於ケル連絡先」は必ず御記入下さう。途中の事故を慮り上から本誌は郵送せずによりその連絡先の指定受取人にお届け致します。
- 第十七號發行機定昭和十五年一月申

## 復元申込書

自第 號以上贊助費金 圓也

右申込候也

昭和 年 月 日

理住所

直屬教會名 氏名

捺印

おちばに於ケル連絡先

住所

指定受取人

## 領收證

復元自第 號贊助費金 圓也

右正ニ御預リ申候也

昭和 年 月 日

奈良縣丹波市明

天理教教義及史料集成部

殿

# 復元

第 拾 七 號

昭和二十五年七月

松村吉太郎

教會設置當時の思い出

一

柏原源次郎

因縁と戦う(二)

二

天理教教典・教典稿案対照表

三

復

元

第十七號

## 教會設置當時の思い出

松 村 吉 太 郎

本稿は、初代眞柱様についての史料の一つとして昭和二十四年九月二十七日、眞柱様宅の内玄関ホールにて、眞柱様以下、一同会合した時の、松村老先生の思い出話を上田嘉成速記、松村義晴 整頓したものです。

私がお地場へ初めて来たのは、たしか明治十八年です。(それまでも小さい時分には、柳行李に弟と一人ずつ前と後に入れられ下男に扱がれて、母と共に来たことを憶えています)それから月には四五回は来ました。またその時は私自身は信仰に入つてません。母が参拜するのについて来たのです。

教祖様が高安へおいでになつたのは、明治十五年六月十八日です。

母が明治十二年に病氣で、お地場から仲田左右衛門 辻忠作さんなど来ておつとめをして呉れましたが、そのとき夜分、おつとめをしてゐる最中に 柏原分署から巡査が来て(家に来たのでなく 近所へ何か調べに来て、丁度おつとめをしていたので)「こんな天理王のおつとめする事あるか、おつとめした者は警察へ連れて行くぞ」と、えらい権幕でどなり散らしたので、仲田さんも、辻さんも閉口して逃げたが、森田清造さんが一人、これで道開けすると言うて警察へついて行つた。その時袴五着と扇子をひきあげて、参考品に持つてかえつた。森田さんはそれから木署へ

廻され、堺の監獄へ行つて、三四十日間入つていました。

大體森田は大和の南州の人やが、高安にして、高安の近郷はこの人が道をつけました。堺の監獄から出て来たときは、私の家へ戻つて来て、それから熱心によつていたが、最後はやり損うた。そしてあんなものになつたが、思えば氣の毒やつた。それは小遣しが無うての事やが、それで道に出られんようになりました。

辻さん、仲田さんは見舞でなく、願ひづとめに来てくれたのです。その頃はなかく、反対がひどくてしようがなかつた。

明治十五年六月十八日に教祖様が高安へおいでになりました。それは母が手足の節々が俄かに加んだ。それでお地場へ御教祖にお伺いに未ました。その時、四代前の母やと仰せになり、「姉さんがねてるなら見舞に行てやる」と仰言つたが、その日は生憎雨で、十八日に天氣になつたから、木席、山中繁藏さんを連れて、赤衣を着て車でおいでになつたので、非常に目立つたから警察が警戒し、おいでになるなり柏原分署から巡査がやつて来て、門を閉めて人々の出入を止めてしまつた。それで信徒が未ても中に入れず、仕方なしに「くろくろ」のを待つて、夜分辨をのり越えて入ると言う有様で、しまいには夜も巡査が家の廻りを警戒するといふ始末でした。そこで、本席さんから教祖様に帰つて頂く様に話して頂くと、教祖様は「こゝはなんぼ警察が止めても詣つて来る。將來参り場所になるんたから、出て来る者を何ぼ止めても止まらぬ」と仰言つた。そして三日間おられて、廿一日におかえりになりました。そのとき母に「あとからすぐ出て来い」とお言葉を残してお立ちになつた。

丁度その一ヶ月前五月十五日は甘露台の取り拂いがあつて、お道の大事件だつたが、教祖様は、そんな事は平氣で、六月にお出て下さつたのです。

父は明治二十二年十一月六日になくなつた。同年十月下旬に身上を押し参拜して、山沢の家で世話になつてゐた。そのとき、おさしづにあるが「世界の事は直ぐに何もかも運べ」と仰言つたので、何時何処でどんな事があるや知れんと云うので河内へ連れて帰つたが、五日目に出直しました。

明治二十二年の正月に、私の両眼が悪くなつて神様に伺うと、「國所に一つの理を治め、地場にてつくす一つの理を一つの心に治め、これを心の道に合せて通れば、身上すみやか」といふお言葉であつた。それで家にかえり相談の上、その精神を定めたところ、すつきりと良くして頂きました。然し私も父も布教したではなし、信徒としては一人もなく、教会設置の運びもつかず、その儘にしてお地場に居たら、今度は口の両端が爛れた様になつた。

その時に頂いたおさしづの中に、仰つしやつたのは、身を治め、家を治め、國所を治める、という三つの角目です。そこで私は家内を貰わにやと云うことになり、それから家を治め、國所を治めるという順になる、これがおさしづの角目やからと云うので早速家内を貰いました。次に家を治めるとあるから、おやじは隠居して、後を委せよということになり、私に委せたが、二日天下で又「お前には委せられん」と取り上げられてしまつた。

それは、おやじに、家のことは全部子供に委せてこちら（お地場）へ出て来いと云う事やつたが、それが出来なかつたんで出直したんです。

廿二年には下唇がえぐれた様になつた。その時のさとしは理を運ばんと云う角目であつたので、いよ／＼教会を建てにやいかんことになつた。

然し、教会を願うと言うても、講社一つもない。そこで神様に伺うと、河内 和泉の講社を纏めよと言う事であつたので、平野、高井、山木さんの三人が来てくれて、講元寄せて協議した結果、賛成してくれたので、高安分教会

出願と云うことになつた。

山木さんは河内で一番古いのは私やと云うた。それで私は山木さんに願おうかと云いますと神さんがお止めになつた。そのときのさしづは教興寺で願えと云うのだから、松村で願うたらよいと云うことになつた。

三月三日、すぐに教長様から分教会のお許しを頂いた(明治二十二年)。然し、府の許可が駄目になつて、普請が一頓挫し、そのため、それから、親爺は身上で倒れることになつた。そしてその後、中河(志紀)が分離して別に出願することとなつた。

こんな中で親爺は出直したが、然しこんな中も心を倒さずに通り、尙神様よりも、「親の通つた道通れ」「おやの通つた道踏め」と云うおさしづがあり、私はすつきり家の始末をして教祖雛形の道を通つた。是より前、そして明治二十三年高安分教会の許可を得ることゝなつた。

最初のさしづを頂いた時は、おやじは達者やつた。おやじは教榮ノ命という神名を頂いたが、そのとき教祖様の召上つておられた御膳一式全部を下げて下さつた。茶碗、湯呑一式下げて貰つたが、それで頂くと病氣が良くなると云うので、それであんじよう貸して失つてしまひました。今なら大切にするのやが、助かるのなら貸してやれと云うて貸したから。

私が最初お地場に運び出した頃は、元初まりの話は、榊井さんに聞いた。月に四五回も来ました。私が来ると教長さんが榊井さん呼びにやつて下された。平野も俺と一緒に聞かして貰うた。その時分は夜の十二時頃にならんと聞かれんかつた。話をきいて帰り途、平野がちよ／＼龍田まで送つてくれた。河内に着いたら、もう東の方が白むといつた具合でした。私は通いました。泊つた事もあるが、あつちから通つた事が多く、平野さん、榊井さんなども通

つていた様です。

十八年に胃が悪くなつた。恩智の藤岡と云う医者にかゝつた。その時分の天理教は、今の様な教理は説かず、ピンヤツと医者止めて、神さん一條いちじょうや。

「俺も天理教嫌いや」と云うと、医者は「助けてやろう」と言うんが、たん／＼悪くなつた。

村の人が「ボン／＼、神さんに頼み、助けて下はる」と言うたが、私は信仰は反対であつたので、「死んでもいらん」と相手にしなかつたが、だん／＼悪くなるので遂に「加減見に頼もか」と言うのと、「お前理窟云うのに判らん事を云う。人に頼むんでも、加減見と云う様な訳で誰も本氣でやれるか」と云うので、そらそうや、と思ひ、本氣になつて拜んでもらう事に限り、拜んでもらうと翌朝大層良かつた。

西尾文七、田中藤七、森清次郎（平野姉婿）などが寄つて願つてくれた。それから三日三夜の願いこかけてくれた。そして一週間の間にすつきり良くなつた。これが私の信仰の動機です。

そのとき、お地場にかえつて、管長に会つて、

「これから私もお道に御奉公したいと思ひます。それで教導職を世話して下さい」と言うのと、管長は、「そんなら俺が世話したる」と仰言つて、十九年の八月辞令をもらいました。

そのとき、弟の龜次郎は先に信仰していたが、同じでは格恰が悪いと言うので、弟は試補に、「お前だけ権訓導にしてやろう」と権訓導にして貰うた。そして、教長さんに保証人になつてもらいました。

それから信仰しましたが、然しまだ／＼、世間へは格恰悪うてな、その頃は三輪の大神教会の管轄やつた。

二十一年の時（お地場に於て教祖一年祭が執行された時のこと）父が、えらい事やと云うて逃げて帰つて来まし

た。「えらい事やお地場にじつとして居られんから戻つて来た」と云うので、「後ちとどうなつた」と訊ねたら「そんな事判らん」と言うので、「そんな不親切な事あるか、なぜあと見定めて来なさらんかつた」と言うのと、「そんな事云うなら、お前行け」と云うので、早速お地場へ来て見ると、こゝは警察が来るからと、皆安堵村へ行つたあとやつた、そこですぐ安堵へ行つて見ると、こゝも危険だからと云うので樫木へ行つたとの事で、又樫木へ走つた。そこには、前管長も居られて、平野、山本、高井、岡田、清水、増野、鴻川、榊井さん等が居、諸井さんも、未だ外にも居た。

樫木で相談あつて、教会本部を設置することとなつたが、大阪へ廻つてもあかん、東京へ行こうと言う事になり清水、諸井先發で先へ行つた。

処が、その頃天理教会は三輪の大神教会の管理下にあつたので、龜田加壽美氏の添書（之は教師台帖 図書館の教帥名簿にある）をもらねば、本局が承知せん、それで添書とろうと云うので、管長と私と、守屋（秀雄）もついて来てくれて行つて見ると、何かで、大津へ行つていゝという事で、大津の湖水のどこにある膳所ぜんじょの坂木屋という宿屋に泊つて、その出先で出合い、漸く添書を貰つた。

樫木で最後の会議のあつた時、東京行の汽車賃がないと云うことから、金借りて行こうかと言う話が出たが、私は自費でなら行くと言つた。金借りて若し按配よく行くならよいが、どうか分らんに金を借りては、あと困らんらんからな。然し私の二葉で東京行を中止する人も出た。そしたら、あとから、教長さんが、松村よう言うてくれたと仰う言つた。

神戸から船で五円で、滞在費もまかせて、一人五十円もあればと云う協議やつた。

下谷区稻荷町で、二間の家を借りた。三尺の棚のそこへ神さんを祀つて、そこで奉告祭をした。

平野はうまいもの食い。諸井さんは朝起きやから、いつも掃除した。清水さんは儉約家で、ココシか食さぬ。それも一本食わず、ト分すつやつた。そんな事からえらい喧嘩しよつた。

錠前のかゝつたふばこのような箱が金庫代りたつたが、ココばかりしか食わさぬと言うが、この中にどれたけあるかと、ハットその箱をほり出して開けて見せた。

五十円すつしかない。それで奉告祭して、披露せんならん、全く金がなくて弱つた。

芝の紅葉館で、稲葉さんの名をかりて、披露した。その時、教長さんも出られて、今日は私の方から金を出すと言う事で行つた。十七人かやつたと思う。木局、東京府からも来た。篠森さんはこのとき来た。この人が世話やいてくれた。

皆、そんな席初めてや、然し草々と玄關を上つた。女中が十四五人すらつと並んで出迎えた。諸井さんが丁寧に頭を下げて挨拶したので、私も同じ様に挨拶した。あとで聞くとせんでもえゝのに。それから膳が出たが、主人側から何の挨拶もないから、誰も手をつける者が無い。私は諸井さんが一番年上やし、何でも知つていて、やつてくれると思つて見た。見るに見兼ねて、本局の古川さんが管長をつれて、挨拶してくれたので、やつと事が済んだ。

あとで管長が「諸井と、松村を先へやつたんのに」と仰言つたが、私は諸井さんは年上やと思つてるし、諸井さんは篠森さんがしてくれるやろと思つて見た。

設置当時の教会本部は、くすやぶきの隠居所で、常時、おかし炊いて、塩で食べてた。ハンタイはこの半分位のものや、そこに真柱が坐られ、わしらは皆庭で立つて食つてた。

清水、平野、諸井は、毎日よく喧嘩した。私は年がちがうから相手にしよらん。小使見たいなものや。清水さんに

袴ん、むのを教えてもろた。

東京へ来て、そば食わにや と云うことで、それから上野へ行つた時、そば屋へ入つた。何でもえ、と云う

と、何でもえ、と云うそばはないと言つた。隣でざるそばを食つていたので、あれ持つて来いと注文した。そばを盛つたざるとお汗を持つて来た。しかしどうして食うのか判らない。平野がざるの上へ、ハをぶちあけて、食つたが、それではうまかろう筈がない。「名物に旨い物無しや、水臭い 人を馬鹿にしとる」とおこりよつた。

そして、他にになにかないかを見ると、かやくそばというのが書いたる。あれ注文しよか、上に書いたる。というので、今度はかやくそばを取つた。持つて来たのを見て、平野が「そばがない 人を馬鹿にしとる」と云うて、食わな<sup>い</sup>。結局そのまゝ戻つて来た。家にかえつてその話をする<sup>と</sup>、諸井さんが、あした俺が連れていつたると、浅草の万世庵へ行つた。そして、こうして食うんやと教えてもらつたところが、今度は、「旨い、これから毎日食おうか」という事になつた。

管長には子供の時から、会う事は会つていた。母につれて来てもらてたから。

初代管長の米つきを私が手傳うた。肥かつぎはなさらぬ。それ惨めなものやつた。撫養から煙草を一袋上げてもらて、十人ほどで分けた。お前の多い 俺の少いとか云うて喧しいものやつた。

その時分に所々からお参りがあつた。

教祖に伺うには取次を通して伺うた。中南門の横の室に、壇があつた。それから休憩所へ移ら<sup>は</sup>つた。普通の人<sup>は</sup>、初めからは一寸会うてなかつた。

刻限でたら、ウン／＼云わ<sup>は</sup>つた。障子の外で皆聞いた。早口で仰言る。今神さんが出てはると云うて聞きに行

つたが、内容は記憶に残つて居らない。何が何やら分らなかつた。それは全部は書いてなかつた。ふだんのお話は、普通の調子でよく分つた。神さんのおはなしは、一寸角目は覚えてない。

今日になつては惜しい事です。その時分は信仰の程度が今みたいでなかつたので、唯、教会を願うときも、表むきにく、へ参拜出来るようにならばなあと言ふ位のものや。

當時は、元治のつとめ場所しかない。外にはくすやぶぎの家、つとめ場所は南側に廊下があつた。そこに後に建て増して、会計になつた。甘露台の周囲の建物は五年祭の時です。最初は石をおいて、六角の棒一本立て、上に板張つて、二段にしてあつた。雨ざらしやつた。

教会設置の会議には、木席さんは末ではつたか知らんが、覚えてない。木席になられるまでは、伊藏さんと呼んで、中山家の小使やつた。河内からぼんが末よつたから、伊藏さん、魚さかな買うて末で、という様な事やつた。伊藏さんくくと云うてた。

本部員と云うのは、初めは取次と言うてた。

東京から帰つて、神道直轄天理教会本部の看板をかけた。支教会 出張所、布教所の出来たのは、木部出来てすぐや。

内らを治める職制としては、会計だけはあつた。事務所と詰所の分れたのは、本部を置いてからや。二十五年か六年に 一へん独立の話が出た。東京へは行つたが、物にならなんだ。それはおさしづにある。三十二年のは正式やが、それ迄には、河原町の信徒に芝亭と云う人あつて、独立の世話をやいてやろうと云つて、管長と東京へ行つた事があつた。行つたところが、初めの話と違つて、たまされたと言うて帰つて来られた。

卅二年から独立運動にかゝつた。それ迄は、事務所にいた。橋木、川川、永尾、梶木、飯田、など一緒に事務所にした。筆をとつたのは主に山中彦七さんや。私は、教會持つたので、皆と大分考えが違うた。大体、全権は事務所が持つていた。お與えの問題もあつた。詰所と事務所とは大分説を異にして、喧嘩した。

信徒の信任は、詰所にある連中、梅谷、平野等にあつた。事務所は理窟を言ひよる。

私はいつも、両方の意見を聞いて、仲裁役やつた。その間の仕事は、むつかしかつた。今のは田満に行くが、その頃は、信仰一点張りの人々たし、その間に舵をとるのは仲々やつた。

以  
上

# 因縁と戦う (二)

柏原源次郎

志が目途。私共撫養青年三ヶ年毎夜初代会長様より神樂歌の理を聞かされました。朝夕の御勤に一寸はなし神の言う事聞いてくれに就て、神は説き流しはせぬ、説流しすれは間流しに成る。聞き流し説き流しては佑からない。聞いて修めて守る、守れは守るとの仕込みは毎時て有つた。神の言われる只一言は地と天とを型取つて夫婦を拵らえ此の一つの理より一夫一婦を強く説かれました。私は此の一夫一婦を嚴守する上から巡教するにも女一人の家には絶対泊ら無い。船に乗るにも女一人は絶対連れないと決意した。名東大教会より北に行き東一町の所に「田町」と称し、賣娼婦三百人居住の町あり。其町を通り抜けすれば、其先にある名東部下教会へ行くには近か道なるが、私は五十五年間其富田町は一步も通り抜けせぬ事にした。二十六才の秋徳島地方川島町講元川真田源藏宅に巡教の夜二十人信徒未集一席終るや信徒散会二十六才の川真田講元の娘一人残りた。老父母は何所に行きしかと問えは、老父母は本年夏前後して二人共出直しましたと答える。私は女一人の家には絶対泊らないから是から一里半東にある鴨島町藤井講元に泊りに行くといえは、川真田娘曰く、私宅は廣いので私一人奥の一室に休み貴下は表一室に休まれたれば、何も心配

要らないと曰う。私は否必ず鴨島講元に行くと十一時半頃川真田宅を出発せんとせば、同娘は隣りの周旋藤川万三氏を招き来りて、同夜は藤川万三氏と二人の男にて川真田講元に一泊したが、其隣りに名東部下として、部下四ヶ所を持つ分教会が発展しました。此の一夫一婦嚴守は本教の根本教理にして、此一夫一婦に反する行爲を神様は深く嫌われて在るか、此の禁を侵して親神様の御立腹に遭いて心得違ひは出直しやと曰う神意に該当し、若死する本教布教人も少なくは無い。土佐老先生は末代、親了は木代と曰う神言を我々に強調して頂いて御自身には五十年間色情に關して、人より批評される事は毫もなく、私共の前に其範を示し給うた。

酒の問題に付ても、酒は飲んでも酒に呑まれなどの教祖の御神言を守られ、旨ては二升已上の酒を用いられた船員生活時代も有りしか、其酒害より發病入信しられた土佐先生は、節酒せられ、私等の前にて泥酔せられし事は五十年間一回も無かつた。巡教中には三杯に限られていました。

神言の晝の暗かりと曰う神言を強調せられました。此の酒と女色とか絶対大きな埃て在る事を、数十年説かれました。

私は入信已未六十ヶ年、死病三回、巡教中船の難三回、車の難一回、七回の死線を越えさせて頂き得て、七十五才迄も身上を保ち得た事は一佐老先生より強調せられた酒と色情に踐み迷わさりし、即ち守れは守ると曰う神言か実証して居るのかと信します。而らは、何故に死病三回有りたか、船の難三回有りたかとも考えますか、爰に本教教理の八千八度と曰う生れかわり出かわりの道の有る事を考えるので有る。私養父四十四才にして出直し、私二十一才にして父を失い泣くにも泣かれなし立場に立ちた、爰に前世因縁の理か明白に居られます。是は私共か前生若死して弱年の相続者を残して困難させん前生の返して有り、而して若死せし養父の病氣も入信已前に通りた埃より發生した病に

より養父は出直して居る。愈私共の前生の悪因を明白に表明して居る故に 此の悪因と戦う私の決意が爰に五十余年絶對一夫一婦嚴守と成つて今日夫婦友白髪五十五ヶ年偕老同穴の今日に至りた。

酒の問題は、私の生家の父は、每晚二合の晩酌を用いたが、私が生地より一里強の道を徳島に通学するに当り 父は好きな晩酌を一合に減して、私を漢文校に通学させて頂き得た。私も酒は嫌いではなかつたが、生父の遺志を継いで、私は長男出産するや酒と絶縁して長男を一人前に仕立てんと決心した。私宅子供八人生れたが、女の兒は女学校に通わせる余裕もなく、小學校で退校させたが、男子は將來の爲めに一人前の教育する必要より 私は酒と縁を絶ちた。長男は五十才に成つたが、此の酒と絶縁は長男の爲め計りに成らず、私自身の爲めと成つた。私共四十二才の頃死病を病んだ其病は、平常酒を多く用いた人は、此病では必ず死すと醫師は曰われたが、私は酒と絶縁の爲めに救われました。

私共先年、立教百年祭の三月本部長村田慶藏先生に隨行して南海大教会に巡教の途上、日本の名滝那智の滝を案内せられた。滝壺の上に立札あり 文覚上人行場の跡と記した立札ありた。昔時の行者に山にこもり滝に打たれ鹿や猿を友として苦行せられん。本教教祖の教え給うたのは市井の巷に立ちて、多くの人を佑けて自己の悪因縁を訥消するので、神言には如何な因縁もつくす運ぶ理によりて果し切ると教えられた。

私共にして一夫一婦や、禁酒禁煙を嚴守するとしても、自分の一家にて渡世して居れば、早くも出直しと成つて居ると悟ります。

前に掲げたる蕊か目途と曰う神言より、私弱年の身を以て、名東支教会会長の任に就いたが、就任の時に 上佐老先生より蕊か目途と曰う御仕込みは誠に勿体ない物で在つた。

第一に朝起で有る。此の朝起は、本教教理の根本を成すので、世界の朝起は働く爲め食う爲めの朝起なる。木教の朝起は、日様より常に早く働くと曰う上の朝起にて、食う爲めや飲む爲めの朝起は財産出来れば朝起もせぬ働きもせぬ。木教の働きは、親神様にます月日両神か、其夜働かれるから働くと曰う上の働きなる故に、貧富に拘われない。我々か、一日丹精して毎朝此十二月頃には朝五時に起きるが、五時の時計か鳴るや身体中にて耳が一番早く起き、五時を数えて是を全身に知らず。次に目か開ける。頭を上げる。其儘起きれば朝起きなるが、先づ寢床にて周囲を一見する。また父も母も起きて居ない。朝起きは損なりと、再び頭を床の上に伏す。又二十分して頭を挙げる。又頭を伏せる。其間に日は東の空に高く上りて、朝寝坊となる。此の朝起は、私共六十年続けて来たか、私の先生、佐先生よりの御一言に、教祖御存命中に此屋敷に毎朝足を早く踏み入れた者に徳を授けると、此の教祖様の御教を五十年守られた土佐先生、木部員三十年勤めて下され、七十四才迄御存命で有つた。私は其門下に教を頂き、教を守り先生に習つて朝起六十年働く事は、私共一家に八人の子供迄発生しましたが、或時柏原一家族一日の神前経費何程を消費するかとの御尋ねてして、私は只今ならば十一人の家族に修養科生の最低生活費ですら一日五十円が一人分なるから、私夫婦と子供八人十一人の一家族一日五百五十円と曰うので有るか、先生の御仕込みに一日に一日の理を治める。其の理由は、一家族五百五十円、一日の神前経費は差聞えはないが、一日に何程の働きをしているかとの御仕込みで有つた。

万一會長たる私か、一家族に要する一日の経費五百五十円已上の御用か出来なし時には、何を以て是を支辨するや、其時には、會長夫婦の壽命をけずりて支弁するので、會長夫婦の短命と成るこの仕込で有つた。

此の一言の仕込みに、千貫の重荷を負うた如き感じをしました。爰に於て私は、末年の巡教を、今年から口割し

て活動する事に成つた。

天満兄より私会長就任の時に二日の仕込みは、鞋放なすなの一語で有つた。

其頃は 徳島地方は、汽車の無い頃で有つたが、其頃の同輩の人は、皆草鞋で有つた。已來鞋は姿をかくしたが、私は此兄の教訓を守りて、鞋には尻をからげる木綿の必要あり 此の木綿に尻からけ、日の丸を持つ事が其頃の常道で有つた。

已未今日迄、鞋は姿をかくせとも、木綿着物と日の丸は六十年間持ちつづける事にしました。

一日の理は、一日に治めるといふ神言より私は、五十余年見物全廢して来た。明治四十二年台湾に初めて巡教の時、台府教会にて台東温泉の案内を受けたが、私と台府会長と役員一人三人の往復汽車賃や晝食共に其時の金五円を要するので、私は入湯案内を辭退した。其れは僅少の先達よりの献金を無駄消費するのか勿体ない爲めで有つた。台湾にも二回巡教したが、同地に往復する客は、全部赤帽を使用し、一個の荷物五十銭なりしが、私は一回も赤帽使用はせずして、荷物を前後に打係けて、跣足となつて大型船ノ階段三十段已上の所より大型船に乗降したので有つた。九州より讃岐高松港に上陸して、船宿に半宿す。宿賃十銭の室は電氣有るが、五銭の室は隣室の電氣を壁に穴を明けて、其光りを取りて電氣の無い室で有つた。私は、五銭の所に泊る。私は、其頃でも巡教費二十円位は持參して居たが、一円の金を無駄に使用せは、一年の壽命を縮めるといふ板倉老先生の仕込を守る事にさせて貰うた。

一日の理は、一日に治めるといふ点より 私は五十余年見物全廢して、大阪三十ヶ年巡教したが、千日前は、電車ハ下車禁止して来た。九川大隅吉松駅近に教会か出来て、毎年巡教する頃、撫養の上佐敏一会長様より名東は吉松に巡教するのだから、廣島市は立派な所、一度見物せられよといわれたが、廣島一日見物せは、一日無駄になると、經

費三円を要するので、一度も見物に行かずに居たが、名東部下か、廣島に出来たので、公用巡教として二十年間巡教する事に成りた。

撫養大教会の仕込みは、靴服麦飯主義で、本部へは、昔の僅少の教費を未納せなしと曰う立て型であつたので、名東は、其型を守り、部下の隅々迄も其の理を守る事として通らして貰えたが、私共就任は、明治三十三年の冬で、明治二十九年、其筋の秘密訓令の直後とて、各地の講元を修理して、一名称設置出願にも悉く不許可となるので、其事が本教独立迄十ヶ年已上不許可は連続した。其十ヶ年は、容易では無かつた。

其頃の教費は、僅少で有つたが、其れが集らなし、一月と七月には未納するので、上級教会より鉄鎚の御仕込みで有つた。

神言には、一日千日に通う、万日に届く、と曰う理の上を守りて、私は、魚釣りや海水浴に一日を消す事を禁した。天理中学出来て、四十年近くに成る、毎年四月二十八日は、定例運動会なるが、私名東も分離後は毎年学校より案内状を貰いしが、私は、今以て一回も参観した事が無い。それは運動会が嫌いでは無い、運動会は、私が参列せずとも、立派に出来るが、名東枝先は、私かせねは外の者は実の入つた巡教は出来ないから有つた。

種を蒔いたら修理と曰う、蒔流しの種はども成らぬと言う神言より、修理第一主義を立てて、名東枝先は、必ず私共か春秋巡教する事にしたか、巡教にも一汁一菜主義にした。是は撫養の教え方で有る。二十年祭迄には、巡教には御礼と曰うものは無かつた。本部より巡教して下さつても御礼もせなかつた事を覚えていきます。全国支廳内を巡教する事に成りて、初めて他系の御礼の有る事を見習うて、御礼をする事に成つた。

十日と曰えは、三十日、神か先廻りして働くと曰う神言より、巡教発表の日取を変更せず、必ず予定の時間に其駅

に到着する事にした。出迎を頂く我々は、道の人に無駄骨折らさぬ様にした。是も五十ヶ年連続した。

神の先廻りと曰う一例を示さば、昭和五年四月周東海岸地方巡教する。由宇分教会にて一席終るや役員某は私に申出る事は、妻か発狂せりとの事にて私共に諭しを乞われた。私は、氣遣いは拳動は何をするかと問う。役員曰く病人は譫を歌い、夜出あるくと曰う。私諭したのは、歌は昔より恋の混らぬ歌は無いと曰うから、是は色情より根本を發してゐる。貴下は、恋愛結婚では無いかと曰えは、役員は笑うていた。役員曰く どうすれば助かりますかと曰う。私曰く 如何な因縁も盡す運ふ理により果しきるとの教なれば、盡すので有ると諭したが、其時撫養大教会の趾始末の頃で有り、直ちに理立せは発狂人は七日目に御助けを頂きました。其年七月布哇の布教を開始するので、私宅より倅義則と今の周東会長と二人を出す事に成つた。翌年太平洋教会出来て、義則が欧州に行くに当り 太平洋教会に布教應援者の必要出来たか、適任者か無い 発狂人の助かつた主人に布哇布教援助として出張する件を一言發表せは、病人の主人は、昨年妻の大病助けられましたから直ちに承諾せられ、三ヶ年布哇布教援助せられ、三十人余の別科生を布哇より育て上げる働きをせられました。其妻の難病助かつた御礼として布哇布教三ヶ年に及んだが、婦朝するや 周東の所在町にて一名称を設置せられ、今は其相續人が会長に成られて居る。私共其三月に周東山分地方を巡りて、四月に海岸を巡りたのだが、発狂人は四月の私巡教日より十日前の発病で有つた三月に 周東海岸線を巡りたら、其の発狂人の御救は頂かれす 尙又主人の布哇布教も出来ず、三十人の別科生も出来ないのて有つた。

私共名東就任の春、私尹巡教帰りの私宅にて、一夜私共夫婦と共に寝た長男義則 一才の枕許の小洋燈に火が入り 破烈の音に私眼を醒せは、火は枕許二尺四方に燃え上らんとして居る。私は驚いて寝巻にて火を打ちた。火は消し留めたか、私は指一木に軽傷せしだけで無事で有つた。

其私共の宅は、名東教会の北隣裏手の一室にて、八枚敷一室家賃四十銭の借家で有つた。義則の産出せし一室にて、悲惨の一室で有つたが壯年の私は、洋燈破烈の小さき物音か私の耳に入つた事は、私共一生涯に於て勿体ない奇蹟で在りました事を今以て感謝するのて有ります。

天理教教典・教典草案對照表

天理教教義及史料集成部

# 天理教教典・教典稿案對照表

「天理教教典」と「天理教教典稿案」との改訂箇所を対比す、但し、句読点及仮名漢字の置換等を含まず。  
 大字版とは昭和廿二年の講習會に用いた「みちのとも」版。小字版とはその後増刊の「みちのとも」版。

## 第一 章

大字版		小字版		教典稿案		教典	
頁	行	頁	行	頁	行	頁	行
目次	≡	目次	≡	目次	≡	目次	≡
7	5	7	5	7	5	7	5
9	8	9	8	9	8	9	8
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4	10	4	10	4	10	4	10
親神が、	かりもの	親神が、	かりもの	親神が、	かりもの	親神が、	かりもの
ニ葉を盡して再三辭退したが、		ニ葉を盡して再三辭退したが、		再。三。言。葉。を。盡。し。て。辭。退。し。た。が		再。三。言。葉。を。盡。し。て。辭。退。し。た。が	
神命は嚴として動かぬにより		親神は嚴として退かれぬにより		親神は嚴として退かれぬにより		親神は嚴として退かれぬにより	
都合を捨て、		都合を捨て、		都合を捨て、		都合を捨て、	
神意のままに		仰せのままに		仰せのままに		仰せのままに	
(大字版一行目の前に一行空白がある 小字版には無い)		(和案大字版の空白をなくする)					
我が身思案に頼り		我が身思案に頼り		我が身思案に頼り		我が身思案に頼り	
末は心の闇路にさまよ		末は心の闇路にさまよ		末は心の闇路にさまよ		末は心の闇路にさまよ	
つてゐる。		つてゐる。		つてゐる。		つてゐる。	

7	6	5	12	4	3	8	7	9	
13	12	8	17	17	16	12	11	5	
易からしめようとの	比喩を用いて説かれたのは、	覚え易からしめようと	傳えられた。この事は後日、	産屋町しを出された。	表へ	陽氣に通じ、更に	並大抵なことではなかつた	狂人と	親神はこれを不愍に
1	12	11	2	5	4	7	6	8	
易いようにとの	譬喩を用いて理を説かれたのも、	覚え易いようにと、	傳えられ、 だん／＼とふてにいらしてあるほどに はやく心にさとりとるよふ 四 72 と、後々繰り返し繰り返し思案させるよ う、Lを配られた。この事は、後日、	をびや許しをはじめとし、親神の守護を、 数々、目のあたりに示して、疑い深い人々 の心を啓かれた。	表に。	勇んで通り、身を以て陽氣ぐらしのひなが たを示された。更に	並大抵なことではなかつた	狂人と	(前の行につける)親神は、これをあわれに

〃	〃	一〇	〃	〃	〃	九	〃	〃	〃	〃	八	し
6	5	4	10	〃	3	2	11	10	9	7	〃	8
〃	〃	七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六	五
〃	3	2	15	12	〃	11	9	〃	8	6	4	11
潤いを	「眞實の神」	更に進んで、親神を「月日」と稱え、まのあたり天に仰きまつるあの月日こそは、	即ち「この世を創めた神」	などとよび、その持場持場のつとめを	とうりやう	これにあずかるそれぞれ役割を、	如何なる理も	濁つてゐるからである。	親神の意中を	たすけ一條の道にしそしむ人々に、	山坂にたとえ、茨の叢	即ち、
〃	〃	〃	一〇	〃	〃	〃	〃	〃	九	〃	八	八
11		10	3	〃	8	7	4	3	2		8	1
潤いとを	(省略)	目(行を改める)のあたり天に仰ぐあの月日こそ、	即ち、神というては、この世を創めた神、(以下の「」をはずし、で区切る)	などと稱んで、その持場々々の役割を	とうりやう	これに與る人達を、	いかなる理も	濁つてゐるからで、	親神の思召を	(省略)	山坂や、茨の畔	(前の行に続ける)

一〇	二	〃	〃	〃	三	〃	〃	〃	〃
7	1	9	4	〃	1	〃	7	3	9
七	〃	〃	〃	〃	八	〃	〃	〃	〃
4	9	10	〃	11	2	〃	〃	5	6
恩惠とを感じしめる	月日のやしるにておわす眞實を	心は、	言葉こそは、	堅め易いように	そして親神への親しみの情を、一層切實に與える	月日のやしる教祖こそは、	たかめるよう	それがために	親神天理王命の神名を、末代易らぬ親里ぢばに名付けて、
二	〃	〃	〃	〃	三	〃	〃	〃	三
1	6	8	9	〃	6	7	8	12	3
恵とを感じさせる	月日のやしるにおわす眞實を、	心とが、	言葉こそ、	堅めるように	そして、一層切實に親神への親しみの情を與える	月日のやしるたる教祖こそ、	たかめるように。	それ故に	(後段に活用のため、こゝでは省略して、左の文を挿入する) こらほどにさねんつもりであるけれど 心しだいにみなたすけるで 一五 16 いかほどにさねんつもりであるとても ふんばりきりてはたらきをする 一五 17 などと、温かい親心を宣へて、常に

	三	二	一	八	九				
	1	2	3	6	11	10	11	10	9
	道を世界にはじめられたが 更に一れつの					姿をかくし、魂は恒に存命のまま元のやし きに留まり、	お働き下されている。	教祖こそは地上の	(章末)
	三	二	一	四	五	12	11	10	
	道をはじめられた。	更に深い思わくから、親神天理王命の神 名を、未代かわらぬ親里ちばに名附け、又、 一れつの	姿をかくして、存命のまま、恆に元のや しきに留り、	守護され、一れつ子供の上に 盡きぬ親心 をそそがれている。	教祖こそ、地上の				(一行あけて次のおうたを追加する) にんけんをはじめたしたるこのをや、 てんめゑでいるこれがまことや 八 37

第 二 章

											大字版
											頁行
											小字版
											頁行
一四	五	九	四	六	七	一〇	二	二	一	二	教典稍案
珍しいよろづいさいの眞實を明かして、	親心を現す道として	太初の	この世を	立替えられる。	中心として	人間創造の理と	お面をつけお歌に	實に	元一日を慕うて、	その日の喜び	
一五	二	五	九	六	七	八	三	二	一	二	頁行
よろづいさいの眞實を明かして、珍しい	親心から、よろづたすけの道として	元初りの	この世は、	立て替つてくる。	しんとして	人間の創造と、	面をつけ、歌に	實に	元を慕うて、	その喜び	教典

一七	／	／	三	三	〃	〃	六	〃	〃	〃	／
二	6	7	8	10	4	12	〃	5	1	／	／
一〇	二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三	／	／
17	4	〃	5	6	12	〃	〃	17	6	〃	〃
思・恵をたたえて、その守護を	勤めるならば、	溶け合つて	ここに漲る。故にかんろだいづとめは又	稱えて、併せてその	受け取られ、ここにたすけ一條の守護が現れる。	故に	如何な	眞實の心次第とある如く 人の心が澄みきつた時には、	身上事情	更にあまねく世界人類の上	
一八	／	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三	〃	／
3	7	8	9	1	7	〃	〃	8	4	〃	〃
恵をたたえ、しを一つに合せて、その守護を	つとめる時、	溶け合うて	ここに漲る。	またさきのよふきづとめをまちかねる	受け取つて、自由自在の守護を現される。	されば、	いかなる	人々の心が澄みきつて、眞實の心となつた	身上や事情	更に豊かな稔りや平和の榮えなど、廣く	世界の上に

三	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三
3	4	1	2	3	6	8	6	8	11	9
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
7	8	14	9	11	9	11	9	11	9	11
かくて、恩恵はあまねく廣く世界一れつに	一つ心の陽氣ぐらしがこの地上に漏れなく成し就げられる。	(大字版五行目と六行目、小字版八行目と九行目の間一行あいている)	親神はつとめによつてよろづたすけを急ぎ込むと共に、又息手踊によつて身上救の即ち、親神は、一名一人の	たすけ一條のためこのうの理としておさづけを渡される。	授けられた	生涯の心の理におさめて、	まことにおさづけは、	靈救は	(章末)	
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
6	7	3	9	3	9	3	9	3	9	3
三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
ここに、恵は遍く一れつに	世界は、一つ心の陽氣ぐらしの世と立て替る。	(行間をつめる)	親神は、更に又、いきてをどりのさづけによつて、身上たすけの	即ち、さづけは、親神が一名一人の	たすけ一條のために渡される、このうの理である。	授かつた	生涯の理に冷めて、	(前の行に続ける) さづけの理は、	不思議なたすけは	(行を改めて次の如く加筆する)
世界一れつに	陽氣ぐらしをさせてやりた									

い、との切なる親心によつて教えられた  
たすけ一條の道である。これによつて、病  
の根は切れ、あしきは祓われて、世界は陽  
氣によみがえる。

かくて、世界人類は、親神の篤き守護を  
たたえて、心まますす勇み、親神は、又、  
これを受けて、恵は、いよいよ深くここ  
に、神人は共に和樂して、陽氣溢れる世界  
が、この地上に實現される。

(一行あける)

あしきをはらうてたすけせきこむ  
いちれつすましてかんろだい

第二章

											頁	大字版
ニ	〃	〃	三	〃	〃	〃	〃	四	〃	三	行	版
4	11	8	1	〃	10	8	7	6	5	3	頁	小字版
〃	〃	〃	〃	、	〃	〃	五	〃	〃	一四	行	版
14	10	9	4	〃	2	〃	1	〃	6	4	教典稿案	
<p>いざなぎのみこともまた身を隠された。</p> <p>いざなぎのみことは、</p> <p>骨つっぱり<small>(小字版は改訂されている)</small></p> <p>親神は</p> <p>現れ給う奇しき因縁と、</p> <p>くになみのみことは、</p> <p>道具の理に</p> <p>順次引き寄せ、</p> <p>人間の子種</p> <p>子種が、</p>												
六	〃	〃	三	〃	〃	〃	〃	ニ	〃	五	頁	行
4	11	8	1	〃	10	8	7	6	5	3	教典	
<p>いざなぎのみことも、身を隠された。</p> <p>子数を、</p> <p>人間のたね</p> <p>次々と引き寄せ、</p> <p>この道具の理に</p> <p>くになみのみことは、</p> <p>いざなぎのみことは、</p> <p>男、女</p> <p>骨つっぱり</p> <p>月日親神は、</p> <p>現れた、奇しきいんねんと、</p>												

テ	〃	〃	〃	元	〃	〃	毛	〃	〃	〃	〃	〃	テ
5	6	7	8	1	8	6	1	〃	11	〃	8	7	5
二五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	テ	〃	〃	〃	〃
15	〃	16	〃	〃	6	4	2	〃	1	〃	〃	〃	13
宿し込み、これを	このものもまた五分から	そこで又々、	このものもまた五分	九十九年目には四寸	につこり笑つて	子等もまたその後を	畜類と、	かたまつてきた。	五尺になつた時、人間は	(六号88のおうた)	(一六号12のおうた)	おもたりのみこと	月日親神は
元	〃	〃	〃	〃	〃	元	〃	〃	〃	〃	〃	三	〃
5	6	7	8	〃	11	〃	1	6	1	9	1	1	8
宿し込み、十月経つて、これを	このものも、五分から	そこで又、	このものも、五分	九十九年経つて四寸	につこり笑うて	子等も、その後を	畜類などと、	かたまりかけてきた。	五尺になつた時、海山も天地も世界も皆出来て、人間は	(稿案の位置より二字下げ、次のおうたとの間を一行あける)	(稿案大字版二八頁一〇行目、小字版一六頁一五行目。六号5051のおうたと置換える)	をもたりのみこと	親神は、

三	〃	三	〃	〃	〃	〃	〃	元	二
7	9	4	6	5	4	3	2	10	
六	〃	七	〃	〃	〃	〃	七	一	
8	16	13	4	〃	3	〃	2	15	
窮極の仕上げとして、	(一三三号3031のおうた)	この約束により、親神は	親神が始祖をやしるとして表に現れ給うたのは、創造の太初に定められた深い思わくに基く。即ち、最初生みおろしの子數の年限たつた曉は、創造の元なるちばに天降つて、神人和樂の陽氣ぐらしの實現を圖り一れつ人間をして神恩を敬慕させようとの約束がそれである。	(大字版五行目と六行目、小字版五行目と四行目との行間)	篤い守護のおかげによる。	文化の發達は、	その成人を守護するばかりでなく	人間をつくられてこの方、	(六号5051のうた)
三	〃	三	〃	〃	〃	〃	三	三	〃
8	〃	3	10	6	〃	5	4	3	3
(省略)	(前段に挿入のため、こゝでは省略)	親神は、この約束により	親神は、この眞實を明かし、一れつ人間に陽氣ぐらしへの道を教えようとて、始祖をやしるとして表に現れられた。即ち、最初産みおろしの子數の年限が經つた曉は、元のやしきに連れ歸り 神として拜をさせようとの、元初りの約束に基く。	(桐案大字版三〇頁九行目、小字版一七頁一六行目一三三号3031のおうたを挿入する)	篤い守護による、	文化の發達は、	その成人を守護し、	人間をえられたばかりでなく	(前掲の如く、桐案大字版二八頁三行目、小字版一六頁一〇行目一六号12のおうたと置換え、その前行にある六号88のおうたとの間に一行あける)

三	三	三	三	三	三
9	11	2	3	4	4
六	〃	元	〃	〃	〃
9	10	8	〃	9	9
説かれて、なお説かれ得なかつた最後の一点、元の理を明かして、	もつて、神、人、和、樂、の、陽、氣、ぐ、ら、し、の、世、を、實、現、し、よう、と	人間生活の最高の目標であり、窮極の理想である。	實現しようとして、たすけ一條の道をつけた。	實現しようとして、たすけ一條の道をつけた。	(章末) 實に
三	〃	三	〃	〃	〃
8	10	1	2	4	4
教え、なお、明かされなかつた最後の一点、元の親を知らして、	親子團樂の陽氣ぐらしの世と立て替えようと	人間生活の目標であり、理想である。	實現しよう、よふきづとめを教えて、たすけ一條の道をつけられた。	(一行あけて左のおうたを追加する) ちよとはなしかみのいふこときいてくれあしきのことはいはんでな このよのぢいとてんとをかたどりに ふうふをこしらへきたるでな これ、このよのはじめだし	實に

第 四 章

				頁	大字版	
				頁	小字版	
〃	〃	〃	〃	〃	三	
〃	7	〃	5	〃	2	
〃	三〇	〃	〃	〃	一九	
〃	1	〃	13	〃	11	
現実 <small>じやうじつ</small> にありありと眼 <small>まなこ</small> に身 <small>み</small> に心 <small>こころ</small> に感じる <small>かんじ</small> ことが	然 <small>しか</small> もその守護 <small>しゆご</small>	根 <small>こん</small> 源 <small>げん</small> にてまします。この世 <small>よ</small> を創 <small>つく</small> め、	元 <small>もと</small> の神 <small>かみ</small> にてあれば、	(大字版四行目と五行目、小字版一二行目と一三行目の行間)	この世 <small>よ</small> 、無 <small>な</small> い人間 <small>にんげん</small> 、無 <small>な</small> い世界 <small>せかい</small> を造 <small>つく</small> り、久 <small>く</small> 遠 <small>とん</small> の天地 <small>てんち</small> を貫 <small>つらぬ</small> いて、生 <small>なま</small> きとし生 <small>なま</small> けるもの <small>もの</small> に生 <small>なま</small> 命 <small>いのち</small> を與 <small>あた</small> え、萬物 <small>ばんぶつ</small> にその所 <small>ところ</small> を與 <small>あた</small> えられる元 <small>もと</small> の神 <small>かみ</small> 、實 <small>じつ</small> の神 <small>かみ</small> たる親神 <small>おやかみ</small> を、天理王命 <small>てんりおうめい</small> とたたえ、て祈念 <small>いのち</small> し奉 <small>たご</small> る。	親神 <small>おやかみ</small> を、天理王命 <small>てんりおうめい</small> とたたえて祈念 <small>いのち</small> し奉 <small>たご</small> る。紋 <small>もん</small> 型 <small>がた</small> ないところから、人間世界 <small>にんげんせかい</small> を造 <small>つく</small> り、永遠 <small>えいゑん</small> にかわることなく、萬物 <small>ばんぶつ</small> に生命 <small>いのち</small> を授 <small>たま</small> け、その時 <small>とき</small> と所 <small>ところ</small> とを與 <small>あた</small> えられる元 <small>もと</small> の神 <small>かみ</small> 、實 <small>じつ</small> の神 <small>かみ</small> にています。
〃	三	〃	〃	〃	三	
〃	1	9	5	〃	2	
眼 <small>まなこ</small> に、身 <small>み</small> に心 <small>こころ</small> にありありと、感じる <small>かんじ</small> ことが	しかも、その自由 <small>じゆう</small> の守護 <small>しゆご</small>	根 <small>こん</small> 元 <small>げん</small> にていまし、この世 <small>よ</small> を創 <small>つく</small> められたばかり <small>ばかり</small> でなく	(省略)	(次のおうたを挿入する)		
				このよふのにんげんははじめとの神		
				たれもしりたるものゝあるまい 三 15		
				どろうみのなかよりしゆごふをしへかけ		
				それがたん／＼さかんなるぞや 三 16		

四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四
8	9	10	3	4	〃	7	〃	〃	〃	〃	〃	〃	8
三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三
1	〃	11	9	〃	7	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	1
實の神にてあらせられる。	光をもて、	照らし給う。	至妙なる	温かい	隔てなき	まことに	親神は太初親しく	生活の資料としては、立毛を始め	教祖は、	その守護の理を道具ひながたに配し、十柱の神名をもつて、懇切に話された。	めどとうるおい	〃	12
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三
2	3	4	7	8	〃	11	〃	〃	〃	〃	〃	〃	2
元の神 實の神にています。	光をもつて、	照らされる。	至妙な	遍く	隔てなく	(次のおうたを挿入する) このよふのしんちつのをや月日なり なにかよろづのしゆこするぞや ナ 102	親神は、元初りにり 親しく (省略)	又、生活の資料として、立毛をはじめと し、 (省略)	その守護の理は、これに、神名を配して、 説きわけられている。	眼。うるおい	〃	〃	6
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

元	〃	〃	〃	〃	〃	元	〃	〃	三	〃	三
	8	〃	7	5	2	1	10	〃	6	10	4
三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三	〃	三
	16	〃	15	1 <sup>〃</sup>	〃	11	9	〃	6	17	14
目との行間)	<p>く。に。さ。づ。ち。の。み。こ。と</p> <p>風一切の</p> <p>親神天理王命の十全の</p> <p>人間を始め、萬物皆、</p> <p>身體と教えられる如く、實に世界は</p> <p>生命</p> <p>天地自然の間に行われる法則といわず、人間社會における秩序といわず、ことごとく奇しくも妙なる親神の守護ならぬはない。</p> <p>(七号11のおうた)</p> <p>實に この世は理せめの世界であり</p> <p>嚴肅なる天理によつて支配されている。従つて、</p> <p>即ち、親神は人の心は素より、總てを見ぬき見透して、思召のままに守護されている。</p> <p>(大字版二行目と三行目、小字版三行目と四行目との行間)</p>										
四	〃	〃	〃	〃	〃	四	〃	〃	元	〃	三
	3	〃	8	〃	8	6	3	〃	11	3	9
九頁七行目小字版二二頁七行目の七号9 10のお	<p>く。に。さ。づ。ち。の。み。こ。と</p> <p>風</p> <p>即ち、親神天理王命の、この十全の</p> <p>人間をはじめとし、萬物は、皆、</p> <p>身體であつて、世界は、</p> <p>生命</p> <p>(こゝでは省略して、和案大字版三八頁八行目小字版二一頁一五行目「いささかの遺漏もなし」の後に挿入する)</p> <p>(こゝでは省略して、後段に挿入する。・A)</p> <p>實に この世は、理せめの世界であつて、</p> <p>(省略)</p> <p>(こゝでは省略して、一部訂正の上、後段に挿入する B)</p> <p>(前掲Aのおうた、Bの文章及び稿案大字版三九頁七行目小字版二二頁七行目の七号9 10のお</p>										

元	〃	〃	〃
三	7	6	5
三	〃	〃	〃
4	〃	〃	5
愛撫し給う親にてまします。	しているのは、親神の	幼児	(七号9 10のおうた)
四	四	〃	〃
11	1	2	4
愛撫される親にています。	しているのは、萬一切を支配し、總てを見ぬき見透されている親神の	幼児	(別段に引用のため、こゝでは省略して、次のおうた挿入する) どのよふなくどきはなしをするものな たすけたいとの一ぢよばかりで 七26 一れつのむねのうちよりしんぢつに はやくわかりた事であるなら 七27 それから、月日よろづのしはしする なにかよろづのたすけするぞや 七28
うたを、次の如く挿入する)	親神は、人の心はもとより 總てを見ぬ	き見透し、善悪共に見分けて 思召のまま	に守護されている。
にんけんのわが子をもうもをなち事	こわきあふなきみちをあんちる 七9	それしらすみな一れめへく	みなう、かりとくらしいるなり 七10
このせかいなにかよろづを一れつに	月日しはいをするともゑよ 七11		

〃 完	12 11	〃 三	〃 11	これを不惑と思召し、教祖を通して、よろづいさいの教を示されたのである。
〃 四	11 10	これをあわれと思召し、種々言葉盡して、よろづいさいの眞實を教えて、自由自在の珍しい守護を見せられる。		
(以下次の如く加筆する)				<p>月日に せかいぢうう、みなわが子  かへい、ばいこれが一ちよ 一七 16  親神は、人間の實の親にいます。親神は、  たた一すじに、一れつの子供に陽氣ぐらし  をさせたいと望ませられ、教祖をやしろと  して表に現れ、元初りのいんねんあるちば  において、たすけ一條の道を啓かれた。</p> <p>ちばは、天理王命の神名を授けられたと  ころ、その理を以て、教祖は、存命のまま、永  久にここに留り一れつを守護されている。</p> <p>どのよふなたすけするのもしんちつ<small>101</small>  をやがいるからみなひきうける 七  實<small>まこと</small>に、天理王命、教祖、ちばは、その理一  つであつて、陽氣ぐらしへのたすけ一條の  道は、この理をうけて、初めて成就される。</p> <p>(一行あける)</p> <p>あしきをはらうてたすけたまへ  てんりわうのみこと</p>

第 五 章

										頁	大字版	
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	行	小字版
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	頁	小字版
12	〇	10	6	〇	〇	5	4	〇	2	〇	行	小字版
は、	又隣家の病んだ乳兒を救けられた時の如き	我が身の不徳のいたすところとして、その罪を責めることなく	毒殺しよう	長男	起されたが、	生涯を高く信仰に捧げたいとの熱願をさえ	篤いばかりでなく	夙に幼少の時から、	みきと申された。	みちすがらこそは萬人の手木ひながたである。	説きあかされたばかりでなく	教 典 和 案
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	頁	
5	4	3	7	〇	〇	6	5	3	2	〇	行	
には、	(前行に続ける) 又、預つた乳兒が病んだ時には、	その罪を責めることなく	無きものにして	(省略)	生涯を信仰に捧げたい と熱願されたが、	篤く。	幼少の頃から、	みきと申される。	道すがらこそ、萬人のひながたである。	説き明かされると共に。	教 典	

〃	〃	四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四	〃	四
2	〃	1	12	9	7	6	5	4	〃	1	10	8
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四	三
10	〃	〃	9	8	〃	6	5	4	〃	3	1	12
一人悄然と	小寒が	中山家では、	嬉々として過ぎ行くのを、	かかる窮乏の中にあり乍ら、	誰一人	常人の及ばぬ高い信念は、	小寒を大阪につかわし、親神の御名を	大節のなかにかかわらず、	理解されようはずがなく	たすけ一條の神意の通じない	神意のままに「自ら難儀不自由しなれば、世の難儀不自由の味がわからん」と、	眞心をこめて命乞をされ、奇しくも瀕死の預り子は救われた。
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四	〃	〃	〃	四
9	こかんは	(省略)	嬉々としているのに	かかる中にも、	(省略)	常人の及ばぬ信念は、	こかんを大阪に遣し、天理王命の神名を	大節のさなかに	理解され難く	(省略)	貧に落ち切れ、との思召のままに	眞心をこめ、命乞をして、瀕死の兒を救われた。

四	〃	〃	四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四	〃	〃	四
4	8	12	1	4	6	9	10	11	12	3	5	〃	〃
二	〃	〃	〃	三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
11	13	15	〃	1	2	4	〃	5	6	7	9	〃	〃
また、夏になつても吊る蚊帳はなく 中にありながらも、	人がある。	神様が	近國一帯	不治の病として極印を押された	然し	出發	生活に明け暮れなされたが、	かぐらづとめを教え、陽氣手踊の手を	御胸を知らせようとの大らかな親心	尙も、筆を進め、	中心	ちばを明かし、かんろだしの理を説き、	
四	四	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
10	3	6	8	11	1	5	6	7	10	12	〃	〃	〃
(前行に続ける)又、夏になつても吊るに蚊帳なく、	中にも、	人もある。	親神様が	近郷一帯	不治といわれた	(省略)	門出	生活に明け暮れされたが、	陽氣なかぐらづとめを教え、てをどりの手を	胸のうちを知らせよう、との親心	更に筆をとつて、	しん	ちばとかんろだしの理を明かし、

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	吳	〃	〃	〃	〃	聖
〃	11	〃	10	9	7	4	〃	2	11	10	〃	7	6	
〃	〃	〃	〃	ニ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三
〃	〃	3	〃	2	17	〃	14	13	〃	12	〃	〃	〃	10
更になお	渡されるなど、	親心	教化するため	機に臨み人に應じて	四國に及んだ。	白熱的な信仰は、	集いくる人々に	御苦勞を、	銘々も亦、たすけ一條の上に	慕つたのではあるが、	教祖には、	御苦勞をかけるに	こうした思は、つとめ一條の急き込みを通じて、最後まで残されていつた。	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	吾
なほ、	渡すなど、	道	教化しよう	折にふれ、人に應じて	山陽、四國に及んだ。	白熱の信仰は、	(省略)	これを、	(省略)	慕うて、(以下加筆) たすけ一條の上には、我が身どうなつてもと、勇み立つたが、	教祖に	御苦勞をかけるには、	(省略)	





第 六 章

											頁	大字版	
											行	頁	小字版
〃	〃	〃	〃	五	〃	〃	〃	五	五	五			
4	〃	〃	2	1	12	〃	11	6	9	3			
												頁	
											行		
〃		10	〃	9	〃	〃	7	4	12	2			
ある。	親神はそれをこそ待ちわびておられるので。	自由の理もして下さる。	かくて眞實の心が	親心に副いきるうとの心が	温かい親の光を浴びて	これを思えば、無口の教訓をして下さる親心に喜びを感じる。	慈しみ深い親の思いがくみとられて、	厳しい意見のうちにも	の親心を明かして下さるばかりでなく、人間の	求めたりなどする。	思召から、		
〃	〃	〃	〃	六	〃	〃	〃	六	五	五			
4	〃	〃	2	1	〃	11	6	9	3				
	親神は、それを待ちわびておられる。	自由の理も見せられる。	かくて、眞實に心が	親心に添いきる心が	親神の温かい光を浴びて、	(省略)	慈しみ深い親神の心盡しの程がくみとられて、	厳しいうちにも	親心を明かし、人間の	求めたりする。	思召で、		
											頁		
											行		
												教	
												典	

〃	无	〃	无	〃	无
7	3	11	9	12	11
〃	〃	〃	〃	〃	三
16	12	10	9	〃	1
(五号24のおうた)	小難は無難におつれ下さる親心が、	心の立替えの節を	と仰せある如く	の定めた心が動して、しつゝのまにか形ばかり	折角てびきいただいて
〃	三	〃	三	〃	三
7	3	11	9	12	11
(則の行との間を一行あける)	小難は無難に導かれる親心が、	心を入れ替える節を	と仰せられ、	の定めた心もいつのまにか動して、形ばかり	折角、てびきを頂して、

第七 章

大字版	頁			小字版	頁	教 典 稿 案
行	行	行	行	行	行	
	ろ	〃	〃			
	1	6	4			
	三	〃	〃			
	1	5	〇			
	かりもの	<p>(六号131のおうた)</p> <p>すべては (以下の文章)</p> <p>その守護によつて、この世に生れさせてい ただしたのである。そして日々</p>				
	畜	〃	〃			
	1	6	5	2	4	
	かしの。 かりもの	<p>(次)の如く訂正の上、稿案大字版六〇頁四行目、 小字版三二頁三行目、六号131のおうたと入れ換 える)</p> <p>人體のこの精巧な構造 微妙な機能は、 親の工夫で造られたものでもなければ、 銘 々の力で動かせるものでもなし。 (第七章冒頭に移す)</p> <p>(稿案大字版六〇頁二行目、小字版三二頁二行 目、「ものでもなし。」に続ける)</p> <p>(次の如く、稿案大字版六一頁五行目、小字版三 二頁一〇行目、三号4126のおうたを挿入、訂正 する。)</p> <p>その守護による。</p> <p>にんけん、みなく神のかしものや なんとをもふてつこているやら 三41 にんけん、みなく神のかしものや</p>				

ニ	〃	〃	〃	ニ	〃	〃	〃	六	
9	7	〃	2	1	12	9	5	〃	
三	〃	〃	〃	〃	〃	三	三	〃	
11	9	5	〃	4	〃	1	10	9	
自由をかなえていただけるのも、		(おかきさげ)	じしうようといふ一つの理、じしうようといふ理、どこにあるとおもふなよ、ためんくせいしん一つの理にある。	（おかきさげ）	ここに一つがわがの理	にんげんといふ、みのうちといふは、この理を	使わせていただくことが	（三号4126のおうた）	身上かりもの、の理は
六	〃	〃	〃	〃	五	〃	〃	五	
11	9	4	〃	3	2	12	9	7	
自由がかなうのも、		(明治二二 八一)	（省略して次のおさしつを挿入する）	（明治二二 八一）	ここに一つ、わが理。	にんげんといふは、みのうち、これを、	つかわして頂くのが	（前段に引用のためこゝでは省略し、次のおうたを挿入する）	神のちうよふこれをしらんか この世に生れさせて頂き、日々 身上は親神のかしものである、という理が
									三 126
									三 137

五	〃	〃	〃	ノ	〃	四	六	〃	〃	六
9	10	8	〃		2	1	1	12	11	10
三	〃	〃	〃	〃	ノ	四	〃	〃	〃	三
〃	10	9	〃	6	〃	5	〃	1	12	11
あると悟り	心を掃除して下さる篤い親心のあらわれで	心づかいを不惑と思召され、身上事情に	八種を擧げて戒められ、また「うそについしよ大きらい」とも仰せられている。	遂には手もつけられぬようになるのみならず、累を他に及ぼして、	本然の明るさ	人間心の理がほこりの如く積りかさなり	これまた親神の心に副わぬ	個 自分の自由になるものと思し	この身上かりものの理が	定るのであつて、と教えて下さる。
充	〃	〃	〃	〃	ノ	六	〃	七	〃	〃
10	10	8	〃	3	2	1	2	1	ノ	12
り	心を掃除される篤い親心のあらわれと悟	上に 心遣いをあわれと思召され、身上や事情の	八種を擧げ、又「うそをついしよこれきらい」と戒められている。	りは、累を他に及ぼして、 遂には手もつけられぬようになる。かか 心遣いを、ほこりと教えられ、一人のほこ	本然の明るさ	埃のように積りかさなり	親神の心に添わぬ	一人 自分の勝手になるものと思し	この理が	と教えられる 定る。

六	〃	ノ	ノ	〃	〃	〃	〃	六	〃	六	七	
2	〃	12	8	5	4	3	〃	2	7	4	10	
ノ	〃	ノ	三	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三	
6	〃	5	2	17	16	〃	〃	15	11	9	4	
替え、心をはめて通るのが肝腎である。	故に見せて下さる理をよくさとり 心を立	人々の心を立替え、	いんねんの理を見せられるのは、	このいんねんの理をせひない運命と悟り、	おのれ一代の通り来りによつて見せて下さるいんねんならば、	理を見せて下さることもある。	見せて下さる	それと同じく	如何なる種子も、今まいてすぐに芽生える上を借りて、	銘々の心づかいの理にふさわしい新しい身	定命まではおるか、多くは中途で返すようになる。	よく思案するならば、心のほこりを拂わずにはおれない。然もかくして、
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七	〃	七	六	
〃	〃	10	6	〃	3	2	〃	1	7	4	11	
(省略)	人々の心を入れ替え、	いんねんを見せられるのは、	このいんねんをせひない運命と思ひ	(前の行に続ける) 己一代の通り来りによ	るいんねんならば、	理を見せられることもある。	見せられる	(省略)	銘々の心遣いの理にふさわしい身上を借り	多くは定命までに身上を返すようになる。	よく思案するならば、自とこのほこりを拂うようになる。かくして、	

六	〃	充	〃	〃
4	3	1	11	
三	〃	〃	〃	
8	14	13	12	
かくて、如何なる中も、善きに導き下さる親にもたれ、心を治めて	お連れ通りいただいて (章末)	現れ來ようとも、これをいんねんと悟り	身上かりもの	
七	〃	〃	七	七
12	1	12	9	7
(和案大字版八頁二行目、小字版三ノ頁六行目一思召からではないに続ける) いかなる中も、善きに導かれる親心にもたれ、心を入れ替え、心を治めて	（一行あけて次のおうたを追加する） このよふノ一れつハみな月日なり にんけんハみな月日かしの ナ 120	現れて來ようとも、ここにいんねんを悟り 連れ通り頂いて	身上かしの かりもの	

第 八 章

									頁	大字版
〃	七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七	行	小字版
3	1	10	7	〃	5	4	3	2	頁	小字版
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七	行	
10	8	7	5	〃	4	〃	〃	2	頁	
<p>教 典 稿 案</p>										
<p>かりもの理も ほこりの心も 世界の觀方 聞えるままの世界が變るのではなく 世界が變るのである。それが因となつて、 今まで苦しみの世 悟られる。自らの心が明るければ 心が動かされて、 一たび教を受けた身も、一時の感激のみでは十分に理がおさまりに難く、折角信仰に志しながら、喜び勇めないことがある。 されば、こゝに自ら進んで、（大字版同頁 八行目、小字版同頁一三行目） 一度はおたす けを頂いても、</p>										
									頁	
									行	
<p>教 典</p>										
<p>か。し。も。の。理。も 心。の。ほ。こ。り。も も。の。觀。方 聞えるままの世界に變りはなくとも、 世界が變り。今まで苦しみの世 悟られて來る。己が心が明るければ、 心を動かされて、 一度は、教に感激して信仰に志しても、やがて喜び勇めなくなることあれば、折角、たすけて頂いても、 （省略）</p>										

／	〃	〃	〃	三	〃	／	〃	二	／	七
／	7	6	〃	5	6	4	〃		10	9
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三	三
／	14	〃	／	13	6	〃	〃	4	1	13
通るなら、	素直にその成つて來た理	徒らに	自分の身	されば、	人は知らず識らず 小字版三八頁一二行目）切なるたすけを圖られる。	日々なつて來る理を満足して、	如何なる中も心を倒さずに	親神のお仕込みの理を思へ	心定めが今一つ （大字版七二頁二行目、小字版三八頁三行目）火の中、淵中とも感じられる。	又もや・身上のさわり事情のもつれとなつて、心の動搖を感せずにはおられぬ時もある。
／	〃	〃					〃			五
9	8	7					4			
通るから、	素直に成つて來る理	我が身 （省略）					いかなることも親神の思わくと悟り 倒さずに、 （省略）	（省略）	（省略）	（次の如く訂正し、前掲「たすけて頂いても」に統ける）又も、身上のさわりや事情のもつれで、しか動搖する時もある。

〃	壹	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	壹
〃	1	12	11	6	5	〃	〃	2	1	12	10	〃	8
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	元	〃	〃	三
〃	10	〃	9	4	3	〃	2	/	〃	1	〃	〃	15
て何よりの幸福たと、しみじみ悟れば、	身上壯健に働かせていた。だくのが、人として、	救けて。いただいた。今日の日	御守護の有難さが切實に感じられる。	教えられている。	日々常に	「節から芽が出る」と教えられる。如くこれが節となつて、信仰は一段と進む。	自らの心の糧	かくてこそ、	ひきしめつゝ、勇み立つことである。	ひたすら満足の理を供えると共に、更に進んでは	聴かせられるのは、この事である。	のうは	前生いんねんのさんげが果される。「たんのうの理がおさまり
七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	七	〃	〃	〃	壹
1	12	11	6	5	3	〃	2	1	〃	11	〃	10	〃
ば、	(省略)	健かな今日の日	親神の守護が切實に身にしみる。	教えられる。	日々常々	これが節となつて、信仰は一段と進む。これを「節から芽が出る」と諭される。	己が心の糧	かくて、	ひきしめつゝ喜び勇むことである。	(省略)	諭される。	「たんのうは	前生のいんねんは、納消される。これを、

11	14	11	15	16	3	1	2	3	5	6	3	3
勇ま・ず・には・おれ・なく・なる。	しかも、	私・慾・は・ない。	そ・れ・は・求・め・る・と・こ・ろ・なく	盡・す・行・爲・で・あ・る。そ・し・て、こ・れ・こ・そ・は	美・わ・し・い・果・實・を・結・ば・せ・て・い・た・だ・く・肥	み・れ・ば・せ・か・し・か・た・ん・く・と	も・つ・こ・を・擔・う・て・土・持・を・す・る。	何・時・し・か・知・ら・ず・識・ら・ず	心・が・明・る・く	誰・に・で・も・出・來・る。	別・段・む・つ・か・し・い・こ・と・で・も・な・い・が、	信・仰・に・燃・え・る・心・の・喜・び・か・ら・ほ・と・ば・し・り・出・る 行・で・あ・る。そ・れ・は・必・ず・し・も・土・持・だ・け・に・限・ら な・い。こ・の・行・の・現・れ・は・千・種・萬・態・で・あ・る。
7	5	2	6	8	12	8	1	2	4	2	2	2
勇・み・立・つ。	(省略)	欲・は・な・い。	こ・の・求・め・る・と・こ・ろ・なく	盡・す・行・爲・こ・そ、	美・わ・し・い・實・を・結・ぶ・肥	み・れ・ば・せ・か・し・が・だ・ん・く・と	も・つ・こ・を・擔・う・て、日・々、土・持・の・き・し・ん・を・す る。	(省略) 心・は・益・々・明・る・く	誰・に・も・出・來・る・が、	(省略)	信・仰・に・燃・え・る・喜・び・の・現・れ・で、そ・の・姿・は、千 種・萬・態・で・あ・る。必・ず・し・も・土・持・だ・け・に・限・ら な・い。	3

〃	尅	〃	〃	〃	/	尅	〃	〃	〃	七	〃	尅
7	2	〃	4	〃	2	1	12	7	6	4	10	7
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四	〃	〃	〃	〃	四
17	14	/	5	4	〃	3	2	〃	15	1	8	7
そのまま副わ せていただき たいと	人間は、とかく 版同頁一六行目 （大字版同頁一 六行目、小字 版同頁一六行目） これが切なる親 神の思わくだ である。	親神はそれをこそ、	誠眞實に徹してこそ、	身に行わせていた だくようになる。	〃	表裏	ここに人の心の 本然の姿なる誠 眞實	陽氣が躍動して くる。	相競つて、	春の如き明るさ	自分一個に止まる	たた慾を忘れて、
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	尅	/	尅
11	〃	〃	1	〃	12	11	9	5	4	2	8	5
そのまま添い たいと	（省略）	親神は、それを	誠眞實に徹する のが、	身に行えるよう になる。	〃	裏表	ここに親神の思 召にかなう誠眞 實	陽氣が漲つて くる。	相競うて、	春の明るさ	自分一人に止る	慾を忘れて

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	充
9	7	4	3			〃	2	12	11	〃	9	8
/	〃	〃	/	〃	〃	〃	/	/	/	〃	四	四
9	7	〃	5			〃	1	〃	2	〃	1	17
(一二号9394のおうた)	長い眼から見れば、	口と行と心とは	人救けの業にはげませていただく。	目(大)行間	(大字版二行目と三行目、小字版四行目と五行目)	願としてあらわれてくる。	人に盡さずにはおられない	一れつ兄弟の眞心にあふれ、	たすけの行となる。	にほいがけとあらわれ 更に進んでは、お	自分の出来る	人の苦しむのを
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
4	〃	〃	11	7		〃	5	4	3	〃	1	12
(前段に挿入のため、ここでは省略し、次のおさしづを挿入する)	ながい眼で見れば、	口と心と行とは	たすけにはげむ。	目(小)行間	(和案大字版八〇頁九行目、小字版四三頁九行目一二号9394のおうたを挿入する)	行爲となつてあらわれる。	人に盡す。	一れつ兄弟姉妹の眞實に目覺め、	にをいがけとなり 人だすけとなる。	なんでも、たすかつて貰いたい	自分に出来る	人の苦しみを
天の理である、まことであれば、それ、せ												

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2	12	11	10	7	4	2	〃	〃	1
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5	4	〃	3	1	15	〃	〃	〃	13
(章末) 力にあふれて、強くたくましく進むことが	とも、示されている。	(おかきさげ)	まこと一つが	誠眞實は (大字版同頁八行目、小字版同頁一行目) 親神はその実を見せて下さる。	親神は、この誠眞實にこそ、豊なる恩恵をたれさせられる。	まことに、「人をたすけるは眞の誠一つの理でたすける理がたすかる」と教えられる。	如何なるたすけも見せて下さる。	〃	親神は人の心のこの誠眞實を受け取り、
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
5	1	11	10	〃	〃	7	〃	〃	6
(一行あけて次のおうたを追加する) たんに、なにかの事もみへてくる いかなるみちもみなたのしめよ 四 22	力に溢れて、明るく陽氣に進むことが (省略)	(明治二三・四・一七)	まこと一つの理は (省略)	〃 (省略)	〃 (省略)	いかなるたすけもひき受けられる。 (省略)	〃	〃	かくなるほどといふ。(明治二二・六二) 誠眞實は、親神の思召に添い、天の理にかなう心であるから、親神は、この誠眞實をすぐと受け取つて、

第九 章

		大字版		小字版		教典稿案		頁行	
		頁	行	頁	行			頁	行
//	//	//	//	//	//	八四	//	/	八三
11	10	//	//	9	//	8	ゝ	//	2
//	//	//	//	//	//	四	//	//	四
11	//	10	//	//	//	9	//	//	9
		然しながら、		まことに有難い身の幸である。		引き寄せられるは、		喜びが外に發しては、自ら人たすけの行となり	
		その御用は果されぬから、				深い思召の下に その		おたすけ頂いた	
		ていれをして下さる。				類ないたすけの普請		喜びが外に發しては、自ら人たすけの行となり	
//	/	//	//	//	//	八五	//	//	八四
11	10	//	//	9	8	3	陽氣ぐらしへの	//	2
		しかし、		實に 道の子の幸である。		(省略)		たすけて頂いた	
		役に立たぬから、				類ない陽氣普請		喜びは、自ら外に向つて、人たすけの行爲となり	
		ていれをされる。				引き寄せられるのは、		と	

八六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八五	八四		
3	〃	10	〃	8	7	6	5	〃	4	1	12	
〃	〃	望	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四	四	
4	〃	1	〃	〃	17	16	〃	〃	15	12	11	
おさづけの理	さるのであつて、	心におさまつてこそ、	されば、このおさづけの理	心の理に	おさづけ	おさづけ	く。	は人に救かつていたきたい心に進み行く。	心が澄みきつて、救けていたきたい心	は人に救かつていたきたい心に進み行く。	は人に救かつていたきたい心に進み行く。	は人に救かつていたきたい心に進み行く。
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六	五	
12	〃	〃	7	6	5	4	〃	〃	3	12	11	
さづけの理	ける。	心に治つて、初めて、	(前の行に続ける)このさづけの理	心に	さづけ	さづけ	か	心は澄んで、たすかりたいとの願は、たす	か	運ぶ。	親里に歸り	心に治めさせれば、



〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八七
9	〃	8	6	〃	4	3	11	10	9	〃	8	4	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	望
〃	〃	6	5	4	〃	3	1	17	〃	〃	16	12	
總じて人の心の常である。	然も、唯自分の力で	自分の力のみで	しんから救けていたたくのである。	然し、	取り次ぐこれが、おたすけ人の	次ぎ、	思わぬ身上に苦しむ者に おさづけを取り	天の理を映すのが肝腎	親神の奇しきたすけの御業のよふぼくに外ならぬ。	自らが	病める人々に救かつていたので	かくておたすけ人は、ただおさづけを鮮かに取り次いで、	(一五号6061のおうた)
〃	〃	〃	八六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	八六
3	〃	2	1	11	10	7	〃	5	〃	〃	〃	4	
人の常で、	しかも、己が力で	己が力で	しんからたすけさせて貰うのである。	(省略)	取り次ぐのが、よふぼくの	ぎ、	身上を病んで苦しむ者に さづけを取り次	天の理を映すことが肝腎	親神のよふぼくに外ならぬ。	自分が	病む人々にたすかつて貰うので	かくて、よふぼくは、さづけを取り次いで、	(明段に挿入のため、ここでは省略する)

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	允	〃	〃	允
11	〃	8	〃	7	6	2	1	11	〃	〃	10
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
17	〃	14	〃	〃	13	〃	9	8	〃	〃	7
<p>（大守版一一行目と一二行目、小守版一七行目と次頁一行目の行間）</p>	<p>おたすけ</p>	<p>かかる人を親神の守護のまにまに</p>	<p>世界へと導き、親神の理に生きる人たらしめることである。</p>	<p>病だすけのみの道ではなく</p>	<p>身上事情の</p>	<p>よふぼくは必ずしも理のおさまつたものばかりではない。假令届かぬながらも、</p>	<p>道を慕うて、</p>	<p>ただひたむきなたすけ一條の心から、</p>	<p>乗り越えて、</p>	<p>眞心をもつて、たすけの道に一筋に進むなら、親神はそこに鮮かな守護を下される。</p>	<p>〃</p>
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	允
5	1	〃	〃	12	11	6	〃	5	〃	〃	4
<p>（次のおうたを挿入する）</p> <p>わかるよふむねのうちよりしやんせよ 人たすけたらわがみたすかる 三十七</p>	<p>たすけ</p>	<p>かかる人々に親神の思召を取り久いてその守護のまにまに</p>	<p>世界へと導くことである。</p>	<p>（省略）</p>	<p>身上や事情の</p>	<p>よふぼくは、假令年限の理に浅い深いの相違があるうとも、</p>	<p>道を慕い</p>	<p>ひたむきなたすけ一條の心から、</p>	<p>乗り越え、</p>	<p>眞心で、一すじにたすけの道に進むなら、何人でも親神の守護を鮮かに頂くことが出来る。</p>	<p>〃</p>

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
9	8	7	〃	6	〃	5	〃	2	〃	〃	〃	1	12
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〃	7	〃	〃	〃	5	4	〃	2	〃	〃	〃	〃	1
名稱にして、眞によくその理を發揚するは、	そもそも、	る。	ここによぶ、ぼくの役目は一段と光を加える。	實にその眞實の結晶に外ならぬ。	許されたもので、	たすけ人の	ここに	「人をたすけて、我が身たすかる」とは、この理を教えられている。	心は	かくて、	自らも何時しか心の成人を遂げる。	我が身を忘れた行のうちに	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2	〃	〃	12	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
その名稱の理を、眞によく發揚するには、	(省略)	る。	よぶ、ぼくの役目は、ここに一段と光を添える。	(省略)	許されるもので、	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	(省略)	自身もいつしか心は成人して、	我が身を忘れて行かうちに	
											(次の如く訂正の上、稿案大字版九〇頁二行目、小字版四七頁二行目「その胸に抱かれて」の次に挿入する)		

〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
9	10	1	2	〃	〃	〃	〃
聖	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
8	〃	10	〃	〃	〃	〃	〃
寄りつどうものが、會長をしんとし、元一 日の理に副うて、心を 結び合うにある。	元一日を忘れずに、	教の先達となり	篤い誠眞實をもつて	人々の教導に任ずるにある。	ここに	(章末)	
〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
2	3	6	7	〃	〃	8	10
寄りつどうものが、ちばの理に添い、會長を 心として、心を	結び合うのが肝腎である。	元を忘れずに	道の先達となり、	誠眞實をもつて、	人々を教え導くにある。	かくて、	(一行あけて次のおうたを追加する) しんちつにたすけ一ちよてあるからに なにもこわみハさらにないぞや 三 77



〃	〃	空	〃	〃	凶	〃	〃	〃	〃	凶
3	2	1	11	7	6	〃	12	11	7	5
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	兇	〃	兇
12	〃	11	10	7	6	2	2	1	12	10
一つの理に心を合せ、	遂に	ただ一手一つの心であつてこそ、	この理を忘れる時は、人は銘々勝手	心濁る暗い歩み	人は動もすると、	が出来る。	みなみな心勇めば、どんな理もみえ、どんな花もさく。他の人々と共に喜び、共に楽しんでこそ、初めて眞實の陽氣ということが出来る。	ただ、親神の念せられるのは、一れつ子供の陽氣ぐらしてである。	世界	この理を悟らず 版同頁一二行目）人間心である。
〃	〃	〃	〃	凶	〃	〃	〃	〃	〃	空
10	8	6	2	1	8	7	4	〃	〃	4
一つの道の理に心を合せ、 (省略)	一手一つの心に	この理を忘れる時は、銘々勝手	心を曇らす暗い歩み	人は、ややもすれば、	陽氣ぐらしては、他の人々と共に喜び、共に楽しむところに現れる。皆皆 心勇めば、どんな理も見え、どんな花もさく。	生活	日々、喜びと楽しみの中に生活するのが、 (省略)	(省略)	(省略)	(省略)

10	8	7	11	10	9	8	5	4	〇		
〃	〃	〃	吾	〃	〃	〃	〃	〃	兕		
9	〃	8	1	〃	17	16	〃	13	12		
働きにいそしむ喜びの天地である。	親神の思召のままに	かくて日々親神の 頁八行目）煩わされず、 （大字版小字版共に同 ただ	珍しい守護のまにまに 如何なる中も連れ 通つて下さる。	陽氣づくめを只管こい願うようになる。親 神は、これを望ませられ、	共々に心澄みきる	つて、	を省みるならば、人は自ら心を合せ扶け合 つて、	と仰せられる。	ここにこそ全うされる。	それを見るのが、親神の楽しみと聽かせら れる。	扶け合いをして陽氣に勇んで生活して行 く。
〃	/	〃	〃	〃	〇	〃	〃	〃	〇		
12	11	〃	3	2	11	〃	〃	〃	〇		
んである。	親神の守護を身に受けつつ、	いそしむ日々であり 正しくきりなしふし	陽氣に生活すならば、ここに、たのもしい 道が現れて、その喜びは世界にひろまつて 行く。親神は、これを望ませられる。 （省略）	親神にもたれ、教祖を慕い、教の理を省み つつ、互に心を合せ扶け合うて、 （省略）	ここに全うされる。	〃	〃	〃	〃	扶け合うてこそ、陽氣に勇んで生活して行 ける。 （省略）	

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六
11	〃	〃	10	9	8	12	11	10	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六
〃	〃	17	〃	16	15	11	〃	10	
自ら喜ばしい天の恩恵が	勇み立つ。親神はこの人の陽氣をみそなわして、	これぞ、正しく楽しみづくめの。 (大字版九七頁七行目、小字版五〇頁五行目) 正にきりなし、ふしんである。	世界中、どこに隔てはさらになし、一れつは皆我が子との親神の思召を悟り	高きものも低きものも、遠きものも近きものも、	理をききわけて、	人類互に争を止め、	相互に扶け合うところ、	自ずと、これが親神に受け取つて頂き、如何な理も見せて下さる世の治りとなる。これが、眞正の世界平和である。	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六
〃	6	〃	〃	5	4	2	1		
自ら豊かな恵が	勇み立つ。子供の成人を待ちかねられる親神は、この陽氣ぐらしを見て、	(省略)	一れつは	人々はこの親心にもたれつつ、世界中皆	(獨家大字版九七頁一〇行目、小字版五〇頁一七行目「相互に」の上に挿入する)	理を心に冷めて、	(省略)	相互に扶け合ひ。	(次の如く訂正加筆する) 常にたゆまず、ひながたの道をたどり陽氣に勇んで、心のきりなし、ふしんにいそしむならば、やがては、全人類の心も入れ替り、世は自と立て替つてくる。 かくて、世界一れつの心が澄みきる時、

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	次
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	五
9	8	7	6	5	4	3	2	1	10	9	1
すべての人々の胸に	親神の理によつてこそ	眞の世界平和は、	争わぬことによつてのみ	眞の世界平和は、單に	心の支えを教え、光ある行手を與える	これは人類に	治めるものこそは、	人類は	生命を楽しもうと、	ただ争を経ること、	その中核の心は
11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	六
人々の胸に	親神の理によつてのみ	眞の平和世界は、	争わぬだけで	眞の平和世界は、ただ	心の支えを與え、光ある行手を教える	これこそ、人類に	治めるのが、	人は	生命を楽しめるものと、	争を経ること	たすけ一條の思召が成就して、親神の守護は餘りなく垂れ、ここに、人の世は、未だかつてない至福を受ける。これぞ、樂しみづくめの世界、神人和樂の陽氣づくめの世界であり、眞正の平和世界である。 (省略)



1	2	3	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
親神がこの教を 版同頁一六行目）立て合の理による。	教祖が身をもつて證し、	教祖ひながたの道は信仰の生命である。	先ず身上事情に	引き寄せられて、	親神の理を知る。	皆親神よりのかりもの。	御守護のある所をまざまざと悟り	或はほこりを拂い 或はいんねんの	求道の道すがら	その中を心一つにおさめて、日々いそいそとたんのうの理を積み、				
次	次	充	充	充	充	充	充	充	充	充	充	充	充	充
10	11	2	2	3	3	4	4	5	5	5	5	5	5	5
教祖が、教を宣へ、身を以てこれを證し、	教祖ひながたは、道の生命である。	人は、先ず、身上や事情に	(省略)	親神を知る。	皆、親神のかしもの。	守護のあるところを悟り	ほこりを拂い いんねんの	成人の道すがら	その中に、日々たんのうの心を治め、					



対照表 正誤

1、第三七頁、第一三行目ト第一四行目トノ間ニ 左ノ如ク追加ス

//	
8	
//	
8	
の思は彌まさるものがある。	教祖のひながたを願みれば、この思は彌まさるものがある。
	(省略)

2、第三九頁、下段、第七行目行ノ欄、9トアルヲ8トナシ、次ノ行ノカヲ9ニ訂正ス

- 復元刊の目的は、教養や史料に関する研究乃至調査の素材を纏め他日の集大成を期すにありませう。
- この目的を達成せんが爲、廣く諸賢の御執筆を御願します。執筆君には掲載料五部し爾後一ヶ年毎第一部頒無料贈呈致します。
- 復元は一般に發賣せず、贊助の意味で御希望の方は申込書に記入の上一ヶ年約二百圓半ヶ年約二百圓、一部約四十圓の割で御金贈付にて御申込み下さい。前金切の節は其都度御通知申上げませう。
- 「おちばに於ケル連絡先」は必ず御記入下さい、途中の事故を慮る上から本誌は郵送せず、その連絡先の指定受取人にお届け致します。
- 第十八號發行豫定昭和二十五年十月甲

復元申込書

自第 號以上贊助費金 圓也

右申込候也

昭和 年 月 日

現住所

直屬教會名 氏名

捺印

おちばに於ケル連絡先

住所

指定受取人

領收證

復元自第 號贊助費金 圓也

右正ニ御預リ申候也

昭和 年 月 日

奈良縣丹波市町

天理教教義及史料集成部

殿

## 編輯後記

松村先生の思い出話は、座談会の形で、お話し頂いたのを、まとめたもの。植原先生のは、古い御経験を手記の形でお書き頂いたもの。どちらも、大そう貴重な史料として、読者諸氏の御味読を願うと共に、之を御寄稿頂いた両先生に厚くお礼申上げます。

又、対照表は、昨年十月御裁定になつた天理教教典と、一昨年十月発表の教典草案との相違点と云うか、推敲箇所の一覽表です。之を御覧になる方は、恐らく意想外に、その箇所なり分量なりの多い事に驚かれる事と思います。研究的に、教典を勉強される方のよい御参考になるでしょう。

(Y・U)

昭和二十五年七月二十日印刷  
昭和二十五年七月二十六日発行

代 謄 写

奈良縣丹波市町三島

編輯兼 發行人 上 田 嘉 成

奈良縣丹波市町三島

發行所 天理教教義及  
史料集 成 部

奈良縣丹波市町川原城

印刷所 天理時報社

奈良縣丹波市町川原城

印刷者 岡 島 善 次

# 復元

第 八 拾 號

昭和二十六年一月

梶本亨太郎

教祖様の思ひ出その他

柏原源次郎

因縁と戦う(三)

村上英雄

元初話星象論

吉田清一

天理教教典英訳(一)

一

三

元

三

天理教教義及史村集成部

第十八號

定價 一部 六十圓也

殘金 〇 〇 〇 圓也

復元

第十八號

# 教祖様の思い出その他

梶本宗大郎

はしがき

梶本宗大郎先生は、明治十三年三月十五日生ですから、今では数えて七十一才です。教祖様おかくれの明治二十年には八才です。ですから、子供心ながら教祖様の曾孫の一人である先生には、曾祖母にあたる教祖様に可愛かつて頂いた判つきりした印象が残つて居ります。又、成人の後、梶本家のおつね婆さんや、又御家内の母である山沢久さん、その他古い先生方から聞かれた話が数々御座います。昭和廿五年の夏六月から秋九月にかけて、その中から断片的に伺つた話を主とし、初代眞柱様についての思い出や、又古い記録や、御親父松治郎先生についての追憶談など、又若干の略図を併せて、一篇とし、本誌にのせさせていただきます。

昭和26 2 4 嘉成

## ○教祖様の思い出

私は、教祖様に物を貰うたと云うような事だけ覚えてる。教祖様は「みかん」を下さつた。「みかん」の腹の方のズジとつて背中の方から指を入れると、トンビ、ト〜〜カラス、カーカー と言うのにして「指出せ」と仰

教祖様の思い出その他

るので、指出すと、その上へのせて下さるので、喜んで、私は七つ位や。

それと、「みかん」の袋もろてこつちも眞似して指にさして、教祖様のところへ ヒョーツと持つて行くと、教祖様が上つて下はる。

○教祖様は、生のさつま芋を、皮むいてワサビ下ろしで、すつて召し上つた。分量は、お年をめして居たから少しと思うが、時々召し上つた。

又、ミリンを時々召し上つた。時によると、煮た物召し上らずに、そんなもの召し上つた。それは私は子供心に見て居た。

おいしそりに召上るので、櫛本の家へ帰ると、自分も眞似をしてお茶碗に一杯位たべた。

物の不自由な時、この話をして、したら薪炭もダノもいらんと言うてた。芋の無くなる前が甘くておいしい。

○吉川と私と二人、同時に負うて貰うた事がある。そして東の門長屋の所までお出で下はつた事ある、藤クラ草履みたいなものはいて。

○眞柱様と前川さんと二人負うて貰うた事あると言う話もきいてる。

○私は曾孫ひ孫の中では、男での初や。女ではおもとさん居る。それで「早う、一人で来るようになったらなあ。」と仰

つて下はつたと言う。

山沢の母から聞く。と私の書いてある。

島村の生れた時「色の白い 綺麗な子やな。」と云うて、抱いて貰うた。それは山沢の母にも、うちの母にもよくきいた。島村は生れた時色が白かつた。今でも白いが。

○神殿の方でお菓子でも頂いたら、子供同志遊んで遊びながら頂いて、無くなつたら、又、教祖様の所へ走つて行て手を出すと下さる。それを食べて遊んで無くなると、又、走つて行く。どうで「おばあちゃん、又くれ」とでも言うたのやろ。三へんも四へんも行たように思う。

それでも「今やつた丈やないか」と云うような事は、一度も仰らん。又、うるさいから一度にやろうと云うのではない。

たべる丈く下はつた。子供の身体も考えておられたのやろな。

白セッコか、オーロ、あめのようなものやつたと思う。その頃の菓子はそんなものやつた。

大体、教祖様は子供は非常にお好きやつたらしい。山沢の母にきくとそうや。

樅本の梶本へは、チヨイくお出でになつた。(警察へは、一へんやが。) その度にうちの子にも、近所の子にもやるように お菓子を袋に入れて持つて来て下さる。

その中着は、今も中山家の倉にある。

山沢の母に この説明はきいた。

教祖様の思い出その他

その巾着は、何かもの拵らえた切れ端をつぎ合せて巾着にしてある、角にして、つぎ合せてある。赤も黄もある。そしてその紐は、カンナ屑、それもスーツと紙のように作つたのを、コヨリにして、紐にしてある。それが巾着のひもや。

それは、教祖様が、カンナ屑で作らはつたんや、と聞いた。

御母堂様は、この御普請には、カンナ屑で織物をなさつた。

○教祖様のお声は、優しいお声やつた。スラリとしたお姿やつた。顔は面長で、お政さんは、一寸円顔やが、口もとやあごはそのまゝや。お政さんは、頑丈の方、教祖様は、やさしい方やつた。腰は曲つてなかつた。私の八つの時やもの。それに東京で芝居した時に、杖ついて未はるようにしたから、エライの怒つてやつた。

頭の髪は白かつたと思う。(門 眞つ白ですか。答そう云うように思う。)

○おかくれの時は箱枕やつた。

私は、おかくれになつた時、亡骸の所へつれて行つてもろた。そして手を当てたら、ハノとした。冷たかつた。

その時、息引きとつたらこんなに冷いものかと思うた。それが、私にとつては初めての印象や。

その時には飯降さんも、裏の叔父さんも同じ事言うてる。眞柱様が一々お呼びになつたのやろ。

○櫛木へお出でになつて、お泊りになつた事もあるらしい。物治郎さんの姉のおつねさんの話。

夜二時頃にでも起上つて「からとにほん、からとにほん」とよう仰つたと言う。

それは、いつも仰つたので、又「からとにほん、言うてはる」と言うて、そのまゝ皆ねたものや。と言う。

山沢の母にきくと「よう、心してきけ、後で後悔なきようにく」。と仰しやつたと言う。

人が居ても居なくてもお言葉は出て来る。

親父が、奈良詣りにおさそい申した時に、櫛本へお出でになつて、「松治郎、奈良詣りと言うて来た。」と言う

お言葉がある。

この書取りの筆蹟は、小寒様か、おはる様か、誰かしらんと、調べたら、どうも惣治郎さんの手蹟と同じやつた。

惣治郎さんの書とりや。紙三枚程や。

その中に「この子供十三才になるならば、親子諸共引寄せるなり」とある。その終りには、「日々に家業に心盡すは神の望みや」とある。この、十三才は、誰の事やろと言うてたが、「おさしづ」に

「この子供十三才を過ぎましたが、如何いたしましょう。」と言うお伺いがある。明治三十年頃や。その時には「まだ早い」とあつて、その二年程後に「もう引寄せよ。」とある。

○おつねさんのおばんが、チョイくお屋敷へ寄せて貰うた。教祖様紅の花つくつてはつた。この花は中赤い。それを乾して粉にして炊くと赤い。それで、白木綿を染める。

その花を、教祖様と一しよに、よう摘ましてもろた。そしてそれで染めた木綿頂いて、襦袢にした。と言うて着てる襦袢を見せてくれた。

それは、年限たつと、薄くなつて、赤と云うより白に近くなつてくる。それで、婆さんが紅紛で染めたので「なぜそのまゝにしといてくれんね」と云うて私言うた事あつた。

○教祖様のお働きの事。

綿の木を作つて居て、それを引くのには右手に手拭をまいて「ヤツ／＼／＼」とお引きになつた。男二段、女一段半、と云うが、教祖様は二段半お引きになつたと云う。

○教祖様が、晩年河内や、大豆越やその他へお越しになつた時、畔みちをお歩きになるのでも、跳んでござるようであつたと言う。勇んで居られたからと思う。

若江のおはるさん（松尾與藏さんのお母さん）に聞いたと思う。

○教区取締の頃、喜多治郎吉先生から聞いた話。

こゝに火鉢があつて、火が起つてる。その上で、子供が呻する。火で手をあぶつてるのを、横から、押えつけると熱い。而し負けよまいとする。そうすると熱くてたまらぬ。而し抵抗せず、ハイと素直に下げたら押えた手が滑つて、押えられた者は怪我せんが、押えた者は怪我する。と言う話を、教祖様が仰つた。と喜多先生に聞いた。

○櫛本警察へお持ちになつた座蒲団。

それは三尺四方位で二枚、花模様のような模様。

年寄であるが故に、二枚の座ぶとんを許したと云う。当時の警察は、こんな所へお出でになる方でない。法律上引つばらんなんようになる。法律が悪いね。何とか改正せねばならんと云うたと云う。

又、その後、巡査もお参りに来たと云う。

こう云う話は、山沢の母にきいた。

お帰りの時は、山沢の母（註、梶本宗太郎の妻の母）と相乗りで、お帰りになる。

その時、うちからお迎えに行つてる。その時、車の上から、

「これ、宗太郎と、万次郎に一枚ずつやつてくれ。」

と仰しやつて、車の上から下さつた。之は確な話。

山沢の母にきいた。この座蒲団は現存す。

○また、吉川にあるのは、教祖様が、前川家からお持ちになつた嫁入りの夜具。それは、おはるさんが、梶本へ嫁入りする時、貰うて来た。そして、おたけさんが、吉川へ嫁入りする時、又、貰うて行つた。之は、吉川に現存する。

(25 9 11夜、於本部詰所)

○櫛本の警察へ山沢の母が、お伴する前日、一月の十四日。和爾から高樋に行く途中、高樋寄りに巨空藏さんあり。

教祖様の思い出その他

七

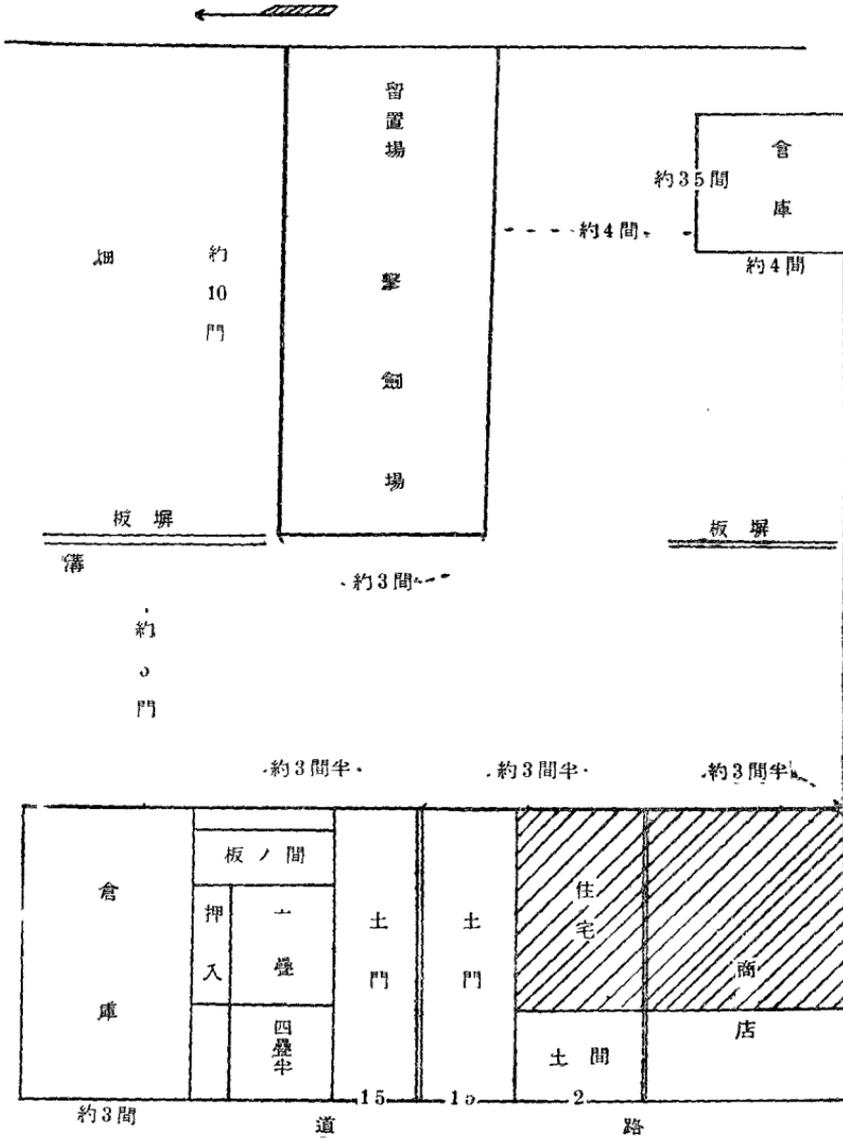
敬祖様の思い出その他

漆本警察跡略図

昭和廿五年六月十四日 上由嘉成

實地調査及作圖

八



その日、山沢の母と、おたけさんが、「こんな所へ入れられたら、かなんな。」と二、三年、櫛本の警察の前を通つたが、その翌日、お伴して、櫛本へ来た。と、山沢の母が言つて居た。

○櫛本の警察は、格子になつて居た。普通の罪人は奥に入れる。いやがらせに、道路から見える所へ置いたらしい。「一そ普通の罪人のように奥の、人の見えん所へ置いて貰うた方が、よつほど、よいと思つた。」と、山沢の母が話つて居た。

それは、道通る人が、指さしして、「あの婆さん見い。子供に先立たれ、あれは業婆あや。」と言つて通つた。又、「あの娘見い。嫁入り盛りやのに、嫁入りもせんと、あのさまみい。」と三つうた。わしは、警察は一寸も怖いと思わなんだが、之が娘心には一番身に泌みた、と言つた。

櫛本の警察でも、時々神さん出はつた。

「イラ／＼毛虫。」と仰しやつたと云う。すると、警察は、「又、婆さん、唸つてる。」と言つて怒鳴つた。そして、「婆さん、そんな事言うな」とか云うたらし。すると、教祖様は、大きな声で、

「この所に、お婆んは居らーん。」と仰せになつた。怖かつたと言つた。 (25 9 11 夜)

○教祖御帰幽四五日前人に病体ならざるを知らせんとて切石の所へ御下りになりて、ころん／＼の下駄をはいて御歩きになり、又手を御にぎりになりて、「是れで病氣でない事がわかるやろう。」と仰せらる。

○教祖御臨終三日前に御食御あがりくたされませと申上ぐれば、

「よろしい 食べられん。」と仰せになるから又、「一口でも御上り下されませ。」と申上ぐれば「そちらで食べよ。」と仰せになるから、「一口御上りくたされば皆が頂かしてもらいます。」と申上ぐれば、「氣がすまねば、芋を生ですりて、おみき一口いただきましょ。」と仰せになる。

「日々御働きくださる月日様は何も御上りにならずに御守護下さるやろがな。」と御聞せくたされて（廿三日）三日後廿六日におかくれになりました。  
（梶本先生の手記 山沢久さんからの聞き）

○そして、よく教祖様は、「おふでさき」をお書きになる時は、神様が、「筆とれく」と仰る。

筆を紙の上へ おのせになると、スラ／＼スラ／＼と筆が動いた。叩がりでも、筆が動いたと言う。山沢の母の話。

「自分で、何か勝手に書こうと思たら、筆が廻つて、書けんようになる。」と仰つた。「わしが書いたのやない。神さんがお書きになつたのや。」とて、傍に居られる眞柱様に「眞之亮」と仰つて、「神様、『書けく』と仰つしやつて、こうして、書かして貰うけれど、わしは何も分らんのだ。何 お書きになつたんやな。お前 読んで聞かしてんか。」と仰つた。

眞柱様が、横でお読みになる。教祖様は、お聞きになつて、一々うなずいて、

「あゝそうかな、そう仰つたのかな」

と言うてお聞きになつて居た。山沢の母の話。

山沢の母は、夜、晝欠かさず、教祖様につき切りや。

○榊井政治郎さんの話。

「夜、夜中、何時でも構わん。聞きたかつたら尋ねに来い。」と仰つた。自分一人で、お伺いに行た、と言うてた。人をさそうて来るようでは駄目で、思いついたら一人ででも伺いに来いとの意らしい。而し、伺いに行つて承つた話は、恐縮して了つたらしく覚えてなかつた。

○南海の山田作治郎さんのお通夜の時の、林由松さんの話。之は榊井伊三郎さんか、政治郎さんからの又聞きと思ふが。

反対した、警察は、ろくな死に方はして居ない。とよく言つた。そして、奈良の監獄へ行かれた時、看守に「一寸手を出してみなされ」と言うて、人差指と、小指をうらへ廻して、この二本で、つま、れたら、あとは、かたがついたと言う。

○山沢の母の話

巡査の中で、金谷幾松と云う人があつて、この人だけは、陰になり、日向になつて教祖様をかぼうた。

この人は、後に 神戸で、木材の貿易商で成功した。父（榊本松治郎）とも親交があつて、明治二十四年の正月に年賀状が来てる。

教祖様の旨い出その他

所書は、兵庫港、江川町 六四

一イ金 谷 幾 松

謹 祝 新 禧

併 謝 久 濶

とある。

その後、父の出直後も手紙が来たので、その旨言うてやつた処が、今度は息子さんから、二年間ほど来て、その後とだえた。その子孫については知りたईと思つてゐる。

(昭和25 9 11夜、於本部詰所)

○殺生をやめよと言う話。

柳田と云う人が胃病を患うて、教祖様の所へ来た時「お前は殺生をやめよ」と仰つた。柳田は獵をして居た。

「獵をやめて魚とりをせよ。そしたらだんだん殺生がやまるようになる。」と仰つしやつた。

柳田は奈良の部下で、高樋にある五ヶ谷分教会の初代会長。私は当人の柳田にきいたように思う。

それは、獵をしたईと言う心で、やめてゐるのはいかんで、魚とりをして居ると、獵の事を忘れてゐる。魚とりは、獵より輕い。そうしてだんくに殺生がやまるように とて仰つた。と柳田は言うた。

○高樋の辻本は、私の祖母、母の母、菊地つる(字平の妻)の実家、高樋では一番の家やつた。こゝに胃病か何かの人が居て、

「米を二石施せ」と仰つた。それで一石施して、非常によくなつた。ところが、あと一石施さななので又悪くなつた。と云う。

之はよくきいてる。誰からきいたかは覚えぬ。

○沢田善助さん(善次郎の父)から聞いた話。

「心と心と合うたら、みちのりどれ程隔たつても、たきついて寝てるようなものや。たきついて寝ても心が隔つたら、千里も隔つたようなものや。」と教祖様が仰つしやつたと云う。

之は私の二十代の時間いた。廿から廿二三の間かなあ。

○井筒とよさん(井筒梅次郎さんの奥さん)その衆もよう教祖様と御飯頂く時には、

「あんたは年下やつてに 私は姉さんやで、あんたそこへ坐り」と云うて、上に坐つて「皆姉妹や」と仰つたと言う。私が廿代に聞いた。廿から廿三四頃。

○松村さくさんの話。

小東政太郎さんが馬の二三頭も持つて、豪家やつたが金費いが荒かつた。その時教祖様は、

「おさくさん、政太郎そねんしても、前生質屋やつてん、そねんして、皆果すね。」と仰しやつた。

小東の家は、倉の壁でも市松人形のようにピカピカ光つて居た。

教祖様の思い出その他

(昭和25 6 1 梶本宗太郎宅にて、)

○梶井おさめさんの話。

親につれて貰うて、おちばへ来て、親は教祖様にお話を聞かして貰うてた。娘やから手持無沙汰にしてると、「お前 これしてお呉れ」と云うて、「ジノキ」(糸よりの車についての鎌のような細い鉄に管をさして、糸をつむくもの)を渡して下さつた。それは、手持無沙汰では、氣兼ねで心が外へ行くが、仕事をしてると、心安く居れるから。

教祖様は、いつも氣樂に寄せて貰えるようにして下さつた、と思う。

(25 9 11 午後、)

○初代眞柱様がお生れになつた時の話。

最初龜藏さんを貰い受けたいと仰つたが、長男だからとて差上げなかつて迎取になり、三男としてお生れになつた。その、お生れになる前から「眞柱、眞之亮」と名前をお付けになつてあつた。

○初代眞柱様の古い日記に

「碁や將棋をする者は役員にすべからず。」

と書いた。それから、

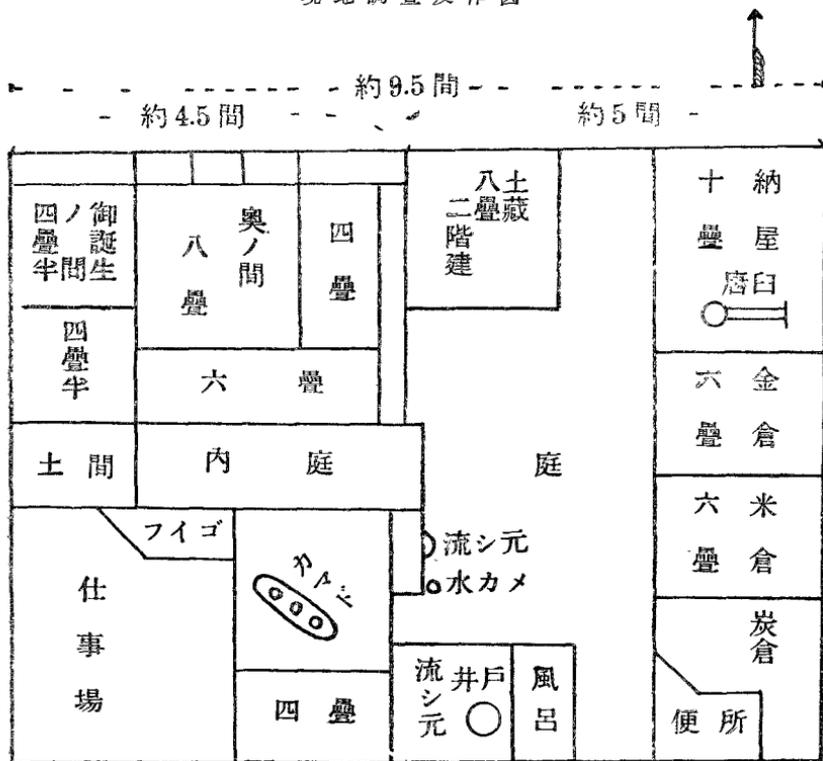
「山林は誰に持たす。」と書いた。今なら管財課や。明治四十三年かなあ。それから大正三年迄の五年間に一切

# ○初代眞柱様御生家略圖

昭和廿五年六月十四日 上 田 嘉 成

現地調査及作図

教祖様の思い出その他



備考 但し、御生家の主要部のみについての略図である。その昔の梶本家の屋敷は、この南及、東に延びた廣大なものであつたと言う。詳図は目下作製中。

の土地や何かの事も皆書いたる。  
「この土地は今 村のものになりたるが本部のものやぞ。」と仰つてたものも有つたので、家督相続の時に地目交換とかそんな事は、わしが沢田芳造を助手にして、中東と代書人の山田を使うてかゝつた。主に山田にやらした。今のお守所主任の居る建物と丸城の間の道は「私道で、本部のものや」と仰つてた。

教祖様の思い出その他

池床（鑛ヶ池の底）は、足達さんと、こちら（中山家）と、城さんと、三軒で持つてた。

(25 6 1)

一六

○梶本家履歴書（青野、美濃版に毛筆にて書きあるもの）

氏名 梶本惣治郎

出生年月日 文政十<sup>丁</sup>亥年五月八日

出直年月日 明治貳拾年五月十九日

享年 年 六拾歳

父母 梶本惣兵衛 梶本紀美

配偶者 梶本はる

出生地 大和國添上郡樺本町大字高品

出直地 同右

授刃拜戴 不明

教導職 ナシ

おちばに引寄せられたる年月日 在世中御三葉アリノモ途中死亡孫ノ代ニ至リ引寄せラル

略歴

妻はるは教祖様の第三女であつたから、おちばへは度々帰つて、教祖様にもお仕へして居た。其の当時からも、早くおちばに來て共々に居住する様にとの御言葉がありしが、当時中山家は苦勞の中にあつた爲、却つて御心痛を増

すばかりであり、それよりも、鍛冶屋を営んでいたから、その家職の傍ら御仕え申し物質の上から及ばず乍ら御力添をさせて頂きたいとの念願から御辞退を申し上げ、ひたすら御苦勞の御生活を樸本にあつて御力添してたと  
思われる記録が明治五年頃印された書類にある。

幼少の頃より人氣がよく佛惣治郎と綽名される程であつた。中山家との縁談は辻家の仲媒でされたのであつたが「惣治郎ならば見合もなにもなくとも心を見てやる」と仰せられた事を見ても判るのである。

(註) これは教祖様のお言葉。樸本宗太郎が辻忠作先生から聞いた。明治卅二年頃きいた)

氏名 梶木春子

出生年月日 天保二卯年九月廿一日

出直年月日 明治五年六月十八日

享年 四拾式歳

父母 中山善兵衛 中山みき

配偶者 梶木惣治郎

出生地 大和國山辺郡三嶋五番屋敷

出直地 大和國樸本町大字高品

授川拜戴 不明

教導職 ナ

教祖様の旨い出その他

教祖様の思い出その他

一八

略歴

御教祖の三女に生れ幼少の頃より教祖様と困苦を共に通れり。

梶本家へ入嫁後も夫惣治郎と共におちばへは度々歸らせて頂き、当時の御苦勞を御慰め申したり共々に其の中を通れり。

中山家が賣却されて行き、梶本家の前を通つた時など人の笑ひ誇りの中に実家の賣れて行く様を見て云うに云えぬ悲痛な氣持になつた事もあつた。

長男龜藏の出産の時には教祖様より最初におびやゆるしを受けたり。

(註) 家の賣れた先は永井と聞いて居る。奈良の入口をさがすがよし。高樋と帶解の間に 赤衣さんを貰うたと  
言う人も居た。(梶本宗)

○梶本家戸籍

氏 神 当 村

大和國菟大區二小區添上郡櫛木村

和爾下神社

第二千二百二十三番地 ⊕

二百六番屋鋪住平民農

當國添上郡櫛村

Ⓜ

実父宗二郎長男

念 佛 宗

安政四丁巳年十一月廿一日出生

梶 本 松 治 郎

奥願寺

明治三年八月十八日相続

十九年三月

文政十<sup>⑩</sup>亥丁年五月八日出生  
父 隠居

明治式拾年五月十九日

惣治郎  
四十九年九月

腹膜炎病死ス

⑩

実父惣治郎長女

万延元<sup>⑩</sup>庚申年四月十一日出生

妹

たけ

十六年十月

同村式百六拾一番地吉川宗七妻ニ

明治十四年九月二十三日ニ除加ス

文久三<sup>⑩</sup>癸亥年九月十八日出生

教祖様の思ひ出その他

明治式拾老年三月十五日

同人二女

妹 ひ

さ

山辺郡三島村七拾三番地平民

十三年五月

山沢爲造妻ニ送籍ス

慶應二丙 五月七日出生

同人二男

弟 新治郎

十年九月

当國山辺郡三嶋村五番地平民

中山松惠方へ養長男ニ明治

十四年九月廿三日ニ送籍ス

㊦

壬申

同人三男

弟 楢治郎

四年八月

明治五年六月十七日出生

㊦

文久元 辛 年四月五日生

妻 う の

㊦

同村二百九拾三番屋敷住平民農菊地喜平長女

明治十二己卯年十一月一日末

明治十三年<sup>㊦</sup>庚辰年三月十五日生  
長男  
宗太郎

明治十六年<sup>㊦</sup>癸未年八月四日生  
長女  
みきゑ

二男

明治拾九年拾壹月貳拾七日生  
國治郎<sup>㊦</sup>

(一頁オイテ)

右之通相違無御座候 以上

右 戸主

梶本松治郎<sup>㊦</sup>

(註 氏名の上にある出生年月日の行及<sup>㊦</sup>印は、皆、朱書)  
(25 6 1 書写)

○教校の土持ひのきしんの時

教祖様の思ひ出その他

東京から宗教局長の斯波淳六さんが調べに来た。それは、王侯貴族の生活をして居ると云う風評があつたからである。

而し眞柱様が法被を着てひのきしんをして居られるのを見て感心した。

当時のお住居はこの家の（註、現在の榎本宗太郎住居）東の梯子段のある辺に長三疊があつて、雨がもるから上に硝子張りをしてあつた。雪がちらちら降ると、お預にかゝつた。之を見て、斯波氏は納得した。

○廿九年に秘密訓令が出て之から教会を取締つて育てにやいかんと云う事になつた。当局の取締の眼目は、1、医薬妨害<sup>2</sup>、財産蕩盡<sup>3</sup>、男女混合の三つやつた。教区取締を置いたのは卅五年からである。私は喜多、高井、山沢、板倉の四先生に隨行した。喜多先生は中國、九州。山沢先生は東海道、板倉先生は東北、北海道やつた。教区取締の巡教は卅七年頃迄あつた。東京は四十年の暮から組合事務所になつた。その他は四十一年からや。私の東京へ行つた時は、もう看板がかかつてた。茨城は教務支廳になつた時、加つた。

教区取締の当時に 本部員はフロックコート 私等は詰襟の服を作つてもらつた。教区取締の時分は縣廳へ行つて、平身低頭して「何か御注意頂く事はありませんか」と云うと「そんな事云う事あるか」と叱ると云う調子だつた。そして教会を廻るとあちらもこちらも差押えを喰つてる。執達吏が来ると云う調子であつた。その時分の教区取締に出た人は先生も隨行も、今はもう一人も居られない。

○初代眞柱様はおかくれになる前の五年間に一切整理をなさつた。

○わしが十六才の時にこゝで（註、現在の榎本宗太郎宅の東の端の間）眞柱様を大きなうちわであおいでたら、橋本清が短刀抜いて玄関の所へ暴れて来た。その理由は、榎本と吉川万太郎の二人が未成年のくせに煙草を吸うたのは、怪しからんと言うのである。その時分小二階の下に印刷所があつて、眞座のおつとめの絵を刷つて三錢位で賣つて居た。後藤三景と云う印刷職人の親方が居た。画もかいた。その小二階の上にわしらが住んで居たが、のみでのみで仕様がなかつた。しらべると下にかんな屑が、ふごに三ハイもあつた。この小二階は、後藤の外に古橋ともう一人居た。古橋は後に三輪の署長になつた人。後藤も古橋も東愛の部内の人。後藤がうしろからどうと捉えた。そして親指を切られた。その時橋本は「榎本と吉川を殺す」と云うのや。未成年やのに煙草のんだと云うて。十六位や。それで、外に三四人居た人が「逃げ逃げ」云うたから逃げた。しかし、眞柱様は、じつとしてはつた。その時、わしは喜多先生の家へとびこんだ。喜多先生は柔道もしてはつたから。吉川は便所へかくれた。そして橋本清は平野先生が郡山へ連れて行かはつた。

○初代眞柱様についての史実は、十六からは全くこつち（註、おちばのこと）にお居でになつたから、こつちの人にきいた方がよく分る。

（25 6 10、古）

### ○私の親父の話

私の父は、鍛冶屋であるのに、そんな演説に行くのには、素養が無いとて苦心した。「それが残念や」と母に言

つてたと云う。そして、母に聞いたのには、「夢に字を覚えた。」と云うたと云う。高知や紀川へ行って、よこす手紙の終りには、必ず、子供達に「しつかり勉強せよ。」と言ひ聞かせよ。と書いてあつた。

父の出直す時の遺言は、たゞ次の一言やつた。

「しつかり勉強せにやしかんぞ。そして御用つとめにやしかんぞ。」と私に言うた、私は十二やつた。

父（榎木松治郎）は、高知分教会の開筵式に行て、伊予の道後を廻つて、大阪へ出る途中で、コレラになつた。とにかく腹が痛んで仕方がなかつたらしい。奈良から人力で歸つて来た。島村菊太郎先生が送つて来て下はつた。

あまり腹がいたので、車ひきに「とまれーつ」と大声で言うたとまる。すると、又痛むから「走れーつ」と大声で言う。そして歸つて来た。明治廿四年の秋の事や。

その時、私は、母と銭湯へ行てたら、「お客さんやー。」と女中が言うて来たから、歸ると、櫛本の今の鍛冶惣分教会の神さん祀つたる間で、西枕で仰向いてねてた。その枕許に、島村菊太郎先生が居られて、一分始終をきかして下はつた。高知分教会の看板は、父が書いた。それは、高知の認可をとるのに縣廳へ三度も行た。その頃の手紙には、「板垣の自由党の地にて、宗教如きは、耳にも入れず。」と書いてある。

父の出直した時、國治郎は六つ、みちは三つやつた。「道の友」の第一号に、父の葬儀の話が書いてある。歸つてから出直す迄は、一週間位あつたと思う。十一月三日に出直した。

コレラやから、警察の取締が厳しい。私等でも、浅田へ行つて、歸つてくると、石炭酸で手をふいてくれた。

親父は、交際家やつたから、来てくれる人が多いので家の裏側に梯子をかけてあつた。

初代真柱様も、本部の先生方も、そこから来て下はつた。見舞に生きたエビを貰うて、ピチ／＼してたのを覚え

てる。傳染病やけど隠亡などにさゝすに 兄弟で、焼場迄かついで行て下はつた。人手には一寸もかけなんだ。松村先生よう言わはるが、「あんたが、小こて、チヨコくと玉串あげるの見たら、涙こぼれた。」と。

(昭和25 9 11午後、於集成部せ)

# 因縁と戦う (三)

柏原次郎

神言には寄り来るも附きくるも因縁、私は撫養初代会長土佐先生御膝元にて永年教養せられたので、土佐先生が、**ち**へ理を立て切られた一例を挙げれば、例え魚ならば肉を自分が用いて骨を**ち**ばに献上する様では理は立たないと教えられ御自身率先して半麦食と綿服を常に用いました。

役員諸先生も、其の理を守られ、私共等青年を育てられました。撫養は創立の時、四間に八間の教堂にて開設せられた。本部直轄の中にて最初のまま改築して居ない小型の教会は撫養一ヶ所で有つた。本教独立の頃撫養は部下百ヶ所に発展して居た。撫養改築の声も部下より有りが本部の御普請の出末無い間は撫養は絶対改築出末ないと云う一点張りで理を立てきられた。

其の頃**ち**ばへの信徒教費は一教会一ヶ月五拾錢で有つたが、二拾年祭迄には未納教会沢山有り、二拾年祭には白米現品一戸一合宛を本部より下附せられたが、郡山分教会が三万戸完納で三十石の白米を下附せられた。撫養は二万五千戸完納で二十五石の白米現品下附せられました事が記憶せられます。

或る教会へ下された御指図に 破れた着物を着て働けとの御指図も下りた様なるが、撫養は上佐初代先生が、破着物草鞋で拓かれた道で有り、其の系統は、初代の理を守り抜いて道を開拓するので、表打ちの堂島下駄や絹の羽織の紐すら用いた人には撫養役員様より大目玉を頂戴しました。其の頃は一月と十月大祭には教会長揃うて教長様へ御礼に参上せられた。他の直轄教会には夏なら絹の羽織や冬なら羽二重や七子の羽織も見ましたが、撫養には絹の羽織羽二重は見ませず有つた。

私共十九才にて初席を運んだが、本部神殿が余りにも貧弱で有つたのに驚きました。而して地方には高安大教会は現在の如き大型教堂で有り、高知大教会 山名大教会 南海大教会 河原町大教会此の五ヶ所の先輩大教会は最初の小型は大型に改築せられていた。教祖二十年祭迄のちばの風景は、昔木席様が御建てに成つた三間に六間の瓦葺に四方に庇を付け、神殿上段を増築せしものにて、現在の茶所よりも貧弱な者で有つた。遠方よりちば帰り初めの人は、余りにも本部の貧弱さに驚いた。教祖十年祭の頃、教祖殿改築の議が起り 御指図を頂きしに 先々は成人半ばで有り 重荷をかける事に忍ばれない 親が不自由して集り来る子供に満足與えて呉れとの神意より 参拜人は宿屋に止宿せられ居るのが此の御指図より信徒詰所が建てられる事に成りた。

教祖二十年祭前は、日露戦争にて國家は二十五億の國債を作る時とて、二十年祭も執行出来まいかと案じたが、神様より大きな心に成れと曰う御指図が下りて、本部裏手の廣場に廿間四面の仮式場を作りて拾七万人の信徒参拜して廿年祭を執行せられた。

神言には因縁因縁と曰えば、其れ迄である。如何な因縁もつくし運ぶ理により果しきると。

明治四十年三月本席様より其の頃百日の御指図と称したが、木部北礼拜殿建築に関し、百日連続の御指図が下りま

した。

三月十三日の御指図に二十年祭といふてやうやうかり式場といふ、三十年祭といふ長いやうにおもふ、もうわづかはつちやない　おほきいちいさいいはん、ほんのまなびひながたなりとも一寸してもらひたい、匂ひかけておく此の御指図より　連続の御指図が下りました。其頃恰も前年の年末に中國地方某教会不始末事件が内務省に聞えたので、責任者として教長様は東京に御出かけに相成り　宗教局長殿より深刻な御注告が有りた様の事柄より　神様の御せき込みの神意に添うに当りて、教長様は板狭み状態と曰う事に成りました。

一方神様の御指図は連続下りますので毎夜夜通しに本部にては連続会議も有りたと承わる。其の時の教長様には非常の御決心迄も遊ばされたと承りました。

御指図には何も心配要らぬ神が引受けると仰せられ、三年の模様、五ヶ年より掛る槌の音もする、職人も沢山入込むとの御指図であつた。

同年三月二十二日の御指図には、

さきにみがる花であるほどに　これだけ一寸にほはしておかう。

私共只今と成つて、其の御指図の神意を深く考うるに　神様よりのたのしみのこと一寸匂いかけて置くとの一言　此の神意より其の頃私等の育てられた所は撫養で有つた。当時、撫養は百ヶ所の名称で有つた。内名東は三十ヶ所、第二は二十ヶ所、第三は十八ヶ所で有つた。御指図には、先にみがる花である、と迄の神意でありた。

他の系統はいざ知らずだが、其の頃私等の本教に對する成人は御咄しに成らなれ赤ちやんで有りた。此の百日の御指図より心定めして東奔西走と成つたが、三年の模様との御指図より地場の「持三ヶ年と成りた本部先生方の愈々の

心定めより、本席様御身上も御安体と成られた。越えて四十一年十一月本教一派独立許可せられた。同四十二年一月に独立奉告祭が盛大に執行せられた。

内務省宗教局より係官本部に奉られ、本部境内全部取調べし、管長様の食堂及蒲團部屋迄調べられ、本部員十八名様を一室に招かれ、係官よりの一言は、本官本部に出張、三つ驚いた事あり、一つは神殿の余りにも粗末な事、天理教は地方教会にも相当立派な教会が有るから、本部は立派なと思いの外、仮家の神殿で有る。早く改築せられよとの注告、第二は三百万の信徒を有する管長の生活が、余りにも質素なには驚いた。他に一つ有ると。此の係官の一言より愈々北礼拜殿の建築の期が到来、前の御指図が実現せられた。全教内は一致して北礼拜殿建築に東奔西走する段取りに成つた。私共教会長は、草鞋にて、部内は僅かに三十ヶ所、講元五ヶ所として百五十ヶ所の信徒を当にしてぢばひのきしん奨励に夜も晝も丹精させて貰うた。

名東は、教祖十年祭より九州に単独布教師を出した。名東よりは佐賀縣唐津町と有田町に小倉市へも出した。防府より長崎五島佐世保に、周東よりは、大分縣と大隅吉松に布教師を出した。

神言には、種を蒔いたら修理と云う、蒔流しの種で草はやしではどうも成らんとあります。

本教独立の時、名東は三十ヶ所で、内七ヶ所は未認可教会で有つた。此の三十ヶ所が九州五島から大隅迄、北は北海道まで四國より山口縣内迄で有つた。此の雨夜に星の如き一名稱を足場として、私共へは撫養よりの仕込みには其の頃、大阪に本部直轄で、發展せない或る教会が、分教会を支教会に降格せられた時に、御指図を頂いた。受持つた理に他から係り様がない、本部より修理せられたいと御指図あり、名東の私は、此の受持つた理に他からかかき様が無いと云う一つの御言葉の名東の者とさせて貰う決心をした。

神言には、足場無しに働けないと云う神言より 私共二十三才の時、死病より佑けられた死を前にして、本部北礼拜殿に御用さして頂く決心させて貰うた。三ヶ年の土持の時にも、七日間土持ちに出さして貰うた。来年の巡教日を本年から決定させて貰うた。此の巡教日割には、一日の空費せない事にさせて貰うた。

今日、本部北礼拜殿九ヶ年建築日のきしん帳を取出し見れば、九ヶ年かかりて撫養より十万円有つた。ちばよりの発表は三百万円有つた。一般名称は三千個所有つた。撫養は百ヶ所で三十分の一と初代土佐先生より発表して下さつた。其の頃大工日給五十銭有り、ちば境内の平石三尺に尺八寸の御影石が五十銭の頃でありた。

名東に 現今保存中の献金名簿を見るに 九ヶ年間かゝりて撫養十万円、内名東は三万五千円程有つたが、其の頃献金名簿五十銭已上の人に本部より一人毎に謝状が下附せられた。二十銭の人もありた。本教独立已後は明治四十一年に日露戦後國力復興を目指す戊申詔書の御渙発も有りた。教内には戊申詔書講演会を日本各地に開催して聖旨貫徹に奉公さして貰うた。町村長は本教の納税義務奨励の講演を各町村が歓迎せられ、地方教会の許可は次から次に下附せられて教勢活氣を呈した。

二拾年祭の頃には、九川九大線も肥大線も無く豊州線も中津迄しか無い 私は九州巡教には徳島より讃岐高松迄十六里草鞋にて徒歩、同港より別府に船渡り 三等満員別府上陸五里山越して大分縣大分郡庄内村名東部下教会に巡教二泊、次に山坂を十里越し、阿蘇山下の旅宿に一泊す。宿料三十銭、次に十二里西に徒歩、熊本支教会の前を通り、八代町郊外集談所に二泊、次いで、八代より水俣港に乘船、五時間、水俣町より十二里徒歩 三角砂利を踏んで大隅横川駅に着き、大隅吉松駅三里、吉松宣教所に着す。二泊巡教、次に肥後人吉町迄七里の坂道三つの山越、一日を要す。夕刻肥後人吉町の旅館に投宿、吉松宣教所よりは三上所長七里の見送り、山坂道七里、次に人吉町より肥後八代迄玖摩川

十六里は日本三大急流の一つで有る。毎日平駄船三隻十二人宛の乗客で八時間を要す。十六里の谷川に三十三ヶ所の難関あり、瀬の上と下との谷の流れの差、凡二間の高低あり。岩と岩との間僅かに下り船が、通ずる所、平水の時は八時間を要す。大水の時は四時間。此の十六里の山間に三部落あるのみ、他は峻山幽谷である。猿の鳴き声も聞える。

日露戦役已後は、山間線が開通したが、私は此の山間線の無き頃、五回此の山坂越えの巡教であつた。明治三十九年五月巡教大隅吉松より人吉町に着せば、前日の大雨にて玖摩川大洪水、宿の主人より止告せられ、大洪水は下り船破損の時は人命を損ずると云われたが、私は日程を定め、巡教するのだから大洪水に乗船せり。角力取り五人も同船せり。十二人客は左右より向い合せに座す。平駄船前後に二人の船奴は船をあやつる。大洪水の玖摩川下り船は矢の如く下る。双方の深山より大水出る。濁流は瀬の上と下との間の大岩石を凡て没して濁水奔流の音は双方の山に俗して悲壯至極であつた。四時間を要する急流下り船二時間を経た頃に、音礁に乗り上げたが、無難で有つた。二度目の音礁には大音響と共に船底に穴を明けた。濁水は船内に満水したが、破片に成る事は免れた。其の時五人の角力取りは、船奴は我等を殺すのかと大声に叫ばれた。船奴も二人乍ら船中にたおれたが、無事に着船場に生命を保ちて上陸した。已耒長崎及五島を巡りて帰本させて貰つた。

本部撫養詰所に帰り、上佐初代先生に巡教中肥後玖摩川遭難の次第を報告せば、土佐先生よりの仕込みに、たとえ火の中水の中でも、こわきあぶなきはない。眞実あれば、神が手を引いて連れて通すと云う神言よりの仕込みと共に、御自分の手を出され、此の四本の指にては物はつかめな。此の親指が添わねば物はつかめな。今度柏原九川巡教中玖摩川の危機一髪より生命を助けられた事は、柏原は縣外名東の巡教には必ず巡教日程を、上級会長たる私に報告せられた。私は本部に於て部下先々の教師の活動には無事を祈願していた。柏原は、無案内にて縣外巡教すれば、

今度は政摩川の川底に沈死しているが、常に親の理を立てきる眞実より親神様の奇蹟を次ぎ得て、百死の内より一生を得たのだとの仕込み頂きました。

ちば、北礼拜殿への献金は、撫養よりは三回に別けて献上で有つた。第一回は期間内に予定額の献金の御加護を頂き得ずで、撫養の副会長より名東は不熱心なと御叱りを頂いた。

ちばの工事も愈々進み、撫養より第二回目の献金の会議も開いた。決定の上期限内に予定の献金を目標として各地に巡らして貰うた。明治四十五年の夏で有つた。

同十月、名東大祭に山口縣周東防府の両会長も名東に帰られた。私より山口縣兩教会は前のちば、北礼拜殿献金には成績不良で、私は撫養より御叱りを頂いたが、今回二回目の献金の様子、山口縣兩教会の内容は如何やと問う。周東防府二会長は海とも山とも判らずと答えられた。私共の考えとしては、撫養よりの御叱りは名東の私は忍びますが、大神様に理が立た無い。二回目も名東不成績と成らば、色々名東は役に立たない。此の上は、人間ちからでは行かない。色々決心して十月大祭にちばに帰り、日露台に祈願した私は、同年十二月五日、九川地方の名東部下教会に巡教せば、其の年、七月別科出た者男子三十三才癩病発病していた。其の夜、其の教会にて病人母も未会せり。私より難病ではないかと申せば、病人発病、本病なりと云う。同地では、本病と曰うので此の本病でも本教で佑かりますかと云う。私から如何なむつかし病でも、心次第でなおらんとしとの神言で各えた。九州には本病教会と云うのもある。心一つで佑からない事無しと。但し此の病源は、慾と高慢より発するので、此の慾を放す心定めが必要なりと悟ると、病人の母直ちに申出る。私宅には田地三町歩家庫山林も有り、只今の價格で一万円で有る。是を全部献上します。祈願を願うと申出る。私申した。財産全部献上の申出は立派であるが、是には必ず反対者が出る。是は受取れな

いと私ははねた。病人の一言 全財産献上を先生受取れないとすれば、私は内一町歩を献上さして貰うと申出る。私は、是を承諾、同夜より教会長と病人母と本人私と四人三日三夜の祈願に取係りた。翌日同教会の月次祭にて朝夕祈願す。三日目には二里山間部なる病人の自宅に行く。十二三戸の山間の一少部落中にて庫も有る中産階級で有つた。

私は、病源に付て、深夜迄物語りして祈願、翌朝病人の顔の赤色にはれ上りた木病は、一夜の間に赤色も常の如く成り、はれ上りも常の如く成り 奇蹟には驚きました。

名東より青年正木氏同行していたが、本病の奇蹟には驚いていた。私は、同地より名東に帰るので、神様への約束を變更せない事を再び告げ立歸りた。

病人の妻は、北隣りより来ていた。田地老町歩賣り出しを聞きし北隣り、妻の出里の父親は、大いに立腹し、大声で怒鳴り込み、天理教にだまされ、田地一町賣るか馬鹿物目と病人を後ろからたたきたおした。病人は、倒れたまま田地は全部ではない、一町歩で有り、頼みますという。怒つた父は、漸く病人の顔を見れば、赤くはれ上りた所は旧に復し、赤色も無く成り 眼の下が少し赤いかと見える位の奇蹟には、立腹の父も驚き、左様かと言 更に父は語をつぎ、昔備前の黒住宗忠さんは、癩病が佑かつた例が有る。汝も天理王命様に祈願せよ、田地一町は無駄賣は出来ぬ。我は田地賣買を常に行っている。安心せよと、即座に賛成せられた。

十二月末にも拘らず、一町の田地賣却出来たので、一月大祭には教会長は、一町歩代金を献上の爲め、ちば、歸りの上、私に渡され、北礼拜殿丸柱二本代金二千円也を献上せられた。

其の頃丸柱一本一千円也と云われました。此の病人、奇蹟の献金より、名東第二回目は予定より遙かに越し、第一回の取戻りをしました。九ヶ年間に二千円を一人で献上せられた人は、秋吉病人一人で、他に千円一人、他は百円は

僅少、十円、五円、二円、一円、と云う小額にて、僅かに三万五千元に九ヶ年を要しました。

其の際、撫養の直轄として、第一号名東は三十ヶ所、第二号は二十ヶ所、第三号は十八ヶ所で、第二号より一万九千円、第三号より一万円の献金で有りました。已未三十年祭から四十年祭の倍加運動もあり五十年祭には御指図のさきでみがる花であるほどにと云う神言が実現せられました事は、名東は、五十年祭迄に三百ヶ所已上の御加護を頂き、第二号教会は百四十ヶ所、第三号は九十ヶ所迄の御加護と成りました。

御指図にしきりこんじようしきりちから、しきりちえしきりの道、どうでもかうでも踏まさにならん、此の神意を解し、ぢばへ理を立て切らして頂けた所、しきりちからの道を立てきらして頂けた所は、名称の数の發展だけではない。大神様の足場と成らして頂いた谷底の用木は、七度の死線迄も越させて頂き奉る大神様の御愛護を頂き得ました。北礼拜殿建築の御用に東奔西走の撫養の杖先草鞋組は、全部出直しましたが、只生残し下された私共十二年前より本部詰の御用に昇任の命を頂き、昭和十六年十月大祭より本部神前毎日説教係員の任命を頂き、八ヶ年連続北礼拜殿に於て数十万人の教信徒に教理取次の任に当らせて頂きました事は、是又何共御礼に「是も有りません」。

戦時中に於ても私兄天満益衛門は日露戦役に三十三才で戦死せしが、其の戦死の因縁を持つ私共伴義則は、軍人なれば是又戦死の覚悟もして居ました。義則は昭和二十年六月徳島大空襲の一夜、徳島支廳舎内にて爆弾十個焼夷弾五百個が支廳境内に落下せし下に於て、支廳長義則夫妻其の他三人と共に無難の加護を頂き得ました。

私共因縁と戦うと云う決意より人に強いるので無く自分一人守る武器六個條、  
朝起六十年連続 一夫一婦嚴守生涯

禁烟禁酒五十年 見物全廢五十年

綿服一貫主義五十年 日の丸辨当五十年

此の六木の武器を持つと雖、敷華丸にて其の日暮しの教会長で有つたり 食うたらよしの教会長で有れば、七回の死線は越されない。名東入込已未五十六ヶ年、撫養初代先生よりの仕込みには、教祖方分の一は落第なり せめては教祖三分の一 二分の一を目標にせよと、長年限仕込まれましたが、其の教訓は、寸時も怠れず、本教開拓に一條にちかみちも慾も高慢なきように 只一條に本道に出よと、此の神言より 近みちとは、骨折らずに道を拓かんとする心、是は無いようと諭されました。慾は色情と大酒と諭されました。此の御仕込みを守る因縁との戦の戦場が、山口縣周東大教会九十七ヶ所、防府大教会百五ヶ所の内 同所は名東分立の時 撫養に残留しました。其の時四十五ヶ所は名東時代の設置であつた。残り名東は百七十ヶ所、此の名東系三百ヶ所は、私共名東入込の頃、明治廿八年には六ヶ所の部下で有つた。五十六ヶ年の因縁との戦に敗れて居れば、私は早くも出直してゐるか、生きて居ても中風病にて床の上に在るかと思われぬ。

今日七十六才の身を以て、本部諸先生の末席に列して、朝夕神前に拜礼させて頂くとき、私共十九才の頃、本部別席を運んだ時、増野正兵衛先生より 此の道には徳と曰う者が有り 徳は天井に有り 下から段々積上げて行けば、徳は足許に廻りて来ると諭されたが、其の頃は、其の意味は解らないまま 上級先生の指導に従ひ 脱線せず御供をさせて頂けた。私共の戦場の足目は三百ヶ所の名東系の名称で有る。

神樂歌の、一せん二せんでたすけゆく 此の理の諭しも神樂歌は慶應三年に御書きに成つたが、明治廿一年本部開設の頃は、教費一戸一ヶ月零錢で有り 次に二錢と成り 三錢、五錢、十錢と変更されたが、其の頃は、一錢、二錢は、金銭と悟りても差支ないが、今日、一錢にて買える品物は、日本には何一つない。而らば、今日の語り方は、一

世二世三世、即ち末代と悟ると、土佐老先生の諭しであつた。不滅の靈と共に末代の佑けで有るから。

神言には、一代と思ふからどもならん、色々の心が出る、此の道は木代である。一代は種蒔き、二代は修理、三代花咲き実を結ぶとの仕込みで有つた。私共家は、二代であるが、私共前生は不明、現世で、初めて道を拓かして貰うので有るから私は、一生開墾時代と決意した。すきは因縁なり すきは身を亡ぼすとも諭されました。

私共入信已来六十年に成るが、勿体なくて勿体なくて涙が出る事は、木部神前及教祖殿に於て、私共の取次より足の立たない病人が、十分間や二十分間にて足を立てさせて頂き得た奇蹟が昭和廿二年に四人、同廿三年に六人、同廿四年に一人、同廿五年に一人、此の合計拾二名の病人は、初めて木部参拜の人も居たが、其の病人が、おぢばの徳を頂いて奇蹟を受け、徒歩して帰國せられた。病人足の立つ度毎に 勿体なくて涙が出ます。

# 元初話星象論

村 上 英 雄

本稿は本教の教説とくにこのよはじまりの話に現われた星團、遊星、月、日、天地等の天体に就て各種の観点から論述したものであります。不完全なものではありますが、大方の御良識により教理研究の上に御参考となりますれば幸甚であります。

## 一 はぐんせいに就て

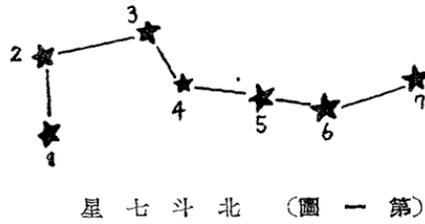
(一) はぐんせいとは？

諸井政一氏の書かれた正文遺韻には次の様に説明されています。「はぐんせいは月よみの命さまのほんしんなり。つきよみの命さまお姿はしやち、こひのこせたも同じこと、いきほいつよくへんにしやくばるもの、のぼるがせいしつであるからしてたつみのかたかめの口より水をふく。そのふく水によりてのぼると云う理をもつて外々のほしとは違いいいぬいの方よりうしこらそれよりたつみとおまはりになり給うなり。」

右によればこの星は乾(西北)より艮(東北)へ更に巽(東南)へ廻るものとせられます。この様な星は現在の星座に照らして何とゆう星に相当するのであるうか？ 之に就て少しく考証して見たいと思ひます。

(二) はぐんせいと破軍星

(破軍星)



(圖一第)

星七斗北

はぐんせいを漢字で書くと破軍星になります。この他にも書き方があるかも知れませんが、一寸見当りませぬ。破軍星とゆうのは元来支那名でありますが、日本でも古くから使われている名であります。それは北斗七星の柄杓の先端に当る星で、日本では劔先の星とも呼んでゐます。(第一回参照) 北斗七星は北極星を指し示す大切な案内星として昔からよく知られてゐます。西洋ではその周囲にある多くの星もいれて大熊座といいますが、支那でも紫微垣しびえんという星座の中の北斗として皇宮を守る重要な星になつてゐます。斗(柄杓)の口の第一星を天枢、第二星を天施第三星を天機第四星を天權第五星を玉衡第六星を開陽第七星を搖光と呼んでゐます。破軍星とはこの第七星搖光の別名であります。破軍星の性質を知るために北斗星について古い文献を調べて見ましよう。

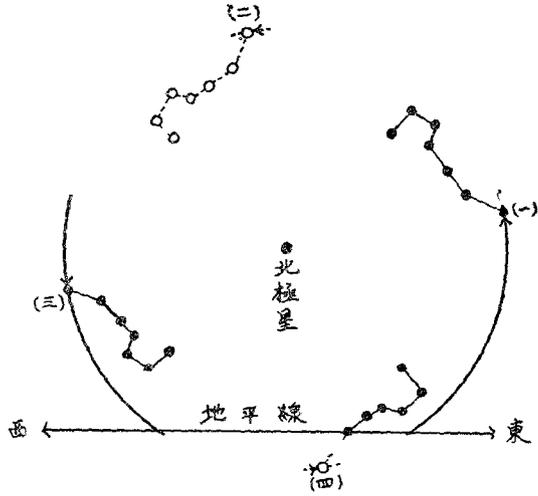
(三) 北斗と破軍星

支那で最も古い天文書といわれる史記の天官書には

「爲<sub>二</sub>帝車<sub>一</sub>、運<sub>三</sub>于中央<sub>一</sub>。臨<sub>二</sub>制四鄉<sub>一</sub>、分<sub>三</sub>陰陽<sub>一</sub>、建<sub>四</sub>三時<sub>一</sub>。均<sub>二</sub>五行<sub>一</sub>、移<sub>三</sub>節度<sub>一</sub>。定<sub>三</sub>諸紀<sub>一</sub>、皆繫<sub>二</sub>於斗<sub>一</sub>。」

とあります。その意味は、北極星を帝王とすれば北斗星は帝王の車である。天の中央を廻つて四方の國を治め、月日を定め四季を建て火土木金の五星にならつて色々の制度を定めるといふ意味でありましよう。昔支那では天文を政治に應用して國を治める方針をたてたのであります。特に北斗は人民に時刻や季節を示すために利用されました。

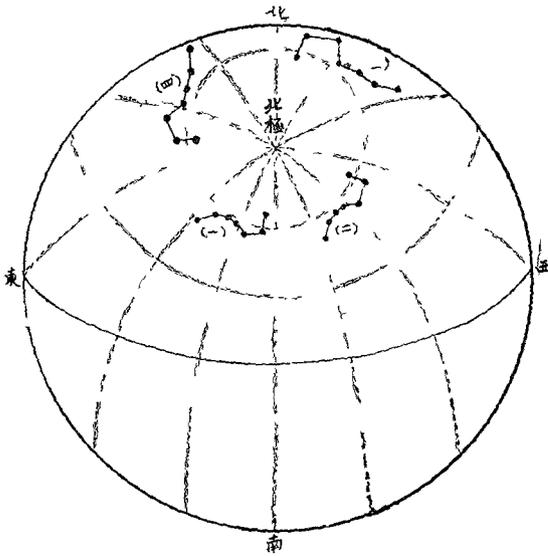
今から四千年も前の北斗は現在よりずつと北極に接近してゐたと思われまますがこの北斗の柄——之を斗柄とゆう——が日没後に指し示す方向によつて時刻と四季を定めたのであります。



第二圖 時刻による北斗の移動  
 (註) 毎年十一月十五日に於ける北斗の日週運動を示す。

- (一) は午前六時の位置
  - (二) は正午の位置
  - (三) は午後六時の位置
  - (四) は午後十二時(正午)の位置
- (破軍星のみは地平線下に没して見えない)

元初話星象論



第三圖 季節による北斗の移動

- (註) 春夏秋冬に於ける北斗の移動を示す
- (一) は四月一日午後九時の位置
  - (二) は七月一日午後九時の位置
  - (三) は十月一日午後九時の位置
  - (四) は一月一日午後九時の位置

三

その原理は第二図に示す通り北斗七星は毎日一回天の北極（現在では略北極星の位置）の周囲を移動するからであります。これを一般に星の日週運動といえます。又第三図の示す通り四季によつても北斗星の位置が変ります。四月一日午後九時には斗柄は東を指しますが、七月一日の同時刻には南を示します。同様に十月一日には西を一月一日には北を指示します。これを逆に考えると夕方斗柄の指す方向によつて春夏秋冬の季節を知ることが出来るのであります。

それで鶡冠子という書物には

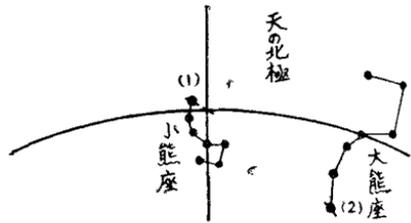
斗柄指<sub>レ</sub>東而天下皆知<sub>レ</sub>春。十柄指<sub>レ</sub>北而天下皆知<sub>レ</sub>冬。

とあつて、北斗の先が日没後に指示す方向を十二支に配し之を一年十二ヶ月にあてはめています。北斗の尾が十二支中の何れかの方向を指すことを建<sub>つ</sub>す（尾指す）といい、陰暦の正月には寅の方角を指示すので「建寅の月」といひ、同様に陰暦二月は「建卯の月」三月は「建辰の月」以下之に準じて十二支の名で月名を呼ぶようになりました。かように北斗の柄は昔から時刻や季節を示す標準星でありました。その爲であろうか、時計の読み方の起源は斗鷄から来ているという人があります。

#### (四) 北極と破軍星

次に現代天文学に於て破軍星は如何なる役目をしているか調べて見ましよう。

御承知の通り北極星（小熊座の第一星）は現在正しい天の北極にはなくてそれより角度にして約一度離れた所にあります。それ故正し北極の位置を天球上に求めるには北極星だけでは間に合はないのです。丁度幸なことには第四図に示す通り天の北極に対して北極星と反対の所に破軍星が位置しているのでこの両者の位置を測定して加減すれば



第四図 北極星と破軍星  
 註(1)北極星(2)破軍星の位置の  
 関係を示す

正しい天の北極を求めることが出来ず。正しい北極の位置が分れば正しい北の方向を知ることが出来ます。

かくてこの星は昔も今も正しい時間と方向を知る標準星になつてゐるのは何か深い因縁があるものと見えます。

(五) 北斗に対する信仰

支那に於ては昔から天を敬う思想が廣く行われ、敬天の念は更に天極に輝く北斗に対する強い信仰となり遂にはこの星に依つて天下の大勢國家の運命を察知しようとする占星術を發達さしました。特に時刻により季節によりその方向が刻々に変化する破軍星は早くから占星師や陰陽家に注目せられその星によつて示される方向を万事に不利なものとし、それに逆つて軍を進めたり訴訟をしたりすると必ず破れるとゆう考えを持つようになりました。

我國に於ても北斗に対する信仰は昔から各方面に亘つています。星曼陀羅の彌陀如來や妙見菩薩の頭上には必ず北斗七星が描かれてゐるし、北斗法とゆう眞言秘密の法に於ては北斗曼陀羅を本尊にかけて天変厄除延命を祈願すると言はれてゐる。各地で呼ばれる七曜の星、七星様、四三の星の名は暗夜航海をする漁民の間では海路平安の守護神となつてゐます。

(六) 破軍星の教義的意味

翻つて本教々義上から見た破軍星はどうであろう。諸井政一氏の説明と前述の理論から推察してはぐんせいは破軍

星と同定しても先づ先づ差支えないのではなからうか。そうすると破軍星はつきよみの命様の方向を示す星とゆうことになりまます。第三図によつて分るように破軍星が宵の口に指示す方向は秋には西北(乾)でありますが、冬には東北(艮)になり 春には東南(巽)へ廻つて夏には西南(坤)というように移動します。又一日二十四時間の間に天の北極を一廻轉致しますから、季節により時刻によつてその位置が定りません。これは独り北斗星のみではなく凡ゆる星が皆そうであります。すべての星は時刻により季節によつて天の北極の周囲を時計の方向と反対に廻轉するのであります。それらの星は大部分東の地平線から出て西の地平線下へ沈みます。只その中で北極に近い星だけが地下へ沈まなして、北極を中心として同心円を画いて廻轉するのです。こういう沈まない星を周極星といい 第二図に示す通り おちばに於ては北斗の大部が完全な周極星であつて、第三星天機と第七星破軍星だけが一時地下へ没するところがあります。併しこれも土地によつて異り 日本では函館より北へ行くと天機も破軍星も周極星の資格が出来ます。之を要するに 破軍星の位置を乾とすれば、時刻により季節によつて乾から北、艮、東、巽、南、坤と廻つて又旧の乾へ戻つてくることになりまます。こういう所に何か意味がありそうに思われます。

(七) 北斗星の形象と信仰

北斗の形は昔も今も變りがありません。四千年前砂漠で不寝番をつづけたチグリスの牧童にも、ネオンサインの雜沓の間から夜空を仰ぐ現代都人士にも同様に七つの星から成る巨大な柄杓として映つたに違いない。水原に海獸を追うエスキモウ人の眼にも椰子の蔭で乱舞するポリネヤの土人の眼にも北斗の形は昔も今も一寸變らなない。所がその同じ形の星座から受ける印象となると各時代各地の民族人種によつて大部違つてきます。

北米では昔から之を大きな柄杓 (Great Dipper) 南欧では畑を耕す犁 (Plough) と見、北欧では王様の車や戦車

に見立たてゝいるのは支那と似ています。想像力の優れたギリシヤ人はこの形から大きな熊を連想し、大熊座の名は悲しい神話と共に世界的に有名になりました。大神ゼウノに寵愛された美女カルリストが姦妬併し后妃ヘラの激怒に触れて大熊に化せられ、自分の産んだ子供に射殺される所を危く大神に救い上げられ、母子が天に昇つて大熊子熊になつたという哀話は今では知らぬ人はありませんが、これと同じような傳説はアメリカ インディアンにもフィンランドのエスキモーの間にも傳つているといわれます。その他北斗に対する奇抜な連想としてエチプト人の河馬、印度人の大牛、極地人の馴鹿等があります。何れもその土地で最も親しまれてゐる道具や獣の名であつてしかも汗音すへきことはそれ等が獸類のみで魚類や爬虫類の名が見当らないことでもあります。北斗のみでなく北天の星座には一つとして海棲動物の名がなく、魚類爬虫類の星座名が出てゐるのは黄道附近から南天に限られてゐます。これは北天に親しんだ民族は主として大陸や沙漠で農耕や牧畜を営んだ北方人種であり、之に反して南天に親しんだ民族は海洋民族であつたという地理的理由によるものでありましょう。ともあれ、人間の想像力は不可思議なもので、同じ形の星座を見ても、民族性や宗教、生活、風習によつてそこに描き出される形が色々違つてくるのであります。かく考えてくると、木教の信仰上破軍星を含む北斗の形から月よみの命様のお姿を想像しても無理とは思われません。若しここに何等先入観に捉われぬ熱心な信仰者があつて、深夜乾の方向を月よみの命の座と信じて北斗を仰ぎ見たら、恐らく熊や車を想像しなかつたに違ひない。そこにある四つの星の四角から斜に跳ね上つた三つの星を結びつけて、頭の大きいしやちが尾鰭を跳ねて威勢よく逆立ちしてゐる姿を心に描いたとしても何等不思議はないでしょう。そしてしやちの尾鰭に燦然と光を放つ破軍星を仰ぎ見た瞬間、その光に威圧されて思わす手を合したに違ひない。そしてその人こそ乾の破軍星に骨突つ張りの神様の姿を認めたことでしょう。

## 二 うしとらの星團に就て

## (一) 星團とは？

本教々説に於てはたいしよくてんの命の座はうしとらの星團、星群或は星雲、星霧等として説かれています。星の固有名については明かにされていまいやうであります。

そこで先づ星團と星群、星雲と星霧について専門的な區別を申し上げます。何れも星の集りには違いありませんが、星團や星群の方は肉眼又は望遠鏡で一つ一つの星として識別出来るものをいい、星雲や星霧の方は幾ら大きい望遠鏡で見ても一つ一つが星として識別出来ず雲や霧のように霞んでいるものを言います。星雲と星霧は同じ意味に使われますが、星團と星群とは嚴密にいえば更に區別があります。即ち星群の方は各個の星が皆共通の方向へ集團運動をしている場合で、星團の方は然らざるものを言います。例えば後に述べるブレアデスは星團であり、ヒヤデスは星群であります。ここではそんな専門的な區別は必要がないと思ひますから星團と言うことにします。

## (二) うしとらの星團とは

さてうしとらにある星團とはどんな星團でしょう。一年を通じて小さい望遠鏡を東北の宵空に向けて星團を探して居ますと、数十個の大小様々の星團や星雲が眼に映ります。その中で特に目にたつ有名なものを挙げて見ますと、春にはヘリクレス座の球状星團、夏にはアントロメダの渦状星雲、秋にはペルセウス座の二重星團又牡牛座のブレアデス星團とヒヤデス星團、冬ともなれば蟹座のブレセへ星團と仲々賑やかなものですが、その中で普通肉眼で見える星團は三つしかありません。一つは牡牛座のブレアデス星團(第六図)、一つは同じくヒヤデス星團(第七図)も一つは



## (三) プレアデス星團(昴宿、すばる)

暮れるに早い秋の太陽が沈んで、夜の帷が静かに降りてしまうと、やがて北寄り東の空から笠籠を吊したような星の一團が昇ってくるのを人々は見出すでしょう。六つ許りの小さい星が青白い燐光に包まれて丁度深海の底に沈んだ眞珠の組紐の様に光り輝いているのを東の低空に仰いた時足元にすだく虫の音と共に秋深しの感慨を一入たかめざるを得ません。この星團こそ東西古今 歌に読まれ神話傳説に語り傳えられて未だ牡牛座のプレアデス星團であります。支那では昴宿として二十八宿の一に数えられその古事未歴は極めて古く 堯典に

日短、星昴。以正仲冬。

とある如く昴宿が夕方南中する時が日の最も短し眞冬を示すものとされてきました。即ち周時代には此星の南中によつて冬至の日を知つたのでありますが、歳差という原因で現代では大部時間に相違があります。おちばでこの星が夕方東北の空に見えるのは十月の中葉頃から一月の初旬頃迄であつて二月になれば夕方にはもう中天高く昇り 四月の末には淡い残光を投げて西空に沈んで行きます。

プレアデスは東西各國各時代を通じて農業に關係ある星として最も親しまれ尊敬を受けた星團であります。

ギリシヤの神殿は皆この星が昇ってくる方向に向つて建てられていると言われるし詩人ヘンオトスは「農作の日」に

プレアデスの昇りつゝある時、汝の收穫を始めよ、またその沈まんとする時汝の種播きを始めよ

と書き又「七人の姉妹」には

四十日と四十夜彼等(プレアデス)は人目にかくるれど

天めぐり田舎人ら鎌をとく頭再び現われ来る

と歌つています。

我國では清少納言の「枕の草子」に

星はすばる、ひこぼし、明星、夕つつ、よばひぼしをだになからましかば

とあるすばるはブレアデスのことであり、よばひぼしは流星のことでもあります。皇太神宮儀式帳に出てくる收穫の女神天須婆留女神又は須麻留女命はすばる星の象徴であるという説があります。又旧約聖書の中のヨブ記第九章第九節に

また北斗、参宿、昴宿及南方の密室を造り給う

とある参宿はオリオン星座、昴宿はブレアデス、南方の密室は南天の諸星のことでもあります。同じくアモス書第五章第八章には

昴宿及参宿を作り

とあり更にヨブ記第三十八章第三十一、三十二節には

汝昴宿の鎖を結び得るや、参宿の繫繩を解き得るや、汝十二口をその時に従ひて引出し得るや、また北斗とその子星を導き得るや

とゆう興味深い一句があります。

この他ブレアデスを礼讃すれば切りがありませんが、さてこの星團はどんな形をしているか調べて見ましょう。

(四) ブレアデス星團(昴宿)の形

第六図が示す如くプレアテスの形はすばる(統<sup>すは</sup>る)とゆう和名が表しているように一ヶ所に集つていただけで別に之

とゆう特異点がありません。地方によつてむつらぼじ(六連星)すずなりぼ

じ(鈴生星)などと呼ばれ、強いて言えば羽子板か物を入れる苞(つと)

の形でありましょう。望遠鏡で覗くと、百数十個の星がハラ播かれて居ま

すが、肉眼ではその中の六個しか見えません。併し多くの傳説には七人の

乙女とか七人の童子などに喩えられてゐる所から考へると或時代迄は七箇



第六圖 (昴宿)  
プレアデス星團

見えたものらしい。ギリシヤの神話では巨人アトラスの七人の娘に擬せられています。そしてその中の一人エレクトラは我が子の建てたトロヤの城が火焰に包まれて滅びて行くのを見るに忍びず、彗星となつて姿を隠して仕舞つたので、残つた六人の姉妹は今も青白い顔をして泣いている。こうして数が六つになつたのであると傳えられています。

(五) ヒヤデス星團(畢宿)

前述のプレアテスよりも一時間程遅れて秋の東空から昇つて来るV字型に並んだ星の群、ヒヤデス星團は支那では

畢宿と呼ばれ昴宿と並んで二十八宿の一に数えられています。畢とゆうのは兔を捕る

手網のことで、その形が網に似ている所からかく呼ばれたものと思われま

第七図に示される通り此の星團の形はローマ字のV型といわれますが、それが東の

空低く昇つて来る時にはVを倒にした^型であつて、天頂へ来るに従つて横向の>型

になり、更に西へ沈む時には立上つてV型になります。ヒヤテスはプレアデスに比べて



第七圖 ヒヤデス星團(畢宿)

非常に大きな星團で星と星との間が離れているため、見た目には何だか纏りがなくてプレアテス程注意を惹きません。

上の端にある赤い大きな星は洋名アルデハラン、支那名畢宿五星で知られ標準型の一等星であります。その他の星は何れも三等星よりも小さく、丁度主星アルテハラに連れられている子供の様に思われます。それで前述ヨブ記の中に出てゐる。

アインユ (Aynsh) とその子星を導き得るや

とゆう文句は主星アルデハラとそれに率えられる五個の四等星 (小シヤテス) と更にこれに随伴する幾つかの星のことを意味し全体として現今のヒヤデス星團であると云つて居る学者があります。(イタリアの天文学者スキヤハレリ著「旧約の天文学」参照) そうすればヨブ記の中にも宿と畢宿が並ぶことになり、うしとらの星團の意味が益々深くなつてくるように思われます。

尙興味深い点はブレアデスが農業と関係づけられたのに対しヒヤデスが雨に關係あると考えられたといふ事であり、即ちギリヤ人やローマ人はこの星は雨を齎すものと考へ雨期の到来を予想したと言われますし、東西の詩人が何れもこの星團を巾に關連して詠つて居ることでもあります。

周礼の註に

風師は箕なり、門帥は畢なり

とあると箕とは射手座の箕宿(みぼし)で、畢とは牡牛座の畢宿(あめふりぼし)のことです。又詩經の小雅には月畢にかゝり滂沱たらしむ

とあるし元末ヒヤデス (Hyades) とゆう語源にはギリヤ語で雨降るといふ意味があるとは学者の定説になつてゐます。日本では形の上からつりがねぼし、つとぼし、もつこぼし等と呼ばれていますが古事類苑で索して見ると畢と

書いてアメフリオンと訓がつけてあります。

かつて私は高井猶吉先生からお聞きした所では

この星がうるんで見える時は雨が降るからあめふり星とゆうている

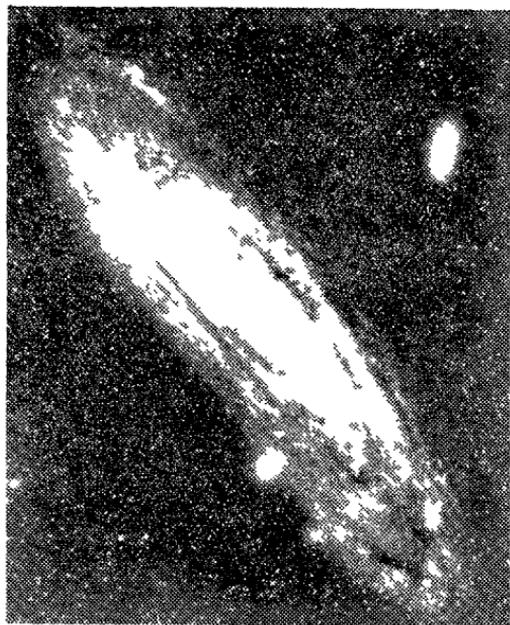
と聞いたことを記憶しています。

偶然の一致かも知れませんが彼此考え合すとこの辺にうしとらの星團解明の鍵がある様にも思はれます。

(六) アンローメダ大星雲(第八図)

ブレアデスやヒヤデスを見慣れた人でもアントロメダ大星雲を容易く捜し出せる人は余りないようです。

第一アントロメダという言葉そのものが聞き慣れない名前であります。けれどこの名前を一度も聞いたことのない人でも、アンローメダ姫が母のカノオヘヤの近くで両手両足を鎖で縛られ大きな岩に繋がれている絵



画を見たりその神話を聞いたならば、美しくして哀調を帯びたこの言葉をおぼろげに忘れることは出来ないでしょう。

既に第五図に示されている通りこの星雲はカノオヘヤ座とアントロメダ座の中間にあつて、月のない晩注意して見るとボンヤリと雲のように微光を放っています。その大きさは満月の直径の五倍もあるから可なり大きい筈であるが肉眼では一寸した光の棒のようには見えません。けれども之を大望遠鏡で見るとその大きさは二倍に振り渦状に廻

轉運動をしている恒星の大集團であることが分ります。第八図はアメリカのウイルソン天文台で撮影したアントロメダ大星雲であります。写真で見ると通り最早それは星雲ではなく一個一個が太陽のような大きな恒星であります。その構造の複雑にして規模の大きいこと、私達から遠く離れている点に於て今迄の星團とは全く別のものであります。眼で見れば何の趣もない蜘蛛の巣のような一片の星雲が実は我々の住んでゐる宇宙とは別のもう一つの宇宙であると聞いては驚かすには居られません。

### (七) 隣りの宇宙

私達の住んでゐる廣大な宇宙のことを特に銀河宇宙といひます。それは銀河を周縁とする大きな恒星の集團でその中には約一千億個の太陽が轟き合つて一つの渦狀運動を続けていると言われます。この銀河宇宙を若し遠方から眺めたとしたら第八図の大星雲のように眞中が膨んだ凸レンズ狀をして居るので、レンズ狀宇宙ともいわれます。横の長さは約十萬光年（光の速さで進んで行つて十萬年かゝるだけの距離）で縦の厚さは八千光年（光の速さで八千年かゝる距離）乃至壹萬五千光年。私達の太陽はその中心から約三萬光年離れた所に居て、諸々の惑星衛星等を隨えて毎秒三〇〇浬の速さで銀河宇宙の中心を廻轉して居るのですが、一回廻轉するのに約二億年かゝるといふから何と大きな宇宙ではありませんか。

所がだん／＼研究して行くとどうした宇宙は独り私達の銀河宇宙だけではなく、他にも沢山あることが分つて來ました。アントロメダ大星雲も亦數億個の恒星を含んだ一つの宇宙であり、私達の属する宇宙とは別個に獨立したいは隣りの宇宙なのであります。而も東北にある宇宙の中では私達に最も近い宇宙であります。

隣りと言つても距離が六八〇〇〇〇〇光年ですからそこ迄行くには光に乗つて行つても六八萬年かかりますから大変

です。前に述べたブレアデス星團までは僅かに五〇〇光年、ヒアデス星團までは一五〇光年で何れも我々の銀河宇宙の中に含まれ距離に於て格段の相違です。

尙面白いことにはこの大星雲は單獨ではなく、二つの小さい星雲を伴つて居ることです。第八図の写真で右上の隅に光つている楕円形の星雲と大星雲の左縁に円く光つている星雲がその二つの伴星雲であります。都合三つ重なつて居る所からこれを三重星雲といひます。私達の銀河宇宙も亦單獨ではなくて南方九〇〇〇〇〇光年位の所に大マゼラン雲、小マゼラン雲という小宇宙を二つ伴つて居る三重星雲の一種であると言われます。

こうした星雲の宇宙は空間には無数にあります。銀河宇宙やアントロメダ大星雲のような宇宙が数億集つて更に一つの星雲團を造つていますが、こういう星雲の集團が亦幾つあるか分りません。現在迄に知られている星雲團の中で最も遠方にある星雲團は大熊座の第二星雲團といつてその距離実に二億五千万光年であります。將來もつと大きな望遠鏡が使用され、ばもつと遠くの星雲團が発見されることでしょう。

かように研究して来ますとうしとらの星團の在家が益々遠く星雲の彼方へ消えて行きそうです。親神様のお力はどこ迄支配して居られるのか、思えば不可思議という以外言ふがありません。

### (八) 結

以上三つの星團は東北に見える主なるものでこの他に肉眼で見える星團はありません。何れも秋の宵空に現われ而も殆んど相前後して東北の空から昇つて来るとゆう所に特徴があります。うしとらの星團とはこれら星團の全部を指しているものか、それともその中の何れか一つを指して居るのか詳細は今後に残された問題でありましょう。

[Being the Greater of the world, all the human beings are My children.]

*Sekaiju Kamino-taaniwa Mina-wagako*

*Ichiretsuwa-mina Oya-to-omoeyo*

*Ofu* IV 79

[All the human beings are My children and they must comprehend that I am their Parent ] •

*Sekaiju Ichiretsuwa-mina Kyodaiya*

*Taninto-yuwa Sarani-naizoya*

*Ofu.* XIII 43

[All the human beings are indeed brothers and sisters and there is none who is an utter stranger ]

And moreover —

*Tsukihiniwa Ningen-hajime Kaketanowa*

*Yoki-yusanga Mitaiyuekara*

*Ofu* XIV. 25

[It was indeed to see the bright and blissful existence of mankind that I created the whole world.]

*Sekainiwa Kono-shijitsu Shirankara*

*Minadokomademo Izumu-bakaride*

*Ofu* XIV 26

[Knowing nothing about it you all feel gloomy.]

*Konosakiwa Sekaijuwa Doko-mademo*

*Yoki zukumeni Mina-shitekakaru*

*Ofu* X 103

[From now you shall all become bright and blissful ]

*Yokigurashi* (bright and blissful life) should indeed be the highest object and ultimate ideal for all mankind. In order to realize it He taught us '*Yoki-Tsutome* and Sacred Service around *Kanrodai* and thus cleared the way to salvation. '*Yoki-Tsutome* is indeed originated from the truth concerning the creation.

*Chotohanashi Kamino-yukoto Kitekure*

*Ashikino Kotowa Iwandena*

*Konoyono Jito-tentoo Katadorite*

*Fufuo-koshirae Kitarudena*

*Korega-konoyono Hajimedashi*

[Just a word to you, pray, listen what your Parent has to say : Mark, for I never tell you anything wrong. After the manner of earth and heaven of this universe, I proceeded to create man and wife. This is the first dawn of human life.]

[The reason why God the Parent descends from heaven and reveals the truth through Her mouth is to make mankind understand any and every thing.]

In order to fulfill the promise at the creation, God the Parent caused the Foundress who had the causation as the seed-bed at the creation, to be born on this earth and placed Her at the 'Original Residence' in anticipation. On 26th of the Tenth Month in 1838, at the coming of the 'Pre-ordained Period,' He made Her His Mediatrix. Such preordained destinies concerning the person, place and the time are called the pre-ordination of the Foundress' Soul, the pre-ordination of the Residence, and the truth concerning the pre-ordained period.

*Kono-tsukihhi Motonaru-jibaya Moto-naruno*

*Innen-arude Juyojizaio*

*Ofu VIII 47*

[That I protect human beings with My omnipotence is because of the causalities of *Jiba* and the original Parent.]

*Kono-hanashi Nande-konoyoni Kudoinara*

*Tasuke ichi-jo Ukeyo-no-moto*

*Ofu. VIII 48.*

[You may wonder why I talk so tediously on My omnipotence, but it is indeed the foundation for the salvation of the world.]

Thus God the parent through the mouth of the Foundress, revealed any and every truth. It is indeed the finishing touch of the teachings hitherto given from behind just in accordance with the growth of the mankind as the manure for their advancement. Indeed in order to finish off His teachings He made His appearance and taught us personally. Hitherto nine-tenths of His teachings have already been given but with the revelation of the remaining one, He tried to make us awakened to the reality that human beings are all His children and thus urge them the necessity of the fraternal affection, and finally realize the blissful and harmonious world for both God and men. Concerning the above He taught us saying:—

*Konoyoo Hajimeta-kamino Kotonaraba*

*Sekai ichiretsu Mina-wagako-nari*

*Ofu IV 62*

tuous providences in easy and circumstantial words to each of which He gave the Holy Name.

*Shikato-kike Konomoto-naruto Yunowana*

*Kunitokotachi-ni Omotarisamaya* *Ofu* XVI 12

[You must understand that the Creator is indeed Tsuki-Hi and the rest are only instruments ]

For such a long time since the creation of human beings and the world in which they live, God the Parent has not only guarded over our growth with His Parental and boundless benevolence but also taught us properly just in proportion to our growth. The growth of mankind and the development of their culture are indeed due to His divine providence.

*Tsukihi-niwa Sekaijuo Miwatasedo*

*Moto-hazimario Shirita-mononashi* *Ofu* XIII 30

[Looking all over the world, God the Parent finds none who knows the truth about the creation.]

*Konomotoo Dozo-sekaie Oshietasa*

*Sokode tsukihiga Arawarete-deta* *Ofu* XIII 31

[For the purpose of disclosing this truth, I God the Parent revealed Myself ]

God the Parent made His appearance through the Foundress as His mediatrix to teach all the human beings the way to the bright and blissful life. That was indeed due to His promise to the instruments to make them worshipped at the Original Residence by all mankind after the lapse of the same number of years with that of the first offspring.

*Ningeno Hajime-dashitaru Yashiki-nari*

*Sono-innende Amakudaritade* *Ofu* IV 55

[Because of the truth that mankind were created at *Jiba*, I have descended here from heaven.]

*Kono-yoo Hajimedashitaru Yashiki-nari*

*Ningen-hajime Motono-oyanari* *Ofu* VI 55

[This is the Residence where human beings were created and I am the Parent who brought them into being out of nothing.]

*Tsukihiyori Soreo-misumashi Amakudari*

Since then they were reincarnated eight thousand and eight times transforming in the same course into the forms of worms birds beasts and other stages of life, and again they all died except an ape. In this body were conceived five men and five women, ten in all each time. They were also half an inch at their birth and grew on to eight inches when the muddy ocean began to be high and low. When they grew up to one foot and eight inches, sea and land, heaven and earth, and sun and moon began to be discriminated. During the period of their growth between one foot and eight inches and three feet human beings were born by pair one man and one woman. When they grew up to three feet they began to speak and became to be born single. When they had grown to five feet all the universe — sea and land heaven and earth — were completed and they began to dwell on land.

For the first 9 *oku* 9 *man* years their existence was in water. And of the number of years left 6 *sen* years is marked off as the time when He taught them all things of life, and the remaining 3 *sen* 9 *hyaku* 9 *dzu* 9 years as the time of teaching letters

*Tsukihiyori Dandan-kokoro Tsukushi-kiri*

*Sono-yuenaruno Ningende-arū*

*Ofu* VI 88

[Through my strenuous efforts mankind came to exist for the first time yet no one knows about it]

*Konoyono Shinjitsuno-kami Tsukihi-nari*

*Atonaruwa-mina Dogu-naruzoya*

*Ofu* VI 50

[The true and real Parent is indeed Tsuki-Hi and other Deities are only His instruments]

*Ningen-o Hajimeyotote Dandanto*

*Yosete tsukota Koreni-Kaminao*

*Ofu* VI 51

[God the Parent called Models and Instruments together with the object of creating human beings and gave them the Holy Name respectively.]

The original and real God is indeed Tsuki-Hi (God the Parent). Tsuki is worshipped as *Kunitokotachi-no-Mikoto* and Hi as *Omotari-no-Mikoto*. The rest are models and instruments. In other words God the Parent revealed from His prudence, His perfect and vir

divine designations given to the providences of these instruments

Moreover He summoned a 'Unagi (Eel) from the east a 'Karei (Flat-fish) from the south west 'Kurogutsuna' (Black Snake) from the west and a 'Fugu' (Swellfish) from the north-east successively. With their consent He took and tasted them by eating, observing their nature. Then He decided that they should be the instruments for eating and drinking and exiting, breathing and speaking, germination of crops and such things and the severing of relations at birth and death respectively, and according to their providences they were named *Kumoyomi-no-Mikoto* *Kashikone-no-Mikoto*, *Otonobe-no-Mikoto*, and *Taishokuten-no-Mikoto*

Thus the models and the instruments having been settled, He set to the work of creating mankind. First of all God the Parent took all the loaches in the muddy ocean and tasted them by eating, and after observing their nature, made them the seeds of mankind. Then 'Tsuki' worked in *Izanagi-no-Mikoto* and 'Hi *Izanami no-Mikoto*. They taught them how the creation of mankind should be performed, and in three days and three nights *Izanami-no-Mikoto* conceived the offspring numbering 9 *oku* 9 *man* 9 *sen* 9 *hyaku* 9 *dzu* 9. After staying there for three years and three months She gave birth to them in seventy-five days

The first offspring were uniformly half an inch tall They gradually grew up to the height of three inches in ninety-nine years when they all perished. The Father *Izanagi-no-Mikoto* also retired. Whereupon *Izanami-no-Mikoto*, through the providence once taught once more conceived the same number of offspring and gave birth to them in ten months They were also half an inch in height at their birth. They grew up to the length of three and a half inches in ninety-nine years when they all perished again. Thereupon She conceived the offspring for the third time. They were also half an inch in height at their birth and grew up to four inches, when their Mother *Izanami-no-Mikoto* retired, saying;— 'Having grown up so big, they will become human beings of five feet high.' Well pleased and satisfied She retired forever Human beings however deeply yearned for their Parent and all died away.

God the Parent will be realized, and the world will be full of bliss

*Ashikio-Haroote-Tasuke-Sekikommu*

*Ichiretsu-Sumashite-Kanrodai*

[May all evils swept away. I hasten to save you all

Once the world is purified, Kanrodai shall be set up.]

### Chapter III      **The Story of His Creation**

Being impatient for the bright and blissful existence of all the human beings and intending to make them comprehend the causality about His appearance through the Foundress and the truth concerning *Yoki-Tsutome*, God the Parent revealed the truth about the creation.

This world was at the beginning the muddy ocean. God the Parent being discontented with the chaos thought of creating mankind and of finding pleasure in their bright and blissful existence.

Therefore He gazed into the muddy ocean and found a 'Uo' (Merman) and a 'Mi' (White Snake) among a lot of loaches. Intending to make them the model of a couple, He summoned them, and after closely observing their nature, promised them that they should be brought back to their Original Residence and adored by human beings as Deities after the lapse of the same number of years with that of the first offspring. They yielded to His request and were taken.

Next He summoned from the north-west a 'Shachi' (Dolphin) and the south-east a 'Kame' (Tortise). With their consent He took them and after having tasted them by eating and observed their nature, He decided to make use of them as the providences for both the man's first (or genital) organ and the bone, and the woman's first organ and the skin, and put them into the bodies of the 'Uo' and the 'Mi' respectively, thus making them the models of Seed and Seedbed. Both *Izanagi-no-Mikoto* and *Izanami-no-Mikoto* are also the divine designations given to the providences of the man's model Seed, and the woman's model, Seed-bed.

Both *Tsukiyomi-no-Mikoto* and *Kunisatsuchi-no-Mikoto* are also the

ceful reign.

Thus His blessings will be bestowed on all the human beings. They will become conscious of the truth that they are all brothers and sisters and will respect and stand by one another and consequently the bright and blissful existence of all the human beings will be realized here on this earth.

God the Parent showed us the way to salvation from illness through *Iki* and *Teodori* (breath and gesture) *Sadzuke*

*Konosakiwa Nanbo-mutsukashi Yamaideno*

*Iki-to-teodori Mina-tasukerude*

*Ofu XII 50*

[However serious your illness may be, it shall be healed through *Iki* and *Teodori Sadzuke*.]

*Donoyona Mutsukashiku-naru Yamaidemo*

*Kore-naoranto Yudenaizoya*

*Ofu XII 51*

[However serious your illness may be it shall be healed without fail ]

*Sadzuke* is His blessing to be granted us for the salvation of all mankind, when He has seen through and been satisfied with the sincerity in each of us. If we keep up the deep emotion we felt on the very day when it was granted us become *yoboku* (timber) for the Holy construction, and administer *sadzuke* to the persons in need, God the parent will accept it and save the invalids from any incurable disease with His omnipotence. The qualification for administering *sadzuke* is a treasure throughout eternity, given from Him to the evangelists for the sincerity to bind themselves to be engaged in the salvation work. Wherever *Yoboku* (timber) may go with this qualification, miracle after miracle will be wrought.

Indeed both the Holy Service and *Sadzuke* are the way to salvation taught by God the Parent with His warm Parental love to make all the human beings live the bright and blissful life. Through them, the cause of illness will be cut off and the 'dust swept away, and thus the whole world will revive.

Consequently all the human beings will adore His grace and become more cheerful. God the Parent accepting it will give them blessings more and more. Here the union of human beings with

calamity, or troubles but also for the protection against falling ill dying, or weakening.

*Shinjitsuno Kokoro-shidaino Kono tasuke*

*Yamazushinazuni Yowari-nakiyo* Ofu III 99

[If your minds are purified and become acceptable to Him, you shall neither fall ill nor die, nor weaken.]

*Konotasuke Hyakujugosai Jomyoto*

*Sadame-tsuketai Kamino ichijo* Ofu III 100

[As I am anxious to fix the natural term of existence of human beings at a hundred and fifteen years I have begun My last teachings ]

*Sononochiwa Yamazushinazuni Yowarazuni*

*Kokoro-shidaini Itsumademoiyo* Ofu IV. 37

[When I put up *Kanrodai* you shall neither fall ill nor die, nor weaken, and live on as long as you wish.]

*Matasakiwa Nengen-tachita Koto-naraba*

*Toshio-yorumewa Sarani-naizoya* Ofu IV 38

[When your minds are really purified and become acceptable to Him, you shall always be young and feel refreshed.]

When men's minds are purified and become sincere, *Kanro* will be poured from Heaven through the Salvation Service. If we can happily taste it we shall live out the natural span of life of a hundred and fifteen years and after that live on as long as we wish.

*Konotsutome Nanino-kotoyato Omoteiru*

*Sekai-osamete Tasuke-bakario* Ofu IV 93

[What do you think of the Service? It shows His intention to purify human minds and thus save the whole world.]

*Hayabayato Kokoro soroete Shiikarito*

*Tsutome-surunara Sekai-osamaru* Ofu XIV 92

[If you quickly perform the Holy Service in harmony, real peace shall reign all over the world.]

The Salvation Service is intended not only for the salvation of a single individual from some illness or troubles but also for His benevolence to the people at large such as abundant crops or pea-

realization.

*Donoyona Tasuke-surunomo Minatsutome*

*Tsukihi-yuyoni Tashikasuru-nara*

*Ofu VII 83*

[Whatever salvation work you may be engaged in, it is indeed a service, if only you are obedient to Me.]

*Shinjtsuno Kokoro-arunara Tsukihi-nimo*

*Shikato-ukeai Tasuke suruzoya*

*Ofu VII 84*

[If you are sincerely engaged in the salvation work, you shall see My omnipotence.]

If the ten persons perform *Yoki-Tsutome* with sincerity as is intended by Him, He will gladly accept it and grant the request. Here His omnipotence for salvation will appear.

*Konotsutome Sekaijuno Tasukemichi*

*Oshidemo-monoo Yuwasu-kotonari*

*Ofu IV 91*

[This Service is indeed the way to the salvation of the whole world. Even a deaf and dumb can regain his speech through it.]

*Nichinichini Hayaku-tsutomeo Sekikomeyo*

*Ikanaru-nanmo Mina-nogararude*

*Ofu X. 19*

[Be anxious to perform the Service, and you shall be free from any calamity.]

*Donoyona Mutsukashikunaru Yamaidemo*

*Tsutome ichi jode Mina-tasukarude*

*Ofu X. 20*

[You shall be healed from any serious disease, if only you are diligently engaged in the Service.]

Therefore *Yoki-Tsutome* is also called *Tasuke-Tsutome* (Salvation Service). Through it any prayer may be heard.

*Tasukedemo Ashiki-naosuru Madeyanai*

*Mezurashitasuke Omote irukara*

*Ofu XVII 52*

[By the salvation I mean not only healing of illness but also miracles of which you have never heard.]

*Konotasuke Doyukotoni Omoukana*

*Yamazu-shinazuni Yowari-nakiyoni*

*Ofu XVII 53*

[What do you think I mean by the salvation? I mean that you shall neither fall ill nor die, nor weaken.]

The Salvation Service is not only for the salvation from illness

[When I God the Parent accept the sincerity of those persons who are engaged in the Holy Service,]

*Sorekarawa Donoyona-kotomo Dandanto*

*Kamino-omowaku Mina-tokikikasu* Ofu VI 19

[You shall gradually hear of My real intentions ]

*Nichinichini Kamino-kokorowa Seetatote*

*Ninju-junin Soroi-nakeneba* Ofu VI 20

[Day after day, however impatient I may be, I can do nothing, if necessary members for the Holy Service are not filled up.]

This Service is also called ‘Kagura-Tsutome’ and is performed, symbolizing the truth concerning creation, by the chosen ten persons in the Holy Masks to the nine instruments played to the Dancing Psalms showing His Providence in gestures. Indeed the ‘Kagura-Tsutome’ is the Service in commemoration of the creation and is intended for the coming back of its joy. It is for the adoration of His boundless benevolence and the thanks-giving for His grace.

*Minasorote Hayakutsutomeo Surunaraba*

*Sobaga-isameba Kamimo-isamuru* Ofu. I 11

[When you become bright and cheerful and perform the Holy Service in full members in masks I shall also become bright and cheerful ]

When the ten persons perform the Service, relying upon Himself and in harmony, their minds will spontaneously become cheerful and consequently one with His. Gladly accepting this unified rejoicing, He Himself becomes cheerful and here the union between God and men will be realized.

*Matasakino Yokizutomeo Machikaneru*

*Nanno-kotonara Kaguratsutomeya* Ofu IV 29

[I do really long for the time to come when you can perform *Yoki tsutome* in full members, but if you cannot do so at present you must begin at least *Kagura-Tsutome* soon.]

*Kagura-Tsutome* is also called *Yoki-Tsutome* (the bright and blissful service) Indeed *Yoki-Tsutome* is intended for the adoration of the bright and blissful life intended by Him and to pray for its

九

ess as His mediatrix and taught them any and every Truth hitherto unknown, and showed them the way of salvation.

*Tsutometemo Hokano-kototowa Omounayo*

*Tasuketai-noga Ichijo-bakaride* *Ofu* XVI 65

[Indeed the Holy Service is intended for the salvation of all the human beings.]

From the Parental love He taught us how the Holy Service should be performed as a means of salvation.

*Konoyoo Hajime-kaketamo Onaji-koto*

*Mezurashii-kotoo Shite-miserudena* *Ofu* VI 7

[You shall see My works as marvellous as the creation.]

*Konoyoo Hazimete-karani Naisutome*

*Mata-hajime-kake Tashika-osameru* *Ofu* VI 8

[I have begun the Holy Service of which you have never heard since the creation. Men's minds shall be put at rest through it.]

With His intention to reveal as wonderful works as creation at the salvation of all mankind, He began the Holy Service hitherto unknown. Therefore, through it this world will be reconstructed into a bright and blissful place as was first intended by God the Parent

*Tsutomedemo Doyu-tsutome Suru-naraba*

*Kanrodaino Tsutome ichijo* *Ofu* X 21

[You may wonder what kind of Services I mean. What I mean is the Service around *Kanrodai*]

Indeed this Service is performed around *Kanrodai*

*Ningeno Hajimekaketaru Shokoni*

*Kanrodaio Sute-okuzoya* *Ofu* XVII 9

[As a visible evidence of the place of creation, I will set up *Kanrodai*]

*Kanrodai* is the stand put up at *Jiba* as a proof of the place where all mankind were created. It is formed to signify the truth about the creation and the reality concerning the growth of human beings. It symbolizes both the origin and the everlasting development of all the human beings

*Shinjitsuno Tsutomeno-ninju Juninno*

*Kokoroo-kamiga Uketoritanara* *Ofu* VI 18

I regret" or I am angry." But at the same time She showed Her warm Parental love as follows:—

*Korahodoni Sanen Tsumorite Arukeredo*

*Kokoroshidaini Minatasukerude* *Ofu. XV. 16*

[However provoking you may have been, you shall all be saved, if only you become acceptable to Me]

*Ikahodoni Sanen Tsumorite Arutotemo*

*Funbarikirite Hatarakiosuru* *Ofu. XV. 17*

[However deep My regrets may have been, I will do My best to save you all ]

Thus She urged upon mankind the necessity of the quick growth of their minds.

In words or by scriptures and examples She tried Her best to lead us to Him, and began the way of salvation to the bright and blissful life. Moreover from Her prudence, She gave the designation of *Tenrio-no-Mikoto* to the everlastingly unchangeable *Jiba*, and at the same time from Her impatience to save all the human beings She vanished out of sight but Her soul still remains at the Residence and works day and night everlastingly, showing all mankind the fathomless Parental love.

Indeed human beings can adore the Parent and understand His Will through the Foundress The Foundress Herself is indeed the 'Tski-Hi" on earth and our Parent

*Ningen-o Hajime-dashitaru Kono-oyawa*

*Zonneide iru Korega-makotoya* *Ofu. VIII 37*

[It is a truth that God the Parent Who created all mankind always exists.]

## Chapter II Way of Salvation

*Tsukihiniwa Sekaijuwa Mina-wagako*

*Tasuketai tonu Kokoro-bakaride* *Ofu. VIII 4*

[For God the Parent all mankind are His children and He is anxious to save them.]

From the Parental love to make all mankind live the bright and blissful life, God the Parent revealed Himself through the Foundr

*Imamademo Tsukihino-yashiro Shiikarito*

*Moroote-aredo Izumi itanari*

*Ofu VI 59*

[Till now I Tsuki-Hi have made use of Her body as My me diateress but I have been rather moderate.]

*Konoakai Kimonoo-nanto Omoteiru*

*Nakani-Tsukihiga Komori-iruzoya*

*Ofu VI 63*

[What do you think of this red clothes? In it Tsuki-Hi is]

With the above, She wore the red clothes for the first time and it was indeed to show and make us comprehend the truth that She was the Mediatress of Tsuki-Hi Here She tried to unite both our faith to God the Parent and our adoration toward the Foundress as His Mediatress into one and make us easily understand that Her words are indeed His

*Imamadewa Tsukihito-yute Toitaredo*

*Mo-kyokarawa Namai-kaerude*

*Ofu. XIV. 29*

[Hitherto I have taught you by the name of 'Tsuki-Hi' but from now it shall be changed.]

So saying, She called God the Parent 'Parent'

*Nichinichini Oyano-shianto Yumonowa*

*Tasukeru-moyoo Bakari-omoteru*

*Ofu. XIV 35*

[Day after day Parent is thinking about the salvation of all mankind.]

Comparing His love to that of human beings toward their children, She taught us that God the Parent is not only God whom we worship, and the 'Tsuki-Hi' to be looked up in heaven, but also the 'Parrent' on whom we can rely, confiding our joys and sorrows Thus She gave us more intimacy with Him, and at the same time led us to highten our confidence and ecstasy in the Foundress His Mediatress as the Parant of human beings

Thus She led Her followers to the clear and brilliant faith to God the Parent but the opposition from the lack of understanding on the part of unbelievers or the persecution and interference from the authorities did not come to an end. Therefore when they thought of Her suffering, their faith was liable to be shrunk or shaken. She put Her impatience for it in the following words. —

to its muddiness that we cannot reflect His Will but if only we have done away with selfishness our minds will become transparent like clear water and all the truths will be reflected on it Comparing selfish workings of our minds to 'dust and Himself to a broom, She urged us to sweep our minds incessantly.

Moreover comparing the construction of the bright and blissful world to that of a building, She named those take parts in it as *Shinbashira* (main stay), *Toryo* (master carpenters) and *Yoboku* (timber), showing their respective duties Thus She did Her best to make us understand His Will with ease, and grow up rapidly in our minds

From Her single-minded Parental love, She taught us in easy parables and at the same time from Her eagerness to make us understand Him, She first called God the Parent God, next Tsuki Hi (Moon-Sun) still next Parent Thus She taught us in different words just in proportion to the growth of our minds

By adding words to God, for example, 'God who created the world,' the Original God,' or the Real God,' She revealed the truth about Him.

*Tasukedeno Ogami-kitode Ikude-nashi*

*Ukagai tatete Ikude-nakeredo*

*Ofu III 45*

[I do not save the people through charm or exorcism, but through the execution of His orders If not I should be unable to save them.]

Thus She taught us that God she meant was by no means the god hitherto existed for charm or exorcism but the true and real God who created human beings and the universe, and everlastingly protects them.

Taking a step further She called God the Parent 'Tsuki-Hi' (Moon-sun) By this means She taught us that Moon and Sun whom we adore in heaven are indeed the figures of God the Parent and by teaching us that 'Moon and Sun' shine all over the world and protect the growth of the creation with warmth and moisture day and night She led us to feel His blessings and the intimacy toward Him more keenly.

五

[I have let you know of My intention ever so often through the Holy Scriptures You must quickly understand it]

Thus she took care to make us think of His intention over and over again. Later He taught us saying

I have taught you any and every thing in words but you have forgotten them. Therefore I wrote them down in verse.

(Aug. 23, 1904)

As stated above, the *Ofudesaki* (Her Scriptures) is indeed His teachings written for those who are apt to forget what they have heard. It was indeed from parental love that God the Parent not only wrote them down in verse to make them more familiar to memorize for anybody but also taught us in parables to make His ideas more convincing and easier to understand.

*Konosakiwa Michini tatoete Hanashi suru*

*Dokonokototomo Sarani iwande*

*Ofu I 46*

[From now I will teach you in the allegory of the way. You must not take it as other people's affairs]

*Yamasakaya Ibaraguroumo Gakemichimo*

*Tsurugino-nakamo Toori-nuketara*

*Ofu I 47*

[On your way you must pass through steep mountains thorny paths ledges and the blades of swors]

*Madamieru Hinonakamo-ari Fuchi-nakamo*

*Soreo-kositara Hosoi-michi-ari*

*Ofu I 48*

[When you have got through them, you will come out to a narrow lane.]

She compared the trials put to those who follow Her and proceed the way of salvation to the steep mountain pass and the thorny shrubs and encouraged them with hope and pleasure, saying that however miserable the path may be at the outset if only they get through it relying upon Himself they will come out to a narrow lane, and thence to a pleasant highway. And she personally got through them at the head of Her followers in high spirits and thus showed us an example of the bright and blissful life.

She compared man's mind to *water* and taught us that it is due

to listen to Her out of familiarity but also took Her for a woman possessed by some devil and slandered Her as a lunatic.

It was by no means easy to make such a people understand His teachings. But unless having made them comprehend that She was indeed the Medistress between God the Parent and men, She could never clear the way for the salvation of all mankind, nor hope for the realization of *Yokigurashi* (the bright and blissful life). Therefore just as if She had been bringing up the innocent children, She put Herself in their places and taught them both in words and letters. She actually showed them His omnipotence, and moreover practised His teachings in person. Thus She tried to lead them to the path of virtue strenuously and steadfastly.

From the ardent desire to save all mankind, She fell into the life of dire destitution and went through it in high spirits and showed us an example how the bright and blissful life should be. Moreover as a testimony of His personal appearance, She not only granted us *obiayurushi* (grant for painless childbirth) which was indeed a start for any and every kind of salvation, but also showed us all sorts of miracles. Thus She opened the mind's eye of those who were unbelieving.

*Konoyowa Riide semetaru Sekainaru*

*Nanika-yorozuo Utano-ideseme* Ofu I 21

[This world is governed by the divine Truth. From now I will reveal it in verse.]

*Semerutote Tedashi surudewa Naihodoni*

*Kuchideno-iwan Fudesakino-sume* Ofu I 22

[On its revelation, I rely neither upon power nor words but upon verse.]

*Nanimokamo Chigawan-kotowa Yokeredomo*

*Chigai-arunara Utade shiraseru* Ofu I 23

[I shall be satisfied, if any and every thing is not against Me. But if it is I will warn you against it in verse.]

Thus She transmitted His will

*Dandanto Fudeni-shirashite Aruhodoni*

*Hayaku-kokoroni Satori-toruyo* Ofu IV. 72.

Taken aback by this sudden revelation, Her family refused to accept the request several times but nothing could move Him. Thereupon having done away with the ordinary human and family considerations they replied that they would comply with His request

It was indeed the twenty-sixth of the tenth month in the ninth year of Tempo (1833), and on this day Tenrikyo was founded.

*Yorozuyono Sekai ichiretsu Miharasedo*

*Muneno-wakarita Monowa-naikara Ofudesaki I 1*

[Looking all over the world and through all ages I God the Parent finds none who can understand Me.]

*Sonohazuya Toite-kikashita Kotowanai*

*Nanimo shiranga Mutide-naizoya Ofu. I 2*

[It is no wonder that you do not know Me, for you have not been taught yet ]

*Konotabiwa Kamiga-omotei Arawarete*

*Nanika-isaio Toitekikasuru Ofu I 3*

[Now I will reveal Myself and tell you all about the Truth.]

All the human being are indeed selfish, and groping their way in the dark. It is because they do not know their Original Parent nor understand His intention. Taking pity on it God the Parent made the Foundress His Mediatress and revealed His intention in detail

*Imanaruno Tsukihino-omou Kotonaruwa*

*Kuchiwa-ningen Kokorowa-tsukihiya Ofu XII 67*

[Now you must understand that even if the teachings from God the Parent are given through Miki's mouth, Her mind is indeed Mine.]

*Shikatokike Kuchiwa-tsukihiga Mina-karite*

*Kokorowa-tsukihhi Mina-kashite iru Ofu XII. 68*

[Listen! You must clearly understand that God the Parent borrow Her mouth and lend Her mind.]

The Foundress' figure was by no means different from that of an ordinary man, but Her mind was indeed God the Parent's But those who could see and hear of Her would not only declined

# THE TENRIKYO HOLY TEXTS

Basing upon the Sacred Dancing Paslms the Holy Scripts, and the Divine Instructions these Holy Texts have been compiled at the Tenrikyo Mother Church, and in comformity with the Regulations of the Constitution of Tenrikyo, I the Main Stay, saction them as the Tenrikyo Holy Texts

October 26, 1949. *Shozen Nakayama*

## CONTENTS

### First Parts

- Chapter I            The Foundress as Mediatress
- Chapter II          · Way of Salvation
- Chapter III        The Story of His Creation
- Chapter IV        · Tenrio-no-Mikoto
- Chapter V         Foundress Life as Example

### Second Parts

- Chapter VI        · His Merciful Guidance
- Chapter VII      · Loan
- Chapter VIII     · Pious Life
- Chapter IX       Yoboku (Timber)
- Chapter X        · Yokigurashi (Bright and blissful life)

### Chapter I    **The Foundress as Mediatress**

I am the True and Original God. I have the predestination to this Residence. Now I am descended from heaven to save all the human beings. I want to take Miki as Tsuki-Hi's Yashiro (Mediatress between God the Parent and men)"

The above was indeed the first words revealed by God the Parent Tenrio-no-mikoto through the mouth of the Foundress Miki Nakayama.

- 復元刊行の目的は、教義や史料に關する研究乃至調査の素材を纏め他日の集大成を期すに在ります
- 一目的之達成せんが爲、廣く諸賢の御執筆を御願します。
- 復元は一覽に及ばず、聲助の意珠で御希望の方は申込書に記入の上一年約二百圓半々年約二百圓、一般約四十圓の割で助産機籌拂にて御申下ささい。町邊切の節は其都度御通知申上ります。
- 「おちばニ於ケル連絡先」は必ず御記入下ささい。途中の事故を慮り上から本誌は郵送せず、その連絡先の指定受取人にお届け致します。
- 第十九號發行豫定昭和二十六年四月中

# 復元申込書

自第 號以上贊助費金 圓也  
右申込候也

昭和 年 月 日

現住所

直屬教會名 氏名 捺印

おちばニ於ケル連絡先

住所

指定受取人

## 領收證

復元自第 號贊助費金 圓也

右正三御預り申候也

昭和 年 月 日

奈良縣丹波市町

天理教教義及史料集成部

殿

## 編輯後記

この号には、梶本先生の思ひ出話、柏原先生の手記を頂く事が出来ました。いずれも、貴重な史料として、読者の皆様と共に阿先生に厚くお礼申し上げます。

次に村上英雄氏は、天文学専攻の理学士で、天理大学におつとめの方ですが、元初りの話に関連した星の話を御寄稿下さいましたので、大そう嬉しく思い、喜んで掲載させて頂きました。次に吉田清一氏の、教典英訳は、全教待望の的でございましたが、漸く完稿の域に近きましたので、こゝに先ず初めの方だけのせさせて頂きます。

以上、皆様方の御愛読を願うと共に、史料蒐集教義研鑽の意味に於て廣く全教の皆様方の御寄稿を望みます。(Y・U)

昭和二十六年一月二十日印刷  
昭和二十六年一月二十六日發行

代 謄 写

奈良縣丹波市町三島

編輯兼 發行人 上 田 嘉 成

奈良縣丹波市町三島

發行所 天理教教義及  
史料集成部

奈良縣丹波市町川原城

印刷所 天理時報社

奈良縣丹波市町川原城

印刷者 岡 島 善 次

# 元 復

第 九 拾 號

昭和二十七年四月

中山正幸

教祖の立場

一

深谷忠政

「おさしづ」に於ける「一」について

三

上村福太郎

教祖様の奈良監獄御苦勞余聞

六

第十九號

定價 八十圓

殘金 六十八圓

復元

第十九號

# 教祖の立場

中山正善

本稿は、教典篇纂の参考に書いたものである。したがつて、多少用註、文章に難易あるも、篇纂當時の思ひ出の記録の意味も加へて、今は手を加へずにそのままになす。(昭和二七、三一〇)

## 目次

- 一 序 仲介者、取次
- 二 月日のやしろ 親心 表へ出る
- 三 人々の考
- 四、ひながたの道 ためし 産屋神様 別間別鍋 たとへ話

水	ほこり	掃	ふし	とうりやう	よふぼく	てしり	にんそく	神、月日、をや	教祖	二つ一つ	五、結	附録	ざんねん
---	-----	---	----	-------	------	-----	------	---------	----	------	-----	----	------

「我は天の將軍なり。元の神、実の神なり。この屋敷にしんねんあり。此度世界の人をたすけるためにみきの心みすまし天降つた。」「みきの身体はもらひうける承知せよ」

とは、大和の一寒村、庄屋敷村の百姓、善兵衛宅にあつて、その妻みきが、突如として口走つた親神の第一声である。

仲介者月日のヤシ  
ろとして

家人は此突然の啓示に打驚き「元の神 実の神」とは未だ耳にしたこともない神名でもありその用向きも腑におちぬから、再三降神の退散を祈願したが、嚴として動かれぬので、あらゆる人間思案を断ち、一家の都合を捨て、神意のまゝに従ふ旨を答ふ、時に天保九年一月廿六日。茲に親神の教、天理教は中山みきを取次者として地上に生れたのである。

後目になり、教祖は親しく筆を執り 親神の思召を書き示さるゝに及び、その巻頭にその理を明かにされた。

よろつよのせかい一れつみはらせど

むねのハかりたものハないから 1 1

そのはづやといてきかした事ハない

なにもしらんがむりでないそや 1 2

このたびハ神がをもていあらハれて

なにかいさいをといてきかする 1 3

このところやまとのしバのかみがたと

ゆうていれども元ハしろまい 1 4

このもとをくハしくきいた事ならば

いかなものでもみなこいしなる 1 5

きゝたくバたつねくるならゆてきかそ

よろづいさいのものいんねん

かみがでてなにかいさいをとくならバ

せかい一れつ心いさむる

いちれつにはやくたすけをいそぐから

せかいの心いさめかゝりて

I 6

I 7

I 8

即ち、古今東西を通観するに、真理の究明に当つた幾多の聖賢はゐたが、未だ充分に胸の底から親神の思召を悟知したものはなかつた。それは尤もな事で時機が熟さなかつたから、世界一れつの人間が無明の闇にさ迷つて来たのも無理はない。

この度、いよ／＼時機旬が到来したので、こゝに親神は教祖みきをやしゝろとして地上に現れ、人間世界の眞義を、世界一れつの人々に詳細に啓示する事になつた。

此処、即ち大和國山辺郡巨屋敷村中山氏と云ふ屋敷にある、親神の鎮る地場は、元来、人間創造の時の因縁のちばであるとは、今日まで誰も知らなかつた事ではあるが、その事を傳へ聞いたならば、誰も彼も皆、慕ひ寄つてくるにちがひない。かくてちばに慕ひ寄る人々に、万事由來因縁を思ふ存分説き聞かせませう。即ち、親神が教祖の口を借りて人生窮極の眞理を巨冊に説くならば、必ず世界一列の人心も明朗に勇んでくる。此世界一列の陽氣に勇む事こそ親神の思召であ

表上の事  
人間で見えるところ

つて、その成就を乞く上から親神のやしろとして教祖みきに 世界人心を勇める方法、たすけ一條のよふきづとめを始めかけさせて、人心を勇めかけてゐるのである。

とおふでさき冒頭に教祖の立場を鮮明にされ、或は又、

とのよふな事をゆうのものにんげんの

心でわなない月日こゝろや

いまなるの月日のをもう事なるわ

くちわにんげん心月日や

しかときけくち八月日がみなかりて

心八月日みなかしている

こればかりうらみあるならとのよふな

事も月日かみなかやすてな

どのよふな事をゆうのもみな月日

にんげん心さらにませんで

と宣へられて、

教祖みきの心は月日の心、即ち親神の心であつて、その心に浮ぶ思考判断は、寸分親神の思召と異なるものではない。又、教祖みきの口は、一般人々の口と何等異ならない普通の口形ではあ

XII	XII	XII	XII	VII
70	69	68	67	52

親しの取次者

るが、その口から漏れる言交は、親神の心の啓示である。此事は云は、心は親神から教祖みきに貸與したものであり、口は親神が人間みきから借りてゐる口であると考えらる、教祖の思考は動に何一つの疑ひもはさまず、親神のやしろ、親神の思召の取次者、月日のやしろとして受取れ、と、旨示されたものである。

実に、親神が教祖をやしろとして表にお現れ下されたのは、後に述べる様に、創造の太初に定められた深遠な神慮に基く。即ち、取初にお生みおろし下された子数の年限充ちた時は、創造の元なるちばに天降つて、神人和樂の陽氣ぐらしの實現を図り、一列人間をして神徳を敬慕せしめようとの御約定がそれである。

にんけんをはじめだしたるやしきなり

そのいんねんであまくたりたて IV 55

このよふをはちめだしたるやしきなり

にんけんはじめもとのをやなり VI 55

月日よりそれをみすましあまくたり

なにかよろづをしらしたらいから VI 56

六号五五は  
十二月廿一日より  
はなし  
の割注あり

この御約定の年限が近づいたので、親神は人間創造の母胎としての魂の因縁ある教祖を、予め

この世に誕生せしめ、宿し込みの因縁ある元の屋敷に配して、天保九年十月二十六日、愈々年限の到来するに及んで、教祖をそのやし、ろとお貰ひ受けになつた。この人と場所と時に關する因縁を、教祖魂の因縁、屋敷の因縁、旬刻限の理と云ふ。

月日にわせかいちううをみへたせど

もとはじまりをしりたものなし

XIII  
30

このもとをどふぞせかいへをしへたさ

そこで月日があらわれて、た

XIII  
31

この月日もとなるちばや元なるの

いんねんあるでちうよぢさいを

VIII  
47

このはなしなんでこのよにくどいなら

たすけ一ぢようけやうのもと

VIII  
48

かくて創造の根源に根ざす奇しき因縁の立合ひにより、初めて親神は表にお現われ下され、教祖の御口を通じて親しく御親心の眞実を、よろづいさいお明かし下された。蓋し、それは長年の間、一れつ人間の成人に應じて修理肥としてお示し下された蔭からの御教である、旬々のお仕込みに對する占情であつて、茲に愈々病極の仕上げとして、親神直々ちまぐのため、教が垂示されたので

ある。即ち、従来十のものなら九まで説かれて、なほ説かれ得なかつた最後の一点、元の理を明かして、人類に親神の子供たるの自覚を與へ、一れつ兄弟としての親和を促し、以て神人和樂の陽氣ぐらしの世を実現せんとお囿り下されたのである。これを、

このよふを初た神の事ならば

せかい一れつみなわがこなり

IV  
62

せかいちう神のたあにハみなわがこ

一れつハみなをやとをもゑよ

IV  
79

せかいちういちれつわみなきよたいや

たにんとゆうわさらにないぞや

XIII  
43

とお教へ下され、更に 又、

月日にわにんけんはじめかけたのわ

よふきゆさんがみたいゆへから

XIV  
25

せかいに、このしんぢつをしらんから

みなどこまでもいつむはかりで

XIV  
26

このさきハせかへちううハどこまでも

よふきづくめにみなしてかゝる

X  
103

とて、陽氣ぐらしこそ、人間生活の最高目標であり、窮極の理想であると指示下されて、だ、

め、教を垂示して人々の自覚をお促し下さると共に、めづらしいたすけ一條のでだてをお教へ下さる所以をお明かし下されている。かくて教祖みきは、親神のやしろとして、人生窮極の目標たる陽氣ぐらしの理想を取次がれる事になつたのではあるが、その親神の思召たるや、人間思案に明けくれしてゐる一般人の耳には、あまりにも理解出来難い声であつた。

月日にハとのよな事も一れつに

みなにをしへてよふきづくめに

VII  
108

せかいちうみな一れつハすみきりて

よふきづくめにくらす事なら

VII  
109

月日にもたしか心がしさむなら

にんけんなるもみなをなし事

VII  
110

このよふのせかいの心いさむなら

月日にんけんをなじ事やで

VII  
111

月日にわにんけんはじめかけたのわ

よふきゆさんがみたいゆへから

XIV  
25

せかいにハこのしんぢつをしらんから

みなどこまでもいつむばかりで

XIV  
26

と、お教へになり、又、

わかるよふむねのうちよりしやんせよ

人たすけたらわがみたすかる

III  
47

と、お州へになつても、従末の蒙を開かぬ限り 此世を浮世と思ひ苦界と信じたり 他人を倒し、他人を踏み敷いてのみ、我が身が立つと考へて末た人々にとつては、余りにも縁遠い言まであり、お話が腑におちぬばかりか、取次がれる教祖さへも、常人とは考へられず、寧ろ憑物か狂人と思ひ誤つて相手にせぬのも無理ではなかつた。

又仮りに狂人扱ひせぬ隣人や熟知の人々の間に於ても、同じく幕してゐる一農婦の言動を、一躍して世界一れつたすけの親神のやしろとは、どうして信ぜられやうか。親疎の別なく教祖を指して悪罵嘲笑の標となしたは、想像するに難くない事である。

教祖は此無理解な人々の間にあつて、又此不明な人々を相手に 取として急き込まれる親神の思召を取次がれたのである。人々の蒙を開き、閉し勝ちな耳を開くへく 種々手を盡して徐々にその御使命を進められて、うますたゆまず、唯一路、親神のやしろたる道を進まれたのである。

即ち、親神の話を信ぜしむるは、第一にその思召を取次ぎ、親神と人間世界との仲介者たる立場を理解するが肝腎である。しかし現身の教祖を、親神のやしろと信ぜしむるは、用單な事ではない。と云つてその事なしでは教祖の御使命は、何一つ果されないものである。教祖の御使命は、親神の思召を人間界に傳言するのみではなく 人々に信ぜしめ、苦しめる人々を陽氣に救ひ上げ

るにあるを思ふとき、慨然たる親神の急き込みと、容易に胸の開けぬ人々との間にありて、御努め下された教祖の御態度こそ、先づ惚び申し奉ひ申すひながたの道なのである。

教祖は、親神のやしろとしての自分は、普通の常人でない事を人々に示さんと、先づためしをおかけになつてゐる。ためしとは普通人間界案では得心出来ない事柄を実証される意味である。

このよふのたしかためしかかけてある

これにまちがいないとをもゑよ III 22

このためしすみやかみゑた事ならば

いかなはなしもみなまことやで III 23

なにもかもいかなはなしもとくほどに

なにをゆうてもうそをもうな III 24

めへにめん神のゆう事なす事わ

なにをするとも一寸にしれまい III 25

はやくとみへるはなしであるほどに

これがたしかなしよこなるぞや III 26

これをみてなにをきいてもたのしめよ

いかなはなしもみなこのどぶり III 27

かくの如く、ためしをかけてあるから、それが現実に現れたならば、仮令肉眼に見えない親神の言動であつても、事実が証明するのだから教祖の言辭を嘘と思はずに信するがよいと、お訓へになり、又、

このたびはたすけ一ちよにかゝるのも

わがみのためしかゝりたるうゑ

たすけでもをかみきとふでいくてなし

うかがいたてゝいくでなければど

このところよろつの事をときゝかす

神いちじよでむねのうちより

わかるよふむねのうちよりしやんせよ

人たすけたらわがみたすかる

とて、たすけ一條も我身にためしをかけた上である旨を、明され、

このたびのちうよぢぎいでとくしんせ

いまゝでこんな事ハしろまい

月日よりたないよりも入こんで

ちうよぢぎいを見なしてみせる

こらほどのちうよぢぎいのしんちつを

VII  
37

VII  
36

III  
47

III  
46

III  
45

III  
44

はなしするのはいまはじめやで	
このさきはいつになりてもこのどぶり	
ちうよぢざいをはやくしらする	
いまゝてもいかなるみちもとふりたが	
をびやたすけのためしはぢめや	
このたびハをびやたすけのしんぢつを	
はやくたすけを月日せけども	
一れつはいまゝでしらん事やから	
みなぢいくりといづみいるなり	
またたすけをひやぢうよふいつなりと	
のばしなりともはやめなりとも	
こらほとちうよじさいをゆうのものな	
よいなる事とさらにをもうな	
とて産屋のためしから、願ひにより、産氣を早めたり延したりする、自由自在の守護をもあたへると、事実をもつてお説きになつたので、胸の内まで開ききれぬ隣人たちの間にも、「産屋神様」「生神様」と慕ひ寄る萌 <small>もぎ</small> が生じ、親様の教は、先づ「産屋神様」の名にて世にひろまり始めた。	
VIII	VII
33	38
VIII	VII
32	39
VII	VII
42	40
VII	VII
41	38

しかしながら、その教祖を信する者の集ひかけた半面には、教祖に対する罵言讒謗も漸く起る事でもあり

こらほどにをもう月日のしんちつを

そばの心わまたせかいなみ

とのよふな事をゆうのにもんけん

心でわな月日こゝろや

いまゝでハなをゆうてもにんけんの

こゝろがまちるよふにをもふて

しかときけこれから心いれかへて

にんけん心あるとをもうな

いまゝでハをなじにんけんなるよふに

をもているからなにもハからん

これからハなをゆうにもなす事も

にんけんなるとさらにをもうな

とて、人間思案から、教祖の御使命つとめを信するよりも世間の人々の思惑に懸念して、兎角いづみ勝ちな身近かな人々に訓誡をあたへ、親神のやしゝとしての立場を、眞向より且強く「お前たち

VII  
56

VII  
55

VII  
54

VII  
53

VII  
52

VII  
51

別間別鍋

此の日附は父の教祖様御傳による

おふでさきの日附は十二月廿一日よりのはなしの中にあり

と同じ人間ではないのや」と宣べられ、或は、

月日よりやしろとなるを二人とも

べつまへたてゝをいてもろたら

IX 5

とて、家内人一同と同日遇するのではなく、「別間 別鍋」の特別待遇をせよ、と、もとめられ  
てゐるのも、月日のやしろの理を明にし、普通の人々と違つた立場にある事を、人々をして理解  
し易からしめんとしてのお歌である。

更に教祖は明治七年旧十一月十八日から御晩年まで「赤い衣物」を常用された。

いまゝでも月日のやしろしいかりと

もろてあれどもいづみいたなり

VI 59

このたびハたしかをもていあらハれて

なにかよろつをみなゆてきかす

VI 60

いまゝでゝみすのうぢらにいたるから

なによの事もみへてなけれど

VI 61

このたびハあかいところいでたるから

とのよな事もすぐに見ゑるで

VI 62

このあかいきものをなんとをもっている

なかに月日がこもりいるそや

VI 63

いま、でも月日のまゝであるなれど

ひがきたらんでみゆるしていた

VI 64

このたびハもふちうふんにひもきたり

なにかよろづをまゝにするなり

VI 65

教祖が従来着てゐられた「黒い衣物」を一擲して、赤衣を召されるに至つたのは、月日のやしろたる事を、如実に人々の眼にふれしめんとされたもので、月日のころの表徴として、現実に親神が此世にあられる事を強調されたものである。

かくの如く、一面、親神のやしろ、月日のやしろたる事を強調して、「同じ人間なる様」に思つて居る人々に、その特異の立場を理解せしめるべく努力されたるも、他面に於ては、親神の思召が如何にすれば、人々の耳に入り易いかについて、種々お努め下さつたのである。

このよふハリいでせめたるせかしなり

なにかよろづを歌のりでせめ

I 21

せめるとてざしするでハないほどに

くちでもゆゝんふでさきのせめ

I 22

なにもかもちがはん事ハよけれども

ちがひあるなら歌でしらする

I 23

とて、卅一文字の歌態を以て世界の理を攻め、人間の不心得を矯め直さんとされたのである。又明治三十七年八月廿三日のおさしづは、此点を更に明確に敷衍されたもので、それによれば、従来とても、親神の思召を色々説き聞かせたが、兎角人々は、軽く受け流して亡れるにより、親しく筆を執つて書き誌すものである事を明示され、人々をして誤りなく、且、廣く親神の思召を理解せしめ様との親心と、従来からも幾度となく口頭を以て人々に傳授された事とを、書き誌して明にされたのである。

そこでこれまで、どんな事も言ふに述べた処が忘れる、忘れるからふでさきにしらしめておいた。ふでさきといふは、かるいやうでおもい。かるい心もつてはいけん、話の台であらう。

とりちがひありてはならん。(明治三十七年八月廿三日 おさしづ)

かくの如く、おふでさき、自体が、お話を聴く人々の上をお察しになつて、忘れ勝ちな人々を叱責される代りに、親しく筆を執つて親神の思召を物された、親心の啓示録であるが、それはその書かれた時に初めて啓示された事と云ふよりも、従来からしばしば、啓示になつてゐた木旨を、再びその都度の事情にふれて平易に、且、順序立て、お書き示しになつたものと拜察するのが至当である。云はゞ従来から旬々に啓示されたお話を、聴手たる人間の成人に應しく、平易にお書き示

しになつたものである。或は人は教祖の婦人たりし上から思案して、漢字交りの平仮名となるは当然の事の様ではあるとは云ふもの、又他面親神のやしろとしての上から思案するときには、聽手たる人々の信仰成人の上から特に平易に書かれたものと察するが當を得たものと云ふべくかなの教たる言も亦、子供たる人間の成人過程を考へる、親神の親心、教祖の御苦心により作られた、「親神の教」の意味である。「誰にもわかる様に」とか、「谷底せり上げ」「學者、金持あと廻し」等の教祖の寸言は、その親心、御苦心の眞意を充分物語る言である。又、

教祖は親神の深遠な思召を人々に理解し易からしめる為に、種々比喻話をお用ひになつて居る。

たとへ話  
道

よろづよのせかいちふうをみはたせハ

I 45

みちのしだいもいろくにある

このさきハみちにたとへてはなしする

I 46

どこの事ともさらにゆゝんで

やまさかやいばらぐるふもがけみちも

I 47

つるぎのなかもとふりぬけたら

まだみへるひのなかもありふちなかも

I 48

それをこしたらほそいみちあり

ほそみちをだんくこせばをふみちや

I 49

これがたしかなほんみちである

このはなしほかの事でわなしほとに

神一ちよでこれわが事

1 50

以上は、信仰過程を、道に例へて話されたもので、銘々の信仰は他人事とは思はず我事と思つて思案すべきだと、神一條の道を説かれた「道に例へた比喻話」である。即ち、人間の踏み通るへき道、人生のうちにも、種々浮沈荆棘の路ある如く、求道過程にも、「山坂」「荆叢」「岸道」「劍の中」「火の中」「淵中」等に例へらるべき難儀の数々、受難、試練の道すがらはあるが、かゝる難儀の中も教祖のお話のまゝに、親神にもたれて神一條に進むなら、初めてかゝる迷路、此夢の先方が、かすかに開けて、微光とも云ふべき細路にたどりつく。此細路に心はげまし更に勇んで進んでゆけば、如何なる事にも心を迷はず事のない、踏み違へのない、大道、往還道に至るのであると、道に例を取り、初めて親神の思召を聴く者に、その陽氣ぐらしへの道順は種々のけはしいみちすがら、過程があつても、教祖の案内のまゝに親神にもたれて通るなら、必ず陽氣ぐらしの世となると理解し易くされたものである。

又、銘々の信仰があつまり、互に手を取り合つて團體となり、体系を整ふ模様を悟られては、往還道の比喻を用ひられ、幾人もく、闊歩往來出未る意味を寓されてゐる。

これからハをくはんみちをつけかける

せかいの心みないさめるで

II 1

いまの事なにもゆうでハないほどに

さきのをふくゝんみちがみへるで

いまのみちいかなみちでもなげくなよ

さきのほんみちたのしゆでいよ

いまのみちなんのみちやとをもてい

なにかわからんみちであれども

このさきハをふくゝんみちがみへてある

もふあこにあるこゝいきたなり

いまゝでとみちがかわりてあるほどに

はやくせきこみをふくゝんのみち

このみちゝいつの事やとをもてい

はやくてゝみよもふいまの事

けふまでゝなによの事もせかねども

もふせきこむでをふくゝんのみち

このみちハせかいなみとハをもうなよ

これまつだいのこふきはぢまり

けふの日ゝなにがみへるやないけれど

八月をみよみなみへるでな

III 36

III 37

IV 1

IV 2

IV 70

IV 71

V 17

V 18

V 56

みへるのもなにの事やらしれまいな  
 高い山からをふくはんのみち  
 このみちをつけよふとてにしこしらへ  
 そばなるものなにもしらすに  
 このとこへよびにくるのもでくも  
 神のをもはくあるからの事  
 その事をなにもしらすにそばなるハ  
 せかいなみなる事をふもをて  
 なにてもせかいなみとハをもうなよ  
 なにかめつらしみちがあるぞや  
 けふまでわなにかしんばいしたなれど  
 あすにちからわをふくはんのみち  
 いまゝでハどんななんちうなみちすちも  
 みへてあるからことわりばかり  
 このさきハたしかうけやう月日にハ  
 どんな事でもあふなきくない  
 けふの日ゝなにもしらすにいるけれど

	XIII	XIII	XIII	V	V	V	V	V
	3	2	1	61	60	59	58	57

あすにちをみよゑらいをふくはん

XVI 33

このみちがみへたるならばとのよふな

ものでもかなうものわあるまい

XVI 34

と、おふでさきの号の進むにつれて、往還道の意味が漸次判明する様に 且又、その道の開通時期が漸次迫つてゐる事の自とわかる様に思はる。

即ち、独り独りの経験として、踏みしめられて来た「やまさかや、いばらぐろ」の難路も、踏み越え、踏みしめ、剣難、火難、水難も耐えしので細路にいで、漸次同信の友を呼び、往還道を一手指一つに手を結び合つて、陽氣ぐらしの世界へと親神の守護のまゝに 出る事を比喩話を以て教へられたのである。

水

又水に例へては、各自の入信の動機、心の立替の様子を理解し易かれと試みられてゐる。

これからハ水にたとゑてはなしする

すむとにごりでさととりとるなり

III 7

しんぢつに神の心のせきこみわ

しんのはしらはやくいれたい

III 8

このはしらはやくいれよとをもへども

にごりの水でところわからん

III 9

この水をはやくすまするもよふたて

すいのとすなにかけてすませよ

III 10

このすいのどこにあるやとをもうなよ

むねとくちとがすなとすいのや

III 11

このはなしすみやかさとりついたなら

そのまゝいれるしんのはしらを

III 12

「しんのはしら」の問題につき、人々の人間思案を排除せんと、その濁り心を水にたとへて、砂と水囊に懸けて、濁水の濁りを除去する様に、親神の話と悟りによつて、心の濁りも除去されるものなる事を教へられたのである。

又、みかぐらうたに於ても、

みづとかみとはおなじこと

こゝろのよごれをあらひきる

(み) 五ノ三

と仰せありて、水が汚物を洗ひ流す様に、親神も亦人間の心のよごれを洗ふ事の出来る旨を水に例へて話され、又、

みづのなかなるこのどろろ

はやくいたしてもらひたい

よくにきりなしどろみづや

こゝろすみきれてくらくや

(み) 十ノ三

(み) 十ノ四

濁り水から泥を除去したならば清水となる如く、慾に濁つた人間心から、慾を取り去つたならば、心は清水の如くはみ切つて爽やかになり、人生は極樂の如く陽氣に惱みなくなる旨を、比喻されたものである。又、

高山のをいけにゝいた水なれど

てハなハにこりごもくまぢりて

II 25

たん／＼と心しづめてしやんする

すんだる水とかはりくるぞや

II 26

山なかのみづのなかいと入こんで

いかなる水もすますことなり

II 27

とて人間の心を水にたとへ、その濁りを、親神の守護によつて除去し、本来の澄んだ心と立替へてやらうと、お説きになつてゐる等、聞く人の心持を斟酌されて累とお説きになつてゐる親心の一例である。

又教祖は人間心の遣ひ方により、假令一旦清くなつた心も亦再び汚くなるものであり、況んや代々累々として堆積した慾の重なりは、容易には滅消しない。しかし如何に根強い慾の高も一旦親神の思召をよく悟り、心の立替をするならば漸次込んで清らかな明るい心となると教へられてゐる。

そして慾に基く親神の思召に副はぬ心遣ひを「ほこり」「ほこりの心遣ひ」の言へにて説明さ

れ、木質的な「心」には親神の思召に適はぬと云ふものは一つもなしが、思召通りに陽氣になれぬのは一寸のほこりが附著したためだと軽く教へられてゐる。これは心の立替について大儀大層に思はせぬ心遣りからであると共に、又心の掃除について常に心ゆるめぬ様との細心な思ひやりからである。即ち、概して埃と云ふものは、眼にも触れ難い程微細なものであるが、うちすておけば、いつの間にか堆高くつみ重なるのであり、又常に注意して掃除をすれば何の大した手数もかけずに、拂ひのけられるものではあるが、一寸怠るとコゲついて、一寸の手段では取り去り得なくなるものである。その埃の性格と掃除との關係を、心にあてはめて、求道精神をお説きになつたのが此の例で常に且、早く親神をほおきとして心のほこりを拂拭すればわけなく清い明るい心となるものも、すておく時には容易に除き得ぬほこりの重なる因縁となる事、又、仮令一時は心を清め得ても、いつまでもその事にたよつて、油断してあとの掃除を怠つてゐると、知らず知らずのうちに、又も心には、こりが積り重なるぞと教へられたのである。即ち、かくの如く、教祖が心遣ひの良否を、埃の有無によつて比喩表現されたのも、聽く人々の悟りやすかれと念ぜられる、深い親心の現れる結果に外ならないのである。

おうた

よろづよにせかいのところみわたせど

あしきものハさらさないぞや

一れつにあしきとゆうてないけれど

一寸のほこりがついたゆへなり

I 52

I 53

即ち、善悪の心遣ひを「一寸のほこり」の有無に例へて教へられ、一見除去する事を軽く思はせられたるところ、親心の深遠さを偲びうるものである。又、

このそふぢむつかし事であるけれど

やまいとゆうわないとゆてをく

どのよふないたみなやみもできるものや

ねつもくだりもみなほこりやで

せかいちうどこのものとハゆハんでな

心のほこりにさハリつく

みのうちのなやむ事をばしやんして

神にもたれる心しやんせ

このさきハどのよなほこりたつとても

これをやまいとさらにをもうな

とて、一般に病ひと云はれてゐるものは、心遣ひの悪い現れ、即ち、ほこりの堆積であると教

へられ、そのほこりの区別としては、

なに、てもやまいとゆうてさらになし

心ちがいのみちがあるから

このみちハをしいほしいとかハいと

IV  
109

IV  
110

V  
9

V  
10

VI  
76

III  
95

よくとこふまんこれがほこりや

とて、「をしん」「ほしん」「可愛」「慾」「高慢」等八ツを示されてゐる。

かくて教祖は、このほこりの例につれて、その除去する事を、掃除すると云はれ、掃除する用具として「神がほふけや」と教へられてゐるなど、埃に關連ある一連の比喩による教である。

せかいちうむねのうちよりこのそふぢ

神がほふけやしかとみでいよ

いまのみちほこりたらけであるからに

ほふけをもちてそふぢふしたて

ふしん

又、教祖は、現在の「ほこりまぢり」の世界から、親神の理想たる陽氣ぐらしの世界と立替る過程を、新しい家の建築に例へて、「ふしん」の言へで教へられてゐる。

このあくじすきやかかのけん事にてハ

ふしんのしやまになるとこそしれ

このあくじなんぼしぶといものやどて

神がせめきりのけてみせるで

このあくじすきやかかのけた事ならば

あしのちんばもすきやかとなる

あしさいかさきやかなをりしたならば

III  
96

III  
52

III  
145

I  
35

I  
36

I  
37

あとハふしんのもよふハかりを

I 38

たんくくと六月になる事ならば

しよこまむりをするををもへよ

IV 5

それからハたんくふしんせきこんで

なにかいそがし事になるなり

IV 6

ふしぎなふしんかゝれば

やれにぎはしや

(み) 二ノ二

なにかこゝろがすんだなら

はやくふしんにとりかゝれ

(み) 八ノ七

なにかめづらしこのふしん

しかけたことならきりハない

(み) 十二ノ七

勿論普請は現実の建築である。つとめ場所の建築であり、かんろだいの建設である。が同時に陽氣ぐらしの世界建設を寓意されてゐるは明で、或はしんぼしらと云ひ、とうりやうと呼び、よふべくと用ふ等、建築上の用語を用ひて陽氣ぐらし世界立替の役割づけてゐられるのは、矢張り比喻により聽く人の理解を考へられたるものと云ひ得やう。

やまのなかへといりこんで

いしもたちきもみておいた

(み) 八ノ八

このききらうかあのいしと  
おもへどかみのむねしだい  
いちにたいくのうかゝひに  
(み) 八ノ九

なにかのこともまかせおく  
(み) 十二ノ一

ふしぎなふしんをするなら、

うかゝひたてゝいひつけよ  
(み) 十二ノ二

みなせかいからだん／＼と

きたるだいくににほいかけ  
(み) 十二ノ三

よきとうりやうかあるならバ

はやくこともへよせておけ  
(み) 十二ノ四

いづれとうりやうよにんいる

はやくうかゝいたてゝみよ  
(み) 十二ノ五

むりにこいとハいはんでな

いづれだん／＼つきくるで  
(み) 十二ノ六

なにかめづらしこのふしん

しかけたことならきりゝない  
(み) 十二ノ七

やまのなかへとゆくならバ

あらしとよりやうつれてゆけ

(み) 十二ノ八

これゝこざいくとよりやうや

たてまへとよりやうこれかんな

(み) 十二ノ九

このたびいちれつに

たいくのにもそろひきた

(み) 十二ノ十

だんくゝとをふくよせたるこのたちき

よふほくになるものゝないぞや

III 49

いかなきもをふくよせてハあるけれど

いがみかゝみハこれわかかなはん

III 50

一寸はなし神の心のせきこみゝ

よふほくよせるもよふばかりを

III 128

たんくゝとをふくたちきもあるけれど

どれがよふほくなるしれまゝ

III 129

よふほくも一寸の事でゝないほどに

をふくよふきがほしい事から

III 130

にちくゝによふほくにてわていりする

どこがあしきとさらにをもうな

III 131

てしり

よふほく

めまつ  
をまつ

をなじところに二ぼん三ぼん

VII  
20

この木もめまつをまつわゆゝんでな  
いかなる木も月日をもわく

VII  
21

このあといなにはなしをするならば

よふ木のもよふばかりゆうなり

VII  
22

よふ木でも一寸の事でハないからに

五十六十の人かすがほし

VII  
23

このにんもいつくまでもへらんよふ

まつだいつゝききれめなきよふ

VII  
24

こらほどにをもう月日のしんちつを

みな的心わなにをふもうや

VII  
25

けふの日ハなにのはなしをするならば

よふ木のはちめ事ばかりゆう

XII  
14

よふぎでもにんわたれともゆゝねども

もとハ壹ぼんゑだわ八ぼん

XII  
15

この木をはやくつぎたいせきこみで

月日のむねがつか多きるなり

XII  
16

をなじきもたん／＼ていりするもあり  
 そのまゝこかすきもあるなり  
 いまゝでハ高い山やとゆうたとて  
 よふほくみへた事ハなけれど  
 このさきハ高山にてもたん／＼と  
 よふほくみだすもよふするぞや  
 これまでもなんでもよふ朮ほしいから  
 たいていたづねいたるなれども  
 このたびハたにそこにてハ一寸したる  
 木いがたあふりみゑてあるなり  
 このきいもたん／＼月日でいりして  
 つくりあげたら／＼にはしらや  
 それからハにち／＼月日みさだめて  
 あとのよふ朮のもよふばかりを  
 それよりもひねた木からたん／＼と  
 ていりひきつけあとのもよふを  
 にち／＼に月日をもわくふかくある

VII	VII	VII	VII	VII	III	III	III
19	18	17	16	15	141	140	132

ていり  
ひきつけ

にんそく

このきいも一ゑだしかどついたなら  
 あとなるゝみなはやくさだまる  
 いまゝてハ高山やとてけんくゝと  
 まゝにしていた事であれども  
 これからハいかほどたかい山でもな  
 たにそこまゝにさらにてけまい  
 このさきわたにそこにて、だんくゝと  
 をふくよふきがみゑてあるぞや  
 たんくゝとよふぼくにてハこのよふを  
 はしめたをやがみな入こむで  
 このよふをはじめたをやか入こめば  
 どんな事をばするやしれんで  
 この心どふしていさむ事ならば  
 月日にんそくつれてゝるぞや

X	XV	XV	XV	XV	XV	XII
83	61	60	59	58	57	17

以上の如く 親神の思召を人々に理解し易からしめんために 教祖が比喩を用ひられたのは、  
 月日のやしろとして親神の思召を、説き流されたのみにあらずして、人々の心の成人に應はし  
 く語り、更にその成人を促されたものであるは、前にも述べた点ではあるが、更に努力してその

神、月日、をや

徹底を計られたのは、親神を知り、親神を信じ、親神のやしろを納得せしむる事である。そしてこれこそ教祖のとられた最初の態度であると共に、最後まで仰止された努力とも云へる。

おふで、さきにて、書かれてある、親神の称名を、神、月日及びをやの三種を用ひられてゐる個所をよく熟読玩味する時、自らその間に傾注された人々に対する教祖の濫い思ひやりが、判明する。

勿論、おふで、さきは先にも述べた様に、常々お話になつてゐた事柄を、忘れ勝ちな人々の上を以つて書き綴られたものである以上、神、月日及びをやの用語も、おふで、さき執筆の年代に順じて、はじめて用ひられ始めたものとは断じ難い。むしろ、おふで、さき執筆以前にも用ひて居られた用語と信ずるのではあるが、執筆に際してかく順序を立て、或は「なまへかへる」との言を以て段階を明にしてゐられる所に、聴く人々の心の成人に應しく、親神に対する親しみと、明確な理解を深めしめやうとされた親心に外ならぬもので、神、月日、をや、と、用語の進むにつれて、教理内容の深まつてゐるのも、その用語によつて始めて説き得る教理と云ふよりも、その教理を理解出来る様に成人した人々に対して、用ひられた用語と解する方、教祖の親心を正しく察し得たものと信ずるのである。

教祖はおふで、さきの初め五号の間は、専ら神の月話を以て親神を表現してゐられる。執筆の年限から云へば、明治二年と明治七年の夏までの部分であつて、此間のお歌には年月を表す意味に於ても、月日の用語が一つもない。又、をやの用語は、一号(61) 三号(71) 四号(79) に夫々

一ヶ所使はれてはゐるが、四号の場合以外は全く人間の肉親を意味して 親神を意味されたのではない。

そして六号の中頃に於て月、日と用語を委へられる迄は、神の用語で説かれてゐる他、特に「このよはじめた神」(2)「にんげんはじめたものと神」(3)「もとこしらへた神」(4)「しんちつの神」(5)「しんぢつ神」と説明語を附して親神を表してゐられる。

(1) このよふをはじめた神のゆう事に

せんに一つもちがう事なし

I 43

このよふをはじめた神のしんぢつを

といてきかするうそをもうな

III 68

このよふをはじめた神のしんばしら

はやくつきたい神の一ぢよ

III 118

このよふを初た神の事ならば

せかい一れつみなわがこなり

IV 62

このよふを初た神のちうよふを

みせたる事ハさらにないので

IV 116

ほふやとてたれがするとハをもうなよ

このよ初た神のなす事

V 39

このよふを初た神の事ならば

とのよな事もみなみゑてある

(2) このよふのにんけんはじめもとの神

たれもしりたるものゝあるまゝ

(3) いまゝでにない事はじめかけるのわ

もとこしらゑた神であるから

(4) しんちつの神がをもていでるからゝ

いかなもよふもするとをもゑよ

しんちつの神のざんねんはれたなら

せかしの心みないさみでる

しんちつの神のはたらきしかけたら

せかゝ一れつ心すみきる

このよふのしんちつの神月日なり

あとなるわみなどふくなるそや

(5) たん／＼としんちつ神の一ちよふ

といてきかせどまだハかりない

なにもかもしんちつ神のちよふを

XII  
40

III  
15

III  
18

III  
85

IV  
35

V  
49

VI  
50

II  
12

しらしたいからしてみせるでな

VI  
23

心さいしんちつ神がうけとれば

どんなほこりもそふぢするなり

XIII  
23

いまゝてハしんちつ神がゆてあれど

うちからしてもうたがうはかり

XIII  
62

此等の例に見る様に 聴く人が親神のお話に未だ親しんでゐない關係上、従来用ひられ未つた神の字に説明をつけてその特殊な神たる事を示されると共に 行一般語である神を用ひて、聴く人々の心に漠然と乍ら信仰心を高め、抽象的に又觀念的に絶対至上の存在を心に抱かしめられたものと信するのである。教理の点から見ても、此間に極く初歩の如く思はれるは、聴く人が初心者たるを思ふときには、自と納得のゆくとところである。

月日よりぢうよぢざいをしんちつに

はやくみせたいこれが一ぢよ

VII  
50

此お歌によつて明に 月日と「しんちつの神」とは同一意に「親神」を意味して用ひられた異なる用語であることが明である。勿論此お歌以前にも、第六号には三ヶ所(9 35 45)に用ひられてはゐるが、主として月日に置き換へられてゐるのは、第五十五の御歌以降であつて、此部分に至つては、全く神の用字は姿を消して了つてゐる。これは余言乍ら御執筆年代から云へば、明治七年十二月廿一日以降で「赤い衣物を何と思ふてる」(VI 63)と仰せられた辺りと符合す

るものである。

しかも月日用語を用ひられるに至つては、別に掲げた第五十歌の他、一 二 (VI 35 71) のお歌では、「神の場合の如く」「しんじつの月日の心」とか「しんぢつの月日」とかの説明語をその歌に添へて用ひられてはゐるが、他は何等の説明語を用ひずして親神を意味する事を明に察せられるのである。

それをみてをもいついたハしんぢつの

月日の心ばかりなるそや

しんぢづの月日りいふくさんねんわ

よいなる事でないとをもゑよ

VI 71

かくの如く月日の用語に至つては、「親神」を指す事、自ら明となつてゐるが、それはあまねく天下を光被する、天上の日月を仰上し、その良き恩恵が人間一般に限なく及ぶ事を感じせしめて、「人間の親神」の恩恵も、かく良きものと、教へられたるものであると共に、教祖の立場即ち、月日のやしろとしての御使命を神の用語の場合以上に明確に感得せしめられたものである。即ち、神と用ひられては、仮令「しんぢつ」とか「このよふを初た」とかの説明語を用ひて親神を指されたりとも、向抽象的、観念的の感多かつたに對し、天上の月日を仰上する事により、より適切に「親神」の理を感じせしめられたるものである。

これまで、いかなる神とゆうたとて

めゑにみへんとゆうていたなり

VI 10

茲に 神により抽象的観念的な親神の概念は、目に見える月日の象によつて、且つ、日夜限なく人間界を照し、又温むる月日の攝理によつて、人々をしてより身近に親しく「親神」を悟達せしめられたものである。

このせかい一れつみゑる月日なら

とこの事でもしらぬ事なし

VIII 51

更に又、「親神」の概念に就いて云へば、神の場合には抽象的に一つのを観念されるに對して、月日に於ては、月と日の二つの具体的な天上の光体を示して、別ければ、二つを観念し得られる。又合して一つの月日の光をも意識し得る点 恰も陰陽二元ありて始めて一つの「親」たりうる人間界の現実の「親」に等しきを以て、神の場合より以上に具体的に「親神」を人々に感得せしめられたのである。又教理上より論ずれば、月と日の二柱の太元を示して、種々詳細な教理説話をなされる等、人々の信仰の深まるにつれて一段と深遠な含蓄を味ひ得られるやう試みられたものである。教祖が「元はじまりの御話」「身のうちの御話」など、かぐらづとめの理その他の説明を月日の用語を用ひられあるは、かゝる親心によるものに外ならぬ。

更に教祖はおふでさき第十四号二九のお歌に至つて、月日の「なまい」をかへると言ひされ、それよりをやの用語を用ひて親神を現されてゐる。

いま、で八月日とゆうてといたれど

をや

もふけふから、なまいかゑるで

XIV 29

なほ第六号に於ては、既に

このよふのしんちつのをや月日なり

なにかよるづのしゆこするぞや

VI 102

と仰せになり、月日と「しんちつのをや」とは同意である事を明示されて居るが、をやの語を用ひられるに至つて、月日の用語で感じたよりも、より身近かに親しく、親神を信じ得る思ひがするものである。

そもく人間は、親に対して親しみの氣持を持つてゐるのが常である。目に見せて親神を月日に称へしめるよりも、更にをやの語によつて、人間夫々の親を思はしめ、親神への親しみを具體的經驗的に與へられる事により、より明確に親しく人間と親神との關係を悟らしめられたものである。

せかいちう神のたあにハみなわがこ

一れつハみなをやとをもゑよ

IV 79

せかいちうわをやのたあに、みなこ共

かわいあまりてなにをゆうやら

XIV 52

即ち、聽手たる人間の信仰の成人につれて、更に親しみと具体性を深められ、「親神」とは我々の「親」であり、唯に仰ぎあがめる神であるのではなく、喜びも悲しみも共に語り、すがりうる

「親」である意味を強く示されてゐる。月日によつて目に見え、且つ、世界一般の光として「親神」を意義づけられたのが、更に一步すすんで、もつと人間世界に親しみある存在として、「親神」を意識せしめらるべく努められてゐるのが視はれる。

かくて教祖は、かみ、月日、をやの三用語を通じて聽手人間の信仰過程に應しく、或は、教理内容を深め、或は、親神への敬仰尊親を與へて未られたのであるが、聽手は、更に此変遷を通じて、知らず識らずの間に、親神と教祖の間柄を理の上における親神の觀念より、現実に於ける「教祖」にうつり、理に於ても情に於ても、親子一体のよろこびを教祖との間に強めてゐる結果に導かれたのである。即ち、教祖は、口にて親神の思召を傳へ、筆先にてその思召を書き綴られたばかりではなく、口に説き筆に記されてゐる間に、聽く人間を導いて、親子一体の信仰境地を味はされ、教祖こそ月日のやしろであれば、その説かれるところ、終て親神の思召であり、教祖こそ、人間の親様であれば、常に心安らかにお慕ひ申し、おすがり申す方、即ち、教祖こそ求道者のひながた師範者であると悟達せしめられたのである。

即ち、教祖は理の上からは、親神の思召を取次がれたる月日のやしろ乍ら、聽く人々の上から云へば、寧ろ地上にある親様であり、ひながたの光と感ぜられたのである。

親神とそのやしろ、そは觀念的には二つの存在である。併し理の上より囁すると、受ける人の情より囁すると、自らその容体は異なるもので、神、月日、をやの三つの用語を以て説かれた教祖

二つ一つ  
 の努力を思ふとき、専ら耽手人間の理解し易からん事を念せられる上から、知らずくのうち  
 此「二つ一つ」の境地にふつれ通りなされた親心の深遠さ、御苦心の程を感せずには居られない  
 のである。

今 夫々の用語について此「二つ一つ」の現れをもとめてみるに 勿論神の用語の中にも教祖  
 を思はしめるお歌がないとは云はれない。

これとてもむつかしよふにあるけれど

神がでたならもろてくるそや

I 66

しかし乍ら、その数に於て少く又その感じ方に於て、薄いものを感じるもので、神は親神であ  
 り、教祖との一体性を深く感じ得られないのである。

然るに 月日の用語となると、月日のやしりと特に説明を附せられてあるは勿論ながら、單に  
 月日とのみ用ひられてゐるお歌に於ても、教祖を思はしめ、又、親神と教祖との何れを指され  
 るやの判断に苦しむもの多く、漸次一体の觀念を抱かしめられるものが多くなるのである。

にんげんの心をもうよふな事

月日わなにもゆうてないそや

VII 107

このはなしたれにどふせとゆうで、なし

月日とびで、まゝにするなり

X 13

にんげんハあざないものであるからに

月日ゆゑ、れる事をそむいた

XI  
36

この木をはやくつぎたいせきこみで

月日のむねがつかゑきるなり

XII  
16

さあけふ八月日のはらがはぢけたで

しかゑていたる事であれとも

XV  
13

てるのもなどんな事やらしろまいな

月日むかいにでるでしよちせ

XVI  
20

もふけふハなんてもかてもみへるてな

こくけんきたら月日つれいく

XVI  
75

以上は、教祖を思はしめるお歌の一部であるが、特に号の進むにしたがつて、此傾向を強く感ぜられ、抽象的に天の月日、親神の行動と云ふよりは、具体的に月日のやしろたる地上の月日、教祖の行動と思はしめるものである。

更にを、やの用語では、一層痛切に「二つ一つ」の混然一体を感じ得られるものが多い。これにより教祖は、親神と人間との間柄が親子関係であると云ふ事を、「神と人とは親子なり」或は、「月日と人間は親子なり」と説明する以上に、人々にわかり易く、且つ月日のやしろと云ふ以上に親しみを含め、人々の実感を呼びさまし乍ら、地上のを、やに親神の理を教へられたものと信ぜられる。云ひ換へれば、寧ろ、従来の抽象的な敬仰的な觀念的説明よりも、逆に現実的な親實的

な具体的説明によつて、親神を教へられ月日の場合とは異り、「地」の月日」を基台として「天の月日」親神を容合敬慕せしめられた如く察せらる。

にんけんをはじめたしたるのをや、

そんめゑでいるこれがまことや

とのよふなたすけとゆうもしんちつの

をやがいるから月日ゆうのや

それしらすをやのする事さしとめて

またとりはろてこれゝいかゞぞ

にんけんをはじめたをやがも一にん

どこにあるならたつねいてみよ

このよふのにんけんはじめをやなるに

天のあたゑあるときけども

しらすもなにしらするとをもうかな

もとなるをやをたしかしらす

元なるのをやふたしかにしりたなら

とんな事でもみなひきうける

VIII  
37

VIII  
46

VIII  
65

VIII  
75

VIII  
78

IX  
26

IX  
31

このよはじめたをやにわたする

IX 61

天よりにあたへをもらうそのをやの

心をたれかしりたものなし

IX 62

月日にハこれをノたしてをいたなら

あとハをやより心したいに

IX 64

なにもかもをやのさんねんよくをもへ

と共はかりにいけんしられて

XIV 37

をやのめにかのふたものノにち／＼に

たん／＼心いさむばかりや

XV 66

をやのめにさねんのものハなんときに

ゆめみたよふにちるやしれんで

XV 67

思へば教祖は、親神よりは理の上からは、月日、の、や、し、ろ、と、し、て、親神より示され、親神の思召を人間に傳へる立場となられたるも、頑冥な人々の心情を思ひ、又いづみ勝ちな傍な人々の思慮を考へて徒に高圧的に親神の思召を悟るに落ちる事なく、聴く人間の信仰的成人の程度に應じて、知らず識らずのうちに、親神の思召を悟り得る様、嚙んで含める様な細な親心を以て、月日、の、や、し、ろ、たる御使命を果されたのである。

一方、教祖は、親神に対する敬宗な態度、引いては、その啓示者たる月日、のやし、るに對する敬慕の態度を理の上から嚴として教へられた。後日おさしづに於て、「理は神」と敷衍された如く理に對する嚴然たる態度には、何人にとりとも情實は許されなかつた。そして月日、のやし、るの理に對して、兎角、明確な信仰のなし得ぬ人々に對しても、或は赤衣を召して（VI 62 63）月日、のやし、るたる事を、目にふれて教へられ、或は、別間別銷（IX 5）の待遇を命ぜられて、傍なる人々をして「同じ人間なる様に」（VII 52）思つてはならないと川へられ、或は、「をびやためし」（VII 40）を始めとして、種々な人間業と思はれぬ、不思議を見せて、月日、のやし、るたるの理を明にされ、「親神」の啓示者としての威信を保たれた。

又他面に於ては、現身である教祖は、現實に子の親として、又妻として、農婦としての生活をしてゐられた關係上、人々が充分月日、のやし、るたる事を、諒解し得ないのも無理もないと思はれ、かゝる事實の上に立つて月日、のやし、るとしての特種な立場を果さるゝにつき、人々の心情を慮つて種々な努力をつくされたのであつた。

即ち、教祖は、自ら貧のどん底に身を置き、世の薄幸な人々と共に在る態度を執られた。そしてその体験を以て語る様に人々に思はしめて、親神の思召を高踏的にはあらずして、現實に則して話されたのであつた。しかもその話たるや、私著としての人々の耳に入り易からしめ、胸に理解し易からしめる爲に種々な比喻話を以て思召を傳へられたのである。道に例へては水道過程のなみくならぬ道すがらを川へ（I 45 50）その中を神一條（I 50）に進みきるところに往

還道への糸口がひらかれる旨を教へられた。水に例へては(III 7—12) 親神の話を胸一つに悟り取るところに、恰も濁水が濾過されて清い水となる様に 人間の心も清浄になる事を教へられ、不順の心遣ひをほこりに例へ 親神をほおきとして常に掃除するところに自と爽やかな心の陽氣が保たれる事を教へられたのである。

又親神の思召であり 人間窮極の理想たる陽氣ぐらしの世界への立替については、各自の心の立替の上に「せかいから、寄り来たならば」自と、出来立ち来ると教へられ、それを一個の「ふしん」に例へ(135—138 IV 5 6) その事に関係する人々を、とうりやう(頭梁)(み十二全)とか、「よふぼく」(III 128—132)とかの用語を用ひて説かれてゐる等、聴く人の理解力を慮つて常に説話されてゐる。

又、教祖は、親神の思召を口頭を以て取次がれたばかりではなく 親しく筆を執つて書き綴られ、動もすれば忘れ勝ちな人々に対して、書きものを示し、程度の違つた聴者をも同座せしめる時の基準をあたられたものである。

しかもその中に於て、親様の「名前」として、教祖は、神、月日、をやの三用語を用ひられてゐるが、その変遷によつて、聴者の心の成人に應しく 聴く者を教祖のお話を信奉する様導き、陽氣な生活をする、心に引のばす縁つとめられた教祖の努力がよく覗はれるのである。

九づ、一般概念たる神の「名前」によつて親神を表現されては、「しんちつの神」(III 85 IV 5)とか「元こしらへた神」(III 18)とかの説明語を附して親神の性格を、信仰の初心者に知らしめ

ふでさき

神  
月日  
をや

んと試みられ、漸く教祖の語に耳を貸し始めた人々には、月日の名前を以て、「せかい一れつ  
の親神」であり、良く世界に平等に光被する親たることを、天の月日の状態によつて具象的に教  
へ、そのやしろとしての教祖に対する態度と追慕の念を起さしめ、三轉してをやの名前には、人  
間の「をや」に對する人情と相關性を保ちながら、「親神」とは抽象的に觀念的に、尊敬仰視する  
のみの対象ではなく、もつと人々の身近にあり、恰かも、人々の親と子との親しきをもつて向ふ  
存在である事を明にされたものである。かくて一段と進んではその「親」の性格に於て月日のや  
しろたる教祖こそ、地上に於けるをやであり、その話す言へこそ、取次者と云ふよりも寧ろ人間  
のをや自体である信仰をあたへられたものである。茲に於て月日親神と月日のやしろ、教祖との二  
つの概念は信する人々の胸に於ては不可分の対象、概念となり、「二つ一つ」の妙境によるこぶ  
信者達にあつては「教祖こそ我親なれ」との喜悅の声を高むるに至つた。

かくの如く地上の月日として教祖を信奉せしむるに至つては、教祖の御使命は全うされたと云  
つてよし。茲に至つては信する人々にとつては教祖は月日のやしろとして親神の巴召を語られて  
ゐると論理的には説明し乍ら、その心情に於ては、教祖こそ「生き神様」であり、我等の親神の  
地上に現れた姿であると信するに至つたのである。月日のやしろと云ふよりは、月日の地上の  
姿と信するに至つたのである。

然し、かく明確に信する段階まで導かれた人々も、何等かの事情にふれては親神の地上の姿と  
信じ乍らも、現身の教祖をも思つて、動もすれば、その仁念に動搖を来し、陽気心にばを来すこ

ともある。教祖は此求道過程の一進一退をあはれみ給ひて、「ざねん」「りつぶく」(附録)の言葉で、人々の心の成人のもどかしく思はれ、「神がしりぞく」(IV 130 V 88)とか、「月日しりぞく」(XII 6 13 113 135 XIII 63)とか、或は、「もふひといきもまちていられん」(XV 89)とか、「もふさしぬきハさらにてけんで」(XII 41)とか、お責めになつてゐる。そして此様に 今にも親神の守護を止めさうに云はれてゐるその次には、今からでもおそくないから、さあ「心をしつかりいれかへよ」(I 65)とか、「いれかゑてくれ」(XII 91)とか、「神にもたれてよふきづとめを」(IV 49 XIII 10)とか、「しやんして心さためてついてこい」(V 24)とか、「もたれていればあふなけゝない」(XI 38)とか仰せられて、あくまで断ち切る事なく 何処までも、あくまでも温い親神の手をさしのへて、希望を棄てしめず、遅々たる速度乍らも成人の歩みをつゝける者に 寛大な態度をとられたのである。

しかし教祖は、かゝる求道動搖の因が、教祖の現身であるところに多い事を慮られ、人々の親神への信念を進めるには、此点を改めんとされたのである。即ち、茲に於て地上の親神教祖に抽象的親神に対する以上の親しさと、信頼性とを悟得せしめ、教祖の言葉こそ親神の声と迄の信仰妙境に人々を導入された教祖ではあるが、更に轉じて、親神天理王命の名前を現身にはあらずして、しかも人間には因縁深い不朽のかんろ、だいの据るべきぢばにゆづり、あくまで月日のやし、親神の啓示者として、親神の思召を取次ぐ立場を保持され、人々の成人を促しては、二十五年の壽命を縮めて、存命の理を以て更に指導せんと宣言されたのである。

即ち、教祖はあくまでも陽氣ぐらしへの親神の思召実現の上から、たすけ一條の道を躬を以て、否、壽命を縮めてまでも堅持して説かれたもので、教祖の御使命は、あくまでも、喜々として万人たすけの上に努められる事であつた。

昭和廿三年一月十日 書始  
 " " 十八日 稿了

附 録

ざんねん  
 (ざねん等)

こらほどの神のざんねんでてるから	I	27
いしやもくすりもこれハかなハん		
これまでのざんねんなるハなにの事		
あしのちんばが一のざんねん	I	31
上たるハだんくせかいまゝにする		
神のざんねんなんとをもうぞ	III	58
なにもかもたすけ一ちよとめるなら		
神のざんねんにさゝりつく	III	78
いまゝでハからがにほんをまゝにした		
神のざんねんなんとしよやら	III	86

上たるハせかいちうをまゝにする  
神のさんねんこれをしらんか  
これさいかはやくわかりた事ならば  
神のさんねんはれる事なり  
しんちつの神のさんねんはれたなら  
せかいの心みないさみでる  
たんくどふでにしらしてあるけれど  
さとらないのが神のさんねん  
いまでハにほんかからにしたごふて  
まゝにしられた神のさんねん  
月日よりつけたなまいをとりはらい  
このさんねんをなんとをもうぞ  
しんちづの月日りいふくさんねんわ  
よいなる事でないとをもゑよ  
これから八月日の心ざんねんを  
はらするもよふばかりするそや  
いまでも月日さんねん山くゝに

VI	VI	VI	IV	IV	IV	IV	III
75	71	70	128	47	35	34	121

つもりてあるをかやしするぞや

VI  
77

このみちをしりたるもの、さらになし

月日さんねんなんとをもうぞ

VI  
86

こらほどにをもてはじめたこのせかい

月日の心なんとさんねん

VI  
87

この月日大ーこれがさんねんな

どんなかやしをするやしれんで

VI  
90

このたびへなにか月日のさんねんを

つもりあるからみなゆうてをく

VI  
113

この事ゝたれでもしらぬ事やから

むねがわからん月日さんねん

VII  
44

月日よりこれまでなるのさんねんわ

山くつもりかさなりてある

VII  
60

いかほどにさんねんつもりあるとても

どふせこふせわゆうでないそや

VII  
61

月日よりなにもみちすじきいたなら

このさんねんハむりてあるまい

VII  
91

にち／＼に月日さんねん山／＼と  
 つもりであるをはらしたいから  
 そのところさしとめられてさんねんな  
 まだその、ち／＼とりはらいまで  
 それゆへにたすけづとめがでけんから  
 月日の心なんとさんねん  
 かみなりもぢしんをふかせ水つきも  
 これわ月日のざねんりいふく  
 いま／＼で、三十八ねんいせんから  
 むねのさんねんまこときのどく  
 そばなるにかほど月日たのんでも  
 き／＼わけがないなんとさんねん  
 それしらすなんとをもふて上たる、  
 むねがわからん月日さんねん  
 いま／＼でわ神のさんねん山／＼と  
 むねにほこりがつもりあれども  
 今日の日日の心さんねんわ

XII	X	IX	IX	VIII	VIII	VIII	VIII
3	90	41	24	58	6	5	1

よいなる事でないともゑよ

いまゝでもなにか月日のさんねんを

たいていくどきつめてあれども

せかいにへたれかしりたるものゝなし

月日の心ざんねんをみよ

これからのあとなるはなし山／＼の

神のさんねんはらすもよぶを

月日にわだん／＼心ざんねんを

どんな事でもみなはらすでな

このさきのみちをたのしめ一れつわ

神のさんねんはらしたるなら

なんどきにとのよな事をきいたとて

これ八月日のざねんりいふく

その事をたれてもしらぬ事やから

わかりないのが神のさんねん

このためしまこと月日のさんねんわ

よいなる事でないともゑよ

XII  
22

XII  
25

XII  
26

XII  
49

XII  
63

XII  
72

XII  
87

XII  
108

XII  
117

いまゝでのこのさんねんとゆうものわ  
 くちでゆうよな事でないぞや  
 いまゝで八山くさんねんとふりぬけ  
 このたびこれをはらしたるなら  
 月日にハ大一これがさんねんな  
 なんとこれをばすましたるなら  
 このもよふどふしたならばよかるふぞ  
 なんでも神のさねんあらわす  
 にんけんも一れつこともかはいかる  
 神のさんねんこれをもてくれ  
 月日にハこのしんちつをせかへちうゑ  
 どふしてなりとをしへたいから  
 このさきハ月日のざねんりいふくを  
 みなはらすでなこれがしよちか  
 月日にもざねんりいふくはらしたら  
 あとハめづらしみちをつけるで  
 このもとをしりたるものハないのでな

XIII	XIII	XIII	XIII	XIII	XIII	XII	XII
36	35	33	27	20	16	127	126

それが月日のざねんばかりや

月日に、大一これがざんねんな

なんでもこれをしかときめるで

それゆへに月日のざねんりいふくが

山／＼つもりかさなりてある

月日にわ大一これがざんねんな

そこでどのよな事もするのや

月日にハこのざんねんとゆうものわ

くちてゆうよな事でないぞや

月日に、大一これがざんねんな

なんでもこれをしかとあらわす

いまゝでに月日ざんねん山／＼と

つもりてあるをみなはらすでな

せかいに、これらとゆうているけれど

月日ざんねんしらす事なり

月日よりよふきづくめとゆうのをな

これとめたならさねんゑろなる

XIII  
44

XIII  
67

XIII  
105

XIV  
5

XIV  
8

XIV  
12

XIV  
17

XIV  
22

XIV  
27

けふまでもをやのさねんとゆうものわ  
 一寸の事でわないとをもゑよ  
 なにもかもをやのさんねんよくをもへ  
 こ共はかりにいけんしられて  
 くちさきでなんぼしんちつゆうたとて  
 きゝわけがないをやのさんねん  
 とのよふなせつない事がありてもな  
 やまいでわないをやのさねんや  
 しんちつのをやのさんねんでたならば  
 このをさめかたれもしろまい  
 もふけふわなんでもかてもゆうほどに  
 をやのさんねんこれをもてくれ  
 けふまでハたいてさねんもいくたびも  
 ちいとしていた事であれとも  
 こらほどにさねんつもりであるけれど  
 心しだいにみなたすけるで  
 いかほどにさねんつもりであるとても

XV	XV	XV	XIV	XIV	XIV	XIV	XIV
16	12	2	79	77	75	37	32

ふんばりきりてはたらきをする

けふの目ゝなにをゆうやらしれんてな

をやのざんねんみなあらわすで

いまゝてのをやのざんねんしらすたさ

そこでこのたびみなしてみせる

このたびのさねんくときのこのはなし

みな一れつわなんとをもてる

をやのめにさねんのもゝなんときに

ゆめみたよふにちるやしれんで

なに事をたのんだとてもたれにても

きゝわけがないをやのさんねん

このたびのさねんくときのこのはなし

とふぞしいかりきゝわけてくれ

このはなし四十三ねんいせんから

むねのざんねんいまはらすてな

このたびのさねんとゆうわしんからや

これをはらするもよふないかよ

XV  
17

XV  
18

XV  
38

XV  
40

XV  
67

XV  
76

XV  
77

XV  
81

XVI  
14

いかほとにくどいたとてもたれにても

きゝわけがないをやのさんねん

けふの日の神のさんねんりいふくわ

よいなる事でないともゑよ

そのところなにもしらざる子共にな

たいことめられこのさねんみよ

この事ゝなんの事やとをもっている

神のさんねんはらす事やで

いまゝでの月日ざねんとゆうものわ

なかく一寸の事でないぞや

いまゝでハとのよな事もきいていた

このたびこそわざねんはらすで

これまでのながいどふちうこのざねん

一寸の事でハないとをもゑよ

これから八月日ざねんでたならば

とのよな事があるやしれんで

けふの日ハどのよな事もつんできた

XVI  
49

XVI  
52

XVI  
54

XVI  
58

XVII  
21

XVII  
25

XVII  
27

XVII  
32

神のさんねんはらすみていよ

それをばななにもしらするこ共にな

とりはらへれたこのさねんわな

月日よりこのざんねんとゆうのわな

なか／＼一寸の事でないぞや

このはなしなんとをもうぞみなのもの

神のざんねんゑらい事やで

このみちハどふゆう事にをもうかな

月日ざんねんいちじよの事

このざねんなにの事やとをもうかな

かんろふ大が一のざんねん

このざねん一寸の事で、ないほどに

どんなかやしを月日するやら

月日に、どんなざねんがあるとても

いま、でちいとみゆるしていた

このかやしなにの事やとをもうている

神のさんねんばかりなるぞや

XVII								
66	64	59	58	57	42	40	38	33

このざねんーの事とゝをもうなよ

つもりかさなりゆへの事やで

この心仲のざんねんをもてくれ

どふむなんともゆうにゆハれん

やましとてせかいなみでゝなしほどに

神のりいふくいまぞあらゝす

このあしハやまいとゆうてゐるけれど

やましでゝない神のりいふく

りいふくも一寸の事でゝないほどに

つもりかさなりゆへの事なり

りいふくもなにゆへなるどゆうならゝ

あくじがのかんゆへの事なり

とふちんがにほんのぢいゝ入こんで

まゝにするのが神のりいふく

なにもかもごふよくつくしそのゆへ

神のりいふくみへてくるぞや

高山のしんのはしらハとふじんや

XVII 67

XVII 70

I 25

I 32

I 33

I 34

II 32

II 43

これが大一神のりいふく

III  
57

このよふゝいかほどゝがみをもふても

神のりいふくこれハかなハん

V  
3

このさゝりてびきいけんもりいふくも

みなめへゝにしやんしてみよ

V  
20

どのよふにいけんりいふくゆうたとて

これたすけんとさらにゆハんで

V  
22

しんちづの月日りいふくさんねんわ

よいなる事でないとをもゑよ

VI  
71

このせかい山ぐゑなそもかみなりも

ぢしんをふかせ月日りいふく

VI  
91

かみなりもぢしんをふかせ水つきも

これわ月日のざねんりいふく

VIII  
58

なんどきにとのよな事をきいたとて

これハ月日のざねんりいふく

XII  
87

このさきハ月日のざねんりいふくを

みなはらすでなこれがしよちか

XIII  
35

月日にもさねんりいふくはらしたら

あとハめづらしみちをつけるで

それゆへに月日のさねんりいふくが

山／＼つもりかさなりてある

けふの日の神のさんねんりいふくわ

よいなる事でないとも多よ

神かしりぞく

いかほどのごふてきたるとゆうたとて

神がしりぞくこれかないまい

そのまゝにかやしとゆうハこの事や

神がしりぞくみなしよちせよ

月日しりぞく

けふの日、いかほとわがみはびかりて

まゝにしたとて月日しりぞく

それゆへにせかいちうををとこまでも

ことハりてをく月日しりぞく

月日にハうそとついしよこれきらい

このさきなるわ月日しりぞく

こればかりいかほどたれがそふたんも

XII	XII	XII	V	IV	XVI	XIII	XIII
113	13	6	88	130	52	105	36

とてもかなはん月日しりぞく

XII  
135

此たびハなにをゆうてもうたがうな

これうたがへば月日しりぞく

XIII  
63

まちていられん

このはなしなんとをもふてそはなもの  
もふひといきもまちていられん

XV  
89

さしぬき

このたびハとのよな事もつみきりて  
もふさしぬきノさらにてけんで

XII  
41

いれかへよ

これからハ心しいかりいれかへよ  
あくじはろふてハかきによほふ

I  
65

これからハ月日たのみや一れつわ

心しいかりいれかゑてくれ

XII  
91

神にもたれて

しんぢつに心いさんでしやんして  
神にもたれてよふきづとめを

IV  
49

これからハ心しいかりいれかへて

神にもたれてよふきづとめを

XIII  
10

ついでこい

しやんして心さためてついでこい  
すゑハたのもしみちがあるぞや

V  
24

もたれて

どのよふな事をするにも月日にて  
もたれていればあふなけハない

教  
祖  
の  
立  
場

XI

38

六  
五

# 「おさしづ」に於ける「二」について

——天理教義の論理研究——

深 谷 忠 政

一

現在天理教教会本部より刊行されている「おさしづ」は陽曆明治二十年一月四日より陽曆明治四十年六月九日迄菊版七七九〇頁に及んでいる尨大なものであるが、これで「おさしづ」の全部ではない。これ以外に尙多数の筆録された「おさしづ」が残つている。現在の「おさしづ」は教祖及本席の口述された天啓を側近者が筆録したもので、個人又は教会の主として実践的な問題に対する親神の積極相なる指示と、人々の伺いに對する親神の解答である。

我々か「おさしづ」を有することは信仰的実践上、如何に有難し幸福であるかに就ては今更申す迄もないことである。「おさしづ」を味誦することによつて今も尙我々は、直接且具体的に神言に接し得ることは、我々の信仰的歩みを如何に力あらしめることであらう。

併し乍ら「おさしづ」解読に就いての困難は誰しも痛感することであらう。

その理由として、

「おさしづ」に於ける「二」について

一

「おさしづ」に於ける「一」について

二

- ① 普通の文章と構成を異にする。
- ② 方言が使用されている。
- ③ 初期のもの（殊に明治二七年以前）には語句の脱落したもの、前後したものが多い。
- ④ 当時の歴史的事情を明かにする必要があるが、現在に於ても既に明かにし得ないものがある。
- ⑤ 現在に於ては啓示者の口調及表情等によつて神意を判断する手がかりが無い——當時は内容を詳にせずとも啓示者の口調及表情で直に諸否を知り得た——

等の理由を挙げる事が出来るであらう。上述の如く「おさしづ」は解説困難な上に、老大有り且つ最近迄入手困難であつたために、その研究が進捗しているとは云えず、今後に俟つところ大なるものがある。

扱、「おさしづ」解説上注意すべきことは、「おさしづ」には語句の脱落転位したものが多しから、使用回数のもので以て確率的に論じなければ重大な誤りを犯すことが多しと云うことである。

例えば明治二十一年六月二十三日「地場に於て分教会設置の件伺」中にある、「甘露台一つ人間定めてある」の一句を以て甘露台は人間なりと断定するが如きそれである。尠く共該伺の全文を味読すれば、「甘露台は只一つであつて人間創めた証拠に定めてある」との意味でなければならぬことは明瞭である。

二

「おさしづ」解説中、「一つ」という用語の極めて多し事は誰しも気づくことであらうか 英語の不定冠詞或は動作

を開始する際いわば口ぐせのように使用する「ひとつ」、例えばそれでは「一つこうしてみようか」「一つ考えてみて下さい」等の如く、あまり使用度数が多いので却つて注意せずに見すごす事が多いのではなからうか。

筆者も最初はあまり気にも止めずに見過してしたのである。中には寧ろ抹消して読んでも差つかえない「一つ」もあるが、中には極めて重要な意味を有する「一つ」のある事に気づいたのはようやく最近である。

又一面、「一つは使用度数極めて多いので確率的に考察すれば、これを手がかりとしても「おさしづ」解説上誤謬を犯すことが比較的少いと考えられるので、「一つ」について検討を進めてみることにした。

其の結果「おさしづ」に於ける「一つ」には極めて重要な用法と意味のある事が次第に明瞭となり、又天理教的論理即ち教義の基本構造というものを考察する上に重要な役割を果していることにも気づいたのである。

但し、これがためには多くの時間と手数とを必要とするのであるが、十分なる余裕と人手がないので、今回の発表には尙多くの不備があることを予めおことわりする次第である。

### 三

「おさしづ」中に於ける「一」の総数 三四六四八

一頁平均 四、四四

一頁の巻別平均数、年度別平均数、並に五ヶ年別平均数は左の通である。

「おさしづ」に於ける「一」について

「おさしづ」に於ける「一」について

巻数	年代	別頁平均数	年度別頁平均数	期別頁平均数
一	20	2 96		5 71
二	21	8 09		
三	22	7 91		
四	23	6 33		
五	24	5 81	} 4 54	
ナ	〃	3 28		4 45
セ	25	6 21		
ハ	〃	2 68		3 24
九	26	4 94		
一〇	〃	1 55		2 22
二	27	2 96	} 2 22	
三	〃	1 48		1 84
二	28	2 65		
二	〃	1 09		1 37
四	29	1 87		
二	〃	0 87		2 43
七	30	3 05		
一	〃	4 26		3 06
九	31	0 87		
一〇	〃	1 85		3 07
三	32	3 77		
三	〃	2 37		2 57
三	33	3 40		
三	〃	1 73		2 77
四	34	1 87		
二	〃	3 66		5 4
七	35	4 09		
八	36	4 35		5 4
九	37	5 84		
一〇	38	6 40		5 4
一	39	5 47		
一	40	4 96		5 4
三	補	7 04		
全頁平均			4 44	

四

「おさしづ」中には「刻限」と伺いに対する「おさしづ」との二種あるが、自発積極的な啓示とも云うべき「刻限」には重要なものが多し。

註 「刻限」といふものは、何時でも話しするものやなし 刻限はつまりく〜てどうもならんから、それ〜きまりた理をしらす、なんの事でもちがふとしふ事は一つもなし」(明治32 11 3)

刻限について見ると「一」の一頁平均数は約五 七(但し明治二十年、四十年を除く)であり 全体一頁平均数を上廻るのである。

註 明治二十年の分は書き写しが不正確であり 明治四十年の大部分を占める所謂「百日のおさしづ」の中には「おさしづ」ならざる飯降伊藏様の言葉も混入してしているのではないかと思われる節がなしでもなし

右は一例であるが、主要なる「おさしづ」の中に「一」の使用数が多いのではないかとし、示唆を与えることが可能ではなからうか。

従つて明治二十年より明治四十年迄を、

一期 二十年—二十五年

二期 二六年—三十年

三期 三一年—三五年

四期 三六年—四十年

の四期に区分すれば、「おさしづ」研究上注目さるべき時期は一期四期三期二期の順序となるということが可能となるかも知れない。(但しかく断定することにはなお多くの問題があるであらう)

#### 四

「一」の用語を文章の構造上より考察すると、一つ・一つ 一つ 一つ は呼応的と云うか問題と解答的と云うか相互に關連ある事に注目する要がある。

しわば「一」が蓋であつて、それをあけるとその中に解答がはいつているとも云し得るであらう。

例

「さあくくくみ<sup>①</sup>のうへ一條、一つのたゝならん一つの事情 さあくくかなるところたづねるから、きくと

りてはやく一つ定めるやう ③ どう云ふ事をさだめる、さあくくくきくよ、はやくくなんでもかでも、一つのべ

「おさしづ」に於ける「一」につきて

五

「おさしづ」に於ける「一」について

六

にやならん、一つしそしでのべにやならん、さあみのうへから、一つさとさう はやく一つまちかねたく なにをまちかねた、あちらへこちらへちがふて、どんとどんならん、一寸めんく一つ、しとしきりやく まづくのところ、ほそくくせかき一つ、なんとさとすやわからん、ぢばえらい事をいふく さあくぢばの⑤一つくの理いそぐく なにをいそぐ いさゝかなるところ、理をはじめやう なんのしやんもしらん、しやんはいらん、ぜんくの理を一つ、かんろうだい一つの理」(明治21 7 3)

① 本席様の身上一条(御病氣)は ② 一つの重大な事情である。それについて尋ね出るから神意をさとすが聞取つて至急に一つ心定めをするようにせよ。早くなんでもかでも神意を ③ 一つ述べなければならん。  
④ ぢばの一つくの理をいそぐ 即ち速かに東京に仮に設置された教会本部をぢばに移せと云う意味で、要点は「一つ定めるよう」と云われる神意は「ぢばの一つくの理いそぐ」ということであると解せられるのである。即ち「一つ」を避けることにより神意を明確に知り得ると云える。  
「一」の用法を語句の結合上考察すると、

(1) 一つの

一つの理(二五三四) 一つの心(五〇三)

一つの道(二七三) 一つの台(一五)

一つのき(一五)

(2) 一つの

一つ理（一八四七） 一つ道（八一）

(3) 一〇

一時、一寸、一日、一条、一代、一名、一人

かゝる「一」の用法の多し事は歴史的な具体的な事柄が「おさしづ」に於て問題となつてゐる事、即ち信仰は限定された状況に於て行われる事を示すものと思う。

キリスト教的神話の特徴を *einzig* に見て、宗教哲学の抽象的概念的なる言表や古代ギリシヤの神話との相違を主張してゐる者があるが、それ等の所論を参考にする時、かゝる「一」は汎理論的無時間の中に決断即ち時間を導入するものとして興味深いものがある。本教に於ては「神は理である」と云う言葉もあつて往々誤解されるが、本教を以て単に汎神教とは云い切れないものがあると思う。本教は有神教的にして汎神教的であり、強いて云えば包摂神教とでも云うべきであらうか。(Emilie Brunner 'Der Mittler' 14 Kap. 1927 Tübingen)

(4) □ 一〇

事情一つ、心一つ、身上一つ、ちば一つ

かゝる用法に於ける「一」は単に「一つ」という数詞的意味の外に「それ自身」*itself* の如く意味を強める。

(5) 文章 一〇

かゝる用法に於ける「一」はその前の文章を強める。

例

尋ねる事情は前々事情一つ一時事情をもつてかうといふ、一つ理尋ねる、尋ねるには皆それ／＼といふ理あつ

「おさしづ」に於ける「一」について

「おさしづ」に於ける「一」について

八

まりてかうといふであらう さあかはる処一つ人かはる一つ事情 かはる人の心これからと、 どうでもなんでも心精神心精神の理にゆるそく (明治40 2 27)

## 五

以上に於て「おさしづ」に於ける「一」が単に数詞的「一」という以上に重要な意義を持ち独自の役割を果してゐることが理解し得ると思うが、更に詳細に「一」の意義を考察してみよう。

「おさしづ」中に於ける一つの□の用法は約四七種類ある(附録参照)が、その中最も多し「一つの理」によつて考へて見よう。

「おさしづ」に於ける「一つの理」の用法は極めて巧妙であり複雑多岐である。併しそれには一貫した原理がありそれを「一つの理」という詞で各種の角度より表現しようとするためである。

### 例

さあくく一寸くながらえてく なんの事ともわかるまいくく ようこれをきしてくれくく ほそいくく ながいくく さあくくだんく一つくのといたるはなし、 たつた一つ理、 ふかき処の一つの理、 あさし処の一つの理、 さあくく高し処にたつた一つの理がわからん、 どんなこともたつた一つの理、 ひくい処にも一つの理、 むつかし事はいはん、 たつた一つ理、 むつかし事はいはん、 どんな事も一つの理、 とんなものでも一つの理、 さあくくあちらがつかさや、 こちらがつかさやといふた処が、 たつた一つの理、 さあくくつたへてくれ、 ふかき中のふかし中、 どれだけの中でもつたへ一つの理、 さあくくせかいははらのたつのも、 おこるのも、 たつた一つ

の理、(中略) さあ／＼みな／＼あちらへもこちらへも一つの理しらし、これがみなふかい中やく／＼一寸しらし  
おく(明治21 12 25)

右の如く「おさしづ」に於ては「一つの理」を種々に使用されているが「天の理」と同義に使用されることが最も多い。この事は注目に値するであろう。

例

一つの理天の理(明治23 5 6)

即ち「おさしづ」中に於ける「天の理」の使用回数七六回に比して、「一つの理」は二五三四回使用され、その全部がそうであるとは云い得なしであろうが、「一つの理」を以て「天の理」を示す回数が「天の理」の回数よりもはるかに多いと云うことが出来るであろう。

「天の理」とは、単に字義の如く天体を支配する理法のみではなく、自然現象は勿論生物無生物を問わず、親神によつて創造された万有を貫通する理法で、人倫の道も包含されるのであり、超越にして内在、内在にして超越なるいわば包越的な親神の懐中にある万有形成のノラディグであるが、かゝる「天の理」を「一つの理」という「」で表現される用例が多い事より「一つの理」という詞の重要さが納得されるであろう。かくして又「一つの理」は単に数詞の「一」と「理」とを綜合した詞ではなく、「一つ」の意義の重要さが理解されるであろう。

「一つの理」という「」を主な手がかりとして更に「一」の意義を究明してみよう。

「おさしづ」に於ける「一」について

## 六

「おさしづ」に於て使用される「一」は左の意味がある。

(1) 始元。即ち「一」より多が演繹されるのであり又「一」を媒介として幽冥を知ることが出来る。

例

一つがはじまり (明治22 4 17)

どんな事も一から始まつたもの一から行け (明治40 4 6)

ゆうめへ一つの理にしらそ (明治22 1 15)

始元という意味に使用される「一」は多し。その事は本教々理の特異性を示すものと云う事が出来る。即ち、親神の創造の御理を強調し被造物の知り得ない、窮極的根元を説き明されようとする教理の基本的性格をここに認めることが出来る。而て亦こゝに我々は人知を絶対的に超越するものとしての神知に触れるのである。

始元を考えることは空間の自己限定として時間を考えることであり、歴史は其処に始るのであるが、かくて理は我々に呼びかけるものとなるのである。

「理」か「一つの理」として限定される時、それは理が始元を持つことであり、空間より時間へ、静より動へということの意味するであろう。かくて「一つの理」は我々にとつて規範的意味を有するものとなるであろう。而て其処に所与性の倫理としての天理教的倫理が考えられるのである。即ち倫理は空間的真理が時間的真理となることであり、自然的真理が歴史真理となることであると云われる。而てこの際空間と時間、自然と歴史を媒介されるものとして

教祖の「ひながた」が考えられるであろう。而て更に「ひながた」を考える時、「ひながた」的な時期と場所とを考へられなければならぬであろう。かくて立教の日とその場所、存命の理として教祖が留り給う場所が「顕視されなければならぬことになるのであろう。

親神—教祖—ぢばはその理一つであり、これが本教的三一と云われるのであるが、この中特に教祖に重点を置いて神学することの重要性を私は主張したい。親神—ぢばは教祖の自己疎外として考えられるとさえ云つてもよいかも知れない。この時本教的神学は静的理念的なものに止まらず積極的活動的なもの即ち救済の意味を強く持つものとなるであろう。

「おさしづ」の中に からみあつた一本の糸を以て現在の紛糾した状態にたとえ、その糸をほぐすするには、一つの緒口よりせねばならぬことを論された例が数種あるが、元の理によつて始元的反省を強調される本教教理の性格上巧妙な比喩であると云うことが出来る。

(2) 無二—唯一—絶対

例

たつた一つの理(明治21 12 15)

世界最後の教と云われる本教々理に無二—唯一—絶対の意味で「一」が使用されることは当然なことである。こうした用例は多し。

(3) 帰一

例

「おさしづ」に於ける「一」について

「おさしづ」に於ける「一」について

一一一

いろ／＼の理から一つの理をきかさにやならん（明治22 1 4）

「一」から「多」を演繹する反面「多」より「一」に帰一し、更にそれを媒介として幽冥に至るといふのが、本教々々の基本構造であると云い得るであろう。啓示宗教であるけれども本教に於ては、人間が生得的に或程度迄親神の思惑を知り得る能力のあることを拒否するものではない。即ち自然神々的なるものを或程度迄許すと云ふことが出来るであろう。

神を知ることは如何なる信仰にも根本的な事柄である。証拠信心と云われる本教に於て神を知るのは多—一—幽冥という關係に於てであろう。その逆に幽冥—一—多という關係に於て因縁の自覚が可能となると云い得るであろう。

#### (4) 汎在

例

万事一つの理ある（明治30 12 25）

本教は単に有神教と云い得ないであろうし、又単に汎神教とも云い得ないであろう。

親神は超越的にして内在的な神であり 汎神教は親神の空間的限定面に 有神教は時間的限定面に考えられるであろう。確かに「一」は多に汎在すると云うことが出来るから、

たん／＼となに事にてもこのよふわ神のからだやしやんしてみよ（F 340）

という汎在的な親神の御理を「一」を以て表現するのは適切であろう。

#### (5) 根底

例

根一つの理が是れ一つ理（明治21 9 末）

親神は元の神たるばかりでなく実の神として、単に創造神としてのみではなく守護神として万有の根底であり措定者である。かかる親神の御理を「一」を以て表わすことは「多」の基本は「一」なることを示すもので、「一」を以て始元を現わされると關聯して考察する時、本教教理の基本形態が明瞭となるであろう。

(6) 治一

例

一つに治まる／＼七つの理が一つの理でおさまる（明治22 10 14）

上述のように「一」が始元であり根底であるならば、それに歸一することによつて治一があることは申す迄もあるまい。

親神が元の理を明かにしようとするのは、それは治一の目的であつた。親里ぢばに於て全人類が宿し込まれたか故に 元なるぢばを思う心に於て全人類は一列兄弟としての自覚に立ち、一手一つに治まるというのが本教々理の根本であろう。かゝる事は科学的証明のよくするところではない。それは正に信仰の世界であり 本教的神話であるが、人々がかゝる信念に立脚するならば、人間は生きながらにして生れ變ることが出来、人類の平和と増産と幸福即ち陽気生活の世の到来することは論を俟たないであろう。

(7) 不変

例

「おさしづ」に於ける「一」について

「おさしづ」に於ける「一」について

一四

かはらんが一つの理（明治24 12 25）

「一」が何時迄も「一」であることは不変である。「一」が「多」となり「多」が「一」となることが変化である。「変らぬが誠」(し)御言葉を以て、信仰生活に於て変らぬことの重要性を強調される本教に於て「一」を以て不変なるもの、従つて眞実なるものを強調されるのは当然であろう。変るものの中に変らぬものを見つめ、変らぬものから変るものを見て行くことが、信仰者の在り方であると云し得るとも思ひ。

(8) 不可分割

例

一つの理を二つにしてやる事できん（明治24 11 6）

一回性と一処性を強調されるのは本教々理の特色と云えると思う。即ち、天保九年十月二十六日という人間創造以来の予約の日を立教の元一日の日として強調すると同時に、その事は「一つの処」と云われる元なるぢばに於て行われた事をも強調する。

「一つの処」につながるものは全て「一」であり不可分割である。正当に教理を受取るならば本教に於ては分派分裂は考え得られなし。寧ろ分化分裂対立抗争するものに元の理を知らせて「一」にしようとするのが本教の主旨である。不可分割を示すために「一」を使用されることはまことに尤なことである。「多」は分割可能であろうが「一」を分割することは不可能である。何となれば「一」を分割すれば「多」となり、既に「一」ではない。

(9) 継続

例

「一」が何時迄も「一」であることは継続といふことであろう。継続することは信仰上重要なことである。智慧や學問によつてではなく辛抱して今日の道が出来て来たところである。尤も本教で云われるのは単に流論論的な継続ではない。始元的「一」根底的「一」に繋がる「一」であり根底的「一」の自己限定として、即ち非連続の連続的「一」として、これからそれへと飛躍して行く「一」であり、應法の理として常に自己を顕示する「一」である。

(10) 順序

例

ぼつ／＼順序一つの理をさまるといふ（明治22 1 24）

「一」の順次の排列に於て順序という事が考えられるであろう。順序の因子として「一」は不可欠である。生成と發展とを説く本教々理に於て順序の重ぜられること、そのために「一」が使用されることは、絶えず始元的根元的「一」との関連に於て順序が考えらるべきであるという意味に於て特に注目すべき事と思う。

本教に於ては、ぢばを中心とする同心異円の順序に於て世界の秩序を考えているのである。即ち

世界一列の者は親神の子として価値に於て平等である。其処に人格の絶対性といふことが考えられるであろう。併し存在としては、平等と云つてもアトム的平等ではなく、兄弟という順序があるのである。

以上の他に「おさしづ」に於ける「一」の用法については、尙かぞえあげることが可能であろうが、右の十例によつて基本的な「一」の用法の大略を知ることが出来る。

「おさしづ」に於ける「一」について

七

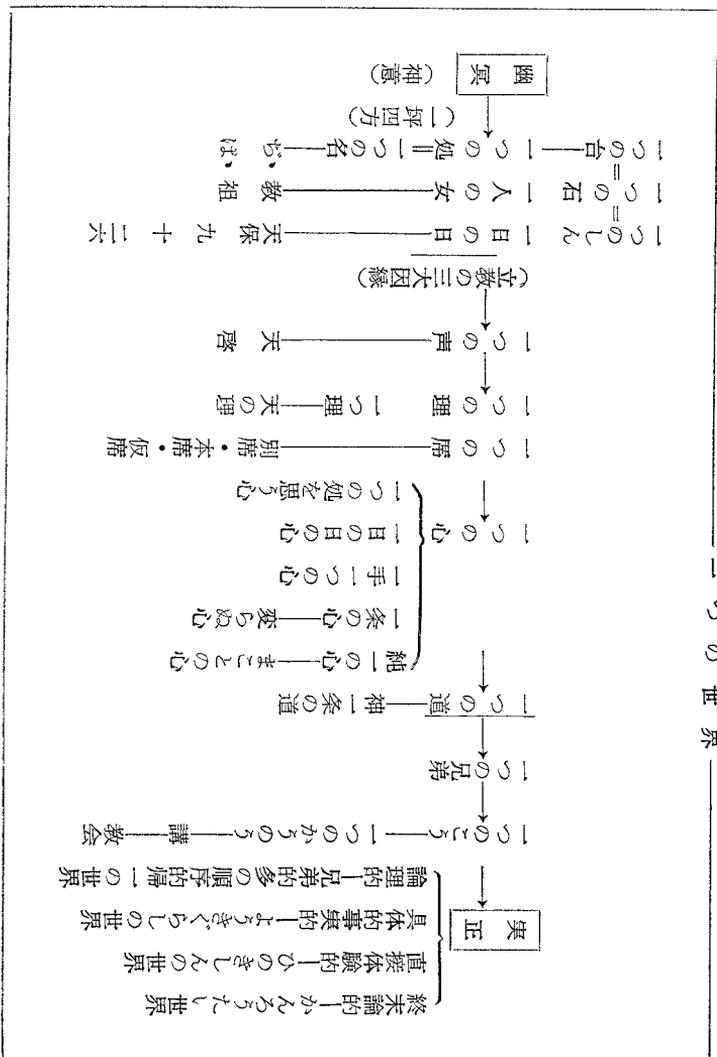
通常「おさしづ」は教会又は個人の事情についてのお指図と刻限であり 所謂本教的実践面の具体的指示であるから、個々であり、バラ／＼であり、時としては矛盾していると思われるものがあると考えられている。「おさしづ」に於けるハラドックスに就いては稿を改めて論じてみたい。

筆者自身もそうした気持があつたが、「一」を手がかりとして研究して行く中に 全体として明確な体系的があり 個々の指示は不動の根本的基点よりなされていることが今更の如く痛感されるようになった。

「今此処にあるもの」即ち「多なるもの」をその究極的始元につれ戻り、それよりして「多」を位置づけようとするのが本教々理の基本性格であると云うことが出来よう。

この事は逆に親神の真実の思惑として実現しようとする陽気生活の世界との対応に於て現実の世界を考えることでもある。

これを簡略に図示すれば左の如くなるであろう。



「おれしづ」に於ける「一」について

## 八

トレトチは次の如く云ひし事。

Das Wichtigste aber ist der gemeinsame ideelle Grundzug, der in allen genannten Eigentümlichkeiten nur symptomatisch angedeutet ist und der in der alten Kirche niemals in voller Klarheit herausgearbeitet wurde, ja in der Zusammenarbeit mit dem griechischen Idealismus beinahe verloren ging, wenn er auch in Instinkt und Gefühl als die psychologische Voraussetzung hat aber—und das ist das Entscheidende—einen logischen Gehalt wobei natürlich nicht an die formale Logik gedacht ist sondern an das was man heute transzendentele Logik oder logisches Apriori nennt Die christliche Welt lässt nämlich einen logisch-metaphysischen Gehalt mitten in aller Phantastik, allem Dogma und allem Mythos erkennen, der in sich einheitlich ist und sozusagen eine eigentümliche Logik besonderen religiösen Denkens enthält der eben deshalb dem griechischen Denken durchaus in den Hauptpunkten entgegengesetzt und der auch keineswegs etwa mit orientalischem-mythischen Denken identisch ist Freilich liegen hier die Dinge nicht so einfach und leicht zu greifen. Es hat anderthalb Jahrtausende bedurft um sie aufzudecken, und hier herrscht heute noch viel Unklarheit

(Ernst Troeltsch 'Aufsätze zur Geistesgeschichte und Religionssoziologie' Tübingen 1925 S, 76)

即ち彼は古代キリスト教々々が形式論理とは異つた先験的論理とも云うべき独特の論理を——假令當時は未だ明

確に自覚されてはしなかつたが——持つていたことを主張するのである。キリスト教がヘレニズム社会の思想的分野に於て独自の立場を占めるに至つたについては、彼の主張する如く独自の論理を有したであろうことは推察に難くない。

本教が最後の教を自称し、思想的分野に於ても独自性を主張するためには、独自の論理がなければならぬことは明かである。

論理とは認識に支配する道理であるが、同時に又存在や現実に支配する道理を捉えるものとされてゐるのである。本教者は如何にしてかゝる道理を捉えるであろうか。

「おさしづ」に於てはそれを「さとし」と「しみせ」であると教えられる。換言すればそれは予告と実証ということも出来るであろう。かかる予告それは幽冥でありそれが時刻の到来と共に実証されるのである。成つて来るのは「天の理」という言葉は幽冥が時間を媒介して実証されることである。時は継起の形式であり、時句は時の「一」なるもの即ち一つの時である。従つて幽冥——多ということが本教的論理の形式であろう。又逆に本教者は今此処に顕現する多くの事実を通じて、その始元をたずね、更にそれを媒介として幽冥に対応するであろう。即ち多——幽冥と云い得るであろう。(五(6)参照)

次の「おさしづ」はかゝる事を意味する一つの例証であろう。

天理云々に付会長様心得迄に願

さあ／＼尋ねる事情／＼ さあ／＼理によつて事情の理、一にもつて尋ねる、まだ／＼一つの理がわからん、どうしてもかうしてははじめといふ、さとしかけた理、此道がわからん、ほん元をしらん、一時わからん理だん／＼に

「おさしづ」に於ける「一」について

わかってくる、道といふわからんものにいふたてわからんなれど、日がでてくる、どういふもかういふもをさまる日がでてくるからみなしんぱしはしらん、みな守護さあといふたらでるで、さあといふたらなるで。(明治28 3  
29)

本教的世界それは非合理な世界ではない。それは理ぜめの世界であるが、理ぜめであるがために却つて有限相対なる人間にとり 一時的には非合理かと思われるかも知れない。併しそれは寧ろ超合理と云うべきであり、非合理と思われるのは幽冥に正対し得ないためであろう。

所謂立教の三天因縁、即ち屋敷の因縁 教祖魂の因縁 旬刻限の理は、場所的 主体的 時間的「一」なるものとして、幽冥なる神意が顕現する媒介たる「一」を限定する三因子であろう。かかる「一」こそ絶対的な無二にして一回的な「一」である。

これによつて理は信仰となり美は倫理となる。而して有限相対は絶対無限の自己限定として 眞の自覚に 従つて実存に到達し得るであろう。

一―多の間 それは体験(直接知)と認識(間接知)の世界であり、幽冥―一の間 それは信(飛躍知)の世界である。

ヘーゲルは「天上 自然 精神、或は他の如何なる場所に於ても、この直接性と媒介を共に包含しなす所のものは一つとして存在しなす」と云う。(鈴木権三郎訳、大論理学 上巻 七七頁)

彼の論理は有即顕は無即幽の媒介なくして存在しなすという前提の下に顕より幽にふみ入ろうとするものである。従つて宗教的論理と云われる所以であろうと思う。

併し彼の論理は汎神論的である。そしてそれに尽きるように思われる。汎神教の境地には人間的体験と認識とを以て到達し得るであらう。哲学者たる彼がそれ以上に出得なかつたことは当然のことかも知れないか 有神論者から不滿の聲が投げかけられるのも亦当然なことと云わねばならぬ。

本教は単に汎神教的としきれない。有神教的でもある。強いて云うならば包越神教的と云うべきであらう。即ち合理（汎神教）と非合理（有神教）空間と時間を自己疎外の一面として包摂するものが包越神教と云うことが出来る。

包越神教の論理それは幽冥——多——多——幽冥で表されるであらう。超越と内在が「一」に於て対応すると云つてもよし。即ち「神の社」たる教祖に於て超越的神が内在し、かくて人は神を知り 神の子と自覚するのである。又「一」は超越と内在との矛盾的自己同一と云つてもよく、「多」は「一」を媒介して幽冥に包囲されていても云い得るであらう。即ち包越的な親神天理王命は、ぢばを中心とした直径無限大の球にも比すべきものである。

汎神教的立場に於ては神の自由自在の御働きと云うものは否定されるに至るであらう。而て神の自由自在の御働きの否定されるところに人間の自由も亦否定されるであらう。何となれば、人間の自由は

人間といふものは、身はかりもの、心一つがわがのもの、たつた一つの心より どんな理も日々で、どんな理も  
りけとる中に じいうよじざいといふ理をききわけ（明治22 2 14）

自由自在は、どこにあるとおもふな、めんくの心、つねづねに まことあるのが、自由自在（明治22 2 14）  
という御言葉の通り、まことの心使しにのみあり、それが親神に受取られ、その自由自在の御働きに媒介されて、自由自在な活動となつて具現するのであるからである。

ヘーゲル及マルクスの辨証法が不十分とされる点は此処にある。

自由というものが考えられるには包越神教的立場に於て正当に考えられるであろう。

其処に非決定の決定としての眞の自由を入れる場所がある。

汎神論的に神を内在的にのみ考えるのであれば動く世界の行手は連続した軌道にも比すべきものである。意志の働き得る余地はない。人はただ神と合一すべく、神に祈ることも亦無駄だと云い得るのである。

明日を我々は全く予知出来ないとも云い得ないし、出来るとも亦言い得ないであろう。

ここに真劍に祈るといふことがあり得るのである。其処に眞実の信仰が存在し得るのである。かゝる信仰の対象は包越的神であり、汎神教的神と有神的神はその限定面である。

唯物史観それは一一多の世界のそれである。世界は唯物史観によつて動くのではない。動く世界をどの程度説明し得るかが唯物史観の価値である。唯物史観で動く世界の全てを説明し尽し得ない。生産力とは何ぞやと云う問題をめぐつて多くの論争が繰返される所以であろう。

人間の目から見れば世界は寧ろデモニシユに動いて行くと云うべきであろう。何となれば、幽冥一一の世界を知り得ないが故にてある。この世界を無視して、動く世界を理解し得ないであろう。

幽冥一一の世界解明の手がかりとなるものは「なんらだいつとめ」の御理であると思うが、それについては又稿を改めて論ずることにする。

## 附 録

① 一つのあたへ

② 一つのしき

(昭和二十六 十二 十六)

「おさしづ」に於ける「し」について

③ 一つの石  
 ④ 一つのこう  
 ⑤ 一つのかうのう  
 ⑥ 一つの兄弟  
 ⑦ 一つの口  
 ⑧ 一つの声  
 ⑨ 一つの心  
 ⑩ 一つのさしづ  
 ⑪ 一つのさとし  
 ⑫ 一つの思案  
 ⑬ 一つのしな  
 ⑭ 一つのしん  
 ⑮ 一つのしんど  
 ⑯ 一つのしゆし  
 ⑰ 一つの順序  
 ⑱ 一つの証拠  
 ⑲ 一つの印

⑳ 一つの世界  
 ㉑ 一つの席  
 ㉒ 一つの台  
 ㉓ 一つの道具  
 ㉔ 一つの道理  
 ㉕ 一つの宝  
 ㉖ 一つの種  
 ㉗ 一つのたのしみ  
 ㉘ 一つのだんじ  
 ㉙ 一つのたんのう  
 ㉚ 一つのぢ  
 ㉛ 一つの力  
 ㉜ 一つのなん  
 ㉝ 一つのはな  
 ㉞ 一つのひかへ  
 ㉟ 一つのひながた  
 ㊱ 一つの節

「おさしづ」に於ける「一」について

- ③7 一つの不足
- ③8 一つの返事
- ③9 一つのほ
- ④0 一つの身
- ④1 一つの道
- ④2 一つのむね

- ④3 一つのむね(棟)
- ④4 一つのめどう
- ④5 一つの元
- ④6 一つの理
- ④7 一つの理上

# 教祖様の奈良監獄御苦勞余聞

上 村 福 太 郎

松田彰軒翁聞書

私の家は、代々奈良興福寺の坊主で、松の坊と称し、男子師範学校（今の学芸大学）の建つて居る処が住居でした。私の父は松田益美と申しました。松之坊主頭と云えば、興福寺でも相当な地位を占めた家柄でありましたが、明治維新の大改革と共に、治行は取りあげられ、止むなく坊主を止めて、奈良の一民家に引き移りました。早速即ち明治七年、食わんがために羅卒（今の巡査）となり、毎日興福寺の赤堂に詰めました。赤堂とは、只今の興福寺金堂のことで、当時堂内の仏は、全部焼いたり何処かに片附けてしまつて、其処を羅卒の集合所として居りました。父益美は、其の後、樺本や、丹波市の分署長もつとめたことがありました。

私は、明治九年二月十四日（戸籍は八日）に生まれて、数えどし六才の時、即ち同十四年に学校に入りまして、丁度四級の時でしたから明治十七年頃になります。父は、樺本や丹波市の分署に勤めて、のちに天理教の教祖となられた中山みきさんの立派な所として何か不思議な御人柄に、人知れず感服して居たらしいのです。教祖様の奈良監獄に御苦勞の際、最初は、奈良警察署に暫らくお出でになりますので、此の時のことです。家は、三条通りの警察署とはすぐ筋向いですので、父はもう、其の頃警察関係でも相当顔がきいたのでしょう。

教祖様の奈良監獄御苦勞余聞

此の寒いのにあの御老人をと、慈悲をおかけして、夜分に教祖様を、家の離れにお連れしました。教祖様は上に黒い着物を着て居られて、下は赤い着物でした。黒い着物の裾から、赤い着物が見えて居ました。そして教祖様は、鉄瓶のかゝつた火鉢にあたられ乍ら、始終南向に静かに坐つてお出でになりました。御飯の食べられる時だけ東向になられ、御飯が済むと、又、南向になられました。はたの者は誰も寄りつかず、私が御飯を運びました。未だ私の九つの時のことでしたから、お顔は思ひ出しませんが、教祖様は、やさしいお声で、「ぼん学校へ行つてゐるのか」とにこくと申されました。私は、只「はい」と返事をしたきりでした。私は、子供でしたから、はじめにお膳、それから傘と、二回に分けて運びました。教祖様のお出でになる離れから二、三間して流しがありましたから、教祖様は、御老体の身にも、お膳やお櫃を、御自分の手で其処迄持つて来て置かれました。お菜は、漬物に、わかめの味噌汁とか、野菜の煮物とか云つたものだつたです。教祖様は、何回監獄に御苦勞せられたかは存じませんが、父が、私の家に教祖様をお連れしたのは其の時迄回ぎりでした。子供心にもお膳やお櫃を運んで、それだけはよく覚えて居ます。裾から赤い召物の見えて居たことは、今でもはつきりと眼に残つて居ます。

其の時の御様子からして、今からそんな監獄にお入りになるといふような感じは全然しませんでした。子供乍らにも、明るく何か神々しい方のように思いました。

右聞書の中、興福寺赤堂云々の上から、昭和十年四月七日、上田嘉成、中山慶一両先生並に吉川万寿雄、島村規矩夫両氏の調査されし奈良警察署沿革史を、参考のため左に記さして頂くこととす。

奈良警察署創立以来、名称、領域変更等に関する事項

明治六年二月、大小区制時代、添上郡角振町五番屋敷（今の位置）に奈良大屯所を設置し、警察事務を執行す。管轄は旧添上、山辺の二郡にして、今市、柳生、丹波市、針ヶ別所の四ヶ所に小屯所を置く。

明治九年四月、堺県を置かるゝや屯所制を廢し、公園金堂内に 堺県支庁を開設し、奈良警察署を併置す。今市、丹波市、柳生針ヶ別所は分署と改称す。

明治十三年、添上郡東寺林町（今の市役所）に警察署を移転す。

明治十四年、堺県を廢し大阪府に合併す。依て大阪府警察署又は分署と改称す。

明治十九年、丹波市分署を廢し、同時に其の所轄内を 櫛之本、針ヶ別所兩分署に分属す。

明治二十年、奈良県再置、奈良県、警察署又は分署と改称す。

明治三十年、山辺郡の新設に伴い 丹波市分署は新設、丹波市警察署となり 針ヶ別所分署は同署に属し、櫛之本分署は存置を認めず、廢して奈良警察署に属す。

明治三十一年、添上郡帯解村、大字帯解に帯解分署を新設し、旧櫛本分署に属せし町村を所轄す。

明治三十二年、更に帯解分署を廢し、櫛本分署を復活す。

明治三十八年七月二十一日、櫛本分署部内 添上郡辰市村、明治村 東市村及び柳生分署部内同郡田原村を  
当本署直轄に編入せられたり。（以下略）

松田彰軒氏の家柄は、明治維新迄 奈良興福寺松之坊主頭の家柄であつた。寛治三巳年（享紀一七四九年、堀河

天皇)より八百八十一年間続くとかにて(但し明治三年にて) 明治三年庚午八月天朝より家系の調被仰出候ニ付として完全な系譜が保存されて居るのである。彰軒氏の父益美氏は、天保十一年十月十一日出生、芝村の士族の出身にして、養子の身分であり もとは松之坊長信祐範と云つて、慶応三年四月に松田益美と改名した。益美氏には子供四名あり、上二人女にして、あと二人男である。末子である彰軒氏の兄清丸氏は、明治五年二月十一日出生、同寺桜之坊の雙松太良信範方に養子に貰われた。以前 松之坊では子供がなく 桜之坊から貰つて居た關係上、今度は松之坊から桜之坊に養子に貰われて行つた訳である。兄清丸氏が養子に行つた關係上、彰軒氏が 松田家の戸主となつた。勿論桜之坊は松之坊より格式が上であつた。桜之坊の雙松家は系譜に依ると、康永三年(皇紀二〇〇二年、後村上天皇)より續くと云うことである。

「

松 田 益 美

今般詮議之次第有之候ニ付采女社地之内建物一切取除可申事

明治六年七月八日

奈 良 県 庁 「

明治維新の排仏毀釈の嵐と共に 家系を誇つた松田家も遂に涙の浮目を見たのである。治行を取り上げられると、一家は松之坊の宅をあとに市内の一般民家を借りて移り住んだ。斯くして益美氏は、明治七年食わんがためには一羅卒となつて更生の道を求めたのである。益美氏は、明治十年四月十七日、商、青木源右衛門二女を後妻に貰つたのであるが 間なく其の妻の実家である大和国第壹大区壱小区添上郡奈良南市町第十五番屋敷にも移り住んだ 然しこれは、ほんの暫らくにして、間もなく上三条町に都合よく居を定めることが出来たのである。此の家こそ、先彰軒氏の

聞書にある教祖様奈良監獄に御苦勞の御砌、益美氏が慈悲をおかけして教祖様をお連れ申し上げたと云う離れ座敷のある家なのである。

高野友治氏の言によれば、奈良監獄に送る人達は、奈良警察署には留めず、大体に於いて、警察署の真向いの郷宿（現在は煙草屋）に泊らしめし由にて、近くの松田益美氏宅にお連れ申し上げたといふことは大いにうなずけるといふことである。此の調査は、私と同時に、同氏も大いに始めようとして居られしことを附記す。此の郷宿は、三十年程前に建て替へしとか、低い伏屋の如き家だつた由（奈良の小島菊太郎氏言）。又、此の郷宿のありし場所は、明治九年正月（皇紀二四三二年、後桃園天皇）の古く奈良市上三条町の凶面（角振町町有にして、古い町内会長でありし木村庄助氏方保存、門外不出のもの）を調べると、辻番所となつて居ることも面白し。

処で、教祖様の奈良監獄に御苦勞遊ばされしは、明治十五年と明治十七年の二回であつて、今編者故山沢為次先生の『教祖様御伝稿案年譜表（その二）』から抜粹さして頂くならば左の如きである。

#### 明治十五年

九月十六日（太陽曆十月廿七日）奈良警察署より刑事出張し来り、神仏混淆の廉にて違警罪なりとし、神前の飾付等を没收せしが、更に翌十七日教祖様を始め山沢、中田、辻、山本、森田等に召喚状を發したり。依て十八日出頭せしところ一同に十日の拘留を申渡して投獄せり。（一説に教祖様は十二日、他の人々は十日の拘留を受けらるともいふ）是、教祖様が監獄に御苦勞遊ばされし初めなり。

#### 明治十七年

教祖様の奈良監獄御苦勞余聞

三月二十五日（太陽曆四月二十日）夜、足達、平野兩巡查、辻が御屋敷より帰宅せんとするを途上に捕へ同道して御屋敷に入り来り 教祖様の次の間にありし御供を發見し、抜刀して詰合ひの鴻田を叱責せり。而して翌二十六日（太陽曆四月廿一日）教祖様と鴻田とを丹波市分署へ拘引し、教祖様には十二日間 鴻田には十日間の拘留を申付けて奈良獄舎に護送したり。

今、彰軒氏の話が、明治十七年というならば、右年譜表に依るあとの方の御苦勞に合致する訳である。

確かな史実に依れば、明治十五年の御苦勞には、太陽曆十月二十九日に奈良警察署に御出頭、然して、其の日の中に 奈良監獄にお入り遊ばして居られるのである。一方、明治十七年の場合の其の間の史実は、甚だ漠として居ることである。

彰軒氏の話にも、明治十七年とある点からして、此の話は、或は明治十七年の御苦勞の方に落ち附くのではなしかと考えられるのである。又、聞書の中に「此の寒しのにあの御老人をと、」あるが、陽曆四月と云えば、未だく寒し日もあることである。

処で先、彰軒氏の聞書に「父は、樺本や丹波市の分署長も勤めて云々」ということであるが、益美氏の長男清丸氏方（大阪府八尾市）保存の書類（松田家の書類は、全部清丸氏の方に引継がれし由）を調査せしも、只今の処、残念乍ら樺本並に丹波市分署に勤務したという文献は全然發見されず、今参考のため、益美氏が一羅卒になつたとはいふ明治七年から、教祖様の奈良監獄に二回目の御苦勞を遊ばされし明治十七年頃迄の清丸氏方の現在發見されて居る文書を、記すならば、左の如きである。

士族編入申付候事

明治九年七月

松田益美

堺 県

二等 巡查

松田益美

昨十年西征之役負傷患者之大阪臨時病院に於て療養中一等巡查訂田宗八外三百拾名と協力し木箱五拾反并

密柑貳拾五箱寄贈候段奇特之義に付褒置候事

明治十一年九月

堺 県

一等 巡查

松田益美

堺市警察署竜神橋分署詰申付候事

明治十三年六月十日

堺 県 警察本署

一等 巡查

松田益美

教祖様の奈良監獄御苦勞余聞

七

教祖様の奈良監獄御苦勞余聞

八

格別職務勉勵候ニ付為付勞金二円三拾三錢下賜候事

明治十四年十二月

大阪府

松田益美

元正天皇御陵々掌申付候事

明治十六年二月九日

大阪府

「添上郡上二条町

民業奨励方委嘱候事

明治十八年十二月十七日

添上添下山辺

広瀬平群

郡役所

松田益美殿

右に依ると益美氏は、明治十六年二月九日付を以て既に奈良市内の元正天皇御陵々掌になつて居り警察界に入つ

たとひ明治七年から、同十五年に至る間の判明せるものは、僅に明治十二年六月十日付にて堺警察署竜神橋分署

請申付候事のみである。

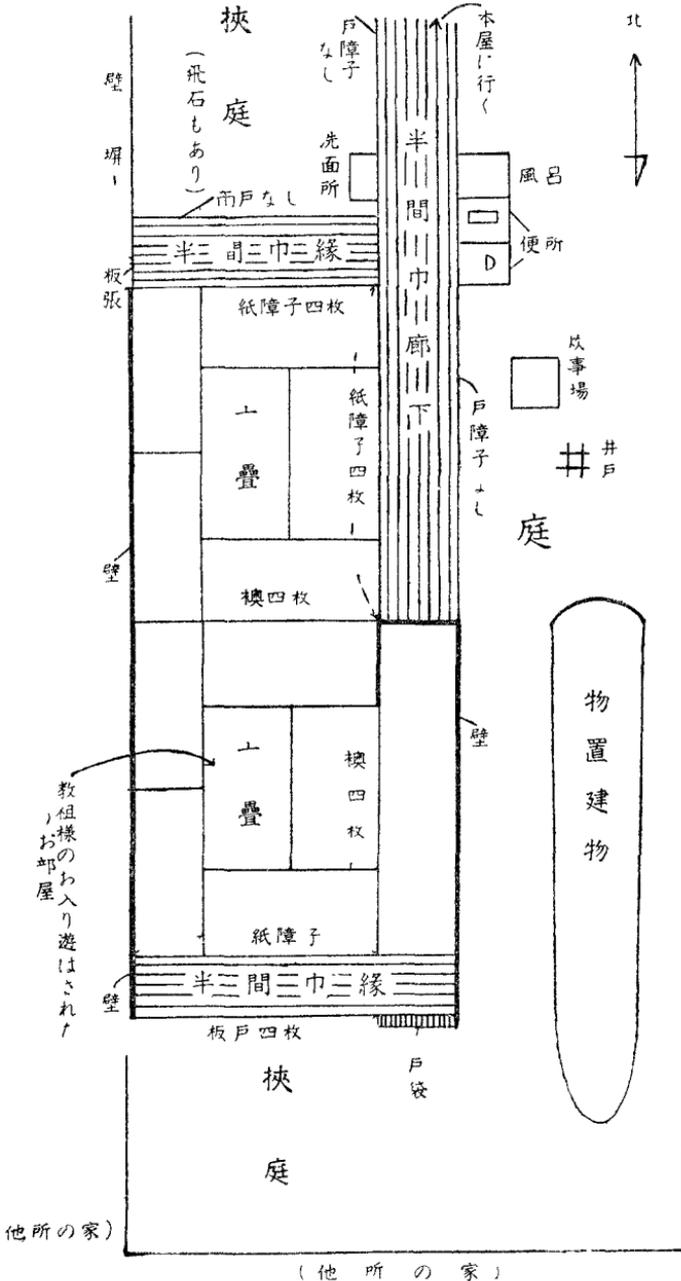
一方、櫟本、丹波市分署の古い書類であるが、警察書類というものは、大抵一年は保存するものであるが、溜つて来れば、永久保存のものでも置場の関係上、二十年も経てば、殆んど焼却する由にて、今更櫟本、丹波市兩分署に於ける松田益美氏のことに関して何等知り得べく手がかりもないのである。

教祖様御苦勞当時の奈良警察署は、三条通りの、今の浜地病院のある処であつた。

松田益美氏の住しは、警察署と筋向いのすぐ西寄りで、警察署とは、本当に目と鼻の処であり、既に明治十五年の第一回奈良監獄御苦勞の際、人々に与えられた教祖様の何か人の胸を打つ御人格と、何分にも御老体の御身であり、又、相当顔の利した松田益美氏の発言に依り、斯うした特別のはからいも或はなし得たことかと、先の高野氏の言と思ひ併せ、うなずける点が多いのである。

当時の松田益美氏の住居は、現在は、奈良市三条通上三条町といつて、筆墨業の小島菊太郎氏（一心堂）の居住になつて居り（本屋は明治三十一年前後、三条通りの道幅拡張の際幾分かはつられ、其の節、多少の内部改造ありたる由）、教祖様のお連れ申し上げたという離れ座敷も、其の儘現存して居るのである。もう相当に年代を重ねた建物らしく、天井の低い（當時は天井なし）六畳二間の柱や敷居は、虫の穴だらけにして、教祖様のお入り遊ばされたという南側お部屋の日当りのいゝ南側縁側の鴨居などは、一寸手で押すと、ゆら／＼と動かんばかりの古び方ではある。軒氏の言の如く、此の離れ座敷から二、三間の処に、今も尙、流し場があるのである。

「教祖様は、鉄瓶のかゝつた火鉢にあたられ乍ら、始終南向に静かに坐つてお出でにばりました。」といふことであるが、考えれば、南向とは、即ちお屋敷の方にも当る訳である。



(他所の家)

今、参考のため此の離れ座敷を右に図示することとせり。

松田益美氏は、<sup>う</sup>平<sup>ま</sup>面<sup>ま</sup>てのへんば、だらけの大顔で、一見恐<sup>おそ</sup>い顔の人であり、丈夫な五尺六寸以上もあつた由にて、明治三十一年八月十一日に数えどし五十九才にて出直し、各方面に相当人望が高かつたのである。

益美氏の長男清丸氏のあとは、其の後、年々に大成行を来し、雙松の姓を改め、現在の人は、松永憲二氏といつて、大阪府八尾市にあつて、キート刷子工業株式会社取締役社長をなし、他に、八尾商工会議所会頭を筆頭に、種々の肩書を持つ人ではある。昭和二十五年四月には、高松宮様のお成りを頂きしとか。因に憲二氏は、先の奈良一心堂小島菊太郎氏の実弟にして、松永家に養子となつたのである。

一方、清丸氏の弟彰軒氏の一生は変転極まりなきものであつた。即ち彰軒氏は、小学校もずつと首席を続け、大望を抱いて奈良の英和学校（現在新温泉のある処）に学び、次いで奈良にて十年程製氷業を営んだ。それから約八年間、奈良木辻の瓦堂にて、千翠楼と称し席貸屋を営み大いに繁昌せし由である。然しこれも自由廃業の浮目にあつて倒れ、今度は十年程大阪に出て川魚屋を開業せしも、此の頃より漸次眼が見えなくなつて行つた。依つて京都の盲哑学校に入り其処を卒業、奈良に戻つて針医者を開業せんとすも病氣になり、彰軒氏の実姉あさ江さん（益美氏の長女）の長男松田益造氏に道を聞き、東海部属である奈良の明東分教会の伊勢氏を招き全快、其の後夫婦して教会のおつとめにも通つた。然し、奈良に於ける子無しの老夫婦の生活は、みじめであつた。昭和十九年、老妻と死別せし彰軒氏は、前記松田益造氏方（京都市左京区岡崎南御所町四〇番地、天理教布教所）に引きとられることになり、同二十年頃から再び半ば失明、同二十五年四月以来中風にて臥床、私の同氏を訪ねたのは、同二十五年十一月二十九日、日

もすがら寒々と冷雨の降る日であつた。彰軒氏は、長し病いの床にあるとは云え、白髪の大柄な何処となく上品な顔立ではあつた。同氏は、もつれた口の中からあえぎ乍らも一生懸命に繰り返し／＼先の話を私に話して下された。同氏は間もなく、即ち翌昭和二十六年六月、教えどし七十六才で以て忽然と出直して行つたのである。

彰軒氏のことを ふと私の耳にしたのは、昭和二十五年十一月半ば、奈良の小島氏の上級である城法部属筆尾分教会長植村喜三郎氏の口からであつた。何はともあれ早速事實を調査することとした。此の一文は、昭和二十五年十一月二十九日、京都の彰軒氏と、八尾市の松永氏宅を、同年十二月七日、再び八尾市の松永氏宅を、翌二十六年一月二十九日、十一月二十九日、奈良市の小島菊太郎氏宅を訪問 漸やく纏めさせて頂いたものである。

思えば、御歳まさに九十歳にお近くあらせられた教祖様の御たび重なる御苦勞の御程をしみ／＼とお偲び申し上げつゝ、一文の題名を //教祖様の奈良監獄御苦勞余聞//とさして頂いた次第である。

尙最後に 此の上三条町の家は、松田家としては、益美氏の没年頃迄居住、其の後永い間他人の住居となり居たりしも、後、松永家ひいては松田家と縁者となりし小島家が、偶然にも昭和九年より此の家に居住、今日に至つて居ることを附記す。



復元第十八號正誤表			
頁	行	正	誤
一一	四	七十一才	七十一才
二二	四	後藤三敬	後藤三
二四	一五	吉川	後藤三 浅田

- 復元刊行の目的は、教義や史料に関する研究乃至調査の素材を纏め他日の集大成を期するにありませう。
- この目的を達成せんが爲、広く諸賢の御教筆を御贈します。御筆者には掲載号五部と爾後一ヶ年毎号二部宛無料贈呈致します。
- 復元は一般に発賣せず、贊助の意味で御希望の方は申込書に記入の上々年約二百円、半ヶ年約一百円、一部約五十、六十円の割で助産費負擔にて御申込下さい。即送勃の郵は基幹部御通知申上げます。
- 「おぼはニ於ケル連絡先」は必ず記入下さい。途中の事故を慮る上から本誌は郵送せず、その連絡先の指定受取人にお届け致します。
- 第二十号発行予定昭和二十七年五月申。

## 復元申込書

自第 號以上贊助費金 圓也

右申込候也

昭和 年 月 日

現住所

直屬教会名 氏名

捺印

おぼはニ於ケル連絡先

住所

指定受取人

## 領收證

復元自第 號贊助費金 圓也

右正ニ御預リ申候也

昭和 年 月 日

奈良県丹波市町

天理教教義及史料集成部

殿

## 編輯後記

本号には、眞柱様の御論文、深谷氏の論文、上村氏の聞書と、論文二篇、聞書一篇、計三篇を輯録して頂く事が出来ました。

眞柱様の御論文は、本教信仰の根本であり、立脚点である処の、教祖様は月日のやしろに坐す、と云う信仰を原典によつて、綿密に御説き下されたものです。従つて、教典の理解はもとより、本教教義の根本を了解させて頂く上に、せひ熟読させて頂きたいと存じます。

深谷氏の論文は、おちばで開催された第十一回日本宗教学会に於て、同氏が、要点を研究発表されたものの全文です。この学会は、毎二年に一回ずつ開かれて居るのですが、今度初めて、おちばで、而も、三笠宮殿下の御列席を頂いて、未曾有の盛会裡に挙行されました。そして、本教関係からの研究発表は、実に、五名の多数に上りました。その中の一つです。

上村氏の聞書は、教祖様の御苦勞に關連したもので、短いものですか、その中にあり／＼と当時の面影の偲ばれるものです。皆様の御愛読を願います。

(Y・U)

昭和二十七年四月十日印刷  
昭和二十七年四月十八日發行

代 勝 写

奈良縣丹波市町三島

編輯兼 發行人 上 田 嘉 成

奈良縣丹波市町三島

發行所 天理教教義及  
史料集成部

奈良縣丹波市町川原城

印刷所 天理時報社

奈良縣丹波市町川原城

印刷者 岡 島 善 次

# 元 復

第 貳 拾 號

昭和二十七年五月

---

上  
田  
嘉  
成

教  
祖  
存  
命  
の  
理

.....  
一

---

天 理 教 教 義 及 史 料 集 成 部

復  
元

第貳拾號

# 教祖存命の理

上  
田  
嘉  
成

## 目次

- 第一節 史 実
- 第二節 親神の啓示者
- 第三節 月日のやしろ
- 第四節 を や
- 第五節 「おふでさぎ」に於ける「をや」の用語例
- 第六節 「天理王令」の御理と、「教祖」の御理
- 第七節 魂のしんねん、道具衆の出生
- 第八節 扉 開 いて
- 第九節 「おさしづ」に於ける「教祖」と云う言葉の用語例
- 第十節 「おさしづ」に於ける「ひながた」と云う言葉の用語例の表

教祖存命の理

## 第一節 史 實

天理教は、天保九年十月廿六日、教祖中山みき様によつて創始せられた。教祖は、寛政十年四月十八日、奈良県山辺郡朝和村三味田に於て前川半七正信を父とし、同きぬを母として出生せられた。

十三才にして、同郡庄屋敷村なる中山善兵衛に嫁し、廿四才にして、長男秀司 つゝいて、女兒五を奉げられた。

天保九年十月廿六日、親神、天理王命の神旨によつて、「月日のやしろ」と定り給ひ、爾後五十年の長きに互つて布教弘道の努力を重ね、明治二十年陰曆正月廿六日、九十才を以て帰幽せられた。而し、御魂は、いづく迄も生きて元の屋敷に留り、世界たすけのために働き下されて居る、之を教祖存命の理と言う。

## 第二節 親神の啓示者

之を文獻について見るに「おふでさき」の初の部分、即ち第一号乃至第六号の中頃に於ては、先ず親神を神と述べては、「この世を初めた神」「この世の人間初め元の神」「元持らえた神」「眞実の神」と形容して、余他の神々と区別すると共に、教祖の口を通じて、又、筆を通して、この「元の神」「実の神」が、その思召を説き給うて居る。「おふでさき」に於ける「神」なる言葉の用例は二百廿五回である。

「神」を以て、親神様を現わして居られる場合も、この親神様が直きく教を説き給うて居るのであつて、例えば次の如くである。

このたびハ神がをもしあらはれて なにかしきをとてきかする 一 3

たんくくと神のゆふ事きしてくれ あしきのことハさらにゆへんで 一 59

なに事も神のする事ゆう事や そばにしんハいかける事なし 六 2

即ち、教祖様の口を通して、親神様が語り且つ記されて居る。教祖様のお言葉は、そのまま親神様のお言葉である。特に 親神様と教祖様の関係を詳述して居られる箇所は未だ見受けられぬ。

### 第三節 月日のやしる

「おふでさき」の第六号に入るに及んで、「真実の神」を「月日」と教えられて居る。この事は現真柱様の著「神、月日、をやに就て」に明かである。

そして、「神」から、「月日」への連繫点を示すものは、第六号の50である。

このよふのしんぢつの神月日なり あとなるわみなどふくなるそや 六 50

こうして、親神様の御理を「月日」と教え給うと共に 教祖様を「月日のやしる」と仰せられて居る。

そして、その証拠として赤衣を着、人々の目に示して、教祖様の神格者たる所以を宣示せられた。この事は六号の55乃至63に明かである。

このよふをはぢめだしたるやしきなり になけんはじめものをやなり 六 55

月日よりそれをみすましあまくだり なにかよろづをしらしたいから 六 56

しんぢつに月日の心をもうにわ めへくのやしるもろた事なら 六 57

それよりもぢうよぢざいにいつなりと をもうまゝなるはなしゝよもの 六 58

しまゝでも月日のやしろしいかりと もろてあれどもいづみいたなり 六 59

このたびハたしかをもていあらハれて なにかよろつをみなゆてきかす 六 60

しまゝでハみすのうぢらにいたるから なによの事もみへてなければど 六 61

このたびハあかいところいでたるから とのよな事もすぐに見ゑるて 六 62

このあかきものをなんとをもうてる なかに月日がこもりいるそや 六 63

更に 九号の、1乃至8に互つて、別間を命じて居られる。更に別火、別鍋と云う事もお命じになつて居るが、之皆、教祖様が、普通人に非ずして、親神様のやしろに坐す所以を明かに 教えんとの思召からである。

同じく「月日のやしろ」については、第十一号にも、

月日よりやしろとなるのむなさきの つかゑてあるをなんとをもうぞ 十一 41

このつかへ人なみなるとをもうなよ 月日の心まことしんぢい 十一 42

と仰せられて居る。

そして、この「月日のやしろ」の意義について、最も鮮かに 判然と、お教え下さつて居る処は十二号の67乃至70である。

しまなるの月日のをもう事なるわ くちわにんけん心月日や 十二 67

しかときけくち八月日がみなかりて 心八月日みなかしてゐる 十二 68

こればかりうらみあるならとのよふな 事も月日かみなかやすてな 十二 69

どのよふな事をゆうのもみな月日 になけん心さらにまげんで 十二 70

この意味は、教祖様のお姿は人間の姿であるが、そのお心は全く親神様のお心であり 従つて、教祖様のお口は、普通人間の口と形は異らなすが、このお口を通して話されるものは、悉く親神様のお言葉であり 従つて又、教祖様の筆を通して啓示されるもの、行いによつて、示されるもの、即ち、その一挙手一投足、悉く親神様の思召によらぬはないと云う事である。

このように 「月日のやしる」に坐す意味を、明かに示すと共に 教祖様の言動には、人間思案は些かも混じて居らぬと云う事を、度々繰返えして念を押して居られる。

七の52乃至56、八9 10、同23 24、同49 50、同72、九1乃至4、十73乃至76、同78、十一10乃至12、同73 74、十二21、十二64 65、同83、同107 108、等皆然りである。

右の例示として、第七号52乃至56のお歌を次に誌るさして頂くと、

とのよふな事をゆうのものにんけんの 心でわな月日こゝろや 七 52

いままでハなをゆうてもにんけんの こゝろがまぢるよふにをもふて 七 53

しかときけこれから心いれかへて になけん心あるとをもうな 七 54

しまゝでハをなじにんけんなるよふに　　をもしるからなにもハからん　　七五  
 これからハなにをゆうにもなす事も　　にんけんなるとさらにをもうな　　七五

同様の事は、第十四号以後にもあるのであつて、十五<sub>3</sub>、4などは正しくその適例である。

#### 第四節を　　や

教祖様の御魂は、この世初りの時、一列人間の母親として、三度まで宿し込みと、産み出しの御苦勞を為し下された御因縁の御魂である。この事は、「おふでさき」第六号乃至第十号の中に於て、「をや」なる言葉で現されて居る。

即ち、第六号乃至第十四号は、親神様を「月日」と表現して居られる部分であるが、その中に於て、既に「をや」なる言葉は、屢々出て来るのであつて、之等の号に於ては、「をや」と云う言葉を以て、「教祖」を指して居られる。

そして、第十四号以後に於ては、第六号乃至第十号に於て、人間創造の母親を表現され、乃至は「月日のやしろ」たる教祖様を表現されて居た「をや」なる語を以て、直ちに「親神、天理王命」を表現して居られる。

かくの如くして、「をや」なる語は、先ず教祖様を指し、續いて、親神様を指し、親神様を表現すると共に教祖様を意味するに到り　こゝに於て、「親神、天理王命」の理と、「教祖」の理は、全く一つである

事を教えられて居る。

即ち、「別席咄」に 或は、十四年本、十六年本の「元初りの話」に 天から教祖に 天理王命と神名を授けようと思召されたが、人に神名をつける事は、世間の妬みもあるからとて、屋敷は元のいんねんあり 天理の宿る靈地であるから、末代の地名に 天理王命と名をお授けになつた、と云う意味の条りがある。その淵源は、実に「おふでさき」に在ると言つて宜からう。即ち、言葉を換えて言えば、教祖中山みき様こそ、人間世界に直きく現れ給うた親神様の御姿である。以下、右の用語例を列記すると、まず第六号の5556に出て来る。但し之は前出であるから、直に次の第七号に入ると、

どのよふなたすけするのもしんちつ **まや**がゐるからみなひきうける 七 101

この事をこれをまことにをもうなら まことしんぢつ心したいや 七 102

こゝに 「真実の親」とは、之は、教祖様を指して仰せられて居るのであつて、人間創造の母親の魂のいんねんある教祖様が坐せばこそ、この教祖様をやしるとして、親神、天理王命が表へ現れ給ひ 如何なる救けも皆引受けると仰せられて居る。

**にんけんをはじめたしたるこのをやハ** そんなゑでゐるこれがまことや 八 37

このはなしこれをまことにをもうもの どこのものでもさらにあるまい 八 38

このよふななし事ばかりゆうのハな これがしんぢつみなまことやで 八 39

しまゝでもななしせかをしをばはじめたハ しらぬ事をばをしゑはじめて 八 40

この意味は、人間創造の母親の魂は 現に「教祖中山みき様」として、生きてこの世に現れて居る。之は、人間思案では、なかりく了解のつかぬ事ではあるうが、之こそたすけ一条の根本たる眞実であると、仰せられて居る。

こゝに「そんめゑ」とは、存命であつて、本教原典に於て、存命なる文字の現れて来る初であり 而も、「おふでき」中に於ける唯一の用例である。

明治十六年本に

「此世に 神や仏と云ふて拝みして居れど、皆、人間が紙や金や木を以て拵へた物斗りなる故に どうも紙や金や木の中へは、神が入込むことは出来ずもの、人間では皆、神が入込んで何の守護もする故に 人間に優れた神がなし事なり。

此度は、天輪王之命と名を授け給ふは、当年八拾六歳になる中山のみき。」とあるのは、全く、こゝの事である。

とのよふなたすけとゆうもしんちつの **まや**がゐるから月日ゆうのや 八46

この月日もとなるぢばや元なるの しんねんあるでちうよぢさゝを 八47

即ち、親神様が、この度、元のぢばに現れて万ずしさを説き、自由自在のたすけを現されるのは、全くこゝに元初りの親のしんねんある教祖様が坐すからであると仰せられて居る。

次に 第八号の72乃至80には、

しかときけをなじにんけんなるよふに をもてゐるのハこれハちがうで 八72

どのよふな事をふしへてかゝるのも **もとなるをや**てなくばいかにで 八73

いまゝてもなにをふしへてきたるのも みなこのどふりはじめかけたで 八74

**にんけんをはじめたをや**がも一にん どこにあるならたつねいてみよ 八75

このよふなしらぬ事をばたんくと ゆうていれどもこれがまことや 八76

にち／＼にしらぬ事をやなし事を これをしへるが月日たのしみ 八77

このよふの**にんけんはじめをや**なるに 天のあたゑあるときけども 八78

このはなしなにの事やら一寸しれん 月日ぢきもつやるとゆうのや 八79

このはなしどふゆう事であるをなら かんろふたいにひらばちをのせ 八80

とあつて、この「をや」とは、人間創造の親、即ち元初りに母親とおなり下された魂の、御しんねんあり、「元の神」たる「親神、天理王命」のやしるに坐す、教祖中山みき様その人を、お指しになつて居る事を知る。

又、第九号に入つては、

しらするもなにしらするとをもうかな **もとなるをや**をたしかしらする 九26

又、

いまゝでになしたすけをばするからハ もとをしらさん事にをいてわ 九29

いまゝでもしらぬ事をばをしへるハ **もとなるをや**ふたしかしらする 九30

**元なるのを**ふたしかにしりたなら とんな事でもみなひきうける 九31

又、

ぢきもつをたれにあたへる事ならば　このよはじめたまやにわたする　九六

天よりにあたへをもらうそのまやの　心をたれかしりたものなし　九六二

月日よりたしかに心みさだめて　それよりハたすぢきもつの事　九六三

月日にハこれをハたしてをいたなら　あとハまやより心したいに　九六四

等と、「この世初た親」「元なる親」等の言葉によつて、母親の魂のいんねんある教祖様を指し、元のぢばにこの教祖様の坐せばこそ、親神様は、この度、世界救けのだめの教を創始し、元の理即ち創世の理によつて、自由自在の守護を現わすと、教えられて居る。

以上、第十四号の中頃以前に於ては、「をや」と云う言葉によつて、殆ど総てが、教祖様を指して居る。さて、

「おふでさき」に於て、「をや」なる語は、七十二例あるが、その用例を分類すると、

- 1、教祖様を指す場合
- 2、親神様を指す場合
- 3 甘露台を指す場合
- 4、天地を指す場合
- 5、人間社会での親を指す場合

と、種々ある。而し、その大多教は 1 及 2 であつて、3、4 は各一例、5 は 二例あるのみ。

その中、第一の用例は、主として第十四号以前に多く、第二の用例は、第十四号中頃以後に多く、而も、結論として、第一と第二の用例は、渾然として一つの理に治る。即ち、第十四号の、

しまゝで八月日とゆうてといたれど　もふけふからへなましかゑるで　十四29

と仰せられて以後は、「をや」を以て、直に天理王命を指されて居るが、而も、此の「をや」と云う文字は、或は「親神」を指し、或は「親神」と、「教祖」を意味し、乃至は「教祖」と「親神」を同時に意味しつゝ、依然として、「教祖」に対する含みを断たない。この趣きの明かに伺われる用例をあげると、

このつとめをやがなに事ゆうたど　とんな事でもそむきなぎよふ　十五86

のみならず、「をや」を以て単に　教祖様を指されて居ると見受けられる趣の濃い用例は第十四号以後にも見受けられる。例えば、

月日よりないにんけんやないせかり　はじめかけたるをやであるぞや　十六53

の如きはその一例である。

以上を以て、之を結べば、「おふでさき」に於ては、「をや」なる言葉を以て先ず、教祖様を表わし（第六号乃至第十号）後第十四号中頃以降之を以て、専ら親神様を現されるに到つても、親神を現すと同時に教祖を指して居られる用例を見出すのであつて、結局、「をや」と云う言葉によつて、「親神、天理王命」の御理と、「教祖」の御理は、一つである事をお教え下されて居ると拝する。

更に進んで、「おふでさき」に於ける、「をや」なる言葉の意味内容の分類の全般に互つて、考察さして頂きたいと思う。

「おふでさき」の中の「をや」と云う文字は、先ず「人間社会での親」と云う意味で現れて来る。

6、人間社会に於ける親

三例

一 61、331、331

次には、主として、教祖様を指した用例が、その中にどう考えても親神様と思われる用例を混じつて現れて来る。但し、第七号から、第十四号にかけては、何と云つても、次の場合が絶対に多く、尙又、この用例は第十六号辺にも見受けられる。

① 教祖様を指す場合

十五例

六 55、七 101、八 37 46 65 73 75 78、九 26 30 31 61 62 64、十六 53

この用例の終り方、第二の用例に先立つて、第十号の中に各々一例づつではあるが、月日、甘露台、及天地を指す用例が出て来る。

③ 月日を指す場合

一例

六 102

④ 甘露台を指す場合

一例

十 22

⑤ 天地を指す場合

一例

十 54

そして、第十四号以降は、「月日」に代つて「をや」と云う言葉が「親神、天理王命」を指す言葉として専ら用いられて居るが、この用例、即ち、第二の用例は、その以前からも、些か散見して居る事に気付く。

② 親神様を指す場合

三十九例

四 79、六 30 十四 31 32 38 44 47 53 54 59 67 71 74 75 76 77 78 79 84 88 90、

十五 2 8 10 11 18 27 33 36 37 38 60 61 62 66 67 76、十六 4、49

そして、第十四号以降に於ては、第一と第二の用例を兼ねるもの、即ち、

①、②、親神様を指すと同時に教祖様を指すと考えられる場合 十二例

十 102、十四 35 37 52 56 60 64 86、十五 9 30 78 86

以上、1、2、及、1 2、兼ねる場合を合算すれば、六十六例であつて、全用例の 93%をしめるのみならず、この三つの用例は、相互に区別する事は困難であるときえ思われ、それが又、当然であると思われ。何となれば、教祖様は「月日のやしろ」で坐し、又、抑々お生れ以来、普通の人間ではなく、神様の御魂の御いんねんのお方である。そして、「いざなみのみこと」と云う神名は、「み」に「かめ」を仕込み、日様の心がお入込みになつたもの、即ち、親神様の苗代の御守護の理に授けられた神名である事を思う時、親神様の御理と、教祖の御理とは不可分離なのが当然であると言ふべきであらう。

又、親神様の創造の御理を形の上に現して、元の「ぢば」に建てられる甘露台、親神、天理王命の神名を授けられた「ぢば」の地点を明示する甘露台、教祖存命の理の坐す元のやしきに在つて、一列人間の親里たる「ぢば」を明示する甘露台を、「をや」とお呼びになつて居るのも、月日の理を受けて、人間を生み、人間を育てられる「天地」を「をや」と呼んで居られるのも、極めて自然であると思われる。

こう見てくると、天理王命 教祖を一つの言葉によつて現わし、更に又、その理の鎮ります「ぢば」を示す甘露合をも、更に又天地をも含んで、一つの言葉で現わして居るものは、「をや」であると言う事が出来よう。

### 第五節 「おふでさき」に於ける「をや」の用語例

「おふでさき」には「をや」と云う言葉は、七十二例あつて、その意味内容の種別は大略前項に述べた如くである。本節には、前節と同じ対象について、更に綿密に考察を進めたいと思う。

即ち、更に詳しく用語例によつて之を細別すると、

- 1、単独に、「をや」と云う文字の用いられたもの 十九例
  - 2、「をや」の上に 形容詞又は形容句のついたもの 十八例
  - 3 「をや」の下に、名詞又は動詞、接続詞、助詞等のついたもの 三十一例
  - 4、「をや」の上下に 名詞、接続詞等のついたもの 二例
  - 5、「をやく」と重ねて用いられたもの 二例（つゞいて居るからつまり一例）
- の、五つに分類する事が出来る。

次に この各項について、更に考察を進めたい。

①「をや」と云う言葉が単独で用いられた例

十九例

一 61、四 79、八 65、九 62 64、十 102、十四 31 38 60 64 71 76 84 88、十五 8 11、十五 60 78 86

右の十九例を、その意味内容によつて、分類すると、

1、人間の親を指して居られる場合 一例 一 61

2、人間の親を指す言葉によつて「親神」を指して居られる場合 一例 四 79

3、「月日」を指し、同時に「教祖」を指して居られる場合 一例 八 65

4、「教祖」を指して居られる場合 二例 九 62 64

5、「親神」を指すと同時に「教祖」を指して居られる場合 五例 十 102

十四 60 64 十五 78 86

6、「親神」を指して居られる場合 八例 十四 31 38

71 76 84 88、十五 8 11

1、人間の親を指して居られる場合

しやんせよ**まや**がいかほどもふても 神のてばなれこれハかなハん 一 61

之と同じ用例は三 31 にもある。

2、人間の親を指す言葉によつて「親神」を指して居られる場合

せかしぢう神のたあにハみなわがこ 一れつハみな**まや**とをもゑよ 四 79

この場合は、結果から言つて、「親神」を指して居られる。而も十四31の如く、先ず宣言して置いて、この「をや」を以て、「親神」を現して居られるのではない。「おふでさき」中では、この前には、また一61、三31の前例があるばかり、而もその両方とも、人間の親を指して居る用例である。その「をや」の言葉をそのまゝ、こゝに持つて来て、世界中の人間は、親神にとつては子供であるから、人間達は「親神」を視る事、恰も各人が家庭に於て、各自の親を視るが如くせよ、と仰せられて居る。従つて、之は、1と7の用例の連繋点を為すものである。

3、「月日」を指し、同時に「教祖」を指して居られる場合

それしらず**をや**のする事さしとめて またとりはろてこれへいかゞぞ 八65

この歌の前に 八64の中に「月日のたあにみなわがこ」とあるから、こゝの「をや」は、先ず「月日」を指す。而も、「する事」とは当然「月日のやしろ」たる教祖様の為され事である。従つて、實質的に「教祖」を指して居ると言えよう。

4、「教祖」を指して居られる場合

天よりにあたへをもらうその**をや**の 心をたれかしりたものなし 九62

月日にハこれをハたしてをいたなら あとハ**をや**より心したしい 九64

この「をや」は、その前歌に「このよはじめたをや」とて、この世人間創造の母親の御魂のしんねん

ある「教祖」を指して居られるのを受けて居るのであるから、同じく「教祖」を指す。

5、「親神」を指すと同時に「教祖」を指して居られる場合

心よりしんぢつハかりすみきりて      とな事でもまやにもたれる

十  
102

これさしかはぢめかけたる事ならば      となものでもまやにもたれる

十四  
60

あすからハまやが一はなでるほとに      とな事てもかやしゝてやる

十四  
64

けふの日ハまやがなに事ゆうたとて      どんな事でもそむきなきよふ

十五  
78

このつとめまやがなに事ゆうたとて      とな事てもそむきなきよふ

十五  
86

この五例は、何れも、「親神」と「教祖」とを、双方同時に指す用例であるが、而も十102は、十四29の宣言以前に現れて居る用例であつて、先ず「教祖」であり、然る後に、よく考えれば、「教祖」は、「月日のやしろ」であり、結局、「親神」に凭れる事になる。

十四60は、十四29の宣言以後である。従つて、「をや」とは、「月日」に代る文字であり、「親神」の御理は、地上の月日たる教祖中山みき様によつて顯示されて居る。従つて、第一次的に「親神」に凭れる事は、従つて、又、同時に「教祖」に凭れる事である。

更に 十四64、十五78、十五86に進んでは、「をや」とは即ち「親神」である。而も、地上の月日たる「教祖中山みき様」によつて人々の目に顯示せられて居る、「親神」である。即ち、「をや」なる一語は直ちに「親神」を現わし、この「親神」とは、即ち「教祖」である。その二つの理は一つであつて、その間、前

後なく 間隙も亦認められなし。渾然一体として、「をや」即「親神」即「教祖」である。

6、「親神」を指して居られる場合

これからわまやがかはりてまゝにする	これそむいたらすぐにかやすで	十四 31
これからわどんなどころのしけんでも	まやがでゝいるうける事なし	十四 38
これからハめゑめになにもゆハしでも	まやが入こみゆうてかゝるで	十四 71
それゆへにまやがたしなり入こんで	とんな事をばするやしれんで	十四 76
このみちハくれゝたのみをくほとに	まやがひきうけあんぢなしぞや	十四 84
このたびハどんなものでもかなハんで	ゆう心ならまやがしりぞく	十四 88
いかほどにせつない事がありてもな	まやがふんばるしよちしてしよ	十五 8
しまゝでも四十三ねんせんから	まやがあらハればはじめかけたで	十五 11

これ等の八つの用例にては、「をや」の文字で、いづれも、眞実にこの世界を支配し給う全能の「親神」を表わして居られる。従つて、之に次いで、「教祖」と云う意味の含みを持つて来るのも当然であるが、特に 十四 38、十四 84、十四 88等には、「教祖」として、顯れ給うて居る「親神」と云う意味が、顯る鮮明に感じられる。

そして、この第一項の十九例について感じられる事は、この用例が、第一号に初めて現れ、第十五号に

了つて居る間に 先ず、第一号には、人間の親と云う意味にて現れ、第四号では、之の意味を引きながら、「親神」に關連し、第八、第九号では専ら「教祖」を意味し、第十号及第十四、第十五号の若干では、「親神」と「教祖」の双方を意味しつゝ、第十四、第十五号に於て、明かに「親神」の意味を、表わして結びとなつて居る事である。この事は、「をや」と言う言葉が、「人間の親」「教祖」「親神」と次第に淵源に遡つて、遂に元の親、即ち、親神、天理王命の御理に 帰結して居る事を知る。従つて、この展開から概言するならば、「をや」と云う言葉の究局の真意は、「親神」と云う点にある事を予め感じる。

②「をや」の上に 形容詞、又は形容句のつした用例

十九例

その用例、及意味内容及所在を示せば、

もとはぢまりのをや	六 30	親 神
にんけんはじめものをや	六 55	教 祖
このよふのしんぢつのをや	六 102	月 日
しんぢつのをや	七 101、 八 46	教 祖
にんけんをはじめたしたるこのをや	八 37	教 祖
もとなるをや	八 73、 九 26 30	教 祖
にんけんをはじめたをや	八 75	教 祖

このよふのにんけんはじめをや

八七 教祖

元なるのをや

九三 教祖

このよはじめたをや

九六 教祖

にしほんのをや

一〇二 甘露台

ぢつのをや

一〇四 天地

このよふをはしめたをや

一〇五 親神

このよふをはじめたをや

一〇六 親神

にんけんをはじめかけたるをや

一〇七 親神

月日よりなににんけんやなせかはじめかけたるをや

一〇八 教祖

以上、十九例をその意味内容毎に計えて、列記すると、

1、親神様を指す場合	四例	六三〇、一五六〇、一五六一、一五六四
2、教祖様を指す場合	十二例	六五五、七〇一、八三七、四七三、七五七、九二六、三〇三、六一、一六五三
3、月日を指す場合	一例	六二〇二
4、甘露台を指す場合	一例	一〇二
5、天地を指す場合	一例	一〇四

こゝで、特に気付く事は、「をや」を以て「教祖」を指す場合には、その上に形容詞句のついて居る場合が多い事であつて、「をや」の上に 形容詞句のついた用例十九の中の十二例、即ち、実に63%強を占めて居る事を知る。之を単に「をや」を以て「教祖」を指す用例の僅少なものと比べて、興味深いものがある。又、甘露台、天地等を指す場合は、何れも特例であるが、この場合に形容詞句のついて居るのは当然と言えよう。

### 1、親神様を指す場合

このつとめ十人になぢうそのなかに	もとはぢまりのをやがゐるなり	六三〇
たん／＼とよふぼくにてハこのよふを	はしめたをやがみな入こむで	一五六〇
このよふをはじめたをやか入こめば	どんな事をばするやしれんで	一五六一
このたびのかぐらとゆうハにんけんを	はじめかけたるをやであるぞや	一六六四

六三〇と、一六六四を対照する時、「元初りの親」とは、「月日」なりと感じられる。何となれば、十人の人衆が、十柱神を現わし、「親神」の御理を具現する所以は、「月日」坐せばこそである。かゝるが故に六三〇は、一四二九の御宣言以前にあつて、而も、明かに「親神」を指すものと解せられる。

2、教祖様を指す場合

このよふをはぢめだしたるやしきなり	にんけんはじめもとのまやなり	六五
どのよふなたすけするのもしんちつ	まやがいるからみなひきうける	七101
にんけんをはじめたしたるこのまやハ	そんなゑでいるこれがまことや	八37
とのよふなたすけとゆうもしんちつ	まやがいるから月日ゆうのや	八46
どのよふな事をふしへてかゝるのも	もとなるまやてなくばいかに	八73
にんけんをはじめたまやがも一にん	どこにあるならたつねしてみよ	八75
このよふのにんけんはじめまやなるに	天のあたゑハあるときけども	八78
しらするもなにしらするとをもうかな	もとなるまやをたしかしらする	九26
いまゝでもしらする事をばをしへるハ	もとなるまやふたしかしらする	九30
元なるのまやふたしかにしりたなら	とんな事でもみなひきうける	九31
ぢきもつをたれにあたへる事ならば	このよはじめたまやにわたする	九61
月日よりないにんけんやないせかい	はじめかけたるまやであるぞや	十六53

右の十二例中の「をや」は、いずれも「教祖」を指すものであるが、而もそれは、普通の人間としてではなく、母親の魂の御いんねんある「教祖」であり、「月日のやしる」に坐す「教祖」である。従つて、その中に、「親神」の響を含んで来る。その趣きは、特に八73、九26 30 31等の用例に於て感じられる。

之を以て見れば、「親神」の御理を、明かに宣言して、「をや」なる言葉で現されたのは第十四号31以後であるが、既に、その意味は、早くから、「教祖」を現わす「をや」の中に幾分含まれて居る事を知る。

### 3 月日を指す場合

このよふのしんぢつのまや月日なり 　なにかよるづのしゆこするぞや 　六  
102

「この世の真実の親」は、こゝでは、正しく「月日」を指して居られる。而も、「親神」と「教祖」の何れの意味を含むかと云えば、「親神、天理王命」の意を含む言葉であるとの感じを、受ける。

### 4、甘露台を指す場合

このたいをどふゆう事にをもうかな 　これにいほんのまやであるぞや 　十  
22

「にいほん」とは、月日が人間を創造せられた「ぢば」の在る所である。従つて、「にいほんのまや」とは、「ぢば」に据えて親神の創造の御理を現わすもの之意と解せられる。

即ち、こゝに「をや」とは、第一次的には、甘露台を指しつゝ、而も究極に於て「親神様の御理」を指して居る。こゝに「にいほんの」と形容詞のついて居るのは、月日親神が、人間を創造せられた「ぢば」

に据えられて、と云う意味であるから、こゝにも亦、「ぢば」を離れて甘露台は無いと云う事を明示されて居るのを知る。

5、天地を指す場合

このよぶのぢしと天とへちつのみや      それよりでけたにんけんである      十54

この場合「ぢつのをや」は、第一次的には、天地を指すが、究極に於ては、親神、天理王命を指して居ると云うべきである。即ち、天地は、親神、天理王命の理を享けて居るものであつて、この「親神」の懐に於て、人間はこの世に生を享けて生れて来る。

こう見てくると、間接的に「親神」を指す、乃至は、「親神」の意を含むものは、合計七例に達し、直接、第一次的に「親神」を指す四例と通計すれば、十九例中の十一例となる。

③「をや」の下に 名詞、接続詞、動詞等のついた用例      卅一例

その用語例を次に別記すると、

をやのさねん

をやのしやん	十四 35
をやのさんねん	十四 37 75、十五 76、十六 49
をやのざんねん	十五 2 18 38
をやのさしす	十四 44
をやのをもふう事	十四 47
をやのたあにハ	十四 52 53 78
をやがたのみ	十四 56
をやの心	十四 59
をやのはたらき	十四 67
をやのしけん	十四 74
をやのうけやし	十四 86 90、十五 62
をやのゆう事	十五 9 30
をやがはたらき	十五 10 36
をやのたのみ	十五 27
をやのめに	十五 33 66 67
をやのからた	十五 37

右の三十一例について見ると、特に気付くのは、「をや」の下に文字の付いたものの中、親神様を指す用

例は、専ら第十四、十五、十六号の間に限られて居ると云う事である。

そして、之を分類すると、

1、親神様を指す場合

廿四例

十四 32 75 77、十五 2 18 38、十五 76、十六 49、十四 44 47、十四 53 78、十  
四 59 67 74 90、十五 62 10 36 27 33 66 67 37、

2、親神様と教祖様を指す場合

四例

十四 35 52 56、十五 30

3 教祖様と親神様を指す場合

三例

十四 37 86、十五 9

4、教祖様を指す場合

ナシ

この第三種例、即ち「をや」の後に字句のつしたものは悉く、十四号以下十六号迄に限られ、而も十四  
29に於て、明かに「月日」との置換を宣言して居られるのであるから、悉く「親神」を指して居る事は  
間違いない。

而も、細かく見れば、それは、「親神のやしろ」たる「教祖」と、一体たる「親神」であつて、「教祖」  
を全く離して考ふる事のできない「をや」である事を、認めねばなるまい。

即ち、1、2、3と分類して、強いて、2、3を作つた所以であり、而も、この1の中に於てすら、「教  
祖」と言う含みは常に伴うて居る。

1、親神様を指す場合

けふまでも <b>まやのさねん</b> とゆうものわ	一寸の事でわなしとをもゑよ	十四 32
くちさきでなんぼしんぢつゆうたとて	きゝわけがなし <b>まやのさんねん</b>	十四 75
とのよふなせつない事がありてもな	やましでわなし <b>まやのさねんや</b>	十四 77
もふけふわなんでもかてもゆうほごに	<b>まやのさんねん</b> これをもてくれ	十五 2
けふの日へなにをゆうやらしれんでな	<b>まやのさんねん</b> みなあらわすで	十五 18
しまゝての <b>まやのさんねん</b> しらしたさ	そこでこのたびみなしてみせる	十五 38
なに事をたのんだとでもたれにても	きゝわけがなし <b>まやのさんねん</b>	十五 76
いかほとにくどしたとでもたれにても	きゝわけがなし <b>まやのさんねん</b>	十六 49

「親の残念」は、以上の外に十四 37を加えて、合計九例ある。右の中、十四 75、十五 76、十六 49等は、「言  
い」「頼み」「口説いて」て居られるのは、現実には、月日のやしろたる教祖様である。而も下の句に出て  
来る「親の残念」の「親」は、教祖様の人間としての残念と云う訳ではなく、正に親神様の親心のもどか  
しさであるから、この四例の「親」は、第一次的には親神様を指す事明かである。而も、教祖様への含み  
を持つ。

その他の五例は、単に 親神様のもどかしさを指す。

親の指図

このさぎへとのよな事をゆへられても

まやのさしすやさらにうけんて

十四 44

右は、親神様のお指図の意。

親の思う事

これからハまやのをもふう事はかり

一事ゆゑばこれちがわんで

十四 47

右は、親神様の思召の意。

親の爲は

このせかい高山にてもたにそこも

まやのたにわこ供はかりや

十四 53

このはなしどこの事ともゆへんてな

まやのたあにわみなわがこやで

十四 78

右は、「親神」にとつては、の意。

「親の爲には」の用例には 尙十四 52あり (2)に廻す。

親のし

それからハまやの心がしきみで

どんな事でもはじめかけるで

十四 59

明瞭に 親神様の御心である。

親の働き

このはなしなにの事やらしろまいな

まやのはたらきみなゆうてをけ

十四 67

親神様のお働きを予め言うて置けの音。

親の意見

とのよふな事がありてもあんちなよ  
なにかよるすわまやのいけんや  
親神様の御意見の音。  
十四 74

親の賛合

なにかもはやくつとめのしこしらへ  
をやのうけやいこわみないぞや  
とのよふな事をしたとてあんぢなよ  
なにかよるつわまやのうけやい  
親神様がお請合下さるから、心配無用の音。  
十五 62

「親の請合」には、外に十四 86 あり。

親が働き

あすからハまやがはたらきするほとに  
どんなものでもそむきでけま  
なにかもとのよな事もゆてをい  
それからまやがはたらきをする  
親神様がお働き下さるのである。  
十五 10  
十五 36

親の頼み

これからのまやのみハこればかり  
ほかなる事わなにもゆへんで  
之は、前歌の十五 26 の「月日」と対照すると、「月日」が直ちに「親神」を指すのに対して、十五 27 は  
「親神」と「教祖」とを一体にしての「をや」と云う感じのする箇所である。即ち十五 26 は理を、十五 27  
は情を歌つて居られる如く感ぜられる。

親の目

まやのめにししかりみへてあるほどに となな事やらたれもしろま 十五 33

まやのめにかのふたものへにち／＼に だん／＼心しさむばかりや 十五 66

まやのめにさねんのものへなるときに ゆめみたよふにちるやしれんで 十五 67

こゝに「親の目に」とは、見抜き見透しの親神様の目に の意である。

そして、十五 33は、文字通り、親神様の目に予見せられるの意。十五 66 67は、親神様の思召にの意。

親の身体

はたらきもとなな事やらしろまいな せかいちうへまやのからだや 十五 37

全宇宙は、親神、天理王命のお身体である。

その親神様の御心は、教祖、中山みき様の御心として、元のやしきに現れ給うて居る。

以上所見の如く第十四号以降第十六号の間に於ける「をや」は、「親神」を指すのである。

2、親神様と教祖様の双方を指す場合

親の思案

にち／＼にまやのしやんとゆうものわ たすけるもよふばかりをもてる 十四 35

せかいちうわまやのたあにへみなご供 かわいあまりてなにをゆうやら 十四 52

このみちへまやがたのみや一れつわ どふそししかりしよちしてくれ 十四 56

親の言ふ事

さあけふへまやのゆう事なに事も そはの心にそむきなきよふ 十五 30

親か頼み

親の爲には

以上は、何れも、「をや」は「親神」である。而も「親神の心」は、「教祖の心」である。親神様の御理と教祖様の御理とは一つとなつて、教祖様の御口から親神の御声を聞く処に 何とも言えなげ懐しさと喜びがある。

### 3 教祖様と親神様の双方を指す場合

なにかも**をやのさんねん**よくをもへ 子供はかりにいけんもられて 十四 37

もふけふわどんな事をばしたととも なにもあんぢな**まやのうけやい** 十四 86

これから**まやのゆう事**しいかりと しよちしてくれあんぢないぞや 十五 9

この三例にては、子供に意見をせられ、つとめを急込み、言うて居られるのは現実には、教祖中山みき様である。而も、その実は、教祖様は親神様のやしろで坐し、意見せられ、急込み、話して居られるのは親神様である。従つて、それらの意見、急込、言う事について、いずれも「親神の残念」であり「親神の請合」であり「親神の言葉」である。

### ④ 「をや」の上下に文字のついた用例

二例

眞實の親の

殘念の親の

この用例は二例ある。

このたびわなんでもかてもしんぢつの **まやの心**をしらしたいから 十四 54

**しんぢつのまやのさんねん**でたならば このをさめかたたれもしろまゝ 十四 79

しんぢつのをやの心 十四 54

しんぢつのをやのさんねん 十四 79

この場合は、「しんぢつ」は、「をや」にかゝるともとれようし、「心」又は「さんねん」にかゝるともとれるが、前後の関係から見ても、「をやの心」及「をやのさんねん」にかゝるものゝ如く思われる。

そして、この場合「をや」によつて現わされて居るのは、双方共に 親神様であると思われる。

⑤ 「をや」の文字の重複用例 二例

この用例は、ただ一ヶ所にある。

**をや**の心ちがいのないよふに はやくしやんをするがよいぞや 三 31

をやの心ちがい 三 31

この場合「をや」と言う言葉は、重複使用されて、複教を現わして居る事明瞭である。

従つて、その意味内容は、「親神」でもなく「教祖」でもなし。人間の親達と云う意味である

	1 単に「まや」	2. 形容詞付「まや」	3 「まや」と字句	4 「まや」の前後に字句	5 「まや」の重複	計
親神	9	4	24	2	0	39
親神、教祖	3	0	4	0	0	7
教祖、親神	2	0	3	0	0	5
教祖	3	12	0	0	0	15
月日	0	1	0	0	0	1
甘露台	0	1	0	0	0	1
天地	0	1	0	0	0	1
人間の親	1	0	0	0	2	3
計	18	19	31	2	2	72

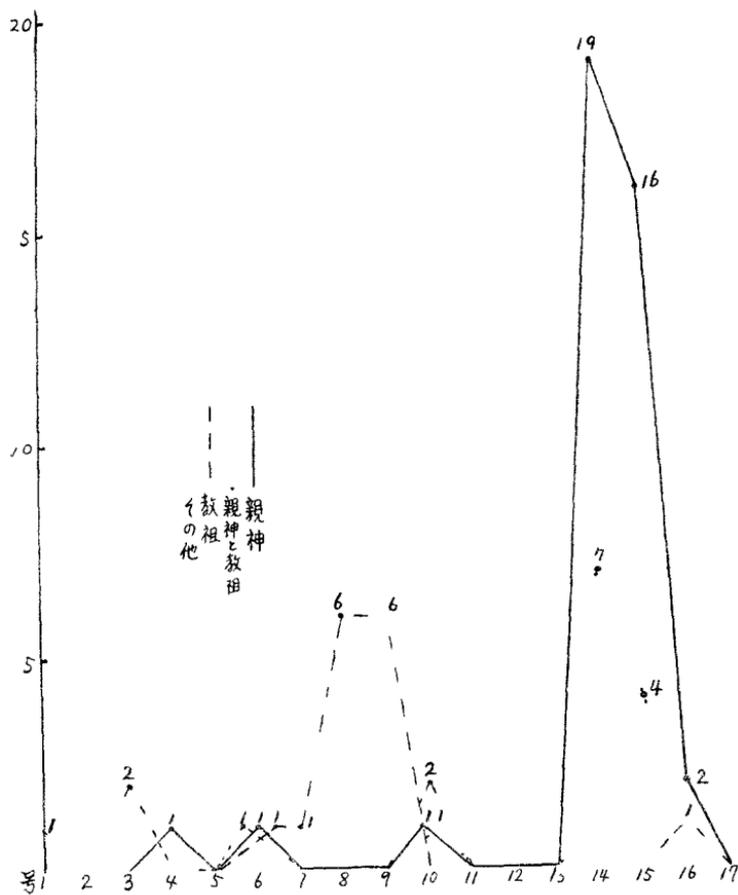
以上、72例中、

親神様を指す用例は、卅九例、即ち約54%で、過半数を占め、教祖様を指す用例は、十五例で20%、双方を含むものの用例は十二例で、16.6%、即ち約17%、その他は、いずれも一 二例に止まる。

親神様を指す用例の中、六例は、第二次的に 教祖様の意を含み、教祖様を指す用例の中、九例は、第

教祖存命の理

二次的に 親神様の言を含み 其他の中、三例も亦同じである。



以上によつて気付く事は、「おふでさき」の「をや」と云う言葉によつて表現せられた意味内容は、必ずしも簡単なものではないと云う事である。

即ち、「おふでさき」の初め、「親神」の御理を「神」と云う言葉で表現されて居る第一号及第三号に先ずられては、人間の親を指し、而も、この言葉を変えずして、四七に於ては、初めて「親神」の御理を指し、つゞいて、第六号に入つて、「月日」の言葉によつて「親神」の御理を現わされるに到つては、「月日」を指し、同じくこの号に初めて「教祖」を指してより、第八、第九の両号に於ては、上に形容詞句を伴いつゝ、悉く「教祖」を指して居る。そして第十号に入るに及んでは、同じくこの「をや」なる言葉によつて、「甘露台」を指し、「天地」を指して居られる。

そして、第十四号の中頃に到つて、「親神」の御理を現わすのに用いられて居た「月日」なる言葉に代つて、この「をや」なる言葉を用いられて居る。

この事は、単に文字の代替に止らず、人々の目に見せて、「親神」の御理を教え給うに当り、天なる日月に代つて、教祖中山みき様その人をお示しになつて居る事を知る。

そして之より以後、即ち十四以後は、上に形容詞句のつく代りに、下に神格内容を示す諸々の言葉が附記されて来る。そして、「をや」なる言葉の大多数は、「親神」を指すのであるが、而も、第十四、十五、の両号に互り、全用例の約半は「親神」と同時に「教祖」を指して居るのである事を感じないでは居れない用例がある。双方を意味すると感じられる用例の数は、十二例であるが、之等の十二例に於ては、或る

場合には、先ず「親神」を指し、次いで「教祖」を指すが如く感じられ、或る場合には先ず、「教祖」を指すと感じられ、次に「親神」を指すと感じられる。而も、人により拜読時の心境により、この関係は、時として前後し、時として交錯する。

而も、このような融合と、渾一は、更に推し進めて、広範囲に内在するもので、この分類の中に「親神」を第一次的に指すとした卅九例の悉くに、第二次的には「教祖」が感ぜられ、この分類中に「教祖」を第一次的に指示するとした十五例の悉くに、第二次的には「親神」が感ぜられるとさえ言つて良からう。従つて、「をや」の全用例72中の第一、第二、第三合せて66例は、「親神」の御理と、「教祖」の御理とは、渾然として一体である事を示して居るものと云つて良いと思われる。

そして、その他の六例に示された、月日、甘露台、天地も亦、悉くこの「をや」なる一つの言葉の中に溶け込む一連の理である事を感じさせられる。そして、更に人間の親、と云う意味内容の用例も、この理に一脈のつながりを持つものである事を知る。即ち、「おふでさき」に於ては、「をや」なる言葉によつて、「親神」の御理と、「教祖」の御理が、渾然として、一体である事を教えられて居るばかりでなく

親神、天理王命

教祖、中山みき様

月日

甘露台

天地

は 悉くその間に一脈のつながりを持つもの、従つて一つの理に帰着するものである事を知る。

親神は、この理を教えるに 人間生活に於ける「をや」なる言葉を以てせられ、更に又翻つて、この理から推して、人間生活に於ける親も亦、抑々この理に起源を發するものである事を教えられて居る。

## 第六節 天理王命の御理と教祖の御理

前節に見た如く この二つの理は「おふでさき」に於て、既に一つである事を知るのであるが、更に「別席噺」「十四年本」「十六年本」等についてみれば、

「十六年本」には、

「今、此所に顕て天輪王之命は、元の拾柱の神の繪名なり。此神様は、無し人間拵へるに付、使ふた道具なり。此者を神となして、人間身の内は、此神様の守護なり。此外に何の処を尋ても、身の内より外に神はなし。此世に 神や仏と云ふて拜みして居れど、皆、人間が紙や金や木を以て拵へた物斗りなる故に どうも紙や金や木の中へは神が入込むことは出来ずもの、人間では皆神が入込んで何の守護もする故に人間に優れた神がなし事なり。

此度は、天輪王之命と名を授け給ふは、当年八十六歳になる中山のみき。此者は、前の部にある通り若年より今にても、たゞ人を助ける心一筋のもの、此心、月日確と受取り、見濟す処、此者の魂と云ふは、伊邪那美之命の魂を生れさせ置いた事故、四拾六年以前に天降り給ふて、胎内を月日の社に貰ひ受け、心を天理に叶ふた故に みきの代りに 此屋敷の地名に天理王命と名を授け給ふ。此屋敷には人間宿込み、

元の地場の事故に地名に授け給ふなり。

此事、皆、取次へ聞せ被下御断と云ふは、右みき人間の心なく何の覚もなくして、月日様が入込み、刻限を見て、四十六年以前より、今日に至りても、神の御断あることを取次の者へ聞せ被下事なり。(中略)

「十六年本」に

「老母に赤き衣は、天照の如く月日天に顕れて照すのは、両人の目なり。目は赤く故に世界中は明かなり。夫故に社の赤き衣服の中に月日籠り入るから、何事でも見えるなり。夫故に外なる衣服着れば、身が闇くして、着て居ることは出来ぬ事。此社も同じ人間には候得共、此者は元の親の伊邪那美之命の魂なる故、何の処の者でも助けたし愛し斗りの心なり。此者を雛型として、月日入込み、助け教へる事であるから、世界中の者も、親里へ参りて、親に助けを貰ふと思ふて願ふなら、又、此親の心を雛型として心を入換へば、助けは勿論、善悪とも神より返しをする事、間違は更になしとの仰なり。」

(吉川万寿雄「神の古記対照考」)

別席のお話

天から教祖様に天理王命と神名を授けようと思われたが、人間に神名をつけては、世間の妬みもあるうと慮られて、屋敷は天の因縁あり天理の宿る霊地なる故に末代の地名に天理王命と神名を授け置くと仰せになつた。

と云う意味の条りがある。

以上を以て見れば、天理王命と、教祖との御理は一つであつて、この神名を、教祖に付けようと思召された意義は明瞭である。

即、親神、天理王命は全宇宙を身体とし、全宇宙に漲る天理の御支配を以て、その親心の程を實現し給つて居るのであるが、直きくこの世に現れずしては、だめの教は説けぬ。

そこで万物中、最も優れたものは人間である。元の神様の御魂をして人間の姿を享けしめ、この世に現わし、月日のやしろと貰うけて、その心をば親神が貸し、その一言一行を以て、親心を示し、実行を以て、たすけ一条の道をお開き下されたのである。

### 第七節 魂のいんねん、道具衆の出生

教祖は、「しづなみのみこと」の御魂のお方である。

「おふでさき」には、この事は、次の如く、全面的な表現の中に明記されて居る。

第十一号に

このよふのはじまりたしハやまとにて

やまべこふりのしよやしきなり 十一 69

そのうちになかやまうちとゆうやしき

にんけんはじめどふくみへるで 十一 70

このどぶぐいざなぎいゝとしざなみと くにさづちいと月よみとなり 十一  
 71  
 月日よりそれをみすましあまくたり なにかよるづをしこむもよふを 十一  
 72  
 又、第十二号に

このやしきにんけんはじめどぶぐハな しざなぎいゝとしざなみとなり 十二  
 142  
 月よみとくにさづちいとくもよみと かしこねへとが一のとぶぐや 十二  
 143  
 それよりもをふとのべへとゆうのハな これわりゆけの一のどぶぐや 十二  
 144  
 つきなるハたいしよく天とゆうのハな これわけかしのはさみなるぞや 十二  
 145  
 これまでハどぶぐいゝさしみなよせて とのよなみちもとふりぬけたで 十二  
 146  
 このさきハよせたどぶぐをみハけして しこむもよふをしそぐばかりや 十二  
 147  
 このものハとこにあるやとをもうなよ としわ十一二人いるぞや 十二  
 148  
 この人ハにんけんはじめかけたると りうけいゝさししゆごふどぶぐや 十二  
 149  
 とて、その道具衆の分担の働きをも詳しくお教え下さつて居る。

特に 教祖の御魂のいんねんについては、

「十四年本」に

このかみハにんげんなるのものをや このをやさまハどこにござると  
 をもうならとふねん己の八十と 四才にてこそやまへのこふり

しよやしきなかやまうじとゆうやしき

ぞんめいにてぞをハしますなり

あらハれてをハしますなりこのをやハ

このよふにしろにんげんのをや

と誌るされて居る。

(山沢為次、「和歌体此世始まりの御話控へ対照表」)

又、「十六年本」には、前出の中に

「・ 当年八拾六才になる中山のみき。

(中略) 此者の魂と云ふは、伊邪那美之命の魂を生れさせ置

いた事故 (後略)」

とある如くであるが、こゝに伊邪那美之命とは、国史にある同一名の神とは全く違ふと云う事は、同じく「十六年本」の次の記述によつて明かである。

「伊邪那美之命、此神様は、天にては 天之川を隔てにして出る七夕様とも云ふ星なり。女神にて御姿は白くつな、又、白蛇とも云ふ。此者も人間の肌にて、きれいなもの、心も眞直なるもので、是を人間の苗代に使ふた。是は人間の母親なり。」

## 第八節 「扉開いて」

教祖の御理は、「おさしづ」に入るに及んで、俄然現身を隠して、靈としての御活動に入つてくる。教祖は二十五年の寿命をちぢめ、やしらの扉を開いて、姿はかくされたが、教祖の御魂は、しつ／＼迄も元

のやしきに留り給うのである。その冒頭に出てくるのが、明治二十年正月の一連の「おさしづ」である。

明治二十年陰曆正月二十五日夜、即ち、教祖様御帰幽の前夜の「おさしづ」に次の如く仰せられて居る。

明治二十年二月十七日（旧正月二十五日）夜

教祖様の身上御障りに付、如何と飯降様に願

さあ／＼すつきりろくぢにふみならずで、さあ／＼とびらをひらして／＼ 一れつろくぢ、さあろくぢにふみだす、さあ／＼とびらをひらして地をならさうか、とびらをしまりて地をならさうか／＼。

一同より「扉を開いてろくぢにならし被下たい」と答ふ。（伺の扇此の時開く）

なるたてやし どう云ふたてやし しづれ／＼／＼ひきよせ、どう云ふ事もひきよせ、なんでもかでもひきよせる中、一れつにとびらをひらく／＼／＼ ころりとかはるで。

又「世界の事情運ばして貰ひ度ふ御座ります」と、  
ならん／＼／＼。

右の如く記されて居るが、この時に人々は、やしろの扉を開いた方が陽気であるから、その方がよしと考へたと云うか その真意は、「月日のやしる」の扉を開いて、教祖様の御霊が、世界たすけのために出るとの仰せであつた。

その事は、後になつて分つたのであるが、右の「おさしづ」を頂して翌ければ廿六日である。この廿六日の早朝、その日は御命日と称えて、今で云う月並祭の日であつたから、「おつとめ」をせねばならず、而も教祖様お身上のその上に、当時は特に警察の圧迫は激しかつたから、この「おつとめ」をどう致しまし  
ようか、とて「おさしづ」を伺つた。その中に

「 律が律がこはしか、神がこはしか、律がこはしか 」

とて、警察の干渉を一つの試金石とし、おつとめを主題にして一同の人々の心定めを促された。

そして、人々が、決心を定めて、廿六日正午から午後二時に互り、おつとめを実行さして頂いた処、そ  
のおつとめの終了と時を同じうして、教祖様は御帰幽なされた。

そこで、廿六日午後、内蔵の二階で、「おさしづ」を伺われた処、次のように仰せられたのである。

さあ〜ろつくの地にする、みな〜そろふたか〜 ようきゝわけ、これまでにいふた事、じつのはこへられておいたが、神がとびらひらいて出たから、こどもかはいゆゑ、おやのいのちを二十五年さきのいのちをちぢめて、いまからたすけするのやで、しつかりみてゐよ、今までとこれからさきとしつかりみてゐよ、とびらひらいてろつくのぢにしやうか、とびらしめてろつくのぢに とびらひらいて、ろつくのぢにしてくれといふたやないか、おもふやうにしてやつた、さあこれまでこどもにやりたいものもあつた、なれどもようやらなんだ、又々是からさきだん〜に理がわたさう ようきしておけ。

と仰せになつて、先に言うたやしろの扉を開くとは、実は、月日のやしろの扉を開いて、教祖様の御霊が世界たすけのために出給うの意である、と諭されて居る。そして、この姿は見えねど、生きて坐す教祖様から、渡したいものがある。即ち、「おさづけ」を、神の用木達に授けるであらう。と仰せになつて居る。

従つて、明治二十年正月廿六日、やしろの扉を開いて、表へ現れ給へ、いつく迄も元のやしきなる「ぢば」に存命に坐すのは、「月日の心」即ち天理王命の御心である。

即ち、親神、天理王命の御心が、いつく迄も元のやしきなる「ぢば」に留り給うて居るのである。

この教祖の御霊は、いつく迄も、元のやしきに 御存命で坐すのであつて、その事は「おさしづ」の中に繰返えし、宣示されて居るのであるが、後出の「教祖」なる言葉の出てくる場合以外に於ても、次の如き実例がある。

明治二十三年三月十七日（旧正月廿七日）

御守はこれまで親様の御衣物を御守にもちひきたりしに みな出してしまひになり、此の後は如何に致してよろしき哉伺

御守はこれまで親様の御衣物を御守にもちひきたりしに、みな出してしまひになり、此の後は如何に致してよろしき哉伺

さあ〜たづねる処、守いつ〜つかさきにやならん、あかきといふ、いつ〜つづかんれど、さうせいでもいと、何尺何寸かふてさうすればよからうとおもふなれど、あかきものにしたててそなへ、これをおめしかへくだされとねがふて、それをもつていつ〜かはらん道といふ。

御霊前へ供へます哉、本席様へ御めしかへ被下ませと御頼み申します哉、どちらであります哉願  
**さあ〜これまでですんでゐる、どこへもいてはせんで、どこへもいてはせんで、日々の道をみてしやんしてくれねばならん。**

押して御霊前へ赤衣物に仕立、御めし被下ませと御願ひ致しますにや

さあ〜ちやんと仕立しておめしかへができましたといふて、なつなればひとへ、さむくなればあはせ、それ〜しゆん〜のものをごしらへ、それをきてはたらくのやで、すがたはみえんだけやで、おんなし事やで、すがたがないばかりやで。

右の如く仰せられて、教祖様のお姿は見えねど、御霊は、御在世中と同じく、生きて元の屋敷に暮らし居られるのであると述べられて居る。

又、明治二十五年二月十八日夜、永尾よし多前おさしづより中山会長様御出席の上御願の中に、

(前略)

押して、会長様へ御受申上被成

さあ〜理がさまれば又一つはなしかける、一寸もりといふ、存命中はなしかける、年限の事情こ

くげんの事情から話しかける、よるひるはなれずといへば、一日の日が生涯といへばはこびがたない。一つはかはりなく、それなく心得の事情をもつてかはりといふ、もりといふてどうしてゐる、休息所日々きれいにして、日々の給仕、これどうでも存命中のこゝろでしかにやならん。

ふるくくむすばれ、たがひくの事情の理がわかりきたによつて、さとすと、いふ。

おして、給仕は日々三度づゝ致しますもので御座ります哉

さあく心々こゝろやで、心を受取るのやで、一度の処を二度三度はこべばそれだけ理が日々ますといふ、これ日々のしんでくれにやならん。

しばらくして

さあくもうく話しがつんでくどうもならなんだ。をひくはなしするほどに。道がつけば一度の席にきゝわけねばわかりがたない。存命中どうぜんの道をはこぶなら、世界うつす又々うつす。

さあくいさまうくくく。

さあく一人の事情もさだまり。よいのあひだはあかりの一つの処は二つもつけ、心あるものはなしもしてくらしてもらひたい。一日の日がしまへばそれきり、ふるばの処もすつきりあらひ、きれいにしていたいてゐる心、皆それく一つ心にたのみおかう。

明治二十五年二月十九日

教祖様御居間へ庄蒲団火鉢出し置きまして宜敷哉願

さあ〜それは尋ねるまで、存命の中でおればよい。存命中どうしてくれ、のこしおいたる言葉の理始めかけにやならん。

御三宝等取りかへの儀伺

さあ〜一寸たづねる処、これはかうしたならとおもへば、こゝろどほりしてくれるやう。これはかうしたならとおもへばかうしてくれ。

右の如く 教祖様のお姿こそ見えね、御霊は、生きて坐すのであるから、お守りをつけ、三度のお給仕をし、風呂を炊き、座蒲団、火鉢もそろえて、全く御姿のあつた時と変らぬようお任せよ、と諭されて居る。

## 第九節 「おさしづ」に於ける「教祖」と云う言葉の用語例

そして、「おさしづ」に入つて来ると、敍上の点に關して、特に注目されるものは、

### 1、教 祖

### 2、ひながた

の二つの言葉である。「ひながた」は、実践の面に於て、教祖の御生涯を追慕し、後人の実行を激励されたものであり「教祖」と云う文字は、理の面に於て、「教祖」特に「教祖存命の理」を強調されたものである。

今こゝには、まず、「おさしづ」中に於て、「教祖」と云う文字の見受けられる箇所 89 を列記して、その意味内容を伺わして頂こう。

以上の表に列記されている「教祖」と云う文字を含む「おさしづ」の箇所を悉く抜粋して引用させて頂くと、先ず、

明治二十八年三月十日、「教祖様御霊殿本部北よりで六間に八間の建物建築致度により願」

即ち、教祖殿の建築願である。来年は、十年祭と云う 教内の心組は十分伺われる。之に対して、下さつた「おさしづ」の中に

「(前略) これは**教祖**としふ、それは十分受取りである、なれど内々をささる処せくやなし、まだくつとびらひらいてあるく(後略)」

と仰せになつて、まだ教祖殿建築の時に非ずと仰せになり、即ち開いて働き給う教祖の御霊の御働にこそ注目せよ、と諭されて居ます。

つゞいて、同日「**續して願**」に対しても、

「(前略) せかし理をあつめてぢばこれだけとしふ処、それはかまはん、せかし十分なりたらぢばは十分でけてあるのやく。

さあくまあく十年たあてもまだ**教祖たち**やなしとはさらくおもふな、心がけるまでおやさとしふく 親は子おもふは一つの理、子は親をおもふは理、この理きくわけ、なんでもぢばとしふ理

があつまりて道といふ、親の内は地所さしひろがりたら十分、たちやすみかしてすりても、オほくの  
子供もどるぢばなうてはどむならん。」

とて、親を思う心は嬉しいが、それよりも先ず子供の帰る広し敷地を用意せよ。世界が十分治つたらぢば  
に立派な建物たてたも同じ、と仰せられて居る。

実に親心と共に 翌廿九年の祕密訓令を控えて、油断ならん時機にある事をお示し下さつて居る緊張を  
感じられる「おさしづ」である。

翌明治二十九年の祕密訓令によつて本教は嵐の中に立つた。而も、他方、謀叛人として、飯田岩治郎が  
出て来た。而も彼は、本教にても相当な地位に居た。その言が果して嘘か 果して偽か、定かならぬまゝ  
に

明治三十年八月二日、平安支教会長飯田岩治郎事情に付願（神様御下りありと申立て曰く「この屋敷は  
二つなき水屋敷、もとなるものはなんとおもふぞ、この度は平安より大くわんの道つける皆心しきみ出  
よ」と其他種々申立て、尙飯田に月読の神御下り其御指図故、本席より誠の神と云つてわかりくるとの事  
に付、平安より役員、春木、松尾、田中、森中、西本、重役五名罷出、本部長へ上申の上、本部員や会の  
上願）

「さあ／＼たづねるやらう たづねにやわからうまい／＼ 尋ねたら事情わけてやる／＼ これまで  
これめん／＼道の為め、**教祖**からといふてさとしたる、まい／＼さとしたる、**教祖**に心うつして年限

の道、いつとほりたかわかるやらう ようきゝわけ、一けん一戸おや兄弟一つの理からさとさう ようきゝわけ、一れつは神の子である、にくしかはしのへたてない 日々にかはしみなさとするやらう はなした処がかず／＼おぼえてゐられん、どれだけの放蕩したとてどうもならうまい どちらの理もあらう どの理をさとしてやるのやあるまい はじめかけたる理をつたうたる、とりぞこないありてはならん、むりにどうせいとはいはん、人間といふめん／＼の理でおもひちがひすればどうもならん、ぜん／＼尋ねた理にさとしたる、一もとらず二もとらず、めん／＼心だしたら、みなねをわすれてしまふもおなじこと、めずらしい事とおもへば、一時はとほれるやらう なれど教祖の理をきゝわけ、年限ながらく日でありて、かはし／＼で一寸道をつけかけたばかりや まだ／＼日がおくれる、ふみかぶりしてはならん、これきゝわけわかる、とんな事でもいふて行けば行かる、おもひちがひないやう これがまちがふてあるとおもへば、一つこたへせし。」

右の大意は、この道は、親神、天理王命のお心を教祖にうつして、年限かゝつてつけた道である。この道の理は、教祖から、隙間なく伝うて居るので、決して、途方もない所へは伝わりはしなし。教祖を亡れ、ぢばを忘れて、倅つた事を言い出して、根のない草同様である。こゝをしつかり聞分けよ。と仰せられ、尙改心させようとの親心からのお諭しと拝せられます。

同日、「又、しばらくして」と云う条りにも、

「もう一だんはなしする、平安といふ理が一つある、これまでたがひとしふ理が一時わすれられやうまい このばでなるほどゝおもへども、あちらへもどればどうとしゃんはいらん、**教祖一つのはな**

れ、ぢばを忘れて、變つた事を言ひ出しても、根のない草同樹である。こゝをしのびかたに、と仰せられ、尙改心させようとの親心からのお諭しと拜せられます。

同日、「又、しばらくして」と云う条りにも、

「もう一だんはなしする、平安といふ理が一つある、これまでだがひとといふ理が一時わすれられやうまい、このばでなるほどおもへども、あちらへもどればどうとしやんはいらん、**教祖一つのはな**

し、ぞんめい同様の理であるほどに。」

とて 水屋敷など言うものは絶対に認めない。但し、平安という教会名称の理は、ぢばから許された理であるから、その理によつて布教活動をする事は、一向差支えなし。而し、本席の口から聞くと、互いに同輩と云うて居た者を思つて受とれまいが、これは 教祖の話である。教祖はぢばに生きて留り本席の口を通して、この「さしづ」をして居るのである程に

とて、本教にとつて一大事の時、「おさしづ」には「教祖」と云う文字が 四回迄現れ、「存命同様」とて、教祖存命の理を強調し、異端者に説諭せられて居る。

次に 第七、第八回目「教祖」と云う文字は

明治三十年十二月二十三日夜、「松村吉太郎、飯田岩治郎の件に付、上京せし処、其夜より右の足に出来物出来、追々大きく相成るに付願」に対する「おさしづ」の中に出て来る。

「(前略) ようきゝわけ、この道は、どういふ理から出たる、始まりの理さへ心にもてば、どんな事あつてもあんじる事はなしいで、しんぢつさへ心にをさまれば、あんどは一つもいらん、中に一つはなす事がある、切つてはなしおおく、めんくはわかき事庸 道の理一つの心なら、いつくたのもし、これまでの処、何んぼはたらいたて、**くれた教祖の理を思へ、存命の間たのしみの理もなく、理をみずくれた、教祖の理をみよ**、はたらけばはたらくたけ、めんく心にまことさへあれば、ふみそこな

いはない、これさとしたらわかるやらう、はたらいたらはたらくたけ、これから見えるのや、よう

きしておかにやならん。」

とて、この道は、教祖立教の理さえ忘れねば、どんな時にも心配はないと教えられ、姿は見えねども、今尙生きて坐す教祖の不滅の理を見よ、在世中、一日の楽しみも見ず、道の栄えの理を見ずに、姿を隠された教祖の理を見よ、とて、目には見えねども、今尙生きて働き給う教祖の理を見よ、とお諭し下されて居る。

次には、

明治三十一年四月廿九日の「おさしづ」の中には、

「(前略) この道はじめふるゝ理、**教祖**と云ふ、一時かくれ今一時**ぞんめへ中**と云ふてきとしたる事情は、(後略)」

とて、この道を始めたのは、教祖一人であつて、その教祖は、その姿こそ隠したが、魂は現に生きて働いて居ると仰せ下さつて居る。

明治三十一年八月二十六日夜の「刻限」の終りの方に

「(前略) **教祖**といふは女であつたく、学をまなんだものでない、この屋敷、人間はじめたしんじ一つ一つむねにをさめて、この一つ順序、」

とて、この道は、女性である教祖お一人から初つた天啓の教である、学力によつて立つた教でない。親神

の人間創造の眞実、を胸に治めて出来て来た道である。

同じく

〔前略〕大事く取次万事きして取次、一つ世上かはり 教祖代理と世上あつたはおほいのちがひなきやうに一つさとしおかう。

本席に尋ねてくれば、何でもさとすから、しつかり取次げ、但し、世間のような考とは全く違うのであつて、教祖の代理と云う訳ではない。教祖の理は二つとはないもので、その存命のまゝの教祖が、本席の口を通して「さしづ」をして居るのである。大きい取ちがいをせぬよう 理をさとし置こう。

明治三十一年十月二十六日、「榊井安松身上齒の痛み願」の中に

〔前略〕おとおんな隔てなし 一つのだいにして始めかけた、この理がとんとわかりがたなし

この道の始めた**教祖**一代の処は女、あと席はおとこ 男女のへだてあるかないか、この順序の理、(後略)

こゝは、婦人会についてのお諭しが現れて居て、そのつゞきであるから、男女区別なし 女も男と些の姿りなく、しつかりたすけ一条の上に働けとお諭しで、本教の抑ゑは、教祖は女であるとして、婦人会を御激励下さつて居る。

同日のつきぎに

「(前略) 当分の一つの当番、当日日々の順序、もうほどなう日がうつる、どういふやくは、どういふやく、ほどなう教祖存命順序、たのしみうつつて、一つの理(後略)」

とて、之についで別席順序を、事細かくお定め下さる事になるのであるが、それは皆、教祖存命の理によつて定めるのであると仰せ下されて居る。之から見ても吾々が「おさづけ」を頂くのは、教祖様直きくゝに理を頂くのであると云う事を深く感銘さして頂く次第である。

次には、明治三十二年四月七日、南海大教会の初代会長、山田作治郎先生の身上願の中に出て来る。

「(前略) たゞこれから教祖ぞんめいといふ一つはじめたことばの理、一寸ちのみちよりなし、このみちまがりの道はなしほどに、ようきゝわけ、(中略) しゆんとしふて、日がら定まりたら、処々しんなるもの、ちばへみなひきよせてしまふ、ようきゝわけ、(後略)」

と云うように、本教は、教祖御存命の理によつて、お救けが上り、教勢が發展して行くのですから、国々所々で、中心ともなる直属教会長とも云うべき者は、時が来たら皆ちばへ引きよせて了う。そして、教祖御存命の理にお仕えし、御存命の教祖のお働きによつて、各教会はすくゝと伸びて行くのであると言う事をお教え下さつて居るのであつて、本教の生命は、教祖存命の理の外にはなし、教祖のひながた以外には道はなし、ちばを離れて力はなし。この例に於ても、分るように、教祖とある次は、殆ど大多数が存命となつて、教祖存命と言う熱字になつて居る。

次には、明治三十二年六月六日、「独立願に付、教長様御し得のため御願被成し処、右の御さしづに依り 本部長一同へ御話し被下、其上分教会長を召集し、分教会長へも同様伝へ合ひ、本部長一同打掛ひ出席の上御願」と云う しょく 独立運動に之から着手しようと言ふ決心を定めるについで、「おさしづ」を伺つた時の、お言葉の中に出て来る。

「(前略)皆そろふて一つ心、**教祖在命中の心**をもつて尋ね出た、一日の日のこゝろの理に万事ゆるしおかうく。」

と仰せになつて、皆々が一手一つに心を揃えて、たすけ一条の道のために 勇んで独立運動に着手しようと言ふ決心は、教祖様御在世当時の信仰そのままである。その一致結束した心に この儀は快く許し置こうと仰せになつて居る。

こゝで、氣のつく事は、「おさしづ」の中で、「教祖」と云う文字の出で来るのは、本教にとつて重大な事項のある時ばかりである。而もその多くは「存命」と云う文字を伴つて居る。例外として、こゝには「在命」とあつて、「おさしづ」中でも、「教祖在命中」と云うのは、こゝ一例のみ。その意味は、教祖様が現身を現わして御在世下された時、そのまゝの清く固い信仰心を以て、皆々が一手一つに願ひ出たとて、御生前と云う言にお用いになつて居る。

そして、この「おさしづ」には、尙つゝして、而しこの独立と云う事は、なか／＼容易に出来るとは思ふな、とて、

「(前略)元々西も東も北南もなんにもわからん中からでけた中々の道やで、しぼらみちとも、がけみちとも、ほそみちともいふよういらんこの道であるほどに 今の道は今一時になつたみちやあらうまい 此心しつかりをさめて事情かゝるが道の花ともいふ、(後略)」

とて、この中を通り抜けるには、元々教祖御立教以来の道すがらをしつかり心に治めて、どのような中も一筋に通り返けよ、之を「道の花」とも言うのであると、お励し下さつて居る。

次は、明治三十二年七月二十四日、「樺本、梶本宗太郎及家族共に本部の方へ引越被下事に付、小二階の方へ住居の事願」とて、梶本家は、教祖様の御在世中から、早くおぢばへ来いと仰せになつて居たのをこの時、いよゝゝ実行されたのであるが、この時の「おさしづ」の中に 二度出て来る。

「(前略)あとゝ将来つたへる理はこんで、ふるぎゝものつれてもどるかぎりあとゝつたはる理、かぞくあとつなぐ事情なくばならん、さうしてあとゝかうなつてどうしてといふ処尋ねてさしづどほりすればまちがひはなし **教祖ぞんめいつたへたる理**けす事でけん、かぞくこせばあとどうなるか、(後略)」

とて、梶本家に対しては、教祖様が御在世中から、おぢばへ来いと仰せになつて居たが、又、樺本の梶本家のある所は、教祖様が御在世中から、たすけ一条の上に由縁のある場所である。と仰せになつて居たのであるから、この理を消す事は出来ぬ。仰せられた教祖様のお姿は見えなくとも、お魂は存命で坐す、どうして、その仰せを無に出来るか、後のつゝくようにせよ、と仰せられて居る。そして、「押しして」のお願

に対する「おさしづ」の中で、

「(前略)教祖ぞんめいもおなじ理になるときかしおかう。」

とて、その後は親類の淺田徳次郎が引継ぐ事となり、未練なくきれいに譲つてくるならば、あと／＼道が開けてくる。教祖が生きて坐すのと同じ、御働きを下さるであらう。と御満足下さつてゐる。

こうして、現在は、襟本の梶本家の跡は、鍛冶惣分教会と名称をお許し頂いて居る。

次には明治三十二年八月五日、「天理教独立願に付、信徒総代の処、有力者文けでは将来治め方に關する故、分教会長も共に調印して貰ふと云ふ取極の処、本局にては成丈け少人教の方がよからうとの注意もあり、此辺人間心で決し兼ねるに付願」と云う願目のついた、「おさしづ」の中に、二回出て来る。

之は、いよ／＼出願と云う事になつたが、連署と云う段になつて、当局は信徒総代だけでよいと言ひ、こちらは皆の氣持を考えて、一人でも多くと思う。そこで伺つた時の、お言葉の中に

「(前略)道といふ理聞分け、どこへどうするやなしといふてくれた教祖の理おもふてくれ、今の処ほんのおぎなひまでのもの、そこでまだ／＼どんな道とほらんならんやらしれん、おれはなまへはでなんだ、はいらんなんだといふ、教祖の理からきゝわけは、どんな理も治めてくれ、(後略)」

とて、この道は、どこへ願うて許して貰うて初めたと云う道ではないと、教祖から、呉々も聞いて居る筈である。教祖のおかくれになつた明治二十年正月の「おさしづ」にも明かである。従つて、この教祖の理を思うならば、自分の名を書いたから喜んで熱心にするの、書かぬからどうのと言うような、幼稚な事で

はどうもならん。道はまだ／＼どのような中も通らねばならぬ。このような応法の手続について、名前がどうこうと言うようでは浅し考である。教祖と云う理を、しつかり心に治めて通れ、とお諭し下さつて居る。

次に明治三十二年八月六日、「平野トラ身上願」の中に

「(前略) 女と云ふ、**教祖存命**より云ふてある、女と云ふは、どうしても心にかける、身上から万事きゝわけて、どんと一つの心をとりかへて治めにやならん、心せまるから身上せまる、身がせまるからみんなせまる、せまりきつてからはどうもならん、楽しみと云ふ、身があつたのしみ、たのしみあつてこそ身上にち／＼と云ふ、さあ／＼順序ころつと立てかへ／＼(後略)」

とありますが、この場合は、個人の身上についての「おさしづ」の中に 教祖御在世中からの御訓えが生き／＼と出て来て居る。

即ち、女と云うものは、心の狭いもので、何でも気にする。けれども、身上お障りとなつては、何程、気にしても、思う丈の事は出来ぬ。そこで、しつかり心を入替えよ、心が行き詰るから、身上も行詰るのであるから、こゝをよく悟つて、今迄と全く心を入替えるようにせよ。とて諄々とお諭し下さつて居る。

次は、「おさしづ」中の第二十一番目の「教祖」と云う文字は、明治三十二年八月二十六日、「御本席一昨 日俄に腰の痛み御障りの処願」として、本席様のお身上に關する伺に對する、お言葉の中に出て来る。

「(前略) 今一時どれだけ人あつたて、**教祖の理**うつして理をはくは一人であるほどに よう聞分け、

なつてしもてからはとりかやしでけんでけん、(後略)」

とて、教内に多くの人は居るが、今教祖の言葉は、本席の口を通して出て居るのである。この本席の身上にかゝると云うからには、教内一同しつかりし定めせねばならぬ。と論し下さつて居る。

次は、明治三十二年十月一日、「永尾檜治郎八時頃より腹いたに付願」と前置きのある「おさしづ」の中に出て来る。

「(前略) 教祖存命よりおくりた今日の日よう聞分け、(後略)」

とて、教祖御在世中から今日の日まで、長の年限を通つて来て、今日のお道があると云う事を、しつかり思案せよ、とお諭しになつて居る。

次は、明治三十二年十月三日、「永尾檜治郎身上に付さんげ申上げ、よしゑ、まさゑ、政甚の三名より願」に対する「おさしづ」の中に

「(前略) おもて大工、うらかぢやといふ理は、ふるい教祖よりつけてある、これわからにやならん、しつ／＼まで聞分け、(後略)」

と、政甚氏に対して、飯降伊蔵先生は元大工、梶本惣治郎先生は元鍛冶屋、道のため真柱様の両翼となつてしつかりつとめよ、と、教祖様から仰せ頂いて信仰についで来た理を何とthinkか。この教祖様の御教をよく聞分けて、しつかりせよ。と仰せになつて居る。

次はその翌々日、明治三十二年十月五日、「刻限話し」（御本席御運の後、続いて永尾事情かゝりあり）と云う中に、

「（前略）**教祖存命の間**からはなしよう聞分けてもゐるだらう　長い間の事情筆に取りてもあらう。  
（後略）」

とて、教祖御在世中からの御訓えをよく考え、又、書き誌した処によつてもよく／＼思案せよ。今日の道は皆、教祖の御恩徳によつて日々結構に通らせて頂いて居る事を考え、心を改め、心を定め、心を磨いて日々勇んで通れとお諭し下さつて居る。

次は、明治三十二年十二月二十二日、平野トラさんの出直しの後、後々の治め方を伺し、「押し、平野檜蔵頭痛致すに付願」と云う前書きのある「おさしづ」の中に　二度出て来る。

「（前略）　みな幼少ばかり、これを見て**教祖**たれに頼り　彼に頼りなき理をみて、たんのうしてくれにやならん、元から子生み出したも同じ事／＼　それ／＼相談／＼一つ理、みな兄弟何人あるか、聞分けてたんのう　この兄親一つ理、**教祖存命苦かん**ん見ればきゝわけ、けふは不自由ささう　な　んぎささうと云ふのやない　兄弟の数をいくたりあるか一つ理みてくれにやならん。」

とて、妻女出直のすぐ後、身上に悩まれる平野檜蔵先生に対して、教祖様の苦勞艱難の御みちすからを想起せよ。とおさとしになつて居る。即ち、秀司様、松恵様のお出直し後は、まだ十七才の初代真柱様、六

才の御母堂様、このお二人を相手に、人の目から見れば、頼りない日々をお通り下さった事を思え。又、元初りの理から言えはどうか、一度ならず、二度迄も、子数の人間が皆出直した中を、み様は 耐えて通り抜け、第三回にお生み出し下さつて居る。

之を思えば、妻女は出直した、あとは淋しいようであるが、決してそうではない 兄弟もある事であるし、父親と云う理を思うて、元氣を出して、皆を育てる心になつて貰いたい。と御励ましになつて居る。

次は、明治三十二年十二月二十九日、「宮森ひさ眼の障り願」に対する「おさしづ」の中に

「(前略) 日々中、おほぜいよりくる中又日々中、めんくの事はいふまで、人の事でもめんくの事と思へばはたらく、はたらけば一つ理、(中略) さしづかうやけどどうもなあといふやうでは天の理にそむく、教祖一つの理にもそむく(後略)」

とて、之は個人の上に対する「おさしづ」の中に出て来る。そして、日々多勢の人の寄つて来る中で、自分の事を自分でするのは言う迄もなし事であるが、他人の事でも、自分の事と思つて働けば、親神様はそれ丈お受取り下さる。とて、お諭しがあり 諄々とお説きになつた上、その拵りとして、「さしづ」にはこうあるが、實際はなか／＼そうは行かん、と云うようでは、天の理に背く 又教祖の理にも背くことになるから、よく「さしづ」の意を心に治めて、通るようになつて、「おさしづ」は、教祖存命の理によつてお出し下されて居ると云う所以を懇篤にお諭し下されて居る。

又、次には、明治三十二年十二月三十一日夜、「飯降まさゑ七十日前より、背骨悩みに付、相談の事情も共に申上げて願」に対する「おさしづ」の中に

「(前略)おもふてみればさびしいものやおもふ、今年はよぎなく日も通り しばらく一つの理もあらはれる、順序一つ心治めて聞いてみよ、教祖子供はんばんくくれたもの、としよつたもの、一人のこしたひとおもへ やうくの日みてくれたもの、(後略)」

とて、教祖様の御道すがらを見て、たんのうの心を治めよと、結婚生活に恵れなかつた政枝さんを慰め、且つお諭しになつて居る。

次には、同じく 飯降政枝さんの身上に対する「おさしづ」の中に出て来る。明治三十三年四月三日、「飯降まさゑ久しくせなかの骨痛みに付願」に対する「おさしづ」の中に

「(前略)席といふたら、同じ人間であるく なれど席にたつてさとすは、天よりのさとしである、この事かなふかなはんはとりつぎにある、教祖から順序の道、(後略)」

本席と云うても、同じ人間である。而し、本席として諭す言葉は天からの諭しである。之の徹底如何は取次にある、教祖様からお訓え頂いた処によつて、この道の歩み方は定つてある。と仰せになつて、本教は、どこく迄も教祖様の御訓えのまゝに進むのであると云う意を明らかにして居る。

次は、本席様の並々ならぬお身上に際して、明治三十三年九月十四日、「御本席身上願」に対する「おさしづ」の中に

「(前略) 今日まで**教祖存命かくれ席に心うつす**、それから年限道すぢようきゝわけ、(後略)」

とて、教祖存命の理に交りはなしが、そのお姿をお隠しになつて後、本席にそのお心をお映しになつて、その口を通して、或は、刻限に 或は「おさしづ」に 教祖の心を知らせて導いて下さつて来た処をよく思え。とお諭し下さつて居る。

次は、明治三十三年九月十四日夜九時、「刻限の御話し」の中に

「(前略) 天然といふは、皆しづの刻限にも一筆なりといふてある、三十七年あと尋ねてみよ、日々かはりあふてくる、かはりあうてつめる、あつけりやふわらくとおふぎつかひしてでも尋ねらる、又さむけりや大火鉢に おほき火をおこしてなりと尋ねてみよ、うそはなれく きいた事はわすりやせん、これだけはなし、早くくとおもへどどうもならん、筆さきしよこふ、ことしさき十年二十年さきものなつてから、話といふはじつさいそのぼくであらくわかる、きんのはどうあすはどうと尋ねてみよ、きのふはどうしたかうしたといへばわかる、今の言けんりよくあつてはならん、びりよくではしかん、神の道かとまつてしもふてはならん、かんなん苦勞、**教祖ぞんめい**中、さきくうつりたる、どうでもかうでも、天然でなりたつたものは、どこからながめてもくもりない どんなものがみても水晶玉のごとく どんなものでも此道理の一つにあつまる、ようしやんしてみよ、これ

こんなぐらゐで神の道とまりてはならん、一つのどうりに 三十七年あとのかげもすがたもわからん処からの道たのしんでくれ、ふみかぶりありてはならん、(後略)」

こゝに三十七年前と仰せになつて居るのは、数えてゆくと元治元年になる。その頃、即ち、教祖様御在世中から今日までの事をしつかり思案せよ、と仰せになつて居る。そして 姿は見えねど今現に生きて坐す教祖様にお目にかゝつて、暑い時なら扇でおあうぎ申し、寒い時なら大火鉢にどん／＼火を起して、存命の教祖様にお伺いしてみよ。これ迄の道すがらと比べたら、今日は難局ではあるが、こんな位でへこたれてはならない。今の道は、人間の権力づくでは行かん。又、微力でもならん。誠眞實の心に 親神様の自由自在の御守護を頂いて、初めて通れる。

この道は、教祖様の並々ならぬ御艱難御苦勞の中から、年限を経て、成立つた道であつて、今やお姿は見えねども、御魂は生きて坐す、この理が教内全般先々迄映つて、道の生命となり 道の威力となつて居る。こゝをしつかり心に治めて通れ、天然自然でこそ一点の曇りはない。とお諭し下さつて居る。

次に 明治三十三年十月十一日、「過日の御指図に 御授け頂きたる人々に言渡し致す所書下げと仰せ被下しましたが、其日の御諭しの書下げのみの事でありませう、又以前仰せ被下しました長き書取もいひきかします事でありませうかと押しての願」に対して下された「おさしづ」の続きに「押して、長い方は二度三度読みかかして、その日の御言葉のかきとりだけ十分さとしましただけで宜敷ござりますかと願」と云う願に対する「おさしづ」の中に出て来る。

即ち、仮席に於ける長し方のお書下げを読み聞かし諭すについての伺いに對しての「おさしづ」の中に

「(前略)順序かきさげ筆にとめたるく 別席順序はながらえ、道くだりのとほりさとさにやならん、あとやさきにはそらなる、なれどはやくせんくさとしたる理、みなふてにとめてさとせばまよいなし 理がをさまらんからあちらこちらへ変じるものある、理がをさまればことばりで変んじん、**教祖はじめた理**よりすればまよいは一つもないものなれど、あちらもとりませ、こちらもとりませ、せけんのやうな事になるからどうもならん、このさしづようならんさしづ、かるきさしづやなしで、このさしづは将来生涯さしづとさとしおかう。」

とて、「おさづけ」を拜戴して後の仮席は、もう九度の別席と同じような訳には行かぬから、今迄に頂いたお言葉を皆、書き誌るして渡し、角目を変えないうちに諭さねばならぬ。而し、只 文字に書いてあるから、もう變りつこはないと言う訳には行かぬ。根本の理と言う事を心に治めてさとさねばならぬ。それは、元治元年には、肥の授け、又、明治七年陰曆十一月十五日に山村御殿へお出向き下され、お帰りになり 同十八日から赤衣を召され、つゝして、「一に息、二に煮たもの、三に 甘露台手踊、四に手踊」と四人に四通りの「おさづけ」を渡された、その、教祖様によつて始められた理を、一筋に伝えると言う点にある。

それを忘れて、あれも混ぜ、これも混ぜ 世間噺のような事を混ぜては絶対にならぬ。この道は、教祖様に初り 教祖様から純粹、無難たゝ一筋につゝして来て居る道である。

この「さしづ」は容易ならぬ重し「さしづ」であるから、将来生涯、忘れてはならぬ、違えてはなら

ぬ。

とて、「おさしづけ」が、教祖様によつて創始せられ、その理を守ることが、別席、仮席を通じての生命である旨をお諭し下されて居るのである。

次には、明治三十三年十月十四日、「御本席御身上一昨日の午後四時頃より俄に発熱し、本部長一同集会の上、神様へ御願をかけ、其願には御身上速か御なり被下次第 御障りの事第一に御願申し、指図通り運ばして貰ひますと願、尙本局より電報の事情ありますから、此間御障りの事御願申上げますと願」に対しての「おさしづ」につゞいて、「押して、東京本局より松村吉太郎へ用むきすておいてすくのほれとの電報に付、此へんの願」に対しての「おさしづ」中に出て来る。

「(前略)はたらしてるものわからん、これから皆心にうかばすほどに 心にみせるほどに こんな事さとした事なし とびらひらして是からといふ、とびらをひらしてはたらききつてゐる、かけくわからん、ほんのときく 席に一つ理もだし、**教祖存命の心やで**、さあくなつても一つ、ならいでも一つ、ならんくの道、あちらへかくれこちらへかくれて、とほりた事おもふてありやよいく

おもふてありやいづつになつてもくきへさうな事はなし たんくたのしみとつたへおかう。」

と仰せになつて居る。この時は、本席様の御身上、本局から電報とは言わずとした、独立請願に關する呼出し、この全教にとつて重大事である身上、事情の立会うた中に下された「おさしづ」である。

道の歩み困難な時に當り こゝ一年二年連れ通つて来たのは、皆、姿は見えないが、働いて居るものが

ある。その働きによつて連れて通る。それは、扉を開いて、昼夜の別もなく働きに働き抜いて居る教祖魂の働きである。この事が分らんようではならぬ。時によつて、本席の口から教え諭して居るが、教祖の魂は正しく生きて働いて居るのである程に。道のため上京するについては、成つても成らなくても、その誠實は、同一の理に受取つて居る、警察 監獄と苦勞の日を重ねた昔を思うてさえ居れば、間違はない。次第に楽しい道が開けてくる程に、御激励下されて居る。

次は、明治三十三年十月十六日夜九時半、「御本席、身上俄に胸なり腹背したみ、それより刻限のお話し」の中に

「(前略) これまでさしづ／＼ばかりきて、さしづまもらにやならん、まもらにや神をたましたやうなもの、よし事はとつて、あとくさらしてほかしてしもたも同じ事、**ぞんめい教祖の道**、あれもかへにやならん、これもかへにやならんといふは神のさんねん／＼ よくきゝわけ、さんねんやわい／＼

(後略)」

とて、この道は、存命教祖の道である。教祖が現に生きて働き給うなればこそ榮えて居る道である。然るに 教祖様御在世中のしきたりを、世上世間の理に押され、体裁や外見のために、あれも変え、之も変えようと言う量見は実に残念千万である。とお諭し下され、この道は、存命教祖の道であると、判つきりお説き下さつて居る。

次は、明治三十三年十一月二十二日、「安堵の飯田岩次郎の事情に付、九州地方へ榊井政治郎派出する事願」に對する「おさしづ」の中に

「(前略) 心にははやくとおもふ処、これ年限としおくれるほどほどきにくし、ほどきにくしやうになつてはならんく、さきにほどかにやならん、ようきゝわけ、さきの方で、あらやまこやく、しまひになればよしとしふてゐても、**教祖の理**これたよりとしふてゆけば道やなしとはいへまゝ、これきゝゝわけ、かういふもくろみく、**かどめくが道である**、この言葉はよいならんさとし、これみんなきゝわけてさとさにやならん、うつかりしてゐては心くるしまにやならん、中にかどめきゝわけ、めんくさへよければよしとしふてはならん、道はどうでもとほさにやならん、たてにやならん、ようきゝわけて、よのく事外くの事はほんにかざりくといふ、しんの心なげにやならん、世界のどうりはかざりとたてにやならん、ようきゝわけ、むつかしいく、らくの中にむつかしい理あるといふ、ほどきにくし、心合せてくれにやならんと、ゆく処へでる、どういふ処へでるが道か、道やないかきゝわけにやならん、なるほど**教祖といたるとくはたてにやならん**、この理はつぶさらせん、そこで今のものみなく心合せてくれにやならん、さきく注音くといふたる処が筆にしるしたる、筆につけたる、そこでどんな火の中でもとびこみ、どんなやればの中でもといふたる(中略)理は理や、元たすけてもらふ、たすけてもるたはどこからどうした理か、どこからかうした理か、この理わかりたら元々たてゝここにやならん、(中略)助けてもるたものすておしてよこあひといふは道とはいへん、これだけさとしたら道のかどめ、これにとどまつてゐる。一

と仰せになつて居る。これは、本教の異端者と成り果てた飯田岩次郎の一味が九川にも居る それについで  
の巡教の首途に下さつた「おさしづ」である。

異端者と云うものは、道にとつては極悪非道ながら、而も、教祖の教えられた原典を歪曲し、逆用して  
人々の信仰を紊そうとする。

けれども、元たすけて貰うた恩を忘れ、ぢばの理に引引くようなものは、道とは言えぬ、之が角目であ  
る。道の角目は、この一点につきるとて、教祖の教を逆用し、道を売る者に対しての心得を判つきりお教  
え下さつて居る。

次は、明治三十三年十一月廿六日、「増井りん五十八歳身上のばせに付願」に対する「おさしづ」の中  
に 四回出て来る。

「(前略) 教祖いりこんで天よりさとしおいたる道、その教祖ことばくだしてある処うづもれたる、そ  
こで一つどうりじゆんくあれどおくれたる、この道はみな身上からつきくる、身上でなくしてつ  
たものはほんの一花のやうなもの、ぜんくからいかな処もきゝわけてざとしてくれ、みな教祖存命  
の間のことば一つ萬劫末代の理、このことばながくこの順序さとしおかう ようきゝわけ、女といふ  
中に何をくたしたといふ理はかざくあらせん、教祖存命でくだした理といふものはかくしや、ちし  
やからでけた理やなしく ことば一つ理はなんぼのかうのうともかぎりなし (後略)」

この大意は、この道は、親神、天理王命が、教祖に入込んで天から論し置いた道である。その教祖が在

世中に この増井りんには特別の言葉を下されてある。然るに、その実現は遅れて居る。而し、この道は、教祖一人から初つた道、智者や学者で出来た道ではないから、教祖じぎ／＼のお言葉は、何程の尊さとも測り知れない。それは、やがて実現して満足さす。身上は心配するに及ばぬ、

とて懇篤なお言葉である。増井りん先生の尽し運ばれた誠真実、教祖様から特にお賞めのお言葉を賜わり 又「おさしづ」の中でかくも、有がたいお言葉を頂して居られる増井先生の誠心の程、又、之を斯くまで仰せ下さる教祖様のお恵みの程には、全く感激の外はない。

次は、「おさしづ」中、第四十一番目四十二番目の「教祖」と云うお言葉は、明治三十三年十二月一日（旧十月十日）「増井りん昨日御息御授け被下ました処、高井猶吉 梅谷四郎兵衛のやうなと同じ事でありませ願」に對する「おさしづ」につゞいて、「増井りんの是迄の御授けとうふんといふ事でありましたから、これ迄の御さづけはとりけしのやうで御座りますか」との伺に對し、

「さあ／＼とうふんといふはとうふん、日がらこんなからどうもならん、（中略）みんな中におくれたる、十分おくれたる、女といふだけで同じやうおもてゐた ようさとす、何年あと本部員といふ理にあらためたる、一二三改めて教祖順序だん／＼さとしたる事ある なれどどうもならん、女といふておぼつてあつた、教祖ぞんめいといふてあらためた事情（後略）」

とて、先に頂かれたお授けは当分で、これからの息のお授けとなる。又、先には功能の理があるが、すぐには行かぬが、と仰せられてあつた本部員と言ふ理をこの時、拜命される。そして、この事は、教祖御在世中

に 一 二 三の中に入るものとして、結構なお言葉を頂いた処によるのであるが、女であるからとて、今日迄埋んで居た。而しこの道は、教祖存命の道であつて、姿は見えずとも、御魂は生きて坐す。いつく迄も生きて働き給う。この理によつて、今迄埋んで居た理は、明らかに表へ出すように。とのお言葉である。

次は、明治三十三年十二月四日(旧十月十三日)「増井りん御守り御拵へ被下時に九つといふ処は、以前千人を一勤と聞してもろておりますが、そこで千の内九つでありますか、又は夏冬共御めし被下て御下げ頂きます教其中で九つでありますかこの処願」に対する「おさしづ」につゞいて、「四名の老女方手伝してゐる処はこれまで通りで宜敷御座ります哉」と云う何に対する「おさしづ」の中に

「さあく／＼にか尋ねにやならん、一つ／＼さしづすれどさしづまでのもの、なれどこれから尋ねる、尋ねばまもるはさしづ、さしづは教祖ぞんめい同じ事、(後略)」

と仰せられて、「おさしづ」は、教祖様が生きて直き／＼仰せられると同じ理による。即ち、教祖存命の理に諭すのであるとお教え下さつて居る。

同じくこの日の「おさしづ」のつゞきに「御息の御授けの時御指図の中に一二三といふ処はどういふ事であります哉押して願」との伺いに対し、増井りん先生の本部員拜命に際して、一 二 三 と云うのは、一か二か三かと云う立派な誠真実の心掛けあるものとお賞めの言葉で、決して区別したり 差等をつけるものではないとお諭しあり 之につゞいて、「御さとしの事話してゐる処へ」「おさしづ」下された

中に

「(前略)此ぢばへつくしたはこんだひきたしてゐる中、高しひくしはなし 一れつへだてなしは教祖の道としふ、高しひくしへのたてなしは教祖の道としふ、これでわかたやろ。」

と仰せになつて、何役々々とは、付けた名であつて、この「ぢば」へ尽す、運ぶ誠真実によつて、引出して頂いて勤めさして頂く中に 地位身分の高低はなし 一れつ人間皆、親神の子として分け隔てのなしが、教祖の道である、地位に高低の差別のないのが、教祖の道である。之で分つたであらう とて、教祖によつて創められ、又存命の教祖によつてお守り頂いて居るこの道は、どこ／＼迄も一列兄弟、無差別平等の道であるとお諭し下さつて居る。

次は、明治三十四年三月七日、「永尾よし多身上のぼせに付願」に対する「おさしづ」の中に

「(前略)どんな事も心にかけてずしてやさしい心神のぞみ、あつき／＼どうもならん、なにかゆつくりそだてる心道である、ゆつくりそだてる心道である／＼(中略)よりくるものたせつ、又たからありやどうとしふ心くもりもつてはならん、そだてる道である、これ聞分けてみなみなおなじ心万事そも／＼ではどうもならん、女でありやどうそりやあらうまい あらうまいがまたよりてくるともわからん、男女によらん道のだい 一つからぞんめい教祖はんにももるたら、こりやどうしようやらしれん、何のためやろ、何のためやつたらよるこぶやるとしふ、人にまんぞくさは教祖の理もろたさかしく／＼としふて、これでよいはあとのたねきれる、もつてくれればあたりまへ もつてく

ればよしではあと／＼ふせぎでけん、この心みなさうざうにもつてくれ、身上あんじる事いらん、しつかりふんばつてゐる。」

とお諭し下さつて居る。之は、個人の身上に対する「おさしづ」ですが、この中に「道のだい」と言う言葉が、判つきり出て居る点に注目せねばならぬ。男女によらん、とは仰せになつて居るが、この「おさしづ」を頂して居る方が、婦人である点を考え合せたい。即ち、その意味は、女も、男と少しも区別なく道の台である、と仰せになつて、深い自覚を促して居る。

そして、生きて坐す教祖様に物を貰うたら、どうしようか知らんと云うて皆喜ぶ、この喜ぶのを見て、教祖様はお喜びである。人に満足さすと言うのが、教祖様のお心であり従つてこの道の根本精神である。とお諭し下さつて居る。

次は、明治三十四年三月二十二日「松村吉太郎東京本局に対する件申上げて後上京する事願」に対する「おさしづ」の中に

「(前略)ほそし道はあぶなし 大くわんはなんにもあぶなし事なしが道なれど、大くわん道はあぶなし ほそし道はあぶなしとはどうしふ事、ようきゝわけ、これまでとほりてきたは神がつれてとほりてきた、神の道大くわん道やなし かゝりどこからももちいつた道やなし ようきゝわけ、教祖一つ天よりあま下り道つけかけたるかな、道、(後略)」

とてこの道は、教祖様お一人から初つた道、親神様がお開き下さつた教えであつて、どこへ行つて許可を

貰つて初めた」と言う訳の道ではない。とて、本教は、教祖様に初まる天啓の御教である事をお諭し下さつて居る。

当時、本教が、本局の所管内にあり、併せて、政府当局に対して独立請願の最中であつた事を思うならば、この「おさしづ」に於て示されて居る神意は、自ら明らかである。

次は、明治三十四年五月十五日、「御本席御身上に付願」に対する「おさしづ」の中に 二回現れて居る。

「(前略) これまであだなさしづしてない まちがふたさしづしてない なれどかつてからにこりにこりさして通りきつてある、たび／＼あつておよぶからどうもならん、どうしようといふたておもてへあらはれてさしづする理は、**おやぞんめい一つ教祖の理**といふ中になれば、これはどうしておかう これはかうしておかうとさしづににこりをうつ、にこりをうつさしづはいらんもの、人間の一つの心で、どうとおもへどならんで、理をよくこれきゝわけ／＼ けふまで道すがらかんなん苦勞とほりたやらう これようきゝわけ、通りよし道とほりてからは、とほりにくい道とほられん、いくめへ何人かさなりたとて一日の席やすんたらまんぞくあたへる事できようまい 通りにくい道からでたもの、よう聞分け、さあ／＼席といふてにち／＼の処、事情をはこび、それ／＼まんぞく理あたへるは **教祖ぞんめいの理も同じ事、(後略)**」

と仰せになつて、「おさしづ」「も」「おさづけ」「も」「事情のお運び」も、悉く 教祖御存命の理によつて、お

出し下されて居る。即ち、教祖様のお姿は見えなくとも、御魂は御存命に坐す。従つて現身を現して、御存命遊ばした時と、現在と少しも變りはない。

故に「おさしづ」に 人間心で變改を加えてはならぬ。又、「お運び」は、何点溜つて居らうとも、休まずに運ぶと云うのは、子供に満足したいとの教祖様のお心が生きて坐すからである、とお諭し下さつて居る。

次は、明治三十四年五月二十五日、「昨日より御本席御身上大變のぼせると仰せあり 御障り中、本日増井りん御教祖赤衣仕立被下し事に付申上被下、夫より段々御話しありて、本部員不殘寄せと仰せあるにより一同打揃御話し（御敷布団しかず御坐りで御指図）」と言う「おさしづ」の中に 十回出て参ります。これは、赤衣仕立について、即ち、「お守り」に關しての「おさしづ」である。赤衣は、申す迄もなく 存命の教祖にお召し頂くための仕立、又存命の教祖様の御働きが、各人の身に添うての「お守り」であるから、こゝは、大そう鮮明に 教祖存命の理をおとき下さつて居る。

「(前略) これまでどうしてとほりてきた、よもやく十年あとからなつてきた道やあらまゝ 寿命ちぢめて席にでゝはたらきしたらこそ、せかいやれく〜と目さますやうになつたもの、**教祖ぞんめい**の間から年限幾年たつたかしやんしてみよ、(後略)」

とて、本教の近々の發展は、皆、教祖の御魂が、やしろの扉を開いて、世界を駆け巡り、本席の口を通して、「さしづ」して来たからである。決して、こゝ十年間の發展は、こゝ十年のものではない 教祖様の御

在世中から引つゞき、御魂が生きて働き給えばこそである。と諭されて居る。

そして、その日のつゞきに 皆が会談して、心を一つにして、ならん処、難しい処でも、何でも道のため進まして頂くと「相談して心を合せて御詫び致しますと申上げ」たに對して、

「さあ／＼なあかうして、みなと／＼どうとうではなし、おしかけるはなししかけたら、一日の目をもつてあつまつたも同じ事、今日まで教祖ぞんめい、教祖日々入込んではなしする、理はかる／＼しい事やない／＼ 十分おもひ日々心をやはらげ、どんなものもあたまならべ、あたまをへて通りてきたは、今日まで何年いらし 教祖ぞんめい同じ事、どんなものでも同じやう心だけ日々うけとつて、日に／＼はなしするは教祖ぞんめい同じ事、元々の心にてさしづないげな、席かはりたどういふもの、一日一時どうなる あかいみちくらしみちなつてしもてはどうなる、さうなつてからどんな事したとてあかせん、**教祖存命一つをさめさしたは容易やない** これしつかり聞分け、(後略)」

とて、教祖様は今尙、現に生きて坐し、本席に入込んで日々おさしづを下さつて居る。従つて、姿は見えねど、教祖様は生きて坐す、然るに之を知らぬものは、本席の言葉を、教祖存命の理によるものと思わぬであろうが、そんな事では、明るし道が暗くなる、この教祖存命の理を皆に納得さしたの**は容易でなかつたが、之こそ本教信仰の生命であるから、しつかり聞分けよ。**とお諭し下さつて居る。

同じく、この日のつゞきに「相談致しまして申上げますと」の言上に對し、

「(前略)どこの国にもかしこの国にもあつたものやない 神が入込んで**教祖を**しへたもの、その教

祖の言葉は天のことばや、どうやるかうやらうとそこへ**教祖入込み**、天よりすぐとうつしたのや、今日むだにはならん／＼ しんからむだにする、これまで聞いてゐてをさめさゝんが今日の日になつたる、第一一つ世上へ人々へ守りわたす あくなんよけ、これわからん、かつてにしてゐた、それよりだん／＼あらためて**教祖しつかりわたしさづけ**たる、これちいさいもの、ちいさいものがなにほどたいせつともわからん、あらためて一つの理、とんとどうならん、(後略)

とて、先ず教祖が月日のやしるに坐す理を説き この道は、天なる月日が教祖を教えてつけた道、教祖の言葉は、天なる月日の言葉である、月日が天から天下つて、教祖に入込んでつけた道である。そして「守り」は、その教祖から授けられるものである。であるから、少しでも、教祖の定められた理を交えてはならぬ、間違つてはならぬ、この「守り」は、小さいものゝようであるが、決して小さくない 教祖存命の理のお働き下さるものであるから、教祖以来の理を一筋に守れ、とお諭し下さつて居る。

次は、明治三十四年五月廿六日、「前御指図より本部集会 又、教長様へ運び致し、その趣を御本席へ申上げて御託致し居るところ、俄に御話しありし廉々」(平野権蔵、榊井伊三郎、増野正兵衛三名運び)の終りの方に

「(前略) 針真といふ名は誰がつけたるか、**教祖**がつけたるか、席がつけたるか、みなよつてつけたるか、答へてみよ。」

之は、増井りんに対し、針の真と云う事を、教祖様御在世中から仰せになつて居たのを、こゝに お確め

になつて居る、そして、この道は 教祖様のお言葉のまに／＼進ませて頂く道であると云う旨を、御明示下さつて居る。

次は、同日、明治三十四年五月二十六日、午後六時五分、「一昨日二十四日よりの事情に付ては、平野楯藏、増野正兵衛、榊井伊三郎の三名、教長様へ運び、教長様二十七日より御運びの席に御出まし被下事、御本席へ申上げし処、御本席より御守りは如何と仰せられず、親様御入込にて大声にて」

「まもりしんはりのしんといふは、二代席がきめたか、そふだんにてきめたか、**教祖存命中**にさづけおいたる、三名の者きいたか、さあしつかりきいたか／＼。」

とて、お守りを縫う 針のしんは、本席が決めたでも、人間がきめたでもなし 教祖様御在世中にお定め置き下さつたものであると、明らかにお教え下さつて居る。

次は、明治三十四年六月十四日、「六月一日より御本席御身障りに付、七日間御休みに相成る、よつて種種相談の結果、本部長一同神様へ御願ひ申上げしには、御身上速か御成被下れば、御指図を頂き、御指図に依つて、どのやうな事も運びますと御願ひに付、如何の事でありませ哉願」に対する「おさしづ」の中に

「(前略) 今日**教祖**もりといふ、日々であらう もらひうけたるにんそくやしろといふたる、年限じつとしづみある、とき／＼みならひしんのだい **教祖**しんについた理、神のにんそくやしろといふて

もらひうけたる、(後略)」

とて、教祖様のお守りについてのお諭しである。即ち、お婆は見えねども、教祖様は存命にて坐す、従つて御生前同様お仕え申すのであるから、おもりをさして頂く。それには、教祖様の手足となつて働くと言ふ。教祖様と云う中心に附随した理のものが居る筈である。とて、おもりについて、諄々とお説き下さつて居るのは、目には見えねど教祖様が生きて坐しませばこそである。

之につゞいて、「しばらくしてから」の「おさしづ」の中に 第六十五番、六十六番目の、教祖と云う文字を拝す。

「(前略)百姓く、歟のしんとしふたる、それはたのしんでせらく (中略) 教祖ぞんめい云はれた事にまんぞくあたへる事できん、とかくまんぞくくは道のこえく 又けたいな事やなあといふもの中におもやしようまいがく なれど人間かつてどいふやない 教祖ぞんめい身をかくした處から 聞分け、(後略)」

とて、教祖様の御在世中のお言葉を実現して、埋れて居るものを引出して、百姓仕事をして居る者も、交替して、おつとめに出して、満足させてやれ、之が道の肥である。とお諭しになり、教祖様が現身を隠しながらも存命に坐しますと云う理をしつかり思案して、御生前のお言葉通りの実行を促して居られる。

つゞいて、「仲田稽吉の事かいなあと、話ししてゐる処へ」、仰せられた中に

「さあ／＼たん／＼一代をつくしきり 教祖ぞんめい日々つとめ、やう／＼かくれ、それから一つ代かはりてなほもすゝんでくる、これ一つの理にはやくとりたてゝやつてくれ／＼(後略)」

とて、教祖様御在世中尽し切り 勤め切り、御姿をおかくしになつて後、尙も信仰の道を進んで来るものを取立てゝ貰いたいと仰つて居る。このつゝきに「名民蔵／＼」とて上田民蔵先生の名前が出て来る。

次は、明治三十四年六月十七日、「教祖様御休息所掃除は、若井はる、西田こと、月交代か、日々交代か、押して願」に対する「おさしづ」につゝして、「奈良糸様の見習は、御休息の方か、御本席の方か、」との伺しに対して、「おさしづ」あつた中に

「(前略)存命の間に親と親にもらひうけたる。休息所／＼守のしんといふたであらう ようわかりたかく (中略)さあ／＼ようきゝわけ、**教祖存命**一つ／＼あざやか理、(後略)」  
とて、教祖様は、お姿は見えねども、御魂は生きて坐します故に 御生前の思召し通り 一つ／＼鮮かに実行してゆけ、とのお諭しである。

次は、明治三十四年九月十八日、「前川たけ前日身上に付、前御指図に古き顔に直してやろと御言葉、又、心丈やでの事もありますが、是は教祖様の御守被下方と同様との事でありませうか、御供包さして貰ひますかとの願」に対する「おさしづ」の中に 教祖と言う言葉は三回出て来る。そして、之で第六十九、七十、七十一番目にあたる。

「尋ねるさしづ**教祖の処**しばらくの処、たがひくむすびこんでやるがよいくかうして一つさとしたら何よわかる、此所へよつたらどんなものでも**教祖の間**へとおもふ、なかくさうやなしみな理をあらためたるもの、**教祖の間**へしてもりといふ(後略)」

之は、存命に坐す教祖様の間へ行つて、お守りさして頂く事は、おぢばに勤める皆人の望みである。而しなかく簡単に思うようには行かん。が、教祖の御堂へ行つて、もりをせよと言ひ付ける。

次は、明治三十五年三月十四日午前十一時過ぎ「刻限の御話」の中に

「(前略)**教祖のこの理**こゝろにをさめ、みなく取扱ひくれるから、ふせこんだ理どこにあるかこの屋敷より外にありやせん、親子ふせこんだ理、存命のあひだせきにうつしてあるく。さあくようきゝわけく三名中の兄弟、中がわるいやうでは世上の理どうなる、また親といふ理きゝわけ、この理天が下にはありません、**教祖存命の理**、(後略)」

とて、教祖様の並々ならぬ御苦勞の理、親心の程をよく心に治めて通れ、この道は、姿は見えねど、生きて坐す教祖様にお仕えして通る一筋の道であるとお諭し下さつて居る。

明治三十六年の「おさしづ」の中には見当らない。

次は、明治三十七年七月二十七日「本席様身上御障りに付願」に対しての「おさしづ」の結びに、

「(前略) やりこいものはとしよりも若きものもこどもにみなくくうである、今席といふたら**教祖**

とはちがふなれど、ばんじいりこんではなしすれば、**教祖一つの理**もおなじ事とさとしおかう。」  
とて 教祖と本席とは、違うけれども、本席の口を通しての「さしづ」は、総て教祖が入込んでのさしづであるから、その言葉は、教祖が直きく言うのに異らぬ、とお諭し下さつて居る。

次は、明治三十七年十二月十四日、「過日の御指図により、一同協議の上第一部下を養成するに對し、以前教会に關係ある本部長整理の爲め其の教会に赴き、關係のなき教会は教長様の命に依り 神様の御許頂戴の上、夫々教会に養成する爲め出張する願」今で言うと、世話人の出張についての願である。この願に對する「おさしづ」の中に

「(前略) いちく物をもつて行て、どうとはできやうまし、そこにひとつの情愛といふ心ある、一人たすけたら万人たすかるといふ心もつてくれ、一人くるふたら万人くるふ、ならん事せしとはいはん、一人助けりや万人助かるといふ理、心にをさめにやならん、何がちがふ、幾国何人あらう 元ひと処子供一人そだてばみなくそだつ、一人つぶせばみなつぶれる、長し道筋のあひだ 年々によりあふた、かはりた話し、かはりた話しとおもふやらう さうやない 前々から田の中、野中の事おもふてみよ、神はうそはいはん、**教祖存命**伝へたる、年限まできつてきかしたる、(中略) 元々から大きものはなし 一年は一年、二年は二年、三年は三年の理、みえてなくばうそである、そこで皆々心をもちかともせにやならん、どうもせにやならんとめんくの心にもつてくれにやならん、ときゝわけてだんじあひくの心、水ももれんやう 十分運べば神の守護といふ、神の守護はめづらしきも

の、しばらくの間むつかし困難、道も困難、世界も困難、辛抱といふ、元の心みてやれ、これからみればどんなしんぼうもできる、年々にかさなりたる、これをしつかりきゝわけてくれ、みなならん中からする、肥といふものは早しめからせにやできやせん、どんなかんなんもふんばりてくれ。」

とて、教会を修理し、信徒を育てるには、情愛といふ心、即ち一人の人を救けると言う心を持つて、元々、教祖様が一人の子供の命をお救けになつた理を思え、立教以来、この道は、教祖様のお言葉通り伸びて来た、年限まで切つて予言した通り発展して来た。(中略)何事でも、初から大きいものはない、年限を経て、困難の中を通り抜けてこそ、子供の成人と云う喜びが見られる。元の心、即ち、教祖様のお心を思え、そのお心を見て日々通るならば間違はない。とお教え下されて居る。

それから、明治三十八年には見当らず、明治三十九年一月十五日、「上田奈良糸様四十三才身上願、」の中に「押して、教長様へ申上げ、本部長一同相談致しましてもう一応御願ひ申ましたら宜敷御座りますかと願」に対して、「おさしづ」の中に

「(前略)みなみな身上すつきりもらひ受けたるからだ、一つはこんで**教祖一つ理**であらう、これくたしてはこへば、だんじ一つの理に合まるものである。」

とて、教祖様が一名くらしと云うて、すつきりお貰ひ受けになつてある。その理通り、すべて実行したなら、これが、教祖様のお言葉通り、すべてを實行す」と云う理になる、とお諭し下さつて居る。

次は、明治三十九年五月一日、「上田奈良糸様身上に付、先般御指図頂き其中に『今日は気分わるしと云ふけふ一日かはらうと云ふ日を待兼てゐる、日々に運びたらんから尋ねにやならん日になりたる。』と云ふ御言葉御座りますが、如何の事でありますか願」に對しての「おさしづ」の中に 二回出て参ります。

「(前略) よう聞分け、**教祖存命**より一人くらしと云ふてもらひうけたる、この一つ言葉の順序からくみたてにやならん、けふはどのやうの事を席よりうつしもでける、(中略) これしあげてまにあふやうにせにやならん、何かおくれく、種をうしなふてはならん、うしなふたらどうするか、よう聞分け、これまでふかき話してある、**教祖二十年祭** 前一寸さとしてある、どんな事あつてもつけかけ九道は八方つける、(後略)」

之は、教祖様御在世中から、一人くらしと云うてある、それは、神の御用に使うためであるが、(中略) 必要な時機に間に合うようにせねばならぬ、教祖二十年祭は、滞りなくすんだが、今後、どのような節があるにしても、つけかけ九道は八方につける とて、教祖様御在世中のお言葉のままに実行し、教祖様の御霊の生きて働き給う理のまに、御年祭々々々毎に 道の躍進する所以を御教示下さつて居る。

次は、明治三十九年十二月六日、「本部旧正月節会の事に付、一同会議の上、以前通り五日は村内、六日七日八日の三日間は、信徒丈けにして、凡そ三步は鏡餅として、御供、七歩はかたものにして、分支教会より御供、それを以て、世界助けの事にさして頂き度願」に對する「おさしづ」につゞいて、「引續い

て「の」「おさしじ」「の中に

「(前略) ようきゝわけ、此道といふ、みななるほどといふてぜんくよりきいてゐるやらう きゝわけ、**教祖事情**といふようゐならん理であつたで、ようきゝわけ、どんなかんもせにやならん、くるふもせにやならん、くるふはたのしみのたね、たのしみはくるふのたねとみなきいてゐるやらう (後略)」

とて、この道は、教祖様の容易ならん艱難苦勞の御みちすがら、即ち、本屋迄売り払うて、どん底を通り抜け、その上、七十を越してから、警察、監獄に 十七八度も御苦勞下さると云う 元々の理から出来て来た道である。とて、皆にも、苦勞は楽しみと勇んで通れと、お諭し下さつて居る。

次が第八十一番で、明治三十九年十二月十三日、「河原町分教会の教祖様赤衣裁判所より歸へりましたら、本部より行つて治めますものか願」

「さあく尋ねる事情く 尋ねる事情は一つさあくもうどうもかうも一つ夜るともひるともわからん、さんらんく 心にどうもならなかつたであらう 一つ事情きゝとりさとしの理を治めてくれく めんく心に事情理まぢがひとりちがひ、あちらむしてるやらこちらむしてるやら、事情一つの理、どうにもかうにもならん、一時事情にのがれやうまい 日をまつよりどうもしやうがなれ心の理も一つさんらんようかんがへて一つ理みてみよ、**本部といふ理あつて他に教会の理同じいき一つのもの、この一つの心をさめにや天がはたらきてきん、めんくそれく心く天がみとほして**

ある これより一つ心の理を治め、唯一つ教といふ、心でとほらにやならん、さあ教祖存命の理とい

ふ、どういふものかう云ふもの聞分け治めてくれ、さあ心の心なくて一つ心や理なげにやならん、中といふあちらむくこちらむくやうではならん、一日の日をもつて尋ねたらかういふ理あつたと、みなくの心にをさめるなら、又々これからといふ、さあ尋ねる事情一日二日三日十日三十日の理と同じ事といふ、順序の理治まつたら一つの事情はこんでくれるやう。」

とて、この道は、本部と云う理があつて、国々所々の名称は皆、この理つゝして、一つの息を呼吸して居る一つにつゝく生命体である。

本教と云う教は只一つ、全教は悉くこの存命の教祖の理によつて生かされて居る。とお教え下さつて居る。

次に 明治四十年三月十三日(旧正月二十九日) 午前八時三十分、「平野檜蔵と御はなし在りし時、俄に刻限の咄」の中に

「(前略) さあしつかりせし 教祖に此道ゆづりてもろたのに なんぎささうといふてゆづりてもろふたのやなし しふてゐた日あるのになんとばけてゐる。(中略) 教祖といふ道内からつぶしてゐる、世界の道でたつてあるかく 学問で立つとおもふか、(後略)」

こゝは、所謂、百日のさしづの発端になつてゐる刻限であつて、親神様の思召の実行と、会計の赤字と板挟みと云う立会つた状況に於て、この道は、教祖によつて始められたこの道は、不自由難儀さそうと

云うて皆々にお伝え頂いた道か、そうではあるまいと仰せられ、(中略)教祖様のお言葉通り 万事運んでこそ、道はいつく迄も榮えると、お諭し下されて居る。

次は、明治四十年三月二十二日、(旧二月九日)「奈良糸様の建物の屋敷どのへんといふ処願、」に対する「おさしづ」のつゞきに「材木一本教長より買入あと三本五本は席が買ふと仰せ被下ましたのがどういふ木でありますか願」に対する「おさしづ」の中に

「さあくその咄しかけたる、席がかねてあけてもくれても**教祖の処**、日々むねにつかへてある、少々のものではじつさしのふしんにまにあはん、たゞ席の心のやしなひである、これ一つあざやかな心になつて、左にあれば右にある、これ右にあれば左にある、(後略)」

と、教祖様御在世中、元治元年最初のつとめ場所の御建築に当り之は、三十年と年を切つて置かれたのに、その時機の到来は、日清の役や、祕密訓令と云う内外の大節であつた。以後十年以上延びて、今に到つて居るから、教祖様のお言葉に対して、何でも、つとめ場所を新築せねばならぬ。それには、三本、五本の木材は、いよゝ普請となれば足りなすが、之は 本席の心休めである。而し、之が初まりとなつて次々と材木が寄つて来る、とて、神殿建築を次第にお急込下さつて居る。

之も皆、教祖様御在世中のお言葉を、存命の理によつて御実現下さる。

つゞして、「教長様より「本買ふ事情願」に対して、

「(前略) こんど教祖のふしんにかゝる、内にある処、席にゆづるゆづるとことばあれば、日々にくらぎ日々はたらく、これをしつかりきゝわけ。」

とて、神殿建築は、教祖様御在世中のお言葉によつて 打出され、そして、今、存命の教祖様が、本席の口を通してお急込み下さつて居るのですから、教祖の普請と仰せ下さつて居る。

そして 内の山とて、本教所有の山にある木を、五本でも十本でもよいから、使うと云う決心がついたら、十分満足であると、お喜び下さつて居る。

次に 第八十六番目の教祖と云う文字は、明治四十年四月六日、(旧二月二十四日)「昨夜の御指図読上げ派を分けるといふ事お尋ね申上げます」と云う伺に對して、

「さあ〜はをわけるといふ、はをわけるといふはどう云ふ事とおもふ、さあ〜かうせん事にはいかん、どうせん事にはいかん、いじがた〜んといふは派がころつとちがふ、**どんな事もこんな事も、一つの心より始まつたもの**、一手一つが道理にかなふなれど、それがいかんからこれもしきりどれもしきり、しきりするからどちらもしかん、どちらもしつかしになる、**一筋の道に派をわけ**るからいきにくい、どんな事も一つから始まつたもの、一つから行け、あちらこちらそれ〜一つは派をわけ

からいかんのや、また〜わけ

る事いかうまい 一つきつしりしてむすんだ一つ理始めだした一つ理、**教祖存命一つだした理と、この一つ天理の理と違ふまい**、数年らいふせこんだ理どうでもうこかす事でけん、これ一つことばにだしておかう。」

とて、本教は、教祖様お一人に始まつたもの、どこ／＼迄も派を分けてはならぬ、会計上も、まだ／＼学校会計を別にして扱ふ処までは来て居ない。一手一つの理と、教祖立教の元一つの理と、教祖存命の言葉とは、一つの理であつて、この一つの理こそ天理である。

と、お諭し下さつて居る。そして、之につゞいて、「学校の方でありますかと願」に対して、

「さあ／＼わかつた／＼ そんな事ではいかん、一寸三年といふことはたしたる、大きな心をいかけた これ一つたにんずの中ですつきりのべてくれ、なにも不自由する事いらん、あんじる事いらん。」  
とて、全教が一手になつて協力すれば、会計でも何でも一寸も心配はないとお教え下さつて居る。

このように 一手一つと言う理は、「一つの心」と言う処に由来する重し理である事を知らねばならぬ。

次は、明治四十年四月八日（旧二月二十六日）午前八時半、「政枝の事に付、十年来以前川久保との縁談の事に付御さしづの内に 理のはつさんできん事ある故、理のはつさんすればよろしと申して居りますと、政甚より勝手に願」に對する「おさしづ」の中に

「(前略) 教祖存命よりつたへたる、ひかへ柱さへもどうもならん、ひながたあるやらう そんな事しつゝまで心にたゞみこんでゐてはさとしようがない(後略)」

とて、教祖様御在世中のお言葉があつてさえ、人々の心が違えば、逸脱してう。古い縁談の事など、いつ迄も氣にして居て、どうするものか。

とのお教えである。之は個人の事情についての「おさしづ」である。

次は、明治四十年四月十日（旧二月二十八日）午後五時半、「だんく」と御さとしを受けまして、理のとりちがひよりつひに人を恨みました事も眞の心よりさんげ申居り 本人政枝もこれに居ります、今後は如何なる精神もとりきめさして頂くと申居りますと申上げ、「たに對し「おさしづ」あり つゝして、「しばらくして」の「おさしづ」の中に

「(前略)またくついでをもつてさとす、**教祖子供**中によくききわけ、きゝわけのできんものあつたやらう さあくきまつてきまらん、年限おふて年とりて年よりて一つ理をむすぶ為め、それよりはまだつたはつたる、其結構みせてある、(後略)」

とて、教祖様のお子達の中にさえ、聞分けの早いのも遅いものもある。而し年限かけて、連れ通つて、結構を見せて居る。とて、本席の三子に對し、よく思案せよ、とお諭しになつて居る。

こゝなども、教祖ひながたを、御指しになつて居る一例と思う。

そして、一番終りの、第八十九番目の教祖と云う文字は、明治四十年五月三十日（旧四月十九日）、正午十二時半「御本席中食膳の時、身上御障り俄に烈しく教長様初め一同出席直ちに刻限の御諭し」の中に

「(前略)さあく、どうでチョトにしかん、チョトにしかんが心で今はいかん尙いかん、なれどどうても精神といふ道なくばならん、みな精神からできてくる、**此道もと草ばへの中からいへばしんどの**

しぞんといふは教祖や、なにも樂しみなしに一日の日のゆさんもせずにしたはしんどのしぞん、なれど年限の間にはのかのやうにといたる事が今の処にチヨミみえてある、みなかよりといふは、ふはくしたるものなれど、年限おふてくみあげたる、これからみればあんじは一つもなし 心のあんじあつてはならん、(後略)」

とて、現在の北礼拝殿、即ち、神殿建築に當つて、教祖様の御苦勞の理をお諭し下され、之さえ忘れねば一寸も心配はないとて、心の普請を為し下されて居る。

以上を以て、「おさしづ」中の「教祖」なる言葉を一応、悉く列挙させて頂いた。見落しのあつた節は、後日追加させて頂く。

之を通觀するに この言葉の本質的な意味は、

1. 教祖様、御在世中の御教をそのままを、実行によつて伝える道であると云う事、
2. 教祖様の御苦勞御艱難と、親心を忘れなれと云う事、
3. 教祖様の御魂は、今尙生きて元のやしきに留り給うのであつて、お姿は見えなすが、現身を現わして存命しました時と同じく、今も尙、そしていつく迄も存命に坐すと云う事、

以上の三点に要約し得ると思う。

そして、教祖と云う文字が出て来るのは、本教にとつて最も大切な信仰の根本に関する事とか本教にとつて一大事の時とか、乃至は、個人の身上、事情に於ては、よくく緊急の時とかであります。又之を換

言して、本教にとつて、最も大切な事柄、又は、明治二十年乃至四十年に於ける主要な出来事については、悉く「教祖」と云う文字が現れて来ると云つて良しと思う。即ち、

(一) 本教信仰の根本義に関するもの 計四十九例

- 1 教祖遺命の遂行 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 63, 64, 65, 66, 68, 77, 78, 84, 87, 十八例
- 2 教理として 9, 10, 31, 72, 73, 82, 83, 89, 八例
- 3 おさしづ 11, 21, 29, 30, 49, 74, 75, 七例
- 4 おさづけ及別席 13, 32, 50, 三例
- 5 お守り 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60, 61, 62, 十二例
- 6 一手一つ 86, 一例

(二) 本部事務に関するもの 計十二例

- 1 普請 年祭節会 1, 2, 34, 76, 79, 80, 85, 七例
- 2 教祖御休息所のお守り 69, 70, 71, 三例
- 3 本部勤務ちばの理 14, 一例
- 4 分教会関係 81, 一例

(三) 当時に於ける、本教にとつての重大事情 計十三例

- 1 独立請願に関するもの 15, 18, 19, 23, 48, 五例
- 2 異端に関するもの 3, 4, 5, 6, 7, 8, 35, 36, 八例

(四) 個人の身上、事情に関するもの 計十五例

1 身 上 12、20、22、23、24、25、26、27、28、46、47、 十一例

2 事 情 16、17、67、88、 四例

そして、この何れの場合を通じても、一貫して居る事は、本教は教祖お一人から始つた一つの理であつて、吾々はその御在世中のお言葉通り 御教のまゝに 又、その御苦勞を忘れずに 姿は見えねど、現身にて存命ましますと同じく 今現に存命に坐す教祖様の御心に添うて、一手一つに たすけ一条に進め、と云う事である。

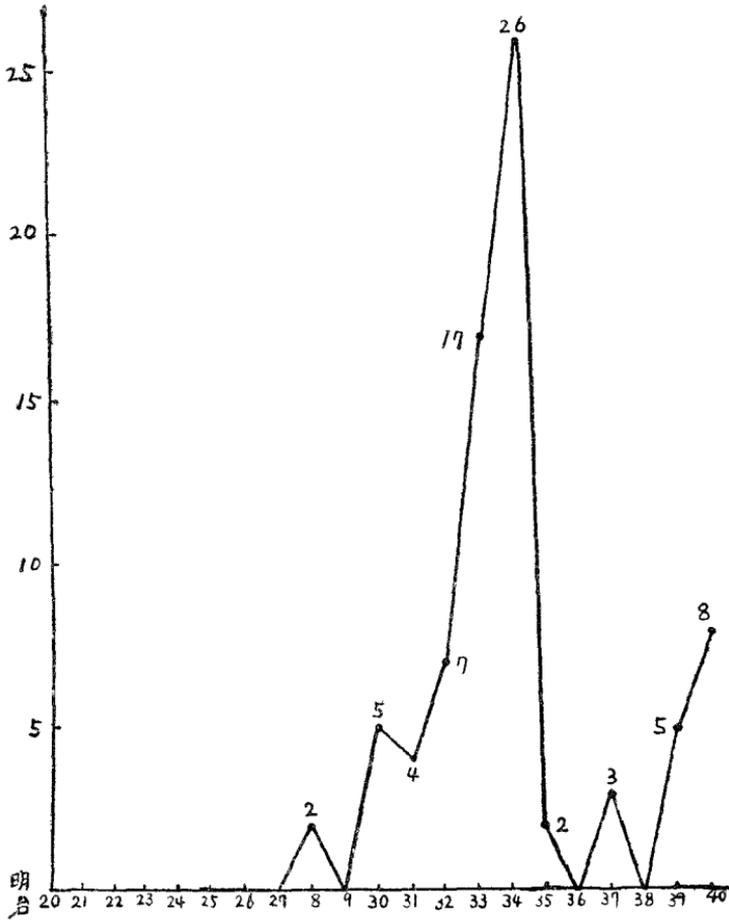
即ち、「おさしづ」「も」「おさづけ」も、「おまもり」も悉く、教祖御存命の理によつてお出し下さるのであつて、目には見えねど、存命に坐す教祖様が親しく 仰せ下され、お渡し下さるのである。

教の内外に事ある時こそ、存命の教祖様が、常にお守り下されて居る事を忘れず、この理に凭れ、この理を判つきり自覚して一手一つに邁進すべき時である。そして、しかなる苦し難しい身上、事情も、吾々が、心に 教祖様の御ひながたを想ひ起し、教祖様の御手本を亡れなかり、断じて、物の数ではなし。

以上が、「おさしづ」「も」に示された 教祖観であり 「教祖存命の理」である。

之につゞいて、「存命」と云う言葉について、又、本項には、主に教祖の御理が、判つきり現れて来るのに対して、実行面から、教祖の御一代を偲ぶ「ひながた」なる言葉について考察させて頂きたいと思ふ

が、その前に「おさしづ」中に「教祖」と云う言葉の出てくる回数を、年度別にして拝観さして頂く。  
「教祖」 89回



右に示す如く、三十四年を頂点とする、頗る特徴のあるグラフを示して居る。之を八十九回現れて来る用例毎に、熟語及その回数を示すと、

	回数	番号
教祖	二十三例	
教祖の処	二例	69、64、
教祖の理	八例	5、7、8、18、19、21、35、47、
教祖はじめた理	一例	32、
教祖一つの理	三例	27、75、(のなし) 77、
教祖一つ天よりあま下り	一例	
教祖の道	二例	44、45、
教祖順序	一例	41、
教祖の言葉	一例	58、
教祖たちや	一例	2、
教祖のふしん	一例	85、
存命教祖の道	一例	34、
存命教祖はん	一例	46、
教祖存命	十九例	

教祖存命の理

教祖存命中

二例 31、62、

教祖存命一つ

一例 56、

教祖存命順序

一例 13、

教祖存命も同じ理

一例 17、

教祖存命の心

一例 33、

教祖存命といふ一つはじめたことばの理

一例 14、

教祖存命同じ事

三例 43、54、55、

教祖の間

二例 70、71、

教祖事情

一例 80、

教祖子供

二例 28、88、

教祖二十年祭

一例 79、

教祖一代

一例 12、

教祖在命中の心

一例 15、

教祖といふ 存命中

一例

教祖一つはなし存命同様の理

一例

おやぞんめい一つ教祖の理

一例 49、

教祖存命の理も同じ事

一例 50、

以上を通観するに「教祖存命」「教祖在命」及び「教祖存命」と云うものを合すれば、卅一例、即ち、八十九例中の35%強にあたる。これに「存命」と言う文字が、教祖の上に来るもの、及、少し隔つて下に来るもの五例を合算すれば、三十六例、実に40%強に上る。そして、この意味は、教祖様の御在世中、と云うのが、抑々の原義であるが、信仰上、その教祖は、今も尙生きて坐すのであるから、「存命も同じ理」「存命の心」「存命同じ事」と展開して、御姿は見えねども御魂は、今も尙御存命中と同じく現に生きて存命にて坐すと云う意味の言葉として、遂に第七十三例、第八十一例等の如く「教祖存命の理」と云う言葉を完成して居る。

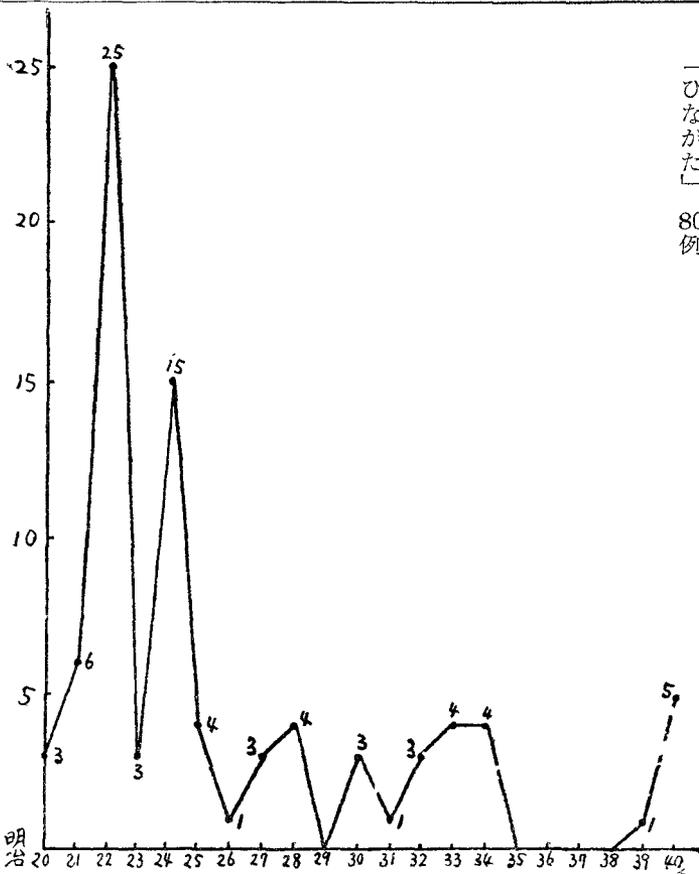
但し、それは言葉について、あつて、教祖の御魂が生きて坐すとの信仰は、明治二十年の御帰幽以後、直に始り、そして現在に到つて変りなく、この信念は、本教信仰の生命として、いよく明瞭に確信されつゝある。

同時に、教祖存命と云う場合に限らず、単に「教祖」と云う言葉を用いた用例の中にも、教祖の御魂の生きて坐すと云う信仰は、歴々として認められ、更に「教祖の理」「教祖一つの理」と云う言葉に展開して、教祖に対する信仰は、永遠性を明かに「教祖存命」と云う言葉と、相まつて、「教祖存命の理」と云う完成語への、段階を示して居る。

以上、本教信仰の生命たる「教祖存命の理」を、「おさしづ」に於て、内容を通観し、併せて言葉として

の發達と成立を拜した。

「ひながた」 80例



つゞいて、「おさしじ」に於て、「教祖」なる言葉の現れる以前の部分、即ち明治二十六年以前に最も多く見受けられる「ひながた」なる言葉を觀察し、併せて、教祖信仰の実行面を伺したし。

第十節 「おさしじ」に於ける「ひながた」の用語例の表

此のグラフを見るならば、「ひながた」と

「教祖」なる二つの言葉は、一つは実践の面を、一つは理の面を明かにしつゝ、相併存しつゝ、而も、前者が、「おさしづ」の前半に、後者が、後半に、特に多く現れて居る状況を明かに知り得る。

## 編輯後記

本号には、「教祖存命の理」一篇を輯録させていただきます。

教祖様の御心が、今も尙、そして、いつく  
迄も生きてお働き下されて居ると云う事実こそ、  
本教一手指一つの活動の原動力です。

本篇は、この点に関して、原典及び史実に互  
り、出来るだけ詳しくまとめさせて頂いた論文  
です。前号の中へと思つたのですが、余り頁数  
がかさみましたので、これだけで一冊にさして  
頂きました。

(Y・U)

昭和二十七年五月二十日印刷  
昭和二十七年五月二十六日発行

代 謄 写

編 輯 兼 奈 良 縣 丹 波 市 町 三 島  
發 行 人 上 田 嘉 成

發 行 所 奈 良 縣 丹 波 市 町 三 島  
天 理 教 義 及  
史 料 集 成 部

印 刷 所 奈 良 縣 丹 波 市 町 川 原 城  
天 理 時 報 社

印 刷 者 奈 良 縣 丹 波 市 町 川 原 城  
岡 島 善 次